

名古屋市公報

平成21年 2月12日号

第796号

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 市 役 所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋 市 総 務 局
発行人 行 政 シ ス テ ム 部 法 制 課 長

目

次

ページ

告

示

- 事後調査計画書（工事中）について（環境・地域環境対策課）（第27号） 3
- 環境影響評価方法書について（環境・地域環境対策課）（第28号） 5
- 環境影響評価方法書について（環境・地域環境対策課）（第29号） 8
- 市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん（住都・住宅管理課）（第30号） 10
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（健福・障害企画課）（第31号） 18
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の変更（健福・障害企画課）（第32号） 20
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更（健福・障害企画課）（第33号） 21
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止（健福・障害企画課）（第34号） 24
- 開発行為に関する工事の完了（住都・開発指導課）（第35号） 27
- 道路位置の廃止（住都・建築審査課）（第36号） 28

達

- 課の係及び分掌事務規程の一部改正（総務・行政経営室）（第1号） 29

消 防 局 告 示

- 防火管理に関する講習の実施について（第1号） 30
- 防災管理に関する講習の実施について（第2号） 35

外 部 監 査 公 表

- 平成21年外部監査公表（第1号） 38

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告（市経・地域商業課） 258
- 公告（農業委員会農政部会の開催）（農業委員会） 260

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第1号）

1 改正内容

定額給付金給付事業の準備を円滑に推進するため、総務局総合調整部企画調整室主査（企画調整）を1名増設します。（第1条関係）

2 施行期日

平成21年2月9日から施行します。

名古屋市告示第27号

事後調査計画書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項に基づき、事業者から空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る事後調査計画書（工事中）（以下「事後調査計画書」とする。）の提出がありました。同条第2項の規定により次のとおり告示するとともに、この事後調査計画書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成21年2月2日

名古屋市長 松原武久

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市上下水道局

局長 西部啓一

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業

下水道終末処理場の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区空見町1番地の5及び9

4 事後調査計画書の提出年月日

平成21年1月23日（金）

5 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 各区役所（以下「区役所」という。）

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成21年2月2日（月）から平成21年2月16日（月）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所においては日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにおいては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 区役所

午前8時45分から午後5時まで

ウ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時まで

名古屋市告示第28号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定により事業者から対象事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定により次のとおり告示するとともに、方法書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成21年2月2日

名古屋市長 松 原 武 久

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 郵便局株式会社

代表取締役会長 川茂夫

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

(2) 名工建設株式会社

代表取締役社長 増永防夫

名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ

(3) 名古屋鉄道株式会社

代表取締役社長 木下栄一郎

名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

2 対象事業の名称及び種類

名駅一丁目1番計画北地区（仮称）建設事業

大規模建築物の建築

3 対象事業の実施予定地

名古屋市中村区名駅一丁目1004番 他

4 方法書の提出年月日

平成21年1月26日

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 各区役所（以下「区役所」という。）

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成21年2月2日（月）から平成21年3月3日（火）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 区役所

午前8時45分から午後5時まで

ウ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成21年3月18日（水）まで

(2) 提出先

地域環境対策課

(3) 提出方法

次に掲げる事項を記載した書類により行うものとします。

- ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見の提出の対象である方法書の名称
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて日本語により記載）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第29号

環境影響評価方法書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定により事業者から対象事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出がありましたので、同条例第10条の規定により次のとおり告示するとともに、方法書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成21年 2 月 2 日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本正之
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
- 2 対象事業の名称及び種類
名駅一丁目1番計画南地区（仮称）建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市中村区名駅一丁目1015番14 他
- 4 方法書の提出年月日
平成21年 1 月26日
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
 - イ 各区役所（以下「区役所」という。）

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成21年2月2日（月）から平成21年3月3日（火）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 区役所

午前8時45分から午後5時まで

ウ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成21年3月18日（水）まで

(2) 提出先

地域環境対策課

(3) 提出方法

次に掲げる事項を記載した書類により行うものとします。

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて日本語により記載）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第30号

市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の 抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項及び名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅及び定住促進住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、市営住宅においては、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、住宅条例第8条第2項の規定により、定住促進住宅においては、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、定住条例第7条第1項の規定により、それぞれ入居者決定の抽せんを行います。

平成21年 2月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成21年 8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員でないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は定住条例第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項で定める者は5年）を経過しない者がいないこと。

(8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所・区役所支所、名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所並びに住まいの窓口

(2) 日時

ア 区役所・区役所支所

平成21年2月18日（水）から2月28日（土）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、21日（土）、22日（日）及び28日（土）を除きます。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成21年2月18日（水）から2月28日（土）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日は午後7時）まで。ただし、21日（土）、22日（日）及び28日（土）を除きます。

ウ 住まいの窓口

平成21年2月18日（水）から2月28日（土）までの午前10時から午

後 7時まで。ただし、19日（木）、25日（水）及び26日（木）を除きます。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成21年 2月19日（木）から 2月28日（土）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とします。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成21年 3月23日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 129戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

6 その他

空家住宅について申込者数が公募戸数に達しない場合は、住宅困窮者特別申込登録者を対象として、当該住宅の募集を行います。

第 2 市営住宅・子育て向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に小学校就学前の子がいる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 77戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 3 市営住宅・大家族及び多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子 3人を含む 4人の世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができ

ない者を除きます。

- (1) 60歳以上の者（昭和31年 4月 1日以前に生まれた者を含む）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの
- (4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度 1度から 4度までのもの
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (8) 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条の規定によるハンセン病療養所入所者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する給付を含む。）を受けている者

- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
 - (1) 公営住宅
空家住宅 66戸
 - (2) 改良住宅
空家住宅 5戸
- 6 その他
第 1の一般向けと同じ。

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

- 1 申込みの資格
第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者
 - (1) 平成14年度第 4回一般募集から平成20年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
 - (2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。
 - (3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。
- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
 - (1) 公営住宅

空家住宅 6戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成14年度第 4回一般募集から平成20年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること。

(3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 10戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

第 7 定住促進住宅

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち(2)、(4)及び(5)の資格を有し、かつ、名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）第 5条に規定する基準の収入があつて、独立の生計を営み、定住条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
空家住宅 22戸
- 6 その他
申込者のなかった住宅については、先着順受付の対象とします。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第31号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成21年 2月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
庄内クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年12月 1日
うめだ整形外科	名古屋市中川区戸田西三丁目 604番地	平成20年12月 2日
南医療生活協同組合星崎診療所	名古屋市南区星崎一丁目 123番地	平成20年12月 1日
ケアプラスクリニック	名古屋市名東区西山本通 1丁目11番地	平成20年12月 1日
オレンジ歯科	名古屋市西区中小田井五丁目55番地	平成20年12月 1日
山本歯科医院	名古屋市天白区大根町10番地	平成20年11月 1日
ワタキュー薬局名城店	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号先	平成20年12月 1日
東海薬局	名古屋市瑞穂区惣作町 1丁目17番地	平成20年12月 1日
みどり調剤薬局	名古屋市港区七番町 2丁目15番地の 1	平成20年12月 1日
クオール薬局笠寺店	名古屋市南区前浜通 6丁目49番地	平成21年 1月 5日
しょうなん調剤薬局名東本通店	名古屋市名東区名東本通 3丁目49番地	平成21年 1月 1日
ひなた訪問看護ステーション	名古屋市中村区橋下町 3番 8号	平成20年11月 1日

医療法人社団瑞鳳 会こころ訪問看護 ステーション桜	名古屋市南区鳥栖一丁目 4番 5号	平成20年11月 1日
---------------------------------	-------------------	-------------

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第32号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定施術者の変更

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において、生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成21年 2月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

施 術 者 名		本多 信広
施 術 所 名	新	鍼灸指圧さくら治療院
	旧	創建治療室
所 在 地	新	海部郡七宝町大字安松14丁目97番地
	旧	名古屋市中村区太閤通 8丁目30番地
変 更 年 月 日		平成20年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第33号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律による指定介護機関の変更

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成21年 2月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問リハビリテーション

名 称	新	医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院
	旧	医療法人杏園会伊藤病院
所 在 地	名古屋市熱田区六番一丁目 1番19号	
開 設 者 名	医療法人杏園会	
変更年月日	平成20年 9月 1日	

2 通所リハビリテーション

名 称	新	医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院
	旧	医療法人杏園会伊藤病院
所 在 地	名古屋市熱田区六番一丁目 1番19号	
開 設 者 名	医療法人杏園会	
変更年月日	平成20年 9月 1日	

3 福祉用具貸与

名 称	新	ケイエッチメディカルパナソニックエイジフリー介護チェーン守山
	旧	株式会社ケイエッチメディカル松下電工エイジフリー介護チェーン守山
所 在 地	名古屋市守山区喜多山南21番18号	
開 設 者 名	株式会社ケイエッチメディカル	
変更年月日	平成20年10月 1日	

4 介護予防福祉用具貸与

名 称	新	ケイエッチメディカルパナソニックエイジフリー介護チェーン守山
	旧	株式会社ケイエッチメディカル松下電工エイジフリー介護チェーン守山
所 在 地	名古屋市守山区喜多山南21番18号	
開 設 者 名	株式会社ケイエッチメディカル	
変更年月日	平成20年10月 1日	

5 特定福祉用具販売

名 称	新	ケイエッチメディカルパナソニックエイジフリー介護チェーン守山
	旧	株式会社ケイエッチメディカル松下電工エイジフリー介護チェーン守山
所 在 地	名古屋市守山区喜多山南21番18号	
開 設 者 名	株式会社ケイエッチメディカル	
変更年月日	平成20年10月 1日	

6 特定介護予防福祉用具販売

名 称	新	ケイエッチメディカルパナソニックエイジフリー介護チェーン守山
	旧	株式会社ケイエッチメディカル松下電工エイジフリー介護チェーン守山
所 在 地	名古屋市守山区喜多山南21番18号	
開 設 者 名	株式会社ケイエッチメディカル	
変 更 年 月 日	平成20年10月 1日	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第34号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律による指定介護機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例によるとされた生活保護法第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 2月 2日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーションほしざき	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーションほしざき	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人横地クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年 7月31日
南医療生活協同組合星崎診療所	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

4 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人横地クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年 7月31日
南医療生活協同組合星崎診療所	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

5 訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
医療法人横地クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年 7月31日

6 介護予防訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
医療法人横地クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年 7月31日

7 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
医療法人横地クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年 7月31日
オレンジ歯科	名古屋市西区中小田井一丁目 642番地の 1	平成20年 11月30日
南医療生活協同組合星崎診療所	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

8 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
医療法人横地クリニック	名古屋市西区笠取町 4丁目 108番地	平成20年 7月31日
オレンジ歯科	名古屋市西区中小田井一丁目 642番地の 1	平成20年 11月30日
南医療生活協同組合星崎診療所	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

9 通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
星崎診療所デイケア	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

10 介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
星崎診療所デイケア	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

11 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
有限会社西協蒲團店本社 ショールーム	名古屋市北区水草町 1丁目68番地	平成20年 12月31日

12 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
有限会社西協蒲團店本社 ショールーム	名古屋市北区水草町 1丁目68番地	平成20年 12月31日

13 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
星崎診療所指定居宅介護 支援事業所	名古屋市南区星崎一丁目 272番地	平成20年 11月30日

14 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
有限会社西協蒲團店本社 ショールーム	名古屋市北区水草町 1丁目68番地	平成20年 12月31日

15 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
有限会社西協蒲團店本社 ショールーム	名古屋市北区水草町 1丁目68番地	平成20年 12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第35号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 2月 3日

名古屋市長 松 原 武 久

1 許可年月日及び許可番号等

平成20年 4月22日 20指令住開指第15号

平成20年 6月 6日 20指令住開指第15号の 2（変更）

平成20年 7月15日 20指令住開指第15号の 3（変更）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町小松山34番、35番、38番、40番 1、40番 2、甲41番、乙41番、42番、43番、44番の一部、45番、46番 1、51番10、51番13、51番14、51番16、60番 1、63番 3、64番 1及び66番 3（関連区域 名古屋市緑区鳴海町小松山28番 5、39番、46番 2及び46番 3）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区鶴が沢一丁目1319番地

東部建設株式会社

代表取締役 藤田 繁

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第36号

道路位置の廃止

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路を次のように廃止しました。

平成21年 2 月 3 日

名古屋市長 松 原 武 久

1 申請者の住所及び氏名

名古屋市港区入船一丁目 8 番21号

名古屋港管理組合 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田真秋

2 位置

名古屋市港区港町 102 番の一部

3 廃止する道路の指定年月日及び番号

平成17年 1 月 5 日 第15号

4 廃止年月日

平成21年 2 月 3 日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

名古屋市達第 1 号

総 務 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 2 月 2 日

名古屋市長 松 原 武 久

第 1 条総務局総合調整部企画調整室の項中「主 査（企画調整）」を
「主 査（企画調整）(2) 」に改める。

附 則

この達は、平成21年 2 月 9 日から施行する。

名古屋市消防局告示第1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

平成21年2月4日

名古屋市消防長 小西 富夫

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成21年5月19日(火) 及び同年5月20日(水)	午前9時30分から 午後4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ5階 鯉城ホール	各回 322名
第2回	平成21年6月8日(月) 及び同年6月9日(火)			
第3回	平成21年6月20日(土) 及び同年6月21日(日)			
第4回	平成21年7月6日(月) 及び同年7月7日(火)			
第5回	平成21年7月23日(木) 及び同年7月24日(金)			
第6回	平成21年8月4日(火) 及び同年8月5日(水)			
第7回	平成21年9月2日(水) 及び同年9月3日(木)			
第8回	平成21年9月14日(月) 及び同年9月15日(火)			
第9回	平成21年10月5日(月) 及び同年10月6日(火)			
第10回	平成21年11月21日(土) 及び同年11月22日(日)			

第11回	平成21年12月7日(月) 及び同年12月8日(火)		
第12回	平成21年12月21日(月) 及び同年12月22日(火)		
第13回	平成22年1月13日(水) 及び同年1月14日(木)		
第14回	平成22年2月15日(月) 及び同年2月16日(火)		

イ 甲種防火管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成21年5月15日(金)	午後1時30分から 午後4時50分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ6階 防火管理研修 センター	各回 50名
第2回	平成21年6月17日(水)			
第3回	平成21年7月21日(火)			
第4回	平成21年8月24日(月)			
第5回	平成21年9月25日(金)			
第6回	平成21年10月14日(水)			
第7回	平成21年11月27日(金)			
第8回	平成21年12月10日(木)			
第9回	平成22年1月25日(月)			
第10回	平成22年3月2日(火)			

(2) 乙種防火管理講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第1回	平成21年5月12日(火)	午前9時30分から 午後4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ5階 鯉城ホール	各回 187名
第2回	平成21年7月29日(水)			
第3回	平成21年8月28日(金)			
第4回	平成21年9月6日(日)			
第5回	平成21年10月1日(木)			
第6回	平成21年12月14日(月)			
第7回	平成22年2月20日(土)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(7) 甲種防火管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 5 月 9 日(土)まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	市内各消防 署及び消防 署出張所
第 2 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 5 月29日(金)まで		
第 3 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 6 月10日(水)まで		
第 4 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 6 月26日(金)まで		
第 5 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 7 月13日(月)まで		
第 6 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 7 月25日(土)まで		
第 7 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 8 月23日(日)まで		
第 8 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 9 月 4 日(金)まで		
第 9 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 9 月25日(金)まで		
第10回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年11月11日(水)まで		
第11回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年11月27日(金)まで		
第12回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年12月11日(金)まで		
第13回	平成21年 2 月 4 日(水)から 平成22年 1 月 3 日(日)まで		
第14回	平成21年 2 月 4 日(水)から 平成22年 2 月 5 日(金)まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
-----	---------	---------	-------

第1回	平成21年2月4日(水)から 同年5月5日(火)まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	市内各消防 署及び消防 署出張所
第2回	平成21年2月4日(水)から 同年6月7日(日)まで		
第3回	平成21年2月4日(水)から 同年7月11日(土)まで		
第4回	平成21年2月4日(水)から 同年8月14日(金)まで		
第5回	平成21年2月4日(水)から 同年9月15日(火)まで		
第6回	平成21年2月4日(水)から 同年10月4日(日)まで		
第7回	平成21年2月4日(水)から 同年11月17日(火)まで		
第8回	平成21年2月4日(水)から 同年11月30日(月)まで		
第9回	平成21年2月4日(水)から 平成22年1月15日(金)まで		
第10回	平成21年2月4日(水)から 平成22年2月20日(土)まで		

イ 乙種防火管理講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第1回	平成21年2月4日(水)から 同年5月2日(土)まで	午前8時45分から 午後5時15分まで	市内各消防 署及び消防 署出張所
第2回	平成21年2月4日(水)から 同年7月19日(日)まで		
第3回	平成21年2月4日(水)から 同年8月18日(火)まで		
第4回	平成21年2月4日(水)から 同年8月27日(木)まで		
第5回	平成21年2月4日(水)から 同年9月21日(月)まで		
第6回	平成21年2月4日(水)から 同年12月4日(金)まで		
第7回	平成21年2月4日(水)から 平成22年2月10日(水)まで		

(2) 申込方法

ア 市内各消防署及び消防署出張所に備付けの受講申込書により申し込んでください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身及び無背景の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）2 枚を持参してください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 2 号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第 1 項第 1 号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習（以下「防災管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

平成21年 2 月 4 日

名古屋市消防長 小 西 富 夫

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1 回	平成21年 5 月 7 日(木)	午前10時30分から 午後 4 時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 5 階 鯉城ホール	各回 322名
第 2 回	平成21年 6 月 1 日(月)			
第 3 回	平成21年 6 月30日(火)			
第 4 回	平成21年 7 月11日(土)			
第 5 回	平成21年 8 月26日(水)			
第 6 回	平成21年 9 月29日(火)			
第 7 回	平成21年10月26日(月)			
第 8 回	平成21年11月17日(火)			
第 9 回	平成21年12月25日(金)			
第10回	平成22年 3 月 7 日(日)			

(2) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1 回	平成21年 5 月25日(月) 及び同年 5 月26日(火)	午前 9 時15分から 午後 5 時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 322名

第 2 回	平成21年 8 月20日(木) 及び同年 8 月21日(金)	13号伏見ライ フプラザ 5 階 鯉城ホール	
第 3 回	平成21年10月20日(火) 及び同年10月21日(水)		
第 4 回	平成22年 1 月30日(土) 及び同年 1 月31日(日)		

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 4 月27日(月)まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	市内各消防 署及び消防 署出張所
第 2 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 5 月22日(金)まで		
第 3 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 6 月20日(土)まで		
第 4 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 7 月 1 日(水)まで		
第 5 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 8 月16日(日)まで		
第 6 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 9 月19日(土)まで		
第 7 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年10月16日(金)まで		
第 8 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年11月 7 日(土)まで		
第 9 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年12月15日(火)まで		
第10回	平成21年 2 月 4 日(水)から 平成22年 2 月25日(木)まで		

イ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 5 月15日(金)まで	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	市内各消防 署及び消防 署出張所
第 2 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年 8 月10日(月)まで		

第 3 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 同年10月10日(土)まで		
第 4 回	平成21年 2 月 4 日(水)から 平成22年 1 月20日(水)まで		

(2) 申込方法

ア 市内各消防署及び消防署出張所に備付けの受講申込書により申し込んでください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身及び無背景の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）2 枚を持参してください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

名古屋市消防局予防部予防課

平成 21 年外部監査公表第 1 号

外部監査人堀龍之から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 3 項の規定により公表します。

平成 21 年 2 月 4 日

名古屋市監査委員	林	孝 則
同	岡 本	善 博
同	吉 井	信 雄
同	本 田	俊一郎

平成21年2月4日

各位

名古屋市包括外部監査人

堀 龍 之

包括外部監査の結果報告書の概要

平成20年度包括外部監査結果報告書の概要は下記のとおりです。

記

1 選定した特定の事件（監査のテーマ）

名古屋市における債権の管理及び回収、並びに、名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収

2 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

名古屋市における平成20年度の予算編成方針の一つとして「財政健全化の取り組み」が掲げられ、その中においては「歳入の確保」と「事務事業の見直しとコスト縮減など」が具体的な方策と位置づけられている。言うまでもなく、歳入を健全化させる大前提は、公債権及び私債権に大別される多種多様な債権を適切に管理し、その回収の実を上げることにある。

名古屋市における債権管理及び回収の具体的な運用は、大多数の地方自治体と同様担当部局に委ねられているが、名古屋市の機構は市長室を始めとする14の局室、6の行政委員会、16の区役所等から構成され、業務に従事する市職員は2万7212名（平成20年4月1日現在の一般職に属する職員数。臨時職員、非常勤職員、県費負担教職員は含まない）、平成20年度の一般会計予算額は9837億円という巨大な組織であるため、各部局における債権管理と回収の実情は明確とはいえない。

そのため、名古屋市における債権の管理及び回収の実情を調査・分析して現状の把握に努めるとともに、外部の専門家の立場から問題点を指摘して具体的な改善方を提言することが包括外部監査制度の趣旨に適合するものと考え、監査のテーマを「名古屋市における債権の管理及び回収、並びに、名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収」とした。

3 監査対象部局と債権の種類

健康福祉局・・・国民健康保険料、国民健康保険不当利得返還金、介護保険料、介護給付金不正利得等返還金

住宅都市局・・・市営住宅等の家賃及び市営住宅等駐車場使用料並びに敷金、
建物売払代金、住宅新築資金等貸付金、入札談合による損害賠償、
土地売買契約に関する損害賠償、土地貸付料、土地区画整理事業清算金
教育委員会・・・学校給食費
上下水道局・・・水道料金、下水道使用料
病院局・・・・・・城北病院の診療報酬等
名古屋市立大学病院・・・診療報酬等

4 具体的な監査対象部局と債権の選定方法

選定の基準としては、①実質的な未収債権額の多寡、②回収率、③その債権に対する市民の関心の高さ等を判断要素として選定することとした。

そのための具体的な方法として、全部局に対するアンケート調査を行い、その結果を分析して最初の絞り込みを行い、その結果選定された部局からヒアリングを受けてさらに絞り込みを行って最終的な調査対象部局と対象債権を確定するという手法をとった。

なお、病院局に属する5つの市民病院（緑、東、城北、城西、守山）と同様の診療業務を行っている名古屋市立大学病院は、平成18年4月1日より名古屋市立大学が法人化して公立大学法人となったため名古屋市を構成する部局には含まれなくなったが、同法人は名古屋市の100%出資法人であることから、アンケートの対象に加えることとした。

アンケート調査の結果、平成19年度末において未収債権が存在すると回答された部局数は13、債権の種類は104であった。

学校給食費は名古屋市の債権には含まれていないが、義務教育における公平な給食費負担という観点から近時その滞納が問題視されており、市民の関心も高いところから、アンケート結果とは別にヒアリング対象に含めることとした。

各部局からのヒアリングを経て前記部局と債権を選定した。財政局（市税等）は未収債権の金額は多いものの、名古屋市の市税徴収率は15の政令指定市中もっとも高く、ここ29年連続1位を保っていることや、財政局は市税の徴収率を高くするため早期催告等の回収努力を重ねていて徴収率を上昇させる結果を生み出していること等の理由により、監査対象から除外した。

5 外部監査人補助者

弁護士 6名 公認会計士 1名 税理士 2名

6 監査の実施期間

平成20年6月12日から平成21年1月25日まで

7 外部監査の方法

上記のとおり監査対象に決定した債権について、次のような方法で監査を実施した。

- ① 債権の管理・回収状況に関する資料の収集。
- ② 担当現場における実査（帳簿・帳票類の実地調査、処理システムの稼働状況の実地調査、担当者からの聴き取り調査、現金類の保管状況調査等）。
- ③ ①②の結果に基づく分析。

8 外部監査結果と意見

外部監査の結果及び意見は以下のとおりである。

(1) 健康福祉局関係

ア 国民健康保険料

(ア) 重点区以外における徴収対策の改善（結果）

徴収率は政令指定市17市との比較においても常に上位を占めていることから、数年来の中川区、北区等の重点区の徴収対策は成果を現れていることが確認できる。今後は重点区以外の、より一層の全市的な対策を進めて、収納率のさらなる向上を図るよう改善することが必要である。

(イ) 延滞金免除の処理の適正化（結果）

延滞金については、方式を考慮せずに、口頭による申し出により免除しているのが通常であるので、国民健康保険条例施行細則21条に則り処理するよう、早急に是正、改善すべきである。

(ウ) 滞納処分を見込んだ調査の必要性（意見）

毎年約33～38億円の国民健康保険料に関する債権が不納欠損処理されているのは時効の完成のためである。滞納者については、早期に滞納処分を見込んだ上での財産調査をすることが望ましい。

(エ) 催告後の滞納処分の活用（意見）

時効期間が2年と短いので、最高裁判所昭和43年6月27日判決の6か月以内の差押による時効中断の効力を活用して滞納処分を行うことも検討されたい。

イ 国民健康保険不当利得返還金

(ア) マニュアルの整備（結果）

「給付事務の手引 不正・不当利得」がマニュアルとしてあり、債権の確定、納入通知書の発行から催告までの流れ等は定められているが、催告を行う回数など細部については区の判断に任されているため、全市的な処理基準が十分整備されていない。したがって早急に、かかる処理基準（マニュアル）を整備す

べきである。

(イ) 支払督促手続の積極的活用による徴収対策の改善（結果）

本債権は平成12年度以降、合計未収額が増加するばかりで減少したことがなく、平成19年度までに約1.6倍に増加している。改善策の一つとして考えられるのは、支払督促の活用である。支払督促は、原則として裁判所に職員が出頭する必要もなく、定型的に処理しやすい手続であるので、担当職員の時間、費用ともかなり節約できるはずである。さらに手続を取る中で、債務者の方から任意に支払われることもある程度期待できることから、改善策として支払督促手続を早期にとり入れることを考えるべきである。

ウ 介護保険料

(ア) 差押処分の積極的な活用（結果）

平成19年度において差押を29件行うなど、滞納繰越分の収納率を上げる取り組みを積極的に行っていることは評価できる。しかし、滞納事由が「常時不在」である滞納者のうち、比較的所得が高く、支払能力がある程度期待できる第5段階に区分される被保険者が786人と全体の約33%を占め、第6～8段階の被保険者が約14.5%を占めていることからすれば、これらの被保険者の差押処分は積極的になされて然るべきである。

(イ) 不納欠損処分における事跡の明白化（結果）

介護保険料の担当職員は財産調査権限を有しているので、常時不在であれば財産調査等を行い、資力が認められれば差押等により回収でき、資力がなければ時効期間経過後、やむを得ず不納欠損処分をされる可能性はある。しかし、不納欠損する理由は常時不在ではなく、「資力なし」であるべきである。よって、不納欠損処分を決裁する際には、不納欠損に至る事跡等を明白にすべきである。

(ウ) 連帯納付義務者からの回収努力（結果）

連帯納付義務者は民法上の連帯債務者と同様の地位にあり、また実質的に見ても被保険者本人に十分な資力がなくても、連帯納付義務者には十分な資力があり、納付が期待できる場合が多いとも考えられるので、積極的に納入通知を送付し、債権回収に努めるべきである。

(エ) 納税課との連携（意見）

納税課との間で情報交換を行う等の連携が既に行われているところであるが、滞納処分への積極的な取り組みが今後の課題となるため、納税課とのより一層の連携を行われない。

(オ) 未納催告書の発送以外の催告の必要性（意見）

未納催告書を年3回（8月・12月・3月）に発送しているが、固定的対応だけではなく、電話や訪問等の面談等を行う等個別的な対処もより一層実施さ

りたい。

エ 介護保険給付不当利得返還金

(ア) 延滞金の積極的な徴収（結果）

介護保険給付不正利得等返還金は1件当たりの金額が多額であること、不正に給付金を利得したことに対する社会的責任を果たさせるべきであること、及び公平の観点から、納付が遅延した場合は、延滞金をも積極的に徴収するべきである。

(イ) マニュアルの整備（意見）

同債権の債権回収については、個別的な対応が必要であるため、特に書面化したマニュアル等は存しないが、基本的には原則的な同債権に関する回収に係るマニュアル等を整備することが望ましい。

オ 生活保護費返還金、徴収金

(ア) マニュアルの遵守（結果）

「措置費等徴収金滞納整理事務の手引」では、催告等の努力をしてもなお滞納する等の場合は、強制履行の措置を取ること、と定めているが、未だかつてこのような法的措置が取られたことはないので、当手引が遵守されるよう改善が必要である。

(イ) 債権管理体制の強化（結果）

本債権の調定、債権管理、徴収事務については、各区の民生子ども係の生活保護経理担当者が一人で担当している。また徴収業務のさらなる改善のためには、人員体制の改善も必要である。職員の増員等を始めとした債権管理体制の強化に努められたい。

(ウ) 悪質な不正事案の刑事告訴検討（意見）

平均滞納額は一人当たり32万円余であるが、就労収入の不申告によって536万円もの不正受給の事例もあることから、悪質事例に関しては積極的に刑事告訴をして、刑事処罰を求めることも必要であると思われるので検討されたい。

(2) 住宅都市局関係

ア 市営住宅の家賃及び駐車場使用料

(ア) 条例に則した処理の不履行（結果）

公法上の債権と取り扱いながら、「税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に定められている延滞金の賦課及び免除の手続きに即した処理がなされていない。

(イ) 納付誓約書による長期にわたる不納欠損処理（結果）

入居継続中の者に対しては、納付誓約書による承認を時効中断と扱い、16年以上前からの滞納分についても不納欠損処理を行っていないため、債権管理

の効率性の観点から問題がある。

(ウ) 退去者に対する回収努力の不足（結果）

退去者及びその保証人に対する積極的かつ具体的な回収努力がなされていない。民間の回収業者への委託が検討されているとのことであるが、実効のある対策を図られたい。

(エ) 市営住宅総合管理システムの改善（意見）

市営住宅総合管理システムは、不納欠損処理や滞納家賃の管理にとって重要なものであるので、今後の財政状況と管理代行制度、指定管理者制度の趣旨を考慮して、①敷金に関する集計機能、②入居者別残高管理の集計機能を追加されるよう検討されたい。

(オ) 名古屋市住宅供給公社との協定書等による取り決めの明確化（意見）

- ① 名古屋市住宅供給公社との間において現在、敷金の受け入れに関する事業が定めがない状態で運営されているので、協定書及び委託契約書の中で定められたい。
- ② 委託契約の中の収納事務処理基準には収入調定の資料の作成に関する事項についての定めがないので、定められたい。
- ③ 名古屋市住宅供給公社との協定書において、(a)システムの改善に関するメンテナンスの報告事項、(b)公社の業務にシステムを使用するときの取り決め、を定められるよう検討されたい。

イ その他の債権

(ア) 保留床処分金の連帯保証人への督促（結果）

連帯保証人への督促状送付等が平成15年頃までのことであり、5年間にわたり接触が行われていないようなので、積極的に連帯保証人への督促を行い、支払督促・訴訟等の法的手続を取ることも検討すべきである。

(イ) 住宅新築資金貸付金の連帯保証人への請求（結果）

貸付契約の際に連帯保証契約を行っているが、連帯保証人自身への請求は行われたことはないので、連帯保証人自身への法的手続を含めた請求を行うべきである。

(ウ) 抵当権実行の検討（意見）

建物売払代金に関して売買契約時に目的物件に抵当権を設定することとされているが、現在滞納となっている3件のうち、抵当権が実行されたのは1件のみである。住宅新築資金の貸付については、貸付額が300万円を超える場合に対象物件に抵当権が設定されることになっているが、滞納案件において実際に抵当権が実行されたケースはほとんどない。滞納案件については、長期間の放置によって価値下落を避けるため、速やかに競売申立てあるいは任意売却を進めることを検討されたい。しかし、処分するという方向での処理が困難で

あるということも理解できるので、事案に応じて福祉と連携し対象者の生活の保持を図ったり、市営住宅へ優先的に入居させるといった方策を検討されたい。

(3) 教育委員会関係

ア 学校給食費

(ア) 教育委員会、(財)事業団、学校との法律関係の明確化（結果）

教育委員会、(財)名古屋市教育スポーツ振興事業団（以下「(財)事業団」と略称）、学校関係の間にいかなる法律関係が存在し、どのような法律根拠に基づいて(財)事業団が小学校の給食食材の調達と給食会計を行い、学校が給食費を徴しているのか明確に意識しておらず、要綱・要領、さらには契約書すら存在しない。相互の法律関係を整理し、契約書等により書面化されたい。

(イ) 保護者と(財)事業団との法律関係の明確化（結果）

保護者と(財)事業団を繋ぐ法律関係があいまいである。(財)事業団は名古屋市からの実質的な委託に基づいて一部食材の配送業務や給食費の回収と支払を行っていると考えられる。それならば、名古屋市と(財)事業団との間で学校給食運営業務を中心とする委託契約を結ぶべきであるので、契約の締結を行われたい。

(ウ) 契約と実態の齟齬（結果）

牛乳については名古屋市と牛乳供給業者の間で契約書が交わされているが、実際は(財)事業団が(財)愛知県給食会を通じて支払っている。この点においても名古屋市は(財)事業団に牛乳代金の支払いに関する事務を実質的に委託していると考えざるをえないので、名古屋市と(財)事業団の間に存在する法律関係を明確にすべく、委託契約を締結されたい。

(エ) 保護者の未納状況に関する実態把握の必要性（結果）

学校給食費の徴収問題は、給食に関する事務として教育委員会が管理執行権限を有する（地教法23条11号）。従って教育委員会は学校給食費の徴収が適切に行われるように各学校を指導する義務があるが、実際の監査を行ったA・F小学校において現に教員が立替を行っていることが明らかになった。しかし、教育委員会においては平成17年度の文科省調査で(財)事業団の作成したデータをそのまま使用し、平成18、19年度愛知県に提出したデータも(財)事業団に調査を依頼し、未納状況を正確に反映しているとは限らなかった。学校給食費の未納においては教育委員会において調査されたい。

(オ) 公会計方式の導入（意見）

現在の運営では徴収できた金額の範囲内で食材を調達しているので、結果的に未納児童の給食費をその他の児童で負担しており不公平感を持つ。公会計で学校給食費を管理する場合には教員が管理回収業務に労力や時間を取られる

ことが少なくなり、立替や他費の流用が起きない、法的手続の原告は市町村であることに疑義がない等のメリットがある。公会計における処理を行われたい。

(カ) 未納給食費の徴収強化（意見）

未納問題の対応としては保護者の経済的理由による場合は要保護・準要保護の制度を保護者に紹介し、規範意識に問題のある場合には3箇月以上未納が続くと校長名で催告し、面談の上、支払方法につき誓約書を徴されたい。誓約書が守られなかった場合は改めて教育長名と校長名の連名で催告し、更に2箇月以上未納が続けば名古屋市で法的手続を検討し、学校を未納問題より解放されたい。過年度や児童卒業後の未納については、しかるべき時期に名古屋市が徴収事務を引き継げば、適切な管理がなされ、状況が改善される。

(キ) 給食費管理のための専門職配置（意見）

学校給食費の徴収は複雑であり、何れの学校も相当数のミスをしていたが、これはやむを得ぬことである。経理の知識がない教員が、本来業務の傍らで行えるようなことではない。全ての小学校に配置されている学校事務職員が徴収事務を専門に行うよう検討されたい。

(ク) 現金徴収システムの整備（意見）

徴収方法は口座振替であるが多いところで月70件を超える振替不能が発生し、その結果、現金徴収となり相当数の経理ミスがあった。教育委員会はイレギュラーな入出金の徴収事務の管理回収マニュアルを作成すべきである。現状では7校のうち5校が領収書を保護者に発行していなかった。教育委員会においては現状を把握の上、何らかの措置を取られたい。

(4) 上下水道局関係

ア 水道料金、下水道使用料

(ア) 適時の債権管理の必要性（結果）

平成18年度までに裁判所や担当弁護士に照会し、破産手続の終結等の確認がなされていなかったために、平成19年度は破産による不納欠損処分額が水道・下水道料金の合計で3300万円に及んだ。破産手続き終結の有無を確認すること自体は時間を要するものではないので、適時調査を行い、不納欠損処分をすべき債権は当該年度内に処分されたい。

(イ) 水道料金につき短縮された時効期間に対応する債権回収の必要性（結果）

最高裁判決に基づき、水道料金については時効期間が従前の5年から2年に短縮されたので、2年という短い時効期間が経過するまでの間に分納誓約を取り付けるか、それが不可能であるならば法的手続をとる等して時効の中断が図られるよう管理回収方針を改善されたい。

(ウ) 事件管理・法的手続に関するマニュアルの整備と周知徹底の必要性（結果）

水道料金については支払督促等、下水道使用料については滞納処分といった法的手続きを視野に入れつつ、迅速な債権管理回収を図ることを検討すべきで、そのためには強制執行を含む法的手続利用のための具体的な手続を整備すべきである。また平成18年度に申立がされた支払督促について当初3件のうち1件が他のファイルに紛れたためアンケート回答から漏れていたが、このような杜撰な管理を起こさないよう、事件管理に関するマニュアルを整備された。さらに同支払督促はスケジュール管理を怠り仮執行宣言の申立を行わなかったために、失効して終了した。二度と同様な経過を辿らないように、より一層の周知徹底を図るべきである。

(エ) 時効援用のない債権の徴収努力（意見）

水道料金の時効管理に当たっては、仮に消滅時効期間が経過した債権であっても時効の援用がなされない限りは債権は消滅しないので、徴収について法的な支障がない債権は可能な限り徴収の努力を払うべきである。使用者による時効の援用があれば時効消滅により不納欠損処分するが、そうでない場合は議会の議決により債権放棄するか、今後債権管理条例を制定され、債権管理を継続し又は債権放棄することを検討されたい。

(5) 病院局関係

ア 城北病院の診療報酬等

(ア) 特別催告書の送付と支払督促手続活用の検討（結果）

平成19年度中、支払督促を前提とした特別催告書の送付が8件、支払督促の申立件数が5件にとどまっている状況であるので、今後一層の特別催告書の送付と支払督促の申立ての利用を検討されたい。

(イ) 時効期間を漫然と経過したことによる不納欠損処分の回避（結果・意見）

時効期間を漫然と経過したことによる不納欠損処分を回避するため、住民票を始めとする調査を行い、その調査内容がわかるべく未収金整理カードに記載を行い、不納欠損処分の決裁における必要添付書類とすべきである。

(ウ) 未収金整理カードの管理（意見）

未収金管理担当者が異動した場合でも速やかに次の担当者が業務に取り掛かることができるよう、現在の未収金整理カードの管理について検討をされたい。

(エ) コンピューターシステムの導入（意見）

情報の管理を維持しつつ、担当者が手元で滞納整理状況をパソコン上確認できるようなコンピューターシステムの導入を検討されたい。

(オ) 連帯保証人からの回収努力（意見）

城北病院においては産婦人科における未収の占める割合が高く、保証人欄に

配偶者の氏名を記載してもらうことがあるが、連帯保証人に対し、積極的に督促、催告書の送付等を行う等、回収に努めるべきである。

(カ) 消滅時効の起算点の検討（意見）

時効の起算点については、地方自治法236条4項の「督促は、・・・時効中断の効力を有する」との規定を積極活用し、時効を中断する手段とすることを検討されたい。

(6) 名古屋市立大学関係

ア 名古屋市立大学病院の診療報酬等

(ア) 債務者及び連帯保証人の資産調査等の実施（結果）

電話・通知文・督促状・臨戸徴収等により、一定程度の回収の成果は上がっているが、債務者の支払意思、能力についての調査を行う等して財産状況についてできる限り客観的な資料を集め回収方針を決定すべきであり、連帯保証人に対しても、本人同様、法的手続を含め積極的な債権回収策を行う等をした上で、不納欠損処理が行われるべきである。

(イ) 保証人の確保（意見）

現状では入院時に保証人を立てさせていないとのことであったが、債権回収の観点から、今後は入院時に保証人の確保を検討されたい。

(ウ) 未収金の実態に関する収納率データの作成（意見）

現在、診療収入について収納率のデータを取られていない。基礎的かつ重要なデータであるので、未収金の実態に関するデータ作成について検討されたい。

(エ) 債権回収努力を尽くした未収債権の放棄の検討（意見）

可能な限りで債権回収を尽くした後に、回収可能性が低く、今後納入の見込みがないものについては一律に債権放棄して帳簿から抹消することを検討されたい。

平成20年度 名古屋市包括外部監査結果報告書

名古屋市包括外部監査人

弁護士 堀 龍 之

「名古屋市における債権の管理及び回収について、並びに、名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収について」

目 次

名古屋市における債権の管理及び回収について、並びに、 名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収について

第1章 外部監査の概要	5
第1 外部監査の種類	5
第2 特定の事件(監査のテーマ)	5
第3 監査対象年度	5
第4 監査対象部局	5
第5 監査の実施期間	5
第6 包括外部監査人及び補助者	5
第7 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由	6
第8 外部監査の方法	9
第9 利害関係	9
第2章 監査対象部局・債権の外部監査の結果	10
第1 上下水道局(水道料金、下水道使用料)	10
1 はじめに	10
2 徴収事務の現状	11
3 監査の結果	25
4 意見	27
第2 健康福祉局(国民健康保険料、国民健康保険不当利得返還金)	28
1 はじめに	28
2 名古屋市における債権管理の状況	29
3 監査の結果	48
4 意見	51
第3 健康福祉局(介護保険料、介護保険給付金不正利得等返還金)	53
1 介護保険料	53
2 介護保険給付不正利得等返還金	67
3 監査の結果	71

6 意見	73
第4 健康福祉局 (生活保護費返還金、徴収金)	75
1 はじめに	75
2 債権の管理、徴収の状況	80
3 監査の結果	88
4 意見	89
第5 住宅都市局 (市営住宅の家賃等)	90
1 はじめに	90
2 市営住宅等の家賃等の管理	90
3 監査結果	110
4 意見	111
第6 住宅都市局 (建物売払代金、住宅新築資金等貸付金、土地区画整理清算金等)	113
1 建物売払代金	113
2 住宅新築資金等貸付金	117
3 土地区画整理事業清算金	117
4 その他	121
5 監査の結果	122
6 意見	122
第7 教育委員会 (学校給食費)	123
1 学校給食制度の概要	123
2 名古屋市における学校給食の実施状況	125
3 学校給食費の管理回収……「公会計」による方法と「私会計」による方法	128
4 市立小学校における学校給食費の徴収と管理方法	128
5 食材の納入と(財)事業団への学校給食費の支払	130
6 学校給食費の未納状況	136
7 一般児童 (保護者) の学校に対する学校給食費の未納状況の実態	137
8 名古屋市全体での監査結果	161
9 意見	163
第8 病院局 (城北病院の診療報酬債権)	168
1 市立病院の概要 (城北病院の位置づけ)	168
2 病院の収益の種類と発生等について	170
3 市立病院の経営状況	171
5 債権の管理状況	177
6 未収債権の管理・回収	179
7 時効の起算点	182
8 不納欠損処分	182

9 預かり金の管理	183
10 監査の結果	184
11 意見	186
第9 公立大学法人名古屋市立大学(名古屋市立大学病院診療報酬債権)	190
1 名古屋市立大学病院の概要	190
2 名古屋市立大学病院の収入	190
3 未収金額及び不納欠損	191
4 診療収入に関する徴収事務の流れ	193
5 未収金の管理	195
6 未収金管理の問題点	198
7 監査の結果	202
8 意見	204
第3章 外部監査全体を通じての総括的な意見	205
資料1 (アンケート回答用紙)	
資料2 (未収のある債権の概要)	

【本報告書の表記方法】

本報告書は、「公用文作成の要領」に基づいて表記することを原則としたが、市民にとって読みやすいものとするため、以下のように表記した。

- ・ 本文中の数値は4桁ごとの単位（億、万）を使用して全角表示するが、図表中の数値は半角で3桁の位取りをすることもある。
- ・ 法令の序数には「第」を省略するが、枝番がついた場合にはその直後に「第」を入れる。
- ・ 送りがなを付するのが通例であっても、名詞形の場合には送りがなを省略することがある（「受取り」あるいは「受け取り」→「受取」）。

なお、第2章における監査対象部局は、報告書の読みやすさ等を考慮して掲載順を決めた。

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

第2 特定の事件（監査のテーマ）

名古屋市における債権の管理及び回収、並びに、名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収

第3 監査対象年度

平成19年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

第4 監査対象部局

健康福祉局

住宅都市局

教育委員会

上下水道局

病院局

公立大学法人名古屋市立大学

第5 監査の実施期間

平成20年6月12日から平成21年1月25日まで

第6 包括外部監査人及び補助者

区 分	氏 名	資格等
包括外部監査人	堀 龍 之	弁護士
補助者	大 林 由 美	弁護士
補助者	山 田 博	弁護士
補助者	後 藤 昌 弘	弁護士
補助者	田 口 勤	弁護士
補助者	青 木 恭 美	弁護士
補助者	西 川 美 穂	弁護士
補助者	徳 永 裕 志	公認会計士
補助者	兼 山 登	税理士
補助者	能 登 明 俊	税理士

第7 特定の事件（監査のテーマ）を選定した理由

1 監査のテーマ決定の基本的な視点

名古屋市における平成20年度の予算編成方針の一つとして「財政健全化の取り組み」が掲げられ、その中においては「歳入の確保」と「事務事業の見直しとコスト縮減など」が具体的な方策と位置づけられている。言うまでもなく、歳入を健全化させる大前提は、公債権及び私債権に大別される多種多様な債権を適切に管理し、その回収の実を図ることにある。

名古屋市における債権管理及び回収の具体的な運用は、大多数の地方自治体と同様担当部局に委ねられているが、名古屋市の機構は市長室を始めとする14の局室、6の行政委員会、16の区役所等から構成され、業務に従事する市職員は2万7212名（平成20年4月1日現在の一般職に属する職員数。臨時職員、非常勤職員、県費負担教職員は含まない）、平成20年度の一般会計予算額は9837億円という巨大な組織であるため、各部局における債権管理と回収の実情は明確とはいえない。

そのため、名古屋市における債権の管理及び回収の実情を調査・分析して現状の把握に努めるとともに、外部の専門家の立場から問題点を指摘して具体的な改善方策を提言することが包括外部監査制度の趣旨に適合するものと考え、監査のテーマを「名古屋市における債権の管理及び回収、並びに、名古屋市立大学病院における債権の管理及び回収」とした。

2 具体的な監査対象の選定方法

名古屋市の全部局が扱う全債権を対象として債権の管理及び回収の実情調査・分析を行うことは、数か月という限られた時間内では不可能であるため、全債権の中でも相対的に調査・分析の必要性が高いものを選定して対象とすることが効果的である。

選定の基準としては、①実質的な未納債権額の多寡、②回収率、③その債権に対する市民の関心の高さ等を判断要素として選定することとした。

そのための具体的な方法として、全部局に対するアンケート調査を行い、その結果を分析して最初の絞り込みを行い、その結果選定された部局からヒアリングを受けてさらに絞り込みを行って最終的な調査対象部局と対象債権を確定するという手法をとった。

なお、病院局に属する5つの市民病院（緑、東、城北、城西、守山）と同様の診療業務を行っている名古屋市立大学病院は、平成18年4月1日より名古屋市立大学が法人化して公立大学法人となったため名古屋市を構成する部局には含まれなくなったが、同法人は名古屋市の100%出資法人であることから、アンケートの対象に加えることとした。

全部局に対して実施したアンケート調査項目は大要以下のとおりである。

(1) 未収債権の現状について

- ① 未収債権の種類
- ② 平成19年度末の未収総額

(2) 未収債権の法的根拠等について

- ① 本債権は公法上の債権・私法上の債権のいずれにあたるか
- ② 本債権の発生根拠（法令、条例、要綱・要領等についてはそれぞれの名称と条文、契約であればその名称）
- ③ 本債権の回収・徴収根拠（法令、条例、要綱・要領等についてはそれぞれの名称と条文、契約であればその名称）
- ④ 本債権につき強制徴収制度の有無

(3) 未収債権の回収の方法について

- ① 本債権について督促の有無
- ② 督促の頻度
- ③ 本債権について、法的措置をとったことはあるか
- ④ あるとすれば、平成17～19年度における相手方の人数、措置の種類、種類毎の実績件数
- ⑤ ④の法的措置以外に、債権回収・徴収の目的でとった措置の有無とその措置（ex.任意退去、任意弁済、任意売却、債権譲渡など）
- ⑥ 回収のためのルール、基準などは整備されているか
- ⑦ 回収のために作成された条例、要綱・要領、マニュアル、ガイド、その他の書面があればその名称

(4) 未収債権の状況について

- ① 本債権の滞納者の実人数（平成19年度末）
- ② 上記①のうち1人あたりの滞納の最高額
- ③ 上記①につき1人あたりの平均滞納額
- ④ 平成19年度の新規滞納者数
- ⑤ 平成18年度以前に滞納となって19年度に完済した者の実人数
- ⑥ 平成12年度以降の本債権の各年度末時点における未収額の推移

(5) 本債権の管理方法は次のうちどれか

- ・サーバー・クライアントのコンピューターシステムによる管理
- ・個々のパソコン上ソフト（エクセル、アクセス等）による管理
- ・台帳等の紙媒体のみによる管理
- ・台帳等なし
- ・その他

アンケート調査の結果、平成19年度末において未収債権が存在すると回答された部

局数は13、債権の種類は104であった。アンケート回答用紙を巻末の資料1に、未収債権ありとの回答があった債権の概要を巻末の資料2に添付した。

アンケート調査の回答を分析した結果、前記基準に基づいて以下の部局（債権）を第1次候補に選定して各部局からヒアリングを受けた。

財政局・・・市税等

健康福祉局・・・国民健康保険料、介護保険料等

住宅都市局・・・市営住宅家賃等

教育委員会・・・学校給食費

上下水道局・・・上下水道料金等

病院局・・・診療報酬等

名古屋市立大学病院・・・診療報酬等

なお、学校給食費は、別項で詳細に説明しているとおり、名古屋市の債権には含まれていないが、義務教育における公平な給食費負担という観点から近時その滞納が問題視されており、市民の関心も高いところから、アンケート結果とは別にヒアリング対象に含めることとした。

3 ヒアリングによる対象部局（債権）の最終選定

各部局からのヒアリングを経た結果、財政局（市税等）は未収債権の金額は多いものの、次のような理由から監査対象から除外することとした。

- ① 名古屋市の市税徴収率は15の政令指定都市中もっとも高く（平成19年度：97.7%、18年度97.8%、17年度97.6%）、ここ29年連続1位を保っていること。
- ② 財政局は市税の徴収率を高くするため早期催告等の回収努力を重ねており、ここ数年間で徴収率を約1%上昇させる結果を生み出していること。
- ③ 市税徴収業務の効率化に関する財政局の努力や工夫を認めることができ、その結果相当の成果を生んでいると評価できること。

その結果、最終的に以下の部局・債権を監査対象と決定した。

健康福祉局・・・国民健康保険料、国民健康保険不当利得返還金、介護保険料、介護給付金不正利得等返還金

住宅都市局・・・市営住宅等の家賃及び市営住宅等駐車場使用料並びに敷金、建物売払代金、住宅新築資金等貸付金、入札談合による損害賠償、土地売買契約に関する損害賠償、土地貸付料、土地区画整理事業清算金

教育委員会・・・学校給食費

上下水道局・・・水道料金、下水道使用料

病院局・・・・・・城北病院の診療報酬等
名古屋市立大学病院・・・・診療報酬等

第8 外部監査の方法

1 上記のとおり監査対象に決定した債権について、次のような方法で監査を実施した。

- ① 債権の管理・回収状況に関する資料の収集。
- ② 担当現場における実査（帳簿・帳票類の実地調査、処理システムの稼働状況の実地調査、担当者からの聴き取り調査、現金類の保管状況調査等）。
- ③ ①②の結果に基づく分析。

2 実査を実施した市役所以外の施設等は、以下のとおりである。

中川区役所
名古屋市住宅供給公社本社
名古屋市住宅供給公社西部事務所
名古屋市住宅供給公社新栄団地管理事務所
財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団（総務課）
財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団（学校給食課）
名古屋市立A小学校
名古屋市立B小学校
名古屋市立C小学校
名古屋市立D小学校
名古屋市立E小学校
名古屋市立F小学校
名古屋市立G小学校
上下水道局中川営業所
名古屋市西部医療センター城北病院
名古屋市立大学病院

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象部局・債権の外部監査の結果

第1 上下水道局（水道料金、下水道使用料）

1 はじめに

（1）上下水道局の概要

本市では、大正元年下水道供用開始、大正3年水道給水開始など、上下水道事業には90年以上の歴史があり、水道事業、工業用水道事業、下水道事業という枠組みの中でそれぞれの知識や技術を引継ぎつつ、各役割を果たしてきた。平成12年には水道局と下水道局とが統合され、現在の上下水道局が誕生し、それまでの個別の枠組みにとらわれず、上下水道事業を総合的に運営できる体制となった。

市をうるおいのあるまちにするため、また、市民が快適で安心して暮らせるようにするためには、安定した水資源の確保やライフラインの機能維持、雨水からまちと市民を守る浸水対策や水環境の向上といった事業は不可欠であり、上下水道局がこういった都市基盤の安定化、都市環境の向上・保全に果たしている役割は非常に重大である。

上下水道局では、水との関わり方を長期的な観点から見つめ直し、「水の総合的管理」をめざした名古屋市上下水道構想「みずの架け橋」を公表した。この「みずの架け橋」は、基本理念を「信頼」とし、お客さま、品質管理、事業運営、危機管理、水循環、パートナーシップ、まちづくりの7つの視点で事業方針を定め上下水道事業を推し進めようとするものである。さらに、この構想を実現するための第一期計画として、中期経営計画「みずプラン22」を策定し、平成18年度からの5年間で、経営の健全性を維持しながら、財政基盤の強化に努めることにより、持続可能な上下水道事業を目指しているところである。

（2）これまでの包括外部監査について

以上のように、上下水道事業は、市民生活にとって重要な位置を占める事業であることから、本市の包括外部監査においても平成15年度に「下水道事業の経営に係る管理について」、同18年度には「水道事業及び工業用水道事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について」がそれぞれ監査テーマとされている。

このうち、下水道使用料については、平成15年度包括外部監査結果報告書164頁以下において未収金の状況が調査され、下水道使用料の発生から「一年経過すると、それ以降の回収は僅少となり、残りは長期滞納分として時効により欠損処理を待つことになると過去の実績の推移から推測されます。このような回収不能実績から、平成13年度以前に発生した残額7113万2000円については、ほぼ同額の回収不能額が見込まれる蓋然性が高いことから、より一層の早期回収に向けた取り組みを検討

してください。」との意見が述べられていた。監査結果として述べられたものではなかったこともあり、上記意見に対する具体的な措置はとられていないようである。

一方、上水道事業については、平成18年度監査結果報告書において、水道事業の概要が詳しく述べられているので、詳細はそちらに譲ることとする。また、水道料金の徴収事務についても、同報告書31頁以下で詳細な監査がなされている。その調査結果と重複する部分も多いが、平成20年8月28日、上下水道局中川営業所に赴くなどして調査したところを改めて記載する。

2 徴収事務の現状

(1) 未収の状況

直近8年間の3月末時点での水道料金及び下水道使用料についての未収金額をアンケート調査したところ、【図表1-1】【図表1-2】のとおりであった。しかし、上下水道局は、地方公営企業法の適用がある地方公営企業（地方公営企業法第2条）であり、債権の発生原因たる事実が生じた時点で未収金が計上され、かつ、出納閉鎖制度（地方自治法第235条の5）の適用がない。しかも、上下水道料金を調定するために不可欠な検針が行われるのは、中川営業所に関して後に述べるように、上下水道使用者（以下「使用者」という。）それぞれについて見れば2ヶ月に1回であり、調定がなされてから納入期限が到来するまでにも相当な時間的な幅がある。

そのため、各年度末である3月末時点での未収金は、3月に検針・調定したもので、未だ納入期限が到来していない料金及び未だ請求されていない料金までも含まれることになり、納入期限（または口座振替日）を過ぎても支払のない本来の未収金額よりも遙かに高額な金額が未収金として計上されている。

【図表1-1】

(千円)

	水道料金未収額
平成12年度	3,358,624
平成13年度	3,363,572
平成14年度	3,337,459
平成15年度	3,393,760
平成16年度	3,320,111
平成17年度	3,174,032
平成18年度	3,213,498
平成19年度	3,203,433

【図表1-2】

(千円)

	下水道使用料未収額
平成12年度	4,398,584
平成13年度	4,345,417
平成14年度	4,296,452
平成15年度	4,349,193
平成16年度	4,280,174
平成17年度	4,279,602
平成18年度	4,316,342
平成19年度	4,238,522

(2) 未収状況の推移

平成19年度末時点の未収金額を調査すると、上述のとおり巨額な未収金額となり、問題のある未収状況がかえって見えなくなるため、現年度の調定額が時間の経過とともにどのように推移するかを調査したところ、【図表1-3】および【図表1-4】の

とおりであった。

この未収状況の推移によれば、平成19年度の未収金額は水道料金、下水道使用料とも翌年度9月末現在には調定額の0.08%（件数ベースでは約0.16%）にまで減少したことになる。

なお、使用者一人あたりの未納額が最高でどの程度に及ぶのかを知るために、平成19年度調定額のうち、平成20年6月末日現在なお未収である料金の最高額を調査したところ水道料金では6期分418万6269円、下水道使用料では3期分293万9781円が最高であった。

【図表1-3】 未収状況の推移（水道料金）（千円、件）

	現年度調定額	調定件数	年度末		翌年度9月末	
			未収額	未収件数	未収額	未収件数
平成13年度	52,099,273	4,361,058	3,246,084	305,705	28,741	6,403
平成14年度	51,180,065	4,430,205	3,211,738	320,478	36,137	6,917
平成15年度	49,684,859	4,535,790	3,265,071	326,568	40,757	7,386
平成16年度	49,865,609	4,627,546	3,176,553	335,970	32,722	7,363
平成17年度	49,720,142	4,732,459	3,109,760	340,102	36,062	8,024
平成18年度	49,645,804	4,880,412	3,155,035	352,598	37,897	8,166
平成19年度	49,217,926	5,005,802	3,174,817	361,436	39,540	8,134

※ 年度末未収額は現年度調定額に対するもの

【図表1-4】 未収状況の推移（下水道使用料）（千円、件）

	現年度調定額	調定件数	年度末		翌年度9月末	
			未収額	未収件数	未収額	未収件数
平成13年度	37,265,476	3,971,942	4,253,251	473,684	19,350	5,837
平成14年度	36,723,527	4,047,559	4,206,842	490,243	28,140	6,274
平成15年度	35,899,488	4,155,754	4,257,136	499,403	28,459	6,758
平成16年度	36,029,304	4,260,068	4,182,744	518,111	22,702	6,771
平成17年度	36,118,576	4,373,625	4,178,303	530,202	27,931	7,437
平成18年度	36,055,159	4,481,379	4,217,877	543,780	27,032	7,536
平成19年度	35,779,615	4,598,184	4,152,553	554,846	27,303	7,479

※ 年度末未収額は現年度調定額に対するもの

（3）法的措置の概要

水道料金は強制徴収のできない債権であり、これを任意に支払わない使用者から法的に回収するためには、裁判所に訴訟又は支払督促の申立を行い、強制執行の手続を経る必要がある。平成17年度以降（申立日を基準）では、平成17年度に2件、平成18年度に1件、平成20年度に1件（9月末現在）の申立をした例があった。

一方、下水道使用料は、強制徴収することが可能な債権であるが、平成17年度以降は差押さえによる実績はない。

(4) 不納欠損処分額の推移

さらに、不納欠損処分額の推移を調査したところ、【図表1－5】【図表1－6】のとおりであった。原則として欠損処分は、水道料金については2年、下水道使用料については5年で行っており、特例として、破産等については、破産終結、免責等が確定した清算終了の当該年度に行っている。不納欠損処分額の大半は、転居先不明の理由による中止未納分であり、そのほかに破産等の分がある。【図表1－5】のうち、平成17年度の水道料金の不納欠損処分額が多いのは、次の理由によるものであった。従前、水道料金については地方自治法の規定により5年の消滅時効としていたが、平成15年10月10日付け最高裁の決定を受け、総務省は平成16年11月18日付け事務連絡「水道料金債権の消滅時効について」により、私法上の債権として水道料金債権の消滅時効を従来の5年から2年へ行政解釈を変更した。これに伴い、平成17年度は4年分の水道料金を対象としているためである。

【図表1－5】 不納欠損処分額の推移 (円、件)

	水道料金		下水道使用料	
	金額	件数	金額	件数
平成15年度	24,876,316	5,228	12,096,319	4,646
平成16年度	23,648,461	5,518	13,173,535	4,948
平成17年度	82,482,913	23,662	13,613,901	5,156
平成18年度	24,669,695	6,300	16,662,341	5,449
平成19年度	44,397,934	8,277	28,976,397	5,813

【図表 1－6】不納欠損処分額の年度毎の内訳

(円、件)

	年度内訳	水道料金		年度内訳	下水道使用料		金額合計
		金額	件数		金額	件数	
平成 13 年度	計	21,204,615	5,075	計	11,403,680	4,412	32,608,295
	5	11,320	4	5	6,186	3	17,506
	6	17,823	3	6	9,739	3	27,562
	7	4,346,254	1,274	7	2,374,968	1,126	6,721,222
	8	14,781,822	3,577	8	8,077,386	3,160	22,859,208
	9	118,138	30	9	53,974	17	172,112
	10	466,261	45	10	213,022	25	679,283
	11	1,209,443	104	11	552,563	57	1,762,006
	12	250,327	35	12	114,368	19	364,695
	13	3,227	3	13	1,474	2	4,701
平成 14 年度	計	23,347,271	5,072	計	23,259,193	4,380	46,606,464
	5	30,666	3	5	3,080	2	33,746
	6	17,788	3	6	0	0	17,788
	7	20,966	6	7	8,743	2	29,709
	8	6,923,760	1,243	8	2,348,062	1,083	9,271,822
	9	14,009,023	3,538	9	20,092,644	3,163	34,101,667
	10	90,819	38	10	7,949	5	98,768
	11	360,081	36	11	15,048	4	375,129
	12	1,202,592	118	12	500,223	69	1,702,815
	13	652,095	79	13	270,115	46	922,210
	14	39,481	8	14	13,329	6	52,810
平成 15 年度	計	24,876,316	5,228	計	12,096,319	4,646	36,972,635
	5	209	1	5	135	1	344
	7	41,923	8	6	3,560	4	45,483
	8	38,769	10	7	5,300	8	44,069
	9	4,679,998	1,329	8	2,584,055	1,161	7,264,053
	10	18,138,139	3,716	9	8,589,221	3,363	26,727,360
	11	27,924	7	10	22,329	6	50,253
	12	69,718	12	11	16,918	8	86,636
	13	1,697,227	97	12	765,092	58	2,462,319
	14	182,409	48	13	109,709	37	292,118
	15			15			0
平成 16 年度	計	23,648,461	5,518	計	13,173,535	4,948	36,821,996
	7	9,252	2	7	0	0	9,252
	8	42,880	1	8	0	0	42,880
	9	23,929	3	9	8,581	1	32,510
	10	6,486,139	1,332	10	3,524,890	1,188	10,011,029
	11	12,608,410	3,775	11	6,929,556	3,472	19,537,966
	12	296,299	28	12	43,537	10	339,836
	13	969,978	84	13	427,770	40	1,397,748
	14	1,484,139	148	14	916,830	102	2,400,969
	15	1,574,904	131	15	1,228,440	121	2,803,344
	16	152,531	14	16	93,931	14	246,462

平成17年度	計	82,482,913	23,662	計	13,613,901	5,156	96,096,814
	10	3,700	3	10	1,942	3	5,642
	11	6,357,765	1,302	11	2,869,039	1,147	9,226,804
	12	19,272,600	5,689	12	9,878,689	3,914	29,151,289
	13	17,185,281	5,284	13	14,172	5	17,199,453
	14	17,993,430	5,738	14	53,293	9	18,046,723
	15	20,750,028	5,571	15	148,154	15	20,898,182
	16	905,214	70	16	640,523	60	1,545,737
	17	14,895	5	17	8,089	3	22,984
平成18年度	計	24,669,695	6,300	計	16,662,341	5,449	41,332,036
	11	19,568	6	11	4,755	5	24,323
	12	256,683	54	12	4,017,967	1,290	4,274,650
	13	499,995	56	13	10,472,115	4,024	10,972,110
	14	1,277,735	90	14	7,208	5	1,284,943
	15	4,205,884	696	16	1,054,746	18	5,260,630
	16	17,662,633	5,289	16	787,075	49	18,449,708
	17	656,319	99	17	256,036	50	912,355
	18	90,878	10	18	62,439	8	153,317
平成19年度	計	44,397,934	8,277	計	28,976,397	5,813	73,374,331
	7	3,851	2	7	0	0	3,851
	8	66,637	17	8	0	0	66,637
	9	747,701	36	9	420,519	17	1,168,220
	10	700,623	35	10	208,194	18	908,817
	11	1,248,986	63	11	690,257	53	1,939,243
	12	3,266,981	112	12	10,289,252	75	13,556,233
	13	2,811,247	180	13	2,864,736	980	5,675,983
	14	4,550,065	199	14	11,353,233	4,448	15,903,298
	15	4,275,925	205	15	1,921,292	93	6,197,217
	16	5,422,197	1,347	16	267,305	38	5,689,502
	17	20,116,484	5,993	17	171,609	35	20,288,093
	18	1,173,329	83	18	781,978	51	1,955,307
	19	13,908	5	18	8,022	5	21,930

【図表1－6】のうち、平成19年度の不納欠損処分額が多いのは、破産分については、破産債権の申立の後、配当を受けられるものについて配当を受け、その後、終結・廃止・免責の決定を待って、不納欠損処分することとしているところ、破産終結等の確認ができずに手続継続中扱いとなっているものが多数あり、19年度になって裁判所や担当弁護士に照会し、終結等の確認ができたものについて、欠損処分を行ったことが主な理由であるとのことであった。

そこで、平成17～19年度の不納欠損処分の理由ごとの内訳について調査したところ、【図表1－7】のとおりであり、19年度の処分額及び件数に破産が占める割合は、他の年度の割合と比較して突出していることが分かった。

【図表 1－7】

	水 道 料 金		下水道使用料	
	金 額(円)	件数(円)	金 額(円)	件数(件)
平成17年度	82,482,913	23,662	13,613,901	5,156
うち破産	973,482	36	808,792	23
うち中止未納	81,509,431	23,626	12,805,109	5,133
破産の割合	1.18%	0.15%	5.94%	0.45%
平成18年度	24,669,695	6,300	16,662,341	5,449
うち破産	4,566,966	291	1,676,053	125
うち中止未納	20,102,729	6,009	14,986,288	5,324
破産の割合	18.51%	4.62%	10.06%	2.29%
平成19年度	44,397,934	8,277	28,976,397	5,813
うち破産	18,131,908	863	15,541,842	500
うち中止未納	26,266,026	7,414	13,434,555	5,313
破産の割合	40.84%	10.43%	53.64%	8.60%

(5) 中川営業所の概要

以上は名古屋市全体の状況であるが、実際の上下水道料金算定の基礎となる検針や未納管理から給水停止に至る具体的手続は、16カ所の営業所において行われている。そこで、上下水道料金管理の具体的なあり方を監査するため、中川営業所を調査した。

ア 中川営業所の組織

中川営業所における平成20年8月1日現在の組織と職員構成は【図表1－8】のとおりであった。

【図表1－8】

営業所長	営業係長	営業（主事・営業主事）	17名
		庶務（主事・営業主事）	2名
	主査（徴収関係事務）	2名	
	工事係長	工事机上（技師）	7名
		工事現場（工務長・業務技師）	13名
	業務委託職員 計15名		
・ 検針業務		委託先プロパー職員	2名
14名			検針員
・ 構内清掃業務			1名

イ 中川営業所の業務統計

（ア） 中川営業所の所管する給水区域（平成19年度末）

【図表1－9】

給水面積	32.01 km ²
給水人口	219,156人
給水戸数	102,423戸
給水栓数	81,201栓

（イ） 平成19年度中の受付

【図表1－10】

使用中止件	11,357件
使用開始件	13,046件
年間調定件	477,600件

（ウ） 口座振替の普及率

【図表1－11】

お客さま件数	82,217件
口座振替利用者	65,551件
口座普及率	79.73%

なお、全体の口座普及率は81.71%であった。

(エ) 検針日から4ヶ月後月末の徴収率と未納件数

【図表1-12】

平成20年1-2月分 (6月末現在)	(徴収率) 99.73% (件数) 110件
平成20年2-3月分 (7月末現在)	(徴収率) 99.67% (件数) 137件

(6) 点検の方法

水道の使用水量は、水道メータに表示された数字を、中川営業所では12名の業務委託検針員が検針することで使用水量を計量し、用途・戸数等の確認により水道料金を確定(調定)することになる。

検針の方法は、ハンディターミナルによる。ハンディターミナルはICタグカード認証、パスワード及び担当者コードを入力しないと操作できないよう、個人情報に配慮した設定がなされていた。そして、予め作成された検針データを抽出したうえでハンディターミナルにそのデータを転送するので、ハンディターミナルには住所や水道メータ設置位置などの情報のほか、過去一年分の使用水量のデータも管理されており、検針の結果、前年同期及び前期と比較して一定以上使用水量に増減がある場合など不自然な点が認められると、警告音が発せられ、漏水の可能性等を探る端緒にも役立つ設計となっている。検針にあたってはこのような使用水量の状況調査や苦情処理なども行われることから、検針その他の付帯業務を「点検」と呼んでいる。

監査した中川営業所にはハンディターミナルが15台配置されていた。これを利用して、1人の検針員は、1日約200件、1ヶ月に約3400から3500件程度の点検を行う。

中川営業所の給水人口はおよそ21万9000人、給水戸数は10万2000戸であるところ、名古屋市水道給水条例施行規程第28条第1項では、「条例第26条第1項ただし書の規定により量水器の点検は、全給水区域において原則として2箇月ごとに行うものとする。」とされていることから、中川区の給水区域全域を東側(甲地区)と西側(乙地区)に分け、甲地区は偶数月、乙地区は奇数月に点検が行われる。

さらに甲地区はA・B・Cの3ブロック、乙地区はJ・K・Lの3ブロックに分けて点検する。各ブロックでは、上旬である各月1日から8日まで(A・Jブロック)、中旬9日から18日まで(B・Kブロック)、下旬19日から25日まで(C・Lブロック)の間に定例点検日を設定している。なお、定例点検日が、週休・休日等であることにより検針できない場合など、やむを得ない事情があるときに限って、定例点検日かつ前回点検日から前後4日以内の日に点検を行うことができるとしている。

(7) 点検から料金計算までの流れ

検針したところ、検針不能などの異常がなければ使用水量の増減を把握することができる。そして、使用水量の状況調査、簡易な漏水調査などの点検業務が行われ、ここでも異常がなければ検針票が発行される。このようにしてハンディターミナルに集約されたデータは、中川営業所で一定の審査を経て、営業事務オンラインシステムにより料金計算（調定）が行われる。

(8) 徴収の方法

ア 納入通知書による納入

水道料金の徴収は、納入通知書によって行われるとされている（名古屋市水道給水条例施行規程第30条第1項）。この場合は、金融機関、コンビニエンスストア又は営業所窓口及び料金課において使用者が期限までに納入する。納入通知書はブロック毎に2回に分けて発行され、納入期限は、納入通知書の発行日から10日（その日が営業日でない場合は、直近の翌営業日）とされている。

納入の場合、納入がなされたか否かの確認のためには、【図表1-13】のとおり、若干の時間を要する。

【図表1-13】

納入場所	店舗等	画面確認可能日
三菱東京UFJ銀行	市役所内出張所	翌営業日の16時以降
	上記以外の 本・支店、出張所	2営業日後の16時以降
ゆうちょ銀行		翌営業日の16時以降
その他の銀行		2～3営業日後の16時以降
コンビニエンス ストア	すべての店舗	仮入金情報は 翌営業日の10時以降
		確定情報は5日分まとめて 最終日の3営業日後の16時以降
営業所・料金課		当日

ただし、コンビニエンスストアにおける収納情報については、納入がなされた直後に、リアルタイム通知サービス用端末に、収納日時またはお客さま番号、年・期別等を入力することにより、入金の有無を確認することが可能となっている。

イ 口座振替による納入

一方、名古屋市水道給水条例施行規程第30条第2項では「前項の規定にかかわらず、使用者は、口座振替の方法により料金を納入することができる。」とされていることから使用者の依頼により口座振替により徴収することも可能であるため、お客さまにとって便利で収納経費も低廉な口座振替の方法を推奨している。

中川営業所の使用者のうち、口座振替を利用している者の割合（口座普及率）は

平成20年7月末時点で79.73%であった。

この方法による場合、口座振替日は、A・Jブロックでは点検月26日、B・Kブロックでは点検月の翌月6日、C・Lブロックでは点検月の翌月16日（いずれもその日が営業日でない場合は、直近の翌営業日）とされている。

そして、口座振替がなされた場合には、その3営業日後に口座収納（金融機関等から送付される収納データと本市のオンラインシステム上の調定額との消し込み作業）が行われる。

ウ 特例の集金

なお、本市のホームヘルパー派遣対象世帯及びこれに準ずる世帯の中には、集金の特例がある（名古屋市水道給水条例施行規程第30条第1項但書）。

（9）未収金の管理

未収金の管理については、上下水道局経営本部営業部作成の「営業事務手続」のほか、「未納管理ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）に基づき行われていた。

ア 督促スケジュール

ハンドブック17頁によれば、督促のスケジュールは【図表1-14】のとおりとされている。

【図表1-14】 Aブロックの督促スケジュール（例）

	納入通知書	口座振替
4月	1～8日 検針	
	16日 ↓ 納入通知書 26日	26日 口座振替日
5月	10日「上下水道料金納入の お願い」作成 12日 同書送付 ↓ 19日	3日「上下水道料金のご請求 について（口座振替）」作 成 ↓ 16日 口座再振替日
	26日 未納管理カード作成基準日	
6月	16日 給水停止予告書作成 ↓	
7月	◎ 10日 給水停止	

イ 督促

(ア) 納入通知書の場合

納入通知書の納期限後から、督促状の作成基準日（A・Jブロックでは点検日の翌月10日、B・Kブロックでは点検月の翌月20日、C・Lブロックでは点検月の翌月25日）現在、未納となっている使用者に対しては、発送後1週間の指定期限を定めて、「上下水道料金納入のお願い」を上下水道局経営システム課において作成発送して、支払いを督促する。

(イ) 口座振替の場合

口座振替を利用している使用者で、初回振替日に預金不足になった者に対しては、再度振替するため、「上下水道料金のご請求について（口座振替）」を上下水道局経営システム課において作成発送し、次回振替日（A・Jブロックでは点検日の翌月16日、B・Kブロックでは点検月の翌月26日、C・Lブロックでは点検月の翌々月6日）に振替ができるよう、入金を依頼する。

ウ 未納管理カード

作成基準日（A・Jブロックでは点検月の翌月26日、B・Kブロックでは点検月の翌々月6日、C・Lブロックでは点検月の翌々月11日）現在未納の使用者については、上下水道局経営システム課において「未納管理カード」を一件につき一枚ずつ作成し、営業所に送付し、以後の督促の経過を記録する。この時点から、未収金管理は営業所において行われることになる。

エ 電話による督促

未納管理カード出力後は、まず必要に応じて電話による督促を行う。その督促方法については、ハンドブックに詳細なマニュアルが記載されており、職員はこれにしたがって電話督促をしている。そして、その経過は未納管理カードに記載される。

オ 文書督促・現地督促

文書による督促のタイミングや頻度については具体的な取決はないものの、督促文書を発送又は現地配布することも行われ、その場合には発送年月日や配付の時刻が未納管理カードに記載される。

さらに、電話や文書による督促では意思疎通ができない場合や、水量異常等がある場合には、現地において督促する場合もある。現地督促における対応方法などについても、ハンドブックに詳細なマニュアルが記載されており、これに基づいて行われているとのことであった。

カ 給水停止予告書

未納管理カードまでの督促においてなお未納の使用者については、「給水停止予告書」を発送又は現地交付し、その経過は未納管理カードに記載する。その後も電話や現地督促を行い、「給水停止について」という文書を投函するなどして、さらなる督促を行う。

給水停止予告書作成時に「給水停止予定者リスト」を出力し、そこから納入済みのものを抹消・消し込みなどすることで、予告中の使用者を明確にし、問い合わせ等の対応と給水停止計画の資料とする。

ただし、営業所長の決裁によって、給水停止を保留できる場合もある。この場合には、原則として支払計画を明らかにした「誓約書」を使用者から提出させるが、二期分までの未納者で、給水停止予定日を含む2週間以内の指定した日に支払う旨を現地又は電話にて確認できた場合には、誓約書の提出を要せず、給水停止を保留することができる。また、誓約が不履行となった場合には、直ちに給水停止の手続に入ることになる。

【平成18年度監査結果】営業所における給水停止保留手続については、平成18年度包括外部監査により、以下の監査結果が指摘され、これに対して措置状況記載の措置がなされ、現に「営業事務手続」の該当箇所も改訂されていた。

（監査結果）給水停止の保留について所長が承認したことを明確に文書化し、保存しておくべきである。また、給水停止を保留する条件として誓約書を徴することについては、現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。

（措置状況）給水停止の保留条件として誓約書を徴することについて営業事務手続を見直し、給水停止予定日を含む2週間以内に未納料金を支払う旨が確認できた場合は、「未納管理カード」に延期後の支払期日、方法等を記入し、誓約書を徴しないで給水停止を保留することができることとした。ただし、やむを得ず2週間を超えて保留する場合には、原則として「誓約書」を徴することとした。保留した場合には「給水停止予定者リスト（当日用）」にも理由を記入して、それによりミーティングを行い、具体的、最終的な給水停止計画を定める。給水停止当日には「給水停止予定者リスト（当日用）」に、当日の執行状況及び当日に保留した場合にもその理由など最終結果を書き加えて、所長までの決裁を受け保管することとするとともに、「誓約書」等を徴した場合には所長までの決裁を受けた後、別途保管することとした（平成19年10月1日実施）。「営業事務手続」を上記内容に改訂し、営業所への周知徹底を図った（平成19年11月1日施行）。

キ 分割納入

未納額が5万円を超えない場合は、使用者から分割納入の申し入れがあり、特にやむを得ないと認められる場合は、営業所長の判断により分割納入を認めることが

できる。一方、未納額が5万円を超える場合には、原則として支払計画を明記した「誓約書」などを提出させて、所長決裁のうえで分割納入を認める取り扱いがなされている。

【平成18年度監査結果】港営業所における分割納入については、平成18年度包括外部監査により、以下の監査結果が指摘され、これに対して措置状況記載の措置がなされ、現に「営業事務手続」の該当箇所も改訂されていた。

(監査結果) 現状の営業事務手続の運用を徹底させるか、あるいは営業事務手続を現実に即して見直すことを検討すべきである。

(措置状況) 分割納入となる場合には誓約書の提出を必要としている営業事務手続を見直し、お客さまから分割納入の申し出があり、特にやむを得ないと認められる場合は、誓約書を徴しないで所長の判断により行えることとした。ただし、未納額が5万円を超える場合は、原則として支払計画を明記した「誓約書」等を徴することとし、「誓約書」等は所長までの決裁を受け保管することとした(平成19年10月1日実施)。「営業事務手続」を上記内容に改訂し、営業所への周知徹底を図った(平成19年11月1日施行)。

ケ 給水停止

給水停止日の時点でも未納の利用者に対しては、給水停止を行う。給水停止日当日、当該利用者が未納であることを最終確認し、現地訪問のうえ、未納料金の徴収ができない場合または不在の場合は、「給水停止通知書」を交付又は投函して、給水を停止する。そして営業オンラインシステムに停水入力を行う。検針から概ね90日で給水停止に至ることになる。

(10) 中川営業所における未納管理状況

平成19年度における中川営業所のブロック毎の未納管理状況は【図表1-15】のとおりである。また、中川営業所を含む全体についても併せて、経過を一覧にすると、【図表1-16】のとおりである。

中川営業所では、14名の営業所職員が未納管理を担当し、1人の職員は1ヶ月平均100枚程度の未納管理カードを管理している。参考までに、平成20年3月19日発送の給水停止予告書を調査したところ、651名の利用者に対して納入期限を3月31日として発送し、うち561名については完納されたが、25名については4月22日に給水停止に至ったとのことであった。

【図表 1－1 5】

(件)

ブロック	A	B	C	J	K	L	計
検針件数	69,319	101,270	79,473	64,664	100,828	93,132	508,686
新規未納管理カード	2,249	3,114	2,831	2,249	3,247	3,984	17,674
給水停止予告書発行数	1,869	2,726	2,274	1,788	2,849	3,550	15,056
完納件数	1,794	2,552	2,076	1,662	2,703	3,357	14,144
給水停止件数	106	129	86	102	128	127	678
保留件数	37	105	143	80	100	124	589

【図表 1－1 6】

(件)

	中川営業所			全体		
年度	17	18	19	17	18	19
予告書発送	9,689	10,471	15,056	97,937	101,119	111,420
完納	8,282	9,652	14,144	83,924	90,423	98,428
給水停止	722	668	678	5,492	5,441	5,809
保留	685	574	589	8,412	7,642	7,150
中止未納	79	245	318	928	951	1,034

※但し、中止未納とは使用中止となったがなお未納である場合をいう。

(11) 支払督促手続の利用状況

ハンドブックには、その 65 頁以下に支払督促手続に関する詳細な記載がなされ、滞納処分による強制徴収の手段が執れない水道料金債権についても、裁判所の手続を利用した強制的な回収方法と、その適用基準・準備手続などが記載されている。

そこで、督促手続を利用した実績につき調査したところ、平成 17 年度 2 件、18 年度 1 件（申立日を基準）であったことは、既に述べたとおりである。これらの申立時期、請求額、回収額などは【図表 1－1 7】のとおりである。ただし、平成 16 年以前の実績は【図表 1－1 8】のとおりであった。

【図表 1－1 7】

(円)

	平成 17 年度①	平成 17 年度②	平成 18 年度
申立時期	平成 18 年 2 月 7 日	平成 18 年 2 月 17 日	平成 18 年 5 月 9 日
異議・訴訟の有	無	—	無
請求額	94,072	160,488	133,449
結果	仮執行宣言付支払督促発布	相手方不在により送達不能	支払督促発布後、仮執行宣言申立せず失効
回収額	0	10,000	0
回収時期	—	平成 18 年 5 月 16 日	—
不納欠損時期	平成 19 年度	平成 19 年度	平成 18、19 年度

【図表 1－18】

年 度	申立件数（件）	請求額（円）	回収額（円）	回収率
平成13年度	68	4,217,620	943,401	22.37%
平成14年度	37	2,375,169	944,740	39.78%
平成15年度	29	1,924,644	61,892	3.22%
平成16年度	15	1,667,684	246,048	14.75%

（12）生活困窮者への対応

給水停止のみが直接の原因ではないとしても、生活困窮者の死亡事故についての報道を耳にすることがある。そのような事故の発生を予防するためには、給水停止という実力行使を背景にやみくもに水道料金の回収に走るのではなく、現地督促の方法などを活用し、使用者の生活状況の把握に努め、区役所区民福祉部との連携をはかりつつ、早期の段階から慎重かつ適切に対処していく必要がある。

3 監査の結果

（1）適時の債権管理の必要性について

【図表 1－7】のとおり、平成19年度は破産による不納欠損処分額が水道料金・下水道使用料の合計で3300万円に及び、それだけで、平成13年度の合計である3200万円余りを超えている。それは、平成19年度になって裁判所や担当弁護士に照会し、破産手続の終結等の確認ができたことによるが、平成18年度まではこのような照会がなされていなかったために、不納欠損処分すべき債権の処分がなされていなかったことの裏返しでもある。破産手続終結の有無を確認すること自体は、それほど手間を要するものではないので、適時調査を行い、不納欠損処分すべき債権は当該年度内に処分すべきである。

（2）水道料金につき短縮された時効期間に対応する管理回収の必要性について

名古屋市の水道料金と下水道使用料は、現年度調定額に対する翌年9月末の徴収率で見ると、いずれも99%を超える高率となっている（【図表 1－3】【図表 1－4】）。

しかし、平成17年度から19年度にかけて、不納欠損処分された金額は、水道料金1億5155万0542円、下水道使用料5925万2639円、合計すると2億1080万3181円に及ぶ。

【図表 1－6】によれば、平成17年度の水道料金の不納欠損処分額が突出しているが、それは水道料金債権の消滅時効を従来の5年から2年へ行政解釈を変更したことに伴い、平成17年度は4年分の水道料金を対象としたためである。また、平成19年度は破産を理由とするものも増加した（【図表 1－7】）。こういった理由があるため、平成17～19年度の不納欠損処分額の合計が高額になるのはやむを得ない。

しかし、現にそれだけの回収不能債権が存在していたということは事実であるし、不納欠損処分額は増加する傾向にある。

水道料金について言えば、時効期間が従前の５年から２年に短縮されたにもかかわらず、従前と同様の債権管理・回収方針のままであれば、時効期間経過による不納欠損処分額が増加するのは当然の成り行きである。したがって、水道料金の時効期間が短縮された以上は、時効期間が経過するまでの間に注入する回収努力をこれまで以上に強化する必要がある。また、２年間という短い時効期間が経過する危険がある水道料金については、分納誓約を取り付けるか、それが不可能であれば法的手続を採るなどの方法で、時効を中断するべきである。

この点が十分に意識されていないので、時効期間経過までの管理回収方針を改善する必要がある。

（３）事件管理・法的手続に関するマニュアル整備と周知徹底の必要性について

不納欠損処分額の多くは中止未納が占める。法的手続に及んだ件数は、水道料金の支払督促手続についてわずか３件、請求金額の合計にして３８万８００９円、一方、下水道使用料については強制徴収のための手続は行われていないなど、債権の回収に向けた法的措置が十分に活用されていない状況であった。平成１６年度以前には、支払督促手続が比較的に利用されていたにもかかわらず（【図表１－１８】）、平成１７年度以降にその利用が激減した理由について確認したが、特に方針変更はないものの、強制執行について具体的な手続を定めていないこともあり、より現実的な対処法として早期の段階での督促に集中した結果、申立件数が減少したとのことである。

早期回収が重要であることはもちろんだが、公平性を確保するためにも、水道料金については支払督促・強制執行等、下水道使用料については滞納処分といった法的手続も視野に入れつつ、迅速、かつ、臨機応変な債権管理回収を図ることを検討するべきである。そのためには、強制執行を含む法的手続利用のための具体的な手続を整備するべきである。

なお、平成１８年度に申立がなされた支払督促は、アンケート調査に対する回答では漏れていた。その理由を確認したところ、「別のファイルに紛れていて当初発見できなかったため」とのことであり、事件管理体制の杜撰さを指摘せざるを得ない。事件管理に関するマニュアルを整備する必要がある。

また、同支払督促は、【図表１－１７】に記載したとおり支払督促が発せられたにもかかわらず、仮執行宣言の申立を行わなかったために、失効して終了した（民事訴訟法３９２条）。その原因が失念によるものである可能性も否定できない。支払督促を申し立てた以上は、スケジュール管理を怠らないよう注意しなければ、この事例のように不本意な結果になりかねず、この点は不適切な管理であったと指摘せざるを得ない。営業事務手続の７２６頁にはその旨の解説が記載されているが、二度と同様な経過を

辿らないよう、より一層の周知徹底をはかるべきである。

4 意見

水道料金の消滅時効期間については、平成15年10月10日付け最高裁の決定を受け、総務省が従来の5年から2年へ行政解釈を変更したことに伴い、名古屋市も、水道料金については、2年の時効期間が経過した段階で不納欠損処分する取り扱いである。ところが、私債権である水道料金は、債務者による時効の援用がなされない限り消滅しないことから、不納欠損処分した債権であっても、簿外で管理を続け、使用者から納入があればこの簿外管理されている債権額を減額している。このような取り扱い方法は、日本水道協会が掲げる処理案の一つでもある。この方法のメリットとしては、時効が完成して高い確率で回収不能となる債権を、市の財産から除外することで財産状況の適正評価が可能となること、また、不納欠損処分すれば自治体は債権管理回収の義務から免れられること、簿外で債権管理していればその後納入された場合でも雑収入として収入が可能であることなどが指摘されている。

しかし、時効期間が経過した段階で不納欠損処分して債権の管理対象から除外すれば、以後、徴収の必要性がなくなるのであり、安易に時効期間の経過を待つような結果になりかねない。また、簿外ではあれ、時間の経過とともに回収可能性が低下していく債権をいつまでも管理し続けなければならないとすることは、合理的な管理方法とは評価しがたい。

やはり、水道料金の時効管理にあたっては、仮に消滅時効期間が経過した債権であっても、時効の援用がなされない限り債権は消滅しないので、徴収について法的な支障がない債権は可能な限り徴収の努力をほらうべきである。そして、使用者による時効の援用があれば時効消滅により不納欠損処分するが、そうでない場合は、議会の決議により債権放棄するか、第3章で述べるように、今後債権管理条例を制定した上でその定めるルールに従って、債権管理を継続し又は債権放棄することを検討すべきである。

第2 健康福祉局（国民健康保険料、国民健康保険不当利得返還金）

平成19年度末の未収債権額

国民健康保険料 114億6533万3503円

国民健康保険不当利得返還金 1億1152万2585円

1 はじめに

（1）国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づいて、市町村等が保険者となり、市町村等内に住所を有する者が被保険者となって、保険者が被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付（現物給付）、療養費の支給（金銭給付）等の保険給付を行う制度であり（同法2条等）、我が国において国民皆保険制度が確立して以来、国民の健康増進を図るための重要な制度として機能している。

その保険事業に要する費用の主たる財源となる国民健康保険料（以下「保険料」という。）は、国民健康保険法に基づき、保険者たる市町村等が世帯主等から徴収するとされている（同法76条1項）。

保険料徴収の方法には、特別徴収（老齢等年金給付を受ける世帯主につき同給付支払者に同給付から保険料を徴収させるもの）と普通徴収（それ以外の世帯主につき市町村が直接徴収するもの）がある（同法76条の3）。

この保険料債権は、公法上の債権であり、かつ、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる債権である（同法79条の2、地方自治法231条の3第3項）。

（2）名古屋市の国民健康保険の概況

名古屋市内に住所を有する者は、被用者保険に加入している者や生活保護を受けている者などを除き、国民健康保険の加入者になる（国民健康保険法5条）。

同市の加入者数は、平成20年3月末現在で78万3935人であり、市民の35%程である。

加入者の保険給付等の財源として、世帯主から保険料を徴収しているが、平成19年度の保険料徴収額は620億円余りであり、歳入全体の29.1%を占める（【図表2-1】平成19年度国民健康保険収支状況）。

なお、平成20年4月から後期高齢者医療制度が発足したため、当該制度への移行により国民健康保険の加入者数は大幅に減り、61万人程になるため、財政規模も縮小する。

【図表２－１】 平成１９年度国民健康保険収支状況（円、％）

区	分	⑩決算	構成比
歳出	保険給付費	136,359,908,789	64.0
	老人保健拠出金	39,547,739,863	18.6
	介護納付金	11,024,449,911	5.2
	共同事業拠出金	19,381,787,256	9.1
	運営費	3,967,302,453	1.9
	保健事業費	154,695,110	0.1
	雑支出	2,713,950,311	1.3
	計	213,149,833,693	100.0
歳入	保険料	62,054,128,680	29.1
	手数料	185,700	0.0
	国庫支出金	46,427,896,042	21.7
	療養給付費交付金	49,173,571,981	23.0
	県支出金	9,458,452,351	4.4
	共同事業交付金	19,903,049,724	9.3
	諸収入	372,283,783	0.2
	繰越金	2,300,796,709	1.1
	一般会計繰入金	23,849,593,000	11.2
	計	213,539,957,970	100.0
差引過不足額		390,124,277	

２ 名古屋市における債権管理の状況

名古屋市における国民健康保険に関する債権管理の状況は、以下のとおりである。

（１）未収債権の内容等

ア 債権の種類

名古屋市国民健康保険の運営上発生する未収債権としては、①国民健康保険料、②国民健康保険不当利得返還金（被保険者資格がないのに被保険者証を提示して被保険者として治療を受けた場合等の不当利得返還請求権）、③国民健康保険第三者行為損害賠償金（第三者の行為により傷害を受けた者が被保険者証を提示して治療を受けた場合の第三者に対する損害賠償請求権）がある。

平成１９年度決算時点の収入未済額及び滞納者数は、①国民健康保険料が１１４億円余で７万４９９８人、②不当利得返還金が１億円余で４９２４人、③第三者行為損害賠償金が６０万円余で７人である（【図表２－２】平成１９年度未収債権の状況）。

したがって、債権金額、債務者数的には、①、②が主たるものであるので、本監査では、この２種の債権について検討する。

【図表２－２】 平成１９年度未収債権の状況

(単位：円、％)

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
保険料	76,963,411,162	61,952,360,923	3,545,716,736	11,465,333,503	80.50
現年賦課分	65,543,266,370	60,860,207,295	1,943,270	4,681,115,805	92.86
滞納繰越分	11,420,144,792	1,092,153,628	3,543,773,466	6,784,217,698	9.56
不当利得返還金	169,390,191	48,409,721	9,457,885	111,522,585	28.58
現年賦課分	60,212,900	46,800,107	27,384	13,385,409	77.72
滞納繰越分	109,177,291	1,609,614	9,430,501	98,137,176	1.47
第三者行為賠償金	285,839,088	284,144,234	1,087,725	607,129	99.41
現年賦課分	284,191,634	284,099,234	0	92,400	99.97
滞納繰越分	1,647,454	45,000	1,087,725	514,729	2.73

※ 現年賦課分は、出納整理上平成２０年５月末日現在の額であり、滞納繰越分は平成２０年３月末日現在の額である。

イ 債権の性質

前記①の国民健康保険料は、国民健康保険法に基づく公法上の債権であり、かつ、地方税の例により差押えなどの滞納処分を行うことができるとされている（同法７９条の２、地方自治法２３１条の３第３項、地方税法３３１条）ので、その性質は、強制徴収公債権である。その消滅時効は２年と定められている（国民健康保険法１１０条１項）。

一方、前記②の不当利得返還金は、公債権ではなく、民法（民法７０３条等）に基づく私法上の債権であると解されている。したがって、その消滅時効は民法に基づき１０年（民法１６７条１項）となり、時効期間が長いため、未収額の大半は滞納繰越分が占める。これについては、同市においては訴訟等の法的措置をとったことはない（この点については、後にあらためて検討する）。

ウ 債権管理の担当部署

①国民健康保険料、②不当利得返還金を管理する担当部署は、同市の区役所区民福祉部保険年金課管理係である。ただし、②不当利得返還金のうち、医療機関に対する診療報酬返還請求などについては、健康福祉局生活福祉部保険年金課給付係が担当している。

（２）国民健康保険料について

ア 保険料の賦課業務

（ア）保険料

国民健康保険料は、保険給付費等に充てるための医療分保険料と介護納付金に充てるための介護分保険料に区分される。このうち介護分保険料は、４０歳から６４歳までの被保険者（介護第２号被保険者）がいる世帯に対して賦課される。

保険料の納期は、年12回で、毎月月末が納付期限である。

保険料額の計算は、算定の基となる市県民税額が確定するのが6月であるため、4月から6月分の保険料額について前年度の市県民税額により仮の計算を行い（仮算定）、7月に当該年度の市県民税額により保険料の再計算（本算定）を行う。

（イ）減額

低所得世帯の保険料の負担軽減を図るため、前年所得が一定基準以下の世帯について、均等割の一定割合を減額して賦課することが法定されている。

平成19年度の減額総額は、63億円余である。

（ウ）減免

所得が大幅に減少した場合など一定の要件に該当する場合は、条例により保険料を減免している。

平成19年度の減免総額は、17億円余である。

（エ）賦課の状況

以上に基づく賦課の状況は、【図表2-3】のとおりである。

【図表2-3】 平成19年度保険料賦課状況

（単位：円）

		医療分		介護分	
		現年度分	現年賦課分	現年度分	現年賦課分
軽減前	1世帯当り調定額	150,573	152,101	30,227	30,610
	1人当り調定額	85,920	86,792	23,828	24,130
軽減後	1世帯当り調定額	133,530	134,925	27,738	28,089
	1人当り調定額	76,195	76,991	21,866	22,143
諸係数	均等割額	43,381		11,980	
	所得割料率	本算定：1.07		本算定：0.24	
	限度額	530,000		80,000	

イ 保険料の徴収業務

（ア）現況

I 名古屋市の国民健康保険料の収入未済額は、平成19年度決算で114億円余りと多額に及んでいるが（【図表2-2】）、平成15年度から19年度までの賦課、収納状況は、下記【図表2-4】のとおりである。これによると、近年、収納率が上昇しているため、収入未済額は平成18年度以降減少に転じている。

【図表 2－4】 国民健康保険料賦課、収納状況

(単位：円、％)

年度	区分	調定額	収入額	収納率	収入未済額	不納欠損額
15	保険料合計	69,986,802,349	55,349,249,536	79.09	11,282,984,692	3,354,568,121
	現年賦課分	59,901,827,546	54,597,505,819	91.14	5,288,035,358	16,286,369
	滞納繰越分	10,084,974,803	751,743,717	7.45	5,994,949,334	3,338,281,752
16	保険料合計	72,992,348,742	57,545,666,456	78.84	11,953,949,849	3,492,732,437
	現年賦課分	61,886,165,550	56,624,882,597	91.50	5,245,212,403	16,070,550
	滞納繰越分	11,106,183,192	920,783,859	8.29	6,708,737,446	3,476,661,887
17	保険料合計	73,893,170,225	57,965,490,782	78.44	12,101,054,082	3,826,625,361
	現年賦課分	62,132,135,030	57,029,716,743	91.79	5,100,441,037	1,977,250
	滞納繰越分	11,761,035,195	935,774,039	7.96	7,000,613,045	3,824,648,111
18	保険料合計	75,325,833,477	59,872,885,840	79.49	11,604,640,942	3,848,306,695
	現年賦課分	63,403,841,150	58,759,545,024	92.68	4,642,682,686	1,613,440
	滞納繰越分	11,921,992,327	1,113,340,816	9.34	6,961,958,256	3,846,693,255
19	保険料合計	76,963,411,162	61,952,360,923	80.50	11,465,333,503	3,545,716,736
	現年賦課分	65,543,266,370	60,860,207,295	92.86	4,681,115,805	1,943,270
	滞納繰越分	11,420,144,792	1,092,153,628	9.56	6,784,217,698	3,543,773,466

Ⅱ 上記のとおり、不納欠損額は、平成15年度から19年度まで毎年約33～38億円と多額に及んでいるが、そのほとんどが保険料徴収の消滅時効（2年）が完成したものである。

国民健康保険料の消滅時効は2年であるので、督促状の指定期限から2年以内に時効の中断事由（納付や納付誓約による債務承認、差押えなど）が生じないと、時効消滅により不納欠損として処理されることになる。

不納欠損額のほとんどは、以下のとおり、文書や電話、訪問による催告を繰返し行ったにもかかわらず、納付が得られないまま時効が完成してしまったものである。

【図表 2－5】 不納欠損の理由

区分	15		16		17		18		19	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
無資力	2,012	170,907	2,701	202,891	2,839	233,704	5,397	550,943	3,615	314,295
納付催告中	25,843	2,456,142	26,868	2,507,345	29,214	2,891,685	27,877	2,748,232	26,808	2,606,949
所在不明	6,443	493,652	7,428	586,539	7,702	592,455	6,554	493,937	7,003	516,270
資産調査中	385	61,506	384	45,243	357	49,840	220	32,494	688	77,427
その他	1,233	172,362	1,088	150,715	595	58,942	341	22,701	517	30,776
合計	35,916	3,354,568	38,469	3,492,732	40,707	3,826,625	40,389	3,848,307	38,631	3,545,717

※金額の単位は千円で、千円未満四捨五入

賦課した年の2年後までに不納欠損となるのは、以下のとおり全体の4%弱である。

【図表 2－6】 平成 17 年度現年賦課分保険料の状況（平成 19 年度決算時）

平成17年度現年賦課分調定額 61,948,620,359 円		
全収入額 57,916,311,676円 (93.5%)	不納欠損額 2,217,037,622円 (3.6%)	未納額 1,815,271,061円 (2.9%)
収入額内訳		
17年度中収入額	57,029,716,743円	(累積収納率92.1%)
18年度中収入額	539,934,236円	(累積収納率92.9%)
19年度中収入額	346,660,697円	(累積収納率93.5%)

Ⅲ 名古屋市は、滞納の恒常化、高額化を防止するという観点から、未納が少額な段階での早期催告に重点を置いており、それゆえ現年賦課分の収納率は他の政令指定都市と比べて高い。

平成 19 年度の現年賦課分収納率は、92.86%であり、政令指定都市 17 市の中では北九州市について 2 番目である（【図表 2－7】）。

【図表 2－7】 政令指定都市の収納率

(平成19年度決算値)			
	現年賦課分	滞納繰越分	合計
	%	%	%
名古屋	92.86	9.56	80.50
札幌	87.34	4.85	67.22
仙台	86.96	11.37	71.09
新潟	92.55	11.37	80.80
さいたま	87.93	10.83	61.86
千葉	88.47	22.01	76.20
川崎	88.79	9.08	68.53
横浜	89.38	17.59	74.31
静岡	90.32	12.61	75.99
浜松	91.24	16.54	78.37
京都	92.65	15.57	82.00
大阪	84.25	4.87	63.40
堺	89.63	5.90	64.34
神戸	92.37	8.63	76.96
広島	88.99	21.99	75.95
北九州	93.80	9.00	82.49
福岡	87.91	10.74	72.93

平成 15 年度～18 年度についてみても、【図表 2－8】のとおり、名古屋市は、この間も、現年賦課分、合計分いずれも政令指定都市の中で 2～4 位の上位を占

めている。

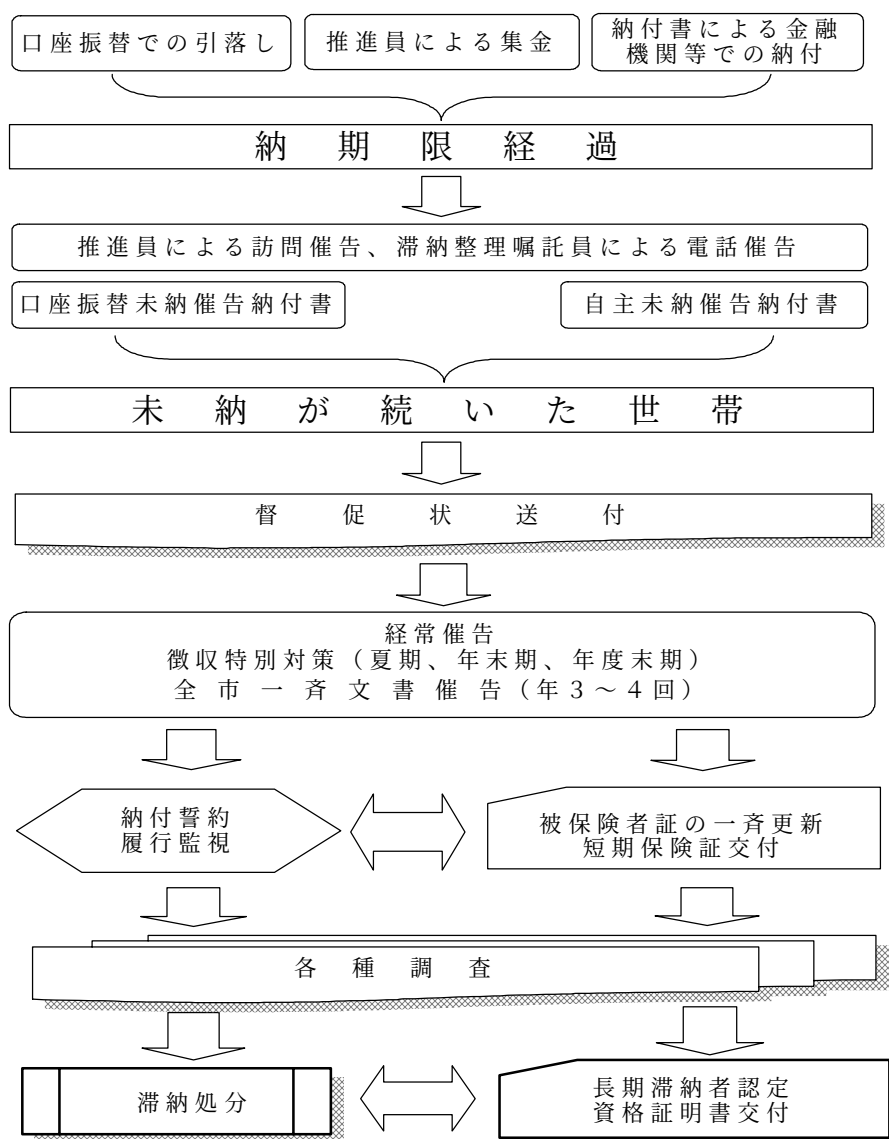
【図表 2－8】 政令指定都市の収納率（平成15年度～18年度）

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	現年賦課分 %	滞納繰越分 %	合計 %	現年賦課分 %	滞納繰越分 %	合計 %	現年賦課分 %	滞納繰越分 %	合計 %	現年賦課分 %	滞納繰越分 %	合計 %
名古屋	91.14	7.45	79.09	91.50	8.29	78.84	91.79	7.96	78.44	92.68	9.34	79.49
札幌	82.31	5.79	62.84	82.35	6.26	62.81	83.42	5.44	64.05	85.71	4.42	65.37
仙台	85.78	11.11	70.48	85.54	10.80	70.04	85.72	11.31	69.95	86.50	11.67	70.14
新潟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92.97	11.10	81.63
さいたま	86.50	10.66	63.80	86.30	9.83	62.20	87.11	10.21	61.93	87.31	10.64	61.76
千葉	88.47	18.92	76.67	88.76	19.72	76.08	88.69	20.61	76.20	88.49	19.78	76.15
川崎	87.96	10.40	69.58	87.79	8.33	68.20	88.55	8.65	68.81	88.48	8.30	67.93
横浜	87.83	18.69	73.74	87.93	16.58	72.17	88.76	18.03	73.12	89.07	16.09	73.27
静岡	-	-	-	91.49	11.75	76.41	91.62	12.23	76.76	90.80	12.13	76.81
浜松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90.71	19.29	79.03
京都	91.18	10.63	78.14	90.55	10.52	77.45	92.28	11.81	79.96	92.73	13.70	81.29
大阪	84.39	4.59	66.83	83.39	4.45	64.95	83.08	4.48	63.18	83.91	4.46	63.65
堺	-	-	-	-	-	-	88.15	6.06	66.08	89.22	6.28	65.09
神戸	89.95	7.19	73.71	90.31	8.04	73.70	90.59	7.81	74.35	91.72	8.26	76.43
広島	87.78	17.57	75.02	87.46	19.80	74.67	87.34	19.68	74.05	88.40	20.96	74.59
北九州	93.14	9.02	83.51	92.97	9.29	82.59	92.69	9.06	81.88	93.77	9.64	81.61
福岡	87.59	9.09	73.70	86.40	8.35	72.10	86.24	8.14	71.18	87.45	9.89	72.34

（イ）徴収業務の流れ

徴収業務の流れを図示すると、以下のとおりである。

【図表2－9】 徴収業務の流れ



I 保険料の徴収方法

保険料の徴収は、

- ① 納付書による支払
- ② 口座振替による支払
- ③ 国民健康保険推進員による訪問徴収（集金）

の3種類の方法の併用により行われており、それぞれの世帯割合は、

- ① 納付書 12.07%
- ② 口座振替 68.46%
- ③ 集金 19.47%

である(【図表 2－10】)。

【図表 2－10】 納付方法別世帯割合

(%)

年 度	納付書	口座振替	集 金
15	8.99	64.22	26.80
16	9.31	65.26	25.43
17	11.68	67.29	21.03
18	12.45	67.63	19.91
19	12.07	68.46	19.47

名古屋市の全世帯数 44 万 9 1 4 1 世帯（平成 20 年 3 月末）のうち、居所不明世帯を除く 44 万 1 8 0 0 世帯が上記割合に区分される。

II 納期限経過後

- ① 集金世帯の場合は、納期内を含めて 4 か月間（当該納期の月と納期限経過後の 3 か月の計 4 か月）は国民健康保険推進員が集金を行っている。

口座振替世帯、納付書納付世帯で未納となった場合も、納期限経過後 3 か月間は推進員が訪問徴収を行っている。

国民健康保険推進員は名古屋市全体で 1 4 0 名いるが、推進員 1 人当りの担当受け持ち世帯数は 3 2 0 0 世帯ほどであり、そのうち集金世帯は 6 0 0 世帯ほどである。

- ② 国民健康保険推進員による訪問徴収のほか、新たに未納が発生した世帯（毎月約 4 9 0 0 世帯）に対しては、滞納整理嘱託員（各区 1 名ずつで計 1 6 名）が電話催告を行っている。

- ③ また、納期の翌々月には、各区から一括して督促状を送付している（全市で毎月約 3 万 7 5 0 0 件）。

III 区役所保険年金課職員への引き継ぎ

上記期間経過後なお未納である世帯（毎月約 2 万 6 0 0 0 ～ 3 万 1 0 0 0 世帯）は、区役所保険年金課職員が引き継いで滞納整理を行う。

引き継ぎ後の徴収事務の流れは、【図表 2－9】の図の中ほどの「経常催告」（徴収特別対策、全市一斉文書催告）以下の流れとなる。

IV 短期被保険者証の交付

滞納者には、隔年で実施する被保険者証一斉更新の際に、有効期限を通常より短く（原則 3 か月以内）した被保険者証（短期被保険者証。国民健康保険法 9 条 1 0 項参照）を交付することにより、滞納者との接触の機会を確保し、粘り強く

納付督促を行っている。

V 被保険者資格証明書の交付、滞納処分

また、納付資力があるにもかかわらず、生活状況に応じた納付が得られない世帯については、被保険者資格証明書（国民健康保険法９条６項によるもの。同証明書を使用する場合は、被保険者は、医療機関の窓口で一旦は全額を負担して支払い、後日、同市へ保険負担分の支給を申請することになる。）の交付や、財産の差押え等の滞納処分を行っている。

VI 長期滞納者に対する措置について

名古屋市では、「国民健康保険料長期滞納者に対する措置取扱要綱」、「国民健康保険料長期滞納者に対する措置事務処理要領」を定めて、納期限を１年以上経過した滞納保険料がある世帯を「長期滞納者」と認定し、これを対象として被保険者資格証明書の交付を前提とした徴収対策を行っている。

同要綱の中には、納期限を１年６か月以上経過した滞納保険料がある者に対する「保険給付の支払一時差止」や、一時差止した保険給付からの「滞納保険料額の控除」という対策も定めている。しかし、同市の説明によると、このような事例では、保険給付の手続きに併せて納付相談を行い、納付状況の改善を図るので、「保険給付の支払一時差止」も「滞納保険料額の控除」も平成１８年度以降は実績がないとのことである。

VII 一方、所得減少等の理由で納付が困難な事情がある世帯については、分割納付に応じる等の対応をしており、分割納付に応じている世帯は全市で約３万４０００世帯である。

VIII 最近の主な徴収対策としては、滞納整理システムの導入（平成１６年度）、滞納整理嘱託員の全区配置（平成１７年度）、コンビニエンスストア収納の導入（平成１８年度）、集金用ハンディターミナルの導入（平成１８年度）などがある。

IX 以上の徴収対策の概要は、以下のとおりである。

【図表 2－1 1】 徴 収 対 策 の 概 要

区 分	内 容
未納の防止	・加入届出時に職員による口座振替勧奨を実施 ・定期的に口座振替勧奨状を送付 (納付書納付世帯：年2回、集金世帯：隔年で実施) ・コンビニエンスストアで保険料を収納 ・国民健康保険推進員による訪問徴収
初期末納催告	新規未納世帯を中心に、職員及び滞納整理嘱託員による、電話催告及び文書催告を実施
一斉文書催告	滞納金額及び滞納月数に応じた文書催告を年4回実施
集中的催告	初期末納催告で接触ができなかった未納世帯を中心に、夜間を含めた電話催告を、年3回の徴収特別対策期間に実施
短期被保険者証の交付	有効期限を短縮した保険証を交付することで、未納世帯と定期的に面談し、納付督促を実施
資格証明書の交付等	納付資力があるにもかかわらず、生活状況に応じた納付が得られない世帯に対し、資格証明書の交付や滞納処分を実施

(ウ) 徴収事務職員

保険料徴収事務は、区役所保険年金課管理係職員157名（係長以下。局兼務主査3名を含む。国民年金事務専任の職員もいるので、実質的にはこれを下回る。）、国民健康保険推進員140名、滞納整理嘱託員16名で行っている。

健康福祉局保険年金課には、徴収事務の企画、指導を行うために、収納指導主査4名（内3名は区主査を兼務）、収納担当主事4名が配置されている。

(エ) 徴収業務の実績

催告件数の量的な拡大のほか、短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付や財産調査、滞納処分の強化などにより、滞納解消に対する強い意志を滞納者に示すことに努めている。

このような徴収対策の推移は【図表 2－1 2】のとおりであり、短期被保険者証等の交付状況の推移は【図表 2－1 3】のとおり、各区の長期滞納者、資格証明書発行件数等の推移は【図表 2－1 4】のとおり、平成19年度滞納処分の状況は【図表 2－1 5】のとおりである。

【図表 2－1 2】 徴収対策の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
電話催告	未集計	未集計	82,282件	91,473件	100,238件
文書催告	未集計	未集計	146,175件	187,671件	286,543件
口振率	64.2%	65.3%	67.3%	67.6%	68.5%
短期保険証	16,723件	23,587件	20,875件	22,022件	18,942件
資格証明書	8件	15件	18件	672件	1,084件
財産調査	未集計	未集計	2,664件	4,064件	7,342件
滞納処分	100件	47件	32件	55件	132件

上記推移によると、いずれの対策も増加傾向であり、特に、資格証明書発行件数は平成18年度から激増しており、催告件数、資格証明書発行件数、財産調査件数は平成17年度以降平成19年度まで大きく増加している。

【図表 2－1 3】 短期被保険者証等の証交付状況

(各年度末)

年度	(A) 被保険者世帯 (世帯)	(B) 滞納世帯 (世帯)	(C) 短期証世帯 (C/B)	(D) 資格証明書世帯 (D/B)
15	429,876	75,816	16,723 (22.06%)	8 (0.01%)
16☆	436,587	76,874	23,587 (30.68%)	15 (0.02%)
17	443,951	77,182	20,875 (27.05%)	18 (0.02%)
18☆	447,100	75,247	22,022 (29.27%)	672 (0.89%)
19	449,141	74,998	18,942 (25.26%)	1,084 (1.45%)

☆は保険証更新年

上記によると、資格証明書世帯は平成18年度以降激増していること、また、平成15年度以降被保険者世帯が徐々に増加しているにもかかわらず、滞納世帯はそれほど増えてはおらず、むしろ、平成18年度から滞納世帯が徐々に減少している。

【図表 2－14】 各区の長期滞納者、資格証明書発行件数等の推移 (件)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	長期滞納者認定	資格証明書	財産調査	長期滞納者認定	資格証明書	財産調査	長期滞納者認定	資格証明書	財産調査
千種	2	0	6	45	11	10	87	26	113
東	5	0	1	46	17	10	41	17	276
北	4	0	222	240	83	278	397	141	710
西	5	0	130	149	64	130	564	218	571
中村	149	0	34	212	45	23	226	64	163
中	6	0	0	32	9	10	112	21	182
昭和	9	0	91	54	12	155	66	5	304
瑞穂	6	1	581	46	21	962	109	30	833
熱田	1	0	496	123	57	496	137	44	879
中川	184	10	642	443	131	1,125	956	234	1,267
港	14	0	0	235	59	374	375	78	977
南	8	0	2	71	29	10	117	43	427
守山	1	0	21	80	47	10	194	65	150
緑	78	6	416	209	37	383	309	38	328
名東	3	1	1	63	23	65	89	20	96
天白	6	0	21	78	27	23	101	40	66
計	481	18	2,664	2,126	672	4,064	3,880	1,084	7,342

上記によると、平成18年度以降、長期滞納者認定、資格証明書交付、財産調査とも、全市的に非常に増加しており、特に、中川区、港区、北区等で大きく増加していることがわかる。

【図表 2－15】 平成19年度滞納処分の状況

◎差押等の状況 …… (件数: 97件、 収入: 14,448,681円)

区別

財産別

区名	件数	対象保険料	収入
千種	1	516,830	44,414
東	7	3,130,420	956,006
北	21	9,375,920	2,834,365
西	3	1,271,778	866,008
中村	4	1,260,551	1,202,329
中	2	1,041,000	542,086
昭和	1	20,200	20,200
瑞穂	2	404,420	45,074
熱田	2	197,960	197,960
中川	8	6,927,840	2,522,911
港	6	4,561,502	690,233
南	9	1,628,957	133,609
守山	5	1,353,170	1,353,170
緑	21	6,297,810	2,598,890
名東	2	157,770	
天白	3	2,025,950	441,476
合計	97	40,172,078	14,448,681

区名	件数	対象保険料	収入
預金	70	30,603,148	12,044,931
生命保険等	17	4,750,310	456,084
その他債権	9	3,956,480	1,947,666
電話加入権	0	0	0
不動産	1	862,140	0
合計	97	40,172,078	14,448,681

◎交付要求の状況 …… (件数: 35件、 収入 : 4,299,315円)

- ※ 1 差押等 97件＋交付要求 35件＝滞納処分計 132件
 2 その他債権は、給与 3件、年金 1件、納税課差押残余金 5件
 3 不動産の収入が 0 となっているのは、参加差押した物件につき未換価であるため

上記によると、差押等の件数では、北区、緑区が多く、差押等による収入額では、北区、緑区、中川区が多いが、区によって件数、金額とも非常に大きな差が見受けられる。

なお、平成15年度以降の滞納処分の状況も調査したところ、以下のとおりであった。

【図表 2－16】 滞 納 処 分 の 推 移 (件、円)

滞納処分	差押等			交付要求		合計	
	件数	収入金額	実施区	件数	収入金額	件数	収入金額
平成15年度	48	5,949,232	15	52	6,526,731	100	12,475,963
平成16年度	32	6,864,695	10	15	1,352,187	47	8,216,882
平成17年度	14	4,134,464	4	18	1,867,547	32	6,002,011
平成18年度	24	3,097,992	6	31	3,004,155	55	6,102,147
平成19年度	97	14,448,681	16	35	4,299,315	132	18,747,996

上記によると、滞納処分は、平成19年度は、実施した区の数、件数、収入金額において平成15年度以降で最大であった。平成18年度以前は件数、金額ともそれほど多いとはいえず、特に、滞納処分を実施した区の数、平成17年度、18年度はそれぞれ4区、6区のみという少なさであった。

(オ) 徴収業務の結果

以上の徴収業務を実施した結果が、前記の【図表2-4】の国民健康保険料の収納状況（収納率、収納未済額、不納欠損額の状況、推移）である。

滞納繰越分の収納率が平成15年度と比べて向上（7.45%→9.56%）しているのは、北区、中川区、緑区に配置された収納指導担当主査を中心として、資格証明書の交付や滞納処分の推進など、滞納が恒常化した世帯に対する滞納整理の強化に全市的に取り組んできた結果である。

また、現年賦課分の収納率も平成15年度と比べて向上（91.14%→92.86%）しているのは、コンビニエンスストアでの保険料収納を導入したことや口座振替勧奨の実施などにより納期内納付の促進を図るとともに、滞納整理システムや集金用ハンディターミナルを活用し、滞納が少額な段階での早期催告に努めたことの結果である。

(カ) 延滞金の処理

なお、滞納保険料についての納期限後の延滞金について、地方自治法では、「条例の定めるところにより……延滞金を徴収することができる」（同法231条の3第2項）とされており、これを受けて名古屋市国民健康保険条例では、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの間年7.3%の割合による延滞金を加算して納付しなければならない、とされている（同条例23条）。

しかし、現実には、徴収担当者が滞納保険料の支払を受けるとき、元金として保険料だけを受領し、書面を徴することなく延滞金は免除しているのが通常である。

この取扱は、国民健康保険条例施行細則21条に照らし、問題がある。

(3) 中川区における国民健康保険料の賦課、徴収業務

以上は名古屋市全体の状況であるが、国民健康保険料賦課、徴収の具体的手続は、主として名古屋市内の16区役所において行われている。

そこで、主に国民健康保険料に関する具体的債権管理のあり方を監査するために、中川区役所を実査した。

ア 中川区における国民健康保険料の賦課、徴収の概要

中川区の国民健康保険の加入状況、保険料、その収納率、徴収実績、上位高額滞納者、資格証明書発行件数等の状況は、以下のとおりである。

(ア) 国民健康保険被保険者加入状況

H20年3月末現在

	世帯 (世帯)	人口 (人)	被保険者	
			世帯(世帯)	人員(人)
全市	990,143	2,236,844	449,141	783,935
中川区	89,726 (1位)	219,156 (2位)	43,292 (1位)	80,366 (1位)

※ 中川区被保険者の市に占める割合は、世帯で9.64%、人員で10.25%

(イ) 平成19年度一人当たり国民健康保険料

	全市	中川区
一人当たり保険料	82,363円	79,733円 (11位)

(ウ) 保険料収納率の推移

(%)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
現年賦課分	全市	91.14	91.50	91.79	92.68	92.86
	中川区	90.99	91.93	92.57	93.57	93.37
	中川の順位	8位	6位	6位	5位	8位
滞納繰越分	全市	7.45	8.29	7.96	9.34	9.56
	中川区	9.80	12.13	12.89	15.08	15.14
	中川の順位	1位	1位	1位	1位	1位
合計	全市	79.09	78.84	78.44	79.49	80.50
	中川区	78.65	79.11	79.43	80.73	81.56
	中川の順位	10位	7位	6位	6位	8位

滞納繰越分について、中川区の収納率が平成15年度以降1位となっており、また平成15年度以降の収納率の増加傾向（9.80%→15.14%）が全市に比べて非常に高いが、これらは、同区が名古屋市16区の中で国民健康保険料の債権額（調定額）の最も大きい区であるため、収納指導担当主査を配置するなど、滞納整理に関する重点区と位置づけて、資格証明書の交付、財産調査、滞納処分などに取り組んだ結果である。

(エ) 平成19年度保険料徴収実績（平成19年度決算） (円)

		調 定	不納欠損	収入未済
中川区	現年賦課分	6,494,100,660	0	430,511,710
	滞納繰越分	1,154,924,164	265,377,290	714,720,713
	合 計	7,649,024,824	265,377,290	1,145,232,423
全市	現年賦課分	65,543,266,370	1,943,270	4,681,115,805
	滞納繰越分	11,420,144,792	3,543,773,466	6,784,217,698
	合 計	76,963,411,162	3,545,716,736	11,465,333,503

(オ) 中川区上位高額滞納者 平成20年6月23日現在 (円)

	未納額合計	(内、現年賦課分)	(内、滞納繰越分)
1	2,530,787	(516,300)	(2,014,487)
2	2,440,460	(317,200)	(2,123,260)
3	2,205,050	(559,490)	(1,645,560)

名古屋市全市での国民健康保険料の1人当り滞納額の平均が15万2875円であるのに比べると、上記滞納額220～253万余円という額は、極めて多額である。

平成19年度国民健康保険料最高限度額は61万円（医療分＋介護分）であるが、最高限度額に近い保険料を複数年にわたり滞納すると滞納額が多額に及ぶことがある。保険料の消滅時効は2年であるが、納付誓約書の提出あるいは滞納処分の執行などにより時効の中断事由が生じると、2年以上の滞納が発生する場合がある。また、届け出が遅れた場合などについても、2年分は遡及して賦課する。これらの事情により滞納額が多額となる場合があり、平成19年度末時点で滞納金額200万円を超えるものは、名古屋市全市で13名いる。

(カ) 資格証明書発行件数等の推移

	H18年3月末		H19年3月末		H20年3月末	
	全市	中川区	全市	中川区	全市	中川区
長期滞納者認定	481	184	2,126	443	3,880	956
資格者証	18	10	672	131	1,084	234
財産調査	2,664	642	4,064	1,125	7,342	1,267

上記3年度の間に、全市、中川区とも、それぞれの件数が非常に増加しているが、これらは、前記のとおり、中川区、北区等が滞納整理に関する重点区と位置づけられて、長期滞納者の認定、資格証明書の交付、財産調査などに取り組んできた結果である。

(キ) 滞納被保険者に対する中川区の取り組み

前記のとおり、中川区では、滞納被保険者に対する徴収対策として、ここ数年来、以下のような取り組みが積極的になされている。

- ① 文書や電話による催告の実施
- ② 短期被保険者証発行による定期的な来庁納付折衝の実施
- ③ 長期滞納者認定、資格証明書の発行

イ 保険年金課職員体制

中川区で健康保険料の賦課、徴収業務に当たる職員の体制は、以下のとおりである。

(中川区役所)

保険年金課長 — 管理係長 (保険料の徴収、督促、滞納処分、不正不当利得金の徴収、国民年金に関すること)

主事 5 名 (保険料の徴収、督促、滞納処分)

主事 6 名 (国民年金に関すること)

主査 (保険料の徴収、督促、滞納処分)

滞納整理嘱託員 1 名 (主に保険料の電話催告)

保険係長 (国民健康保険に関すること、後期高齢者医療制度に関すること (徴収を含む)、医療助成に関すること)

主事 14 名

(冨田支所)

次 長 — 民生係長 (国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などに関すること)

主事 6 名

(4) 国民健康保険不当利得返還金について

ア 平成19年度までの賦課、収納状況

名古屋市における平成12年度から19年度までの間の国民健康保険不当利得返還金の賦課、収納 (徴収) 状況は、以下のとおりである。

【図表 2－17】

国民健康保険不当利得返還金の賦課、収納状況

(円)

現年賦課分	現年賦課	現年収納		現年不納欠損		現年未納（金額）	
	①	②	②/①	③	③/①	①-②-③	(①-②-③)/①
平成12年度	51,423,151	28,190,699	54.82%	842,289	1.64%	22,390,163	43.54%
平成13年度	41,055,887	27,572,234	67.16%	0	0.00%	13,483,653	32.84%
平成14年度	40,578,024	31,157,650	76.78%	0	0.00%	9,420,374	23.22%
平成15年度	46,566,331	31,119,929	66.83%	0	0.00%	15,446,402	33.17%
平成16年度	48,452,932	35,923,981	74.14%	0	0.00%	12,528,951	25.86%
平成17年度	49,776,063	37,793,754	75.93%	0	0.00%	11,982,309	24.07%
平成18年度	55,174,681	43,462,389	78.77%	0	0.00%	11,712,292	21.23%
平成19年度	60,212,900	46,800,107	77.72%	27,384	0.05%	13,385,409	22.23%
滞納繰越分	滞納賦課	滞納収納		滞納不納欠損		滞納未納	
	①	②	②/①	③	③/①	①-②-③	(①-②-③)/①
平成12年度	50,603,768	201,306	0.40%	4,534,408	8.96%	45,868,054	90.64%
平成13年度	67,953,474	4,904,000	7.22%	2,889,254	4.25%	60,160,220	88.53%
平成14年度	78,440,616	225,602	0.29%	3,914,708	4.99%	74,300,306	94.72%
平成15年度	79,560,496	834,026	1.05%	4,363,200	5.48%	74,363,270	93.47%
平成16年度	89,173,747	141,036	0.16%	3,835,252	4.30%	85,197,459	95.54%
平成17年度	97,736,434	552,867	0.57%	7,304,207	7.47%	89,879,360	91.96%
平成18年度	102,473,839	485,663	0.47%	5,121,567	5.00%	96,866,609	94.53%
平成19年度	109,177,291	1,609,614	1.47%	9,430,501	8.64%	98,137,176	89.89%
合計分	合計賦課	合計収納		不納欠損		合計未納	
	①	②	②/①	③	③/①	①-②-③	(①-②-③)/①
平成12年度	102,026,919	28,392,005	27.83%	5,376,697	5.27%	68,258,217	66.90%
平成13年度	109,009,361	32,476,234	29.79%	2,889,254	2.65%	73,643,873	67.56%
平成14年度	119,018,640	31,383,252	26.37%	3,914,708	3.29%	83,720,680	70.34%
平成15年度	126,126,827	31,953,955	25.33%	4,363,200	3.46%	89,809,672	71.21%
平成16年度	137,626,679	36,065,017	26.20%	3,835,252	2.79%	97,726,410	71.01%
平成17年度	147,512,497	38,346,621	26.00%	7,304,207	4.95%	101,861,669	69.05%
平成18年度	157,648,520	43,948,052	27.88%	5,121,567	3.25%	108,578,901	68.87%
平成19年度	169,390,191	48,409,721	28.58%	9,457,885	5.58%	111,522,585	65.84%

上記によれば、①現年賦課分については、調定額は漸増で、未納額は多少の増減がある程度であるが、②滞納繰越分については、調定額が平成12年度約5060万余円から平成19年度約1億0917万余円に、未納額も約4586万余円から9813万余円にいずれもほぼ倍増している。そのため、③現年分と繰越分の合計分も、調定額が平成12年度1億0202万余円から平成19年度1億6939万余円に、未納額も平成12年度6825万余円から平成19年度1億1152万余円に、いずれも約1.6倍に増加していることがわかる。

イ 債権の発生（調定）、納入通知

国民健康保険不当利得返還金は、被保険者資格がないのに被保険者証を提示して被保険者として治療を受けたこと等の事実が生じたことにより発生する民法上の不当利得返還請求権であるので、地方自治体が、このような事実を認識して、その債権の存在を公的に確認し、歳入として調定することから始まる。

名古屋市においても、医療機関から診療報酬の請求があったもののうち、国民健康保険被保険者資格喪失後の受診によるものと判明した負担額を確定し、不当利得金として調定し、納入の通知をする。

納入通知をする場合、納期限は送付後3週間から1か月とし、納入通知書に不当利得の説明用のチラシを同封して送付している。

なお、平成19年度においては、未収総額は1億1152万2585円で、滞納者数は4924人、1人当たり平均滞納額は2万2650円、1人当たり滞納最高額は367万9641円であった（このような高額な債権が発生する理由は、被保険者個人でなく医療機関からの診療報酬の誤請求に対する返還請求分も含まれているからであり、このような返還請求は年10件ほどある。）。

ウ 債権の督促等の徴収業務

（ア）督促

納期限までに納付がないものについては、納期限から15日以内に督促状を送付している。督促での指定納付期限は送付後15日以内である。

（イ）催告

指定納付期限までに納付がない場合は、催告状を送付している。催告での納付期限は送付後15日以内である。

期限に納付がない場合は、再度催告を行う。

以上の督促、催告は、平成19年度内に、年間で延べ2100回程（月当たり180回、週当たり15回程）行われているが、平成19年度における滞納者総数は4924人であり、延べ回数が滞納者総数の半分以下であるので、数字上は、1年間で全く催告がされていない滞納者も相当あると思われる。

本債権の管理に関するマニュアルとして「給付事務の手引 不正・不当利得」があるが、そこでは、債権の確定、納入通知書の発行から催告までの流れ等は定めているが、催告を行う回数など細部については区の実情に任せているため、全市的な処理基準が十分整備されていないように思われる。

（ウ）催告以後の手続

以上の催告以後も納付がない場合のその後の徴収業務の内容ははっきりとしていない。

また、本債権は民法上の債権であるため時効期間が10年と長いにもかかわらず、本債権につき訴訟等の法的措置が取られたことは、現在まで1回もない。

この点については、本債権のほとんどが少額であり（滞納件数4924件のうち、滞納額が2万円以下のものが3999件）、費用対効果の観点から法的措置は取っていない、とのことである。

なお、前記1人当り最高額の事例は、債務者たる当該医療機関が他の負債をかかえていたこともあったので、債務者から分割納付で返還を受けていた間に、債務者が居所不明となったために、訴訟等の法的措置を取らなかった。

（エ）その他

I 平成19年度の新規滞納者が763人いるが、同年度中に前年度以前の滞納を完済した者は203人しかおらず、現年賦課分の収納率も70数%止まりである。このような状況では、滞納額が累積するばかりである。

このように収納率が低い原因としては、被保険者資格喪失者が一旦医療費を名古屋市国民健康保険へ返還して、その医療費を新しく加入した保険へ支給申請するという手続が煩雑であることなどから納付がされず収納率が低い、とのことである。

II また、平成12年度以降、収納未済額が増加するばかりで、減少したことがない。

その原因としては、①名古屋市の国民健康保険の給付費が平成12年度に比較して平成19年度には3割ほど増加しているので、その分資格喪失後受診が増えていること、②資格喪失後受診にもとづく診療報酬については、医療機関へ名古屋市国民健康保険に対する請求の取り下げを依頼するが、受診者本人が被保険者証を同市に返還しておらず、当該被保険者証を受診時に提示した場合については、医療機関としての注意義務を果たしたとして医療機関から請求の取り下げを断られるケースが近年増えており、このようなケースについて不当利得として受診者本人に請求することになるので、結果的に未収額が増加していること、の2点がある、とのことである。

3 監査の結果

（1）国民健康保険料について

ア 前記のとおり、名古屋市においては、数年来、国民健康保険料の滞納の恒常化、高額化を防止する観点から、未納が少額な段階での早期催告（滞納整理システムや集金用ハンディターミナルの活用等も含む。）をするとともに、長期滞納者に対する資格証明書の交付、財産調査等の徴収対策に努力し、中川区、北区等の一部区域を滞納整理に関する重点地区として収納指導主査を配置する等してこれら徴収対策を進めてきているところ、前記図表を見ても、その成果が現れてきていることが確認できる。

すなわち、これら徴収努力の結果、【図表2－4】のとおり、平成15年度以降平

成19年度までの間に、比較的徴収が困難と考えられる滞納繰越分の収納率が7.45%から9.56%まで大きく上昇してきており、また、現年賦課分の収納率も平成15年度以降平成19年度までの間に91.14%から92.86%まで徐々に上昇してきている。

このため、調定額（債権として確認された額）が平成15年度以降19年度まで徐々に増加しているにもかかわらず、収入未済額合計（現年賦課分、滞納繰越分の合計）が平成18年度以降平成19年度まで徐々に減少する、という成果を挙げている。

【図表2-7】【図表2-8】のとおり、政令指定都市17市との比較においても、平成15年度以降平成19年度の間、名古屋市は、現年賦課分の収納率、合計分（現年賦課分と滞納繰越分の合計）の収納率で、いずれも2位ないし4位の上位を常に占めてきている。

以上を見ると、名古屋市での数年来の前記徴収対策は相当の効果を上げてきており、十分に評価できる。

イ 重点区以外の区について

しかし、そうであるからこそ、中川区、北区等の一部の区を重点地区としてきた徴収対策を今後他の区にも拡大して実施するようにして、より一層全市的にこれらの対策を進めて、収納率のさらなる向上を図るよう改善することが必要であると考えられる。

現に、【図表2-14】【図表2-15】における長期滞納者の認定、資格証明書の交付、財産調査、差押等の各件数を見ても、区によって非常に大きな差があり、その差異は必ずしも各区の被保険者世帯数や所得水準の差だけによるものとは言いがたいし、これら件数の年度ごとの推移を見ても、平成17年度に比べて平成18年度、19年度に長期滞納者の認定、資格証明書の交付、財産調査の件数が飛躍的に増加している区が相当数ある中で、増加の程度が少ない区も見られる。

また、滞納処分についても、【図表2-16】のように、平成19年度こそ全区で実施されてはいるが、直前の平成17年度～18年度は、実施した区はわずか4～6区のみであって、今後、継続的な全市的取り組みが必要である。

したがって、今後は、これら徴収対策の件数や増加傾向が少ない区においても、前記のような徴収対策をさらに進めて、全市的、継続的に改善する必要がある。

ウ 延滞金について

地方自治法及び名古屋市国民健康保険条例により、滞納保険料については納期限の翌日から年7.3%の割合による延滞金を加算して徴収することとされている。また、この延滞金を免除するには法令上の要件と方式が必要とされる。

しかるに、名古屋市においては、徴収担当者が滞納保険料の支払を受けるとき、元金として保険料だけを受領し、延滞金については、方式を考慮せずに、口頭によ

る申し出により免除しているのが通常である。

延滞金というわずかな金額のことではあるが、国民健康保険条例施行細則 21 条に則り処理するよう、早急に是正、改善すべきである。

(2) 国民健康保険不当利得返還金について

ア マニュアルの整備について

本債権の管理に関するマニュアルとして「給付事務の手引 不正・不当利得」があるが、そこでは、債権の確定、納入通知書の発行から催告までの流れ等は定められているが、催告を行う回数など細部については区の実情に任されているため、全市的な処理基準が十分整備されていない。

そのためもあってか、本債権については催告以後も納付がない場合のその後の徴収業務の内容がはっきりとしていない。

本債権は民法上の債権であるため時効期間が 10 年と長いわけであるから、前記催告以後の長い期間の債権管理について十分な処理基準（マニュアル）を作っておかないと、結局、長期間ほとんど何もされないまま未収債権が累積していく、という悪循環を招くことになる。

したがって、早急に、かかる処理基準（マニュアル）を整備すべきである。

イ 法的措置の活用も含む徴収対策の改善について

(ア) 本債権は、【図表 2-17】にあるように、平成 12 年度以降、合計未納額（未収額）が増加するばかりで減少したことがなく、平成 19 年度までに約 1.6 倍に増加している。

その原因として、一つ目に、名古屋市の国民健康保険の給付費が平成 12 年度に比較して平成 19 年度には 3 割ほど増加しているの、その分資格喪失後受診が増えていることが挙げられているが、【図表 2-17】にあるように、本債権の現年賦課分は平成 12 年度から平成 19 年度までに 2 割ほど増加（1.2 倍に増加）したのみであるにもかかわらず合計未納額が 1.6 倍に増加している理由としては不十分である。

また、二つ目の原因として、資格喪失後受診にもとづく診療報酬について、医療機関へ名古屋市国民健康保険に対する請求の取り下げを依頼するが、断られるケースが近年増えている、ということが挙げられているが、それは、ある意味断られるのが当然という面もあるので、それを理由とすることはいかがか（むしろ、今までが、医療機関に依存していた部分があったのではあるまいか）とも思われる。

やはり、前記のような未収債権の大きな増加については、前記のように催告以後の徴収業務が十分行われていなかったこと、特に、訴訟等の法的措置を 1 回も取ったことがない、という消極的な姿勢が原因としては大きいように考えられる。

(イ) 訴訟等の法的措置が1回も取られなかった理由として、債権のほとんどが約2万円以下の少額のものであるため、費用対効果の観点から訴訟等の法的措置を取れなかった、ということが挙げられているが、しかしながら、そのような債権が累積して1億1152万余円もの多額の未収債権として残っていると、そのような理由だけでは看過できない事態というべきである。

したがって、何らかの改善策を考えるべきである。

(ウ) 改善策の一つとして考えられるのは、支払督促の活用である。

支払督促は、原則として裁判所に職員が出頭する必要もなく、書面審理だけで債務名義を取得できる手続であるし、定型的に処理しやすい手続であるので、定型的な書式を用意しておいて、それを利用して作成、提出すれば、担当職員の時間、費用ともかなり節約できるはずである。

また、支払督促による債務名義取得後の強制執行についても、債務者の給料、預金等の債権の存在が把握できれば、債権差押手続の利用も考えられる。債権差押手続も、書面審理だけで済み、費用も安価であるし、定型的に処理しやすい手続であるので、担当職員の時間、費用ともにそれほど負担にはならないと考えられる。

さらに、事実上の効果として、このような手続を取る中で、債務者の方から任意に支払われることもある程度期待できる。

その他の方法も含めて、早期に改善策を考えるべきである。

4 意見

(1) 国民健康保険料について

ア 滞納処分について

国民健康保険料は消滅時効の期間が2年と短い。【図表2-4】にあるように、平成15年度から19年度まで毎年約33～38億円もの多額の国民健康保険料債権が不納欠損処理されているのは、そのほとんどが消滅時効の完成のためである。

しかし、時効期間が短い反面、国民健康保険料は、地方税の例により差押などの滞納処分をすることができるとされているので、迅速な回収が可能である。

したがって、前記のような多額の債権が毎年時効完成によって消滅していくのを極力防止するためには、2年の短い時効期間の中で可能な限り滞納処分による回収に努めるべきである。

国民健康保険料の納入通知を受けても納付しないと、督促（地方自治法231条の3第1項）がされ、この督促には時効中断の効果が認められる（同法236条4項）ので、このときから2年間で消滅時効が完成するが、この督促で指定された期限までに納付しないときは、当該国民健康保険料及びその延滞金について、直ちに滞納処分をすることができることになる（同法231条の3第3項、地方税法

331条)。

前記の「国民健康保険長期滞納者等に対する措置取扱要綱」では、資格証明書の交付や、保険給付の支払一時差止をするには、1年以上または1年6か月以上の滞納が要件とされているが、滞納処分には、そのような長期の滞納は要件となっていない。

したがって、滞納者については、早期に、滞納処分を見込んだ上での財産調査をすることが望ましい。【図表2-15】にあるように、実際の滞納処分での差押対象財産としては、預金、生命保険、給与その他の債権が大部分であり、差押の費用、手続面からも債権差押の方が不動産差押より安価、容易である。これら財産は、財産調査によってある程度把握することが可能である。

【図表2-14】にあるように、各区での財産調査の件数はこの1～2年で相当増加しているが、これをさらに増加し、継続的に実施すれば、滞納処分が実施できる件数、収入額も相当増加するのではないと思われる。

イ 催告後の滞納処分の活用について

地方自治法236条4項の解釈上、前記督促以後の催告には時効中断の効力はないと解されているが、判例によれば、民法153条の準用により、これら催告についても、その後6か月以内に差押をすれば、時効中断の効力が認められる（最高裁判所昭和43年6月27日判決）。

時効期間が2年と短いので、そして、【図表2-5】のとおり不納欠損の理由の大部分は、納付催告中に時効期間が経過してしまうものであるので、この催告後6か月間の猶予期間を活用して滞納処分を実施することも検討されてしかるべきではないと思われる。

第3 健康福祉局（介護保険料、介護保険給付金不正利得等返還金）

平成19年度末未収金額

介護保険料	7億9367万2457円
介護給付金不正利得等返還金	3360万5979円

1 介護保険料

（1）介護保険制度概要

ア 介護保険制度

介護保険制度は、要介護・要支援状態にある者に対し、必要な保険・医療・福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた制度である（介護保険法1条）。

イ 介護サービス

介護、支援を要する者（利用者）やその他指定業者等が、その居住区の区役所福祉課に対し、要介護・要支援の認定申請を行い、名古屋市の職員等による訪問調査等を経て、介護・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会において各状態に応じた認定（7区分）が行われ、各利用者の心身の状況、生活環境に応じて作成されたサービス計画に基づき、各サービスを受けることができる。

介護サービスを利用した場合、利用者はその費用の1割を負担する必要があるが、低所得者に対する各種負担軽減制度が設けられている。

ウ 介護保険料と納付方法

（ア）第1号被保険者（65歳以上の方）について

第1号被保険者の保険料は、所得などに応じて区分され、【図表3-1】のとおりになっている（介護保険法施行令39条、名古屋市介護保険条例7条）。

保険料の納付方法は、以下のとおり、特別徴収と普通徴収とがある。

I 特別徴収（法135条）

対象者：老齢・退職、障害、遺族年金を年額18万円以上受給している者

納付方法：年金からの天引き

納付月：年金支払月（偶数月）

II 普通徴収

対象者：特別徴収以外の者

納付方法：口座振替又は納付書による納付

納付月：毎月

納期：当該月の1日から末日まで

【図表 3－1】

保険料段階区分		年間保険料額
第1段階	生活保護等を受けている方 または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民 税非課税の方	26,390円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等の収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	26,390円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で公的年金等の収入 額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	39,580円
第4段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税 課税者がいる方	52,780円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万 円未満の方	65,970円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万 円以上400万円未満の方	79,170円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万 円以上700万円未満の方	92,360円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が700万 円以上の方	105,560円

＊ 平成18年度から平成20年度の各年度の保険料

(イ) 第2号被保険者（40歳から64歳の方）について

国民健康保険加入者の納入金額は市県民税や被保険者数に応じて異なり、医療保険分と介護保険分の保険料を世帯主が世帯員の分も合わせて納付する。

健康保険、共済組合加入者の納入金額は、給与の額に応じて異なり、医療保険分と介護保険分の保険料が給与等から天引きされ、保険料の半額は事業主が負担する。

(2) 介護保険料の債権管理

第2号被保険者の保険料に関しては、各医療保険者が担当しているため、名古屋市の管理する債権に該当しない。そこで、本監査の対象となる第1号被保険者の保険料の管理・回収につき検討する。

(3) 保険料収納状況

名古屋市における第1号被保険者数は、43万9913人（平成19年度3月末現在）であり、名古屋市総人口の約19.7%を占める（名古屋市の人口：223万6844人）

第1号被保険者の保険料収納状況は、【図表3-2】のとおりであり、他の政令都市と比較すると【図表3-3】のとおりとなる。名古屋市の平成19年度の全体の収納率は、現年賦課分が98.52%であり、政令都市の収納率の中では第3位を占めている。ただし、これは、収納率が100%となる特別徴収分をも含んだものであるから、特別徴収分が多ければ、現年賦課分の全体の回収率が高くなるのは当然のことである。そこで、普通徴収分のみの収納率で比較、検討する必要がある、普通徴収分のみの収納率を表にしたものが【図表3-4】である。これによると、名古屋市の収納率88.85%は、特別徴収分をも含めた収納率では第2位であった浜松市を抜き第2位である。従って、普通徴収分のみの比較においても、名古屋市における現年賦課分の収納率は政令指定都市の中でも高水準であることが明らかである。

もっとも、滞納繰越分が11.03%と低迷しており、政令指定都市（17都市）の中では第14位である。このように、現年賦課分の収納率が高い反面、滞納繰越分のそれが低い結果となっており、未収額が年々増加していく中で（【図表3-5】参照）、滞納繰越分の収納率を上げることが今後の重要な課題となっている。

現年賦課分と滞納繰越分の収納率の差は問題となるにしても、合計するとその収納率は96.20%で政令指定都市の中で第3位であり、また、名古屋市の過去3年間の収納率はいずれも96%台の高水準を維持しており、その収納率は高く評価できる。

【図表 3－2】 年度別保険料収納状況

		平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
千円 調定額	現年賦課分	15,554,114	23,132,270	24,254,530
	（特別徴収）	12,420,809	18,906,623	21,032,379
	（普通徴収）	3,133,305	4,225,647	3,222,151
	滞納繰越分	463,388	513,132	660,519
	合 計	16,017,502	23,645,402	24,915,049
千円 収納額	現年賦課分	15,333,946	22,794,579	23,895,130
	（特別徴収）	12,420,809	18,906,623	21,032,379
	（普通徴収）	2,913,137	3,887,956	2,862,751
	滞納繰越分	60,723	57,225	72,856
	合 計	15,394,669	22,851,804	23,967,986
％ 収納率	現年賦課分	98.6	98.5	98.5
	（特別徴収）	100	100	100
	（普通徴収）	93.0	92.0	88.9
	滞納繰越分	13.1	11.2	11.0
	合 計	96.1	96.6	96.2
人 人数内訳	（特別徴収）	327,093	354,123	381,013
	（普通徴収）	82,945	72,325	58,900
	合 計	410,038	426,448	439,913
％ 人数割合	（特別徴収）	79.8	83.0	86.6
	（普通徴収）	20.2	17.0	13.4
	合 計	100.0	100.0	100.0

【図表３－３】 政令指定都市の収納率 (%)

	現年賦課分	滞納繰越分	合計
名古屋	98.52	11.03	96.20
札幌	98.05	9.42	94.79
仙台	98.07	14.00	95.26
さいたま	98.01	18.68	95.57
千葉	98.04	14.53	95.40
川崎	97.93	7.43	94.18
横浜	98.36	10.07	95.46
新潟	99.01	17.72	97.69
静岡	98.36	14.81	96.01
浜松	98.77	20.77	97.19
京都	97.93	12.67	94.37
大阪	96.03	11.17	90.27
堺	97.70	13.64	94.29
神戸	97.87	11.06	95.00
広島	98.33	16.81	95.68
北九州	97.42	13.44	93.61
福岡	97.32	11.37	93.49

【図表３－４】 政令指定都市の普通徴収分収納率 (%)

名古屋	88.85
札幌	86.24
仙台	85.30
さいたま	86.64
千葉	86.83
川崎	86.38
横浜	88.08
新潟	90.50
静岡	84.16
浜松	86.39
京都	85.49
大阪	78.75
堺	85.59
神戸	87.00
広島	87.65
北九州	82.12
福岡	83.48

(4) 未収債権の状況

ア 未収額及び未納者数の推移

平成12年度からの未収額及び未納者の年度別の推移は、【図表3-5】【図表3-6】のとおりである。

これらの表からすると、年度毎に未収額は増加傾向にあるが、未納者数については、ほぼ横ばいであることが分かる。このことは、一人当たりの滞納金額が増加していることを端的に表しているものと考えられる。その理由としては主に平成18年度に保険料額が改定され約40%増額したことが挙げられる。

平成19年度における一人当たりの平均滞納額は、2万9920円、最高滞納額は、24万4020円である。この高額滞納者に対しては、現在分割納入の措置が取られている。

【図表3-5】 未収額の状況

(千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
未収額	31,625	128,023	257,241	391,936

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
未収額	464,410	514,177	661,752	793,672

【図表3-6】 未納者数の推移

(人、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
未納者数	10,564	12,226	12,012
賦課人数	410,038	426,448	439,913
未納者率	2.6	2.9	2.7

(各年度末時点)

イ 第1号被保険者の保険料段階区分における未納状況

平成19年度における、第1号被保険者の保険料段階区分における未納者数の割合と保険料段階区分ごとの被保険者の割合は、【図表3-7】のとおりである。

これによれば、第2段階から第5段階に区分される被保険者の未納割合が全体の84.2%を占めており、第1号被保険者の第2段階から第5段階までの人数割合76.6%より高い値となっている。低・中所得者層の未納者割合が高いことが顕著に現れている。

【図表３－７】 保険料段階ごとの未納者数・被保険者数の割合

保険料段階区分	未納者数の割合	被保険者数の割合
第１段階	０．０４	０．０３
第２段階	０．３０	０．１５
第３段階	０．０８	０．１１
第４段階	０．２０	０．２７
第５段階	０．２６	０．２３
第６段階	０．０９	０．１３
第７段階	０．０２	０．０４
第８段階	０．０１	０．０４
計	１．００	１．００

（５）債権の管理・回収

ア 担当組織

各区役所福祉課介護保険係が担当している。その人員体制は、名古屋市内１６区を合計した職員数１９０名のうち、債権管理回収担当者は各区１名から２名である。ただし、徴収特別対策期間（未納催告書を発送する各月（８月、１２月、３月）及び出納整理期間（４月から５月））については介護保険係の職員が全員で取り組む体制となっている。

イ 管理システム

名古屋市においては、介護保険料について、「介護保険システム」というコンピューターシステムを利用して管理している。

このシステムにより、収納状況については被保険者ごとの納付状況を把握している。また、滞納があった場合の督促日から時効中断を含む消滅時効日まで一括管理している。

ウ 債権回収（滞納整理事務）

（ア）準拠する書面

債権回収に関しては、督促、催告、口座振替勧奨、滞納処分について定めた「収納マニュアル」と呼ばれる書面に基づいて債権回収を行っている。債権回収業務は、この「収納マニュアル」に基づき実施されており、同マニュアルの「収納事務の流れ」及び「滞納整理事務の流れ」をまとめたものが、【図表３－８】である。

滞納整理事務の流れ



(イ) 督促状の発送

納期限までに保険料が完納とならない場合は、納期限後100日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない（名古屋市介護保険条例13条）とされているが、早期収納の観点から、上記規定にかかわらず、納期限から45日前後で督促状を発送することが定められている（「収納マニュアル第10章」）。

督促状の発送件数の一覧表は【図表3-9】のとおりである。

平成19年度の督促状発送件数が11万8207件であり、督促状は毎月発送されるのであるから、ひと月に約9800件の督促状を発送していることになる。同年度の普通徴収における賦課人数は5万8900人であるから、督促状を発送する率は一人当たり約16.6%となり、普通徴収を行っている第1号被保険者の2割弱に対し督促状の発送を要する状況にある。

督促状は毎月一括に作成し、一斉に送付するとともに、担当者が各自納付催告等も行っているため、督促状送付のみで納付した件数を把握することはできなかった。

【図表3-9】 督促状発送件数一覧 (件)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
発送件数	109,109	120,314	118,207

(ウ) 納付催告

督促状が発布されてその指定期限が過ぎているにもかかわらず、納付されない場合は、随時、各種催告を行う。この催告の内容としては、未納催告書による催告の他、非定型文書による催告、電話による催告、面談による催告がある。

督促状の指定期間経過後においても未納の滞納者に対しては、未納催告書を年3回（8月、12月、3月）発送する。未納催告書を8月、12月及び年度末の3月に送付するのは、これらの時期に滞納者の家族が帰省することが多いため、これら帰省家族に対しても滞納状況を知らせ、これにより納付が促進され则认为られていることによる。平成19年度において未納催告書を送付した件数は【図表3-10】のとおりである。

さらに、名古屋市においては、未納催告書が発付される各月及び出納整理期間（4月から5月）を徴収特別対策期間と位置づけ、通常月と比べ、徴収対策に力を入れた取り組みを行っている。その具体的な内容としては、未納催告書送付の前月に徴収対策会議を開いて各区の重点項目を明確にした上で、未納催告書を送付し、勤務時間内、時間外を問わず、集中的に電話及び訪問催告を実施している。

平成19年度において、未納催告書の送付によって納付に至った件数は、合計4823件であり、未納催告書の1回当たりの送付による納付件数は、約

1 6 0 0 件である。この未納催告により回収に至った4 8 2 3 件の内訳が【図表 3－1 1】である。

未納催告書を年 3 回送付することにより納付に至った滞納繰越分は、約 0. 3 7 %にすぎず、また、未納催告書の送付件数の約 1 %しか回収されていない。

上記回収状況からすると、年 3 回の未納催告書送付による回収業務が効を奏しているとは言い難い。

また、未納催告書の発送が 8 月、1 2 月、翌年 3 月であるから、前年度の 3 月に督促を行ったが未だ納入のない滞納者に対し、未納催告書を送付するのが 8 月になり、督促をしてから定型的な未納催告書を送付するまで約 4 か月間も空いてしまうことになる。その間は電話による催告や、非定型文書による催告書の送付等の回収業務を行っているとのことである。

【図表 3－1 0】 未納催告件数一覧 (件)

年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
催告件数	3 9 0, 7 4 4	4 3 7, 2 6 3	4 7 2, 4 1 6

【図表 3－1 1】 納付に至った件数の内訳 (件)

現年賦課分	2, 3 6 2
滞納繰越分	2, 4 6 1
計	4, 8 2 3

(エ) 給付制限措置

被保険者が保険料を滞納した場合には、次のような措置がとられる（介護保険法 6 6 条～6 9 条）。

(Ⅰ) 1 年以上の滞納

サービスを利用する際、いったん費用の全額を支払わなければならない。後日、申請により 9 割を払い戻す。

(Ⅱ) 1 年 6 か月以上の滞納

介護保険の給付を一時差し止める。なお滞納が続く場合には、差し止めた額を保険料に充てる。

(Ⅲ) 2 年以上の滞納

滞納してきた保険料が時効により納めることができなくなり、保険料未納期間に応じて、利用者負担が 1 割から 3 割に引き上げられ、高額介護サービス費等を受けることができなくなる。

給付制限措置は、要介護認定を行い介護サービスを利用する際に適用される措置であるから、給付制限を受ける可能性のある被保険者については、介護認定申請時において、被保険者に対し滞納している期間、滞納額及び給付制限措置の説明を行い、給付制限措置の対象とならないよう、納付勧奨を行っている。過去３年間の給付制限措置の一覧が【図表３－１２】である。ここに、「支払方法変更」とは上記（Ⅰ）のことをいい、「支払一時差止」は（Ⅱ）、「給付額減額」は（Ⅲ）をいう。

【図表３－１２】で「支払一時差止」が０件となっているのは、介護サービス利用時に滞納保険料を納めたため給付制限措置が解除されたか、ないしは介護サービスを利用していないことに起因する。平成１９年度において、給付制限措置が解除されたのは９件である。

【図表３－１２】 給付制限措置一覧 (件)

措置区分	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
支払方法変更	15	22	24
支払一時差止	0	0	0
給付額減額	28	57	59
計	43	79	83

(オ) 納付誓約、徴収猶予及び減免

生活困窮等のために保険料を一括納入できない滞納者に対しては、その者の収入状況、資産状況を調査した上で、分割納付などの相談に応じている。また、下記の減免制度の説明をし、該当の可能性があれば手続きを促している。

過去３年間に於いて徴収猶予、減免を行った件数は【図表３－１３】のとおりである。

記

[徴収猶予及び減免]

次の事情で保険料の納付が困難なときには、保険料の徴収猶予または減免を受けられる場合がある。（名古屋市介護保険条例１５条・１６条）

- （Ⅰ）地震・風水害・火災などの災害により、住宅・家財などの財産に著しい被害を受けたとき
- （Ⅱ）世帯の生計を維持する者の収入が、死亡・入院・失業などにより、著しく減少したとき
- （Ⅲ）介護保険法６３条に規定する刑事施設等に拘禁され、同条による保険給付の制限を受けているとき。

【図表 3－1 3】 徴収猶予・減免件数 (件)

	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
徴収猶予	0	0	0
減免	1 3 8	1 5 0	1 8 0

(カ) 延滞金

遅延利息に相当する延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額が 1 0 0 0 円以上（1 0 0 円未満切捨）のときは、年 7. 3 % の割合を乗じて計算する（名古屋市介護保険条例 1 4 条 1 項）。

過去 3 年間に於いて徴収した延滞金の件数及び金額は【図表 3－1 4】のとおりである。

一定の事情がある場合は、延滞金の減免が可能である（同条例 1 4 条 2 項、名古屋市介護保険条例施行規則 2 7 条、名古屋市市税条例施行細則 8 条）。

延滞金の減免申請は、原則、被保険者が延滞金の減免申請書に減免を受けようとする理由を証する書面を添付して申請するものとされる（「収納マニュアル第 1 1 章」）。平成 1 9 年度に於いて延滞金を減免した件数は 2 件にとどまっている。

【図表 3－1 4】 延滞金 (件、円)

	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
件数	8,581	9,875	10,576
金額	2,430,330	2,630,620	3,141,600

(キ) 連帯納付義務

介護保険料は、被保険者本人が第一義的に保険料の納付義務を負うが、被保険者の属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者も当該被保険者の保険料の納付義務を連帯して負う（介護保険法 1 3 2 条）。これら連帯納付義務を負う世帯主、配偶者を連帯納付義務者といい、連帯納付義務者は、民法上の連帯債務者（民法 4 3 2 条以下）と同様の地位にある。

「収納マニュアル」上、被保険者本人による介護保険料の納付が望めない場合等の理由で連帯納付義務者に対しても保険料の納付を求めるときは連帯納付義務者に対する納入通知書を手作成し、送付することとなっているが、実際は、平成 1 7 年度、平成 1 8 年度は実績がなく、平成 1 9 年度はある区役所のみが 2 件送付している。この 2 件については、督促状も送付しているが、回収には至っていない。

(ク) 臨戸徴収

平成19年度に行われた臨戸徴収は、16区全体で年間約700件である。平成18年度においても同じく約700件程度であったが、平成17年度においては、約1000件行われた。平成18年度から臨戸徴収の回数が年間約300件、1か月にすると約25件と大幅に減少しているが、その理由は判明しなかった。

(ケ) 滞納処分

保険料は、公法上の債権でかつ地方税と同様、国税徴収法の例により滞納処分を行うことができる（介護保険法144条、地方自治法231条の3第3項、国税徴収法5章）。

滞納処分の対象となる財産の発見及び滞納者の資力を判断するための客観的な証拠を集めるために財産調査を行う（「収納マニュアル第20章」）。実務上は、資力があると思われるにもかかわらず納付意思がない場合や納付約束が守られない滞納者に対し「財産調査予告通知書」を送付し、指定した期日までに納付あるいは連絡がない場合に財産調査を行い、差押えを執行する。

滞納処分に関しては、納税課との間でも必要に応じ滞納処分予定者の情報交換を行う等の連携を図っている。

名古屋市の滞納処分の実績は【図表3-15】のとおりである。

平成19年度に差押件数が急激に増加した理由は、滞納繰越分の収納率が年々低下する中（【図表3-2】参照）、収納率上昇に向けて、滞納者に対し厳しい姿勢で臨む取り組みを行ったことによるものと考えられる。また、過去3年間における差押債権の対象及び各件数は【図表3-16】のとおりである。

【図表3-15】 滞納処分実績 (件)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
差押	2	3	29
交付要求	2	2	5
計	4	5	34

【図表 3－1 6】 差押債権の対象と件数 (件)

	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
預金	1	3	2 1
年金支払い請求権	0	0	5
不動産	0	0	1
電話加入権	0	0	1
生命保険	0	0	1
家賃支払い請求権	1	0	0
計	2	3	2 9

(コ) 不納欠損処分

保険料の納付義務が時効完成により消滅した場合や、法律上徴収不能となることが明らかであり、納付義務が消滅するまでこれを放置することに実益がない場合に不納欠損処理を行う（「収納マニュアル第 1 5 章」）。

介護保険料の時効の起算点については、条文上明確には規定されていないが、納期限の翌日との取り扱いがなされている。介護保険料は、督促等による時効の中断（介護保険法 2 0 0 条 2 項、地方自治法 2 3 6 条 3 項）はあるが、原則として、起算日から 2 年を経過した時点で時効によって消滅し（介護保険法 2 0 0 条 1 項）、時効の援用を要せず（地方自治法 2 3 6 条 2 項）、不納欠損処理がなされる。

過去 3 年間の不納欠損一覧表が【図表 3－1 7】である。

そして、平成 1 9 年度における滞納事由の内訳は【図表 3－1 8】のとおりである。

本監査聞き取り調査において、時効消滅に至る事由についての統計は存しないが、時効消滅に至る原因は、滞納事由の内訳とほぼ同様であるとの回答であった。

また、滞納事由及び不納欠損処分に至った理由として最も多い「常時不在」の被保険者の保険料段階における内訳が【図表 3－1 9】である。これによれば、一般的に資力が十分でないと認められる第 1 段階から第 4 段階までの被保険者の割合が約 5 2 % であり、比較的所得の高い第 5 段階から第 8 段階の被保険者がなお半数近くを占めている状況にある。

【図表 3－1 7】 不納欠損一覧表 (件、千円)

区分	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度
件数	40,501	45,946	52,932
金額	108,657	131,846	153,391

【図表 3－18】平成19年度滞納事由別一覧 (人)

滞納事由	対象者数
居所不明	1, 114
常時不在	2, 370
納付誓約分納中	108
死亡・市外転出	599
制度不満	405
納付意思なし	1, 667
納付資力なし	1, 713
納付約束不履行	2, 167
生活保護受給中	167
不明	1, 702
計	12, 012

【図表 3－19】保険料段階別「常時不在」の内訳 (人)

第1段階	40
第2段階	539
第3段階	188
第4段階	474
第5段階	786
第6段階	264
第7段階	43
第8段階	36
計	2, 370

2 介護保険給付不正利得等返還金

(1) 介護保険給付不正利得等返還金の内容

ア 不正利得等返還金の定義

市町村の指定居宅サービス事業者等が、偽りその他不正な行為により介護給付の支払を受けたときに、当該居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる（介護保険法22条3項）。この返還金を不正利得等返還金という。

イ 不正内容の例

- ① 虚偽内容による指定申請にもかかわらず介護サービス費を請求

- ② 人員基準の確保不足にもかかわらず介護サービス費を請求
- ③ 利用実態のない介護サービス費を請求（架空請求）

等である。

過去（平成１３年度以降）に発生した債権回収対象件数は合計１０件であり、その不正内容としては、①が１件、②が５件、③が５件の内訳となっている（不正内容が②、③に重複該当するものが１件あり）。

（２）未収債権の状況

平成１９年度末の未収総額は、３３６０万５９７９円、滞納実事業者数は３事業者であり、平成１９年度の新規滞納事業者は１事業者であった。一事業者当たりの平均滞納額は、１１２０万１９９３円で、最高滞納額は、３０３９万０５８５円である。

各年度末時点における未収額の推移は【図表３－２０】のとおりである。

【図表３－２０】 未収額の推移 （円）

該当年度	未収金額
平成１３年度	０
平成１４年度	３，０３５，６２９
平成１５年度	３，０３５，６２９
平成１６年度	３，０３５，６２９
平成１７年度	３３，４２６，２１４
平成１８年度	３３，４２６，２１４

（３）債権の管理・回収

ア 担当組織

介護保険給付不正利得等返還金を担当する職員は、介護保険課長（１名）を筆頭に認定給付係長（１名）及び担当係員２名の計４名である。

イ 債権の回収方法

債権回収については個別の対応が必要なため、債権回収方法について書面化したマニュアルは存せず、回収のルール、基準等について整備されていない状況にある。また、不正利得等返還金は、介護保険法を根拠とする公法上の債権ではあるが、介護保険料のような強制徴収制度はない。

事実上行われている回収方法は下記のとおりである。

- ① 返還義務者と面接し、返還意思・返還方法（一括、分割）を確認する。
- ② 請求書を発行する（１回）。
- ③ 支払がなければ、督促状を送付する（１回）。

- ④ 電話あるいは訪問面接を行い、返還義務者の状況を確認し、民事訴訟を検討する。

(4) 債権回収状況

ア 債権回収状況の具体例

(ア) 実際の債権回収状況の具体例として、民事訴訟手続きがなされた平成16年度の債権回収措置について滞納整理票に基づき以下紹介する。

まず、返還対象債権の内訳（【図表3-21】）に基づき分割返還の計画案を作成し、平成17年6月と12月に合計約446万円を回収した。しかし、平成18年6月納付月分について納付書を送付するも納期限になっても支払がなされなかった。

そこで、同年8月に元代表取締役と、同年12月には元取締役に対し、市役所において各面接し、返還を促す等の指導を行った。

次に、不正利得返還請求、損害賠償請求書等の請求書を平成18年12月に内容証明郵便にて発送するも納期限を過ぎても、何ら応答がなかったため、市会本会議にて訴えの提起可決（平成19年3月）を経た上で会社・代表取締役・取締役に対し民事訴訟を提起し（平成19年4月）、平成19年6月と平成20年2月に判決を得て債権差押、動産執行を実施し、約11万円を回収した。民事訴訟手続きを行って債権を回収したのは上記平成16年度のみである。

【図表3-21】 平成16年度 返還対象額内訳 (円)

		不正請求額等		4割加算額	支払留保額	返還額
介護報酬分	不正請求	居宅	1,825,320	730,128	4,230,270	34,853,597
		訪介	26,033,466	10,413,386		
	過誤分	81,567				
障害支援費分		13,193,340		5,277,336	6,873,590	11,597,086
生活保護費分		211,208			157,638	53,570
計		41,344,901		16,420,850	11,261,498	46,504,253

(イ) その他の年度の債権回収の要約については、【図表3-22】のとおりである。

イ 延滞金の回収状況

過去に延滞金を徴収した事例はない。民事訴訟を提起した平成16年度の未収債権について、遅延損害金約4万9000円を19年度に徴収したが、延滞金は徴収していないとのことであった。

【図表 3－2 2】 債権回収状況一覧

(円)

年度	件数	債権額	債権の回収状況	債権の回収措置	
⑬	2	972	回収済		
		49,092	回収済		
⑭	2	3,035,629	未回収	H14. 6	納入通知書送付
				H14.10	督促状送付
				H15 .5	返還誓約書受理 ※「返還意思はあるが、月 6 万程度の年金生活であり、手持ち金も無く返済の目途は立たない。」との申立、事業所も H14.5 に廃業しており一括返還は困難であると判断。
				H16 ～ H19	収入に変動があれば、債権回収を行うべく、毎年、所得情報を確認するも収入状況に変動なし。
		H20. 2	返還誓約内容について意思確認を行うも、「収入状況に変化なく返済は不可能」との申立。 ※債権回収は困難であると判断、時効完成による不納欠損の手続き中。		
		7,238,919	回収済		
⑮	1	11,365,970	回収済		
⑯	3	826,602	回収済		
		1,515,486	回収済		
		39,002,300	一部回収	H17. 6	2,588,012 円回収（分割返還 1 回目）
				H17.12	1,875,000 円回収（分割返還 2 回目）
				H18.12	H18.6（分割返還 3 回目）が未納となったため、損害賠償請求書を送付。
				H19. 4	民事訴訟提起（会社、代表取締役、取締役）
				H19. 6	判決言渡（会社、代表取締役） ※債権差押、動産執行を実施
		回収済額 8,611,715 円	H20. 2	判決言渡（取締役） ※債権差押、動産執行を実施	
⑰	2	4,718,023	回収済		
		179,765	未回収	H19.12	納入通知書送付
				H20. 1	担当弁護士に確認。 現在清算中とのこと。清算終了後の連絡待ち。

（５）不納欠損処分

平成１４年度の未収債権につき、平成２０年６月に時効が完成し、平成２０年８月１５日付で不納欠損処分が決定されたのみで、他に不納欠損処分がなされた債権はない。

３ 監査の結果

（１）介護保険料

ア 滞納処分について

名古屋市における介護保険料の現年賦課分収納率は９８％台という高水準を維持しているが、滞納繰越分については、平成１８年度から１１％台と低迷している。平成１９年度においては、平成１８年度以前においてはほとんどなされていなかった差押を２９件行うなど、滞納繰越分の収納率を上げる取り組みを積極的に行っていることは評価できる。

しかし、平成１９年度の滞納事由のうち、「常時不在」が２３７０人で、その内訳として、比較的所得が高く、支払能力がある程度期待できる第５段階に区分される被保険者が７８６人と全体の約３３％を占め、また、比較的高所得者である第６段階から第８段階の被保険者が約１４．５％を占めていることからすると、これらの被保険者に対する差押処分はより積極的になされて然るべきである。

「常時不在」というのは、住所不明とは異なり、住所は移転しておらず、不在が継続していることを意味するにすぎないのであるから、住民票が職権消除されていない以上、財産調査権に基づき（地方税法３３１条６項、国税徴収法１４１条等）、滞納者の財産調査を経た上で、滞納者の財産を差押えるなどして回収に努めるべきである。

介護保険料は、本書面「１（５）ウ（ケ）滞納処分」で記載したように地方税と同様、国税徴収法の例により「滞納処分を行うことができる」。この「地方税の滞納処分の例によりとは、地方税の滞納処分と同一の手続きによって処分することを意味し、滞納処分に関する限り、地方税法及び地稅令の規定が包括的に適用される」

（実務地方自治法講座７財務（一）奥田義雄編集）のであるから、滞納処分を行っても行わなくともよいとの意味ではなく、督促や催告等を行っても納付がなされない滞納者に対しては、資力が認められる場合には滞納者の財産の差押えを含めた対応をする必要がある（地方自治法２３１条の３、地方税法３３１条６項、国税徴収法４７条等）。

しかしながら、１９年度の未納者１万２０１２人（【図表３－６】参照）のうち、「常時不在」を滞納事由とする滞納者のうち介護保険料の支払いに関して比較的資力があると思われる第５段階から第８段階に該当する人数が１１２９人（このうち第５段階を除いた人数に限定しても３４３人。【図表３－１９】参照）存在するのに

対し、平成19年度における差押件数は29件にすぎない。

そして、19年度における滞納繰越分の調定額が6億6051万9000円、収納額が7285万6000円であるのに対し（【図表3-2】参照）、同年度の不納欠損処分金額が1億5339万1000円（【図表3-17】参照）と収納額の2倍を上回っており、調定額の約23%を回収し損ねている状況になっている。

以上のことから、滞納繰越分の回収状況が相当程度不良であるにもかかわらず、介護保険法により認められる滞納処分権限を十分に活用して回収に務めていると評価することは困難である。

イ 不納欠損処分について

上述したように、本監査聞き取り調査において、不納欠損処分に至った理由については正確に把握できていないが、滞納理由とほぼ同じであるとの回答であった。そうすると、「常時不在」が不納欠損の主たる理由となるが、そもそも不納欠損処分の理由が判明しないはずはないのである。なぜなら、不納欠損処分の決裁を受けるには、不納欠損とする対象者全ての相談記録、及び各種調査による証明資料を添付し、欠損に至る事跡等を明らかにしなければならない。これは、例えば滞納事由が居所不明であれば住民票、戸籍謄本等を、被保険者に滞納処分できる財産がないことを理由とする場合には、各種財産調査の結果を現した書類を添付資料としなければならない（「収納マニュアル第15章」）からである。

また、介護保険料の担当職員には財産調査権限を有しているのであるから、「常時不在」であれば財産調査等を行い、資力が認められれば差押え等により回収でき、資力がなければ、時効期間経過後、やむを得ず不納欠損処分される可能性はあるが、それにしてもその不納欠損処分の理由は「資力なし」であって、「常時不在」ではない。従って、「常時不在」を理由とする不納欠損処分がなされることはありえない。不納欠損処分決裁の際に不納欠損に至る事跡等を明白にするべきである。

ウ 連帯納付義務者について

本監査の聞き取り調査において、これまで、連帯納付義務者に対する納入通知の送付等が行われていなかった理由として、自主納付を重んじていることをその理由の一つとして挙げられた。

しかし、連帯納付義務者は民法上の連帯債務者（民法432条以下）と同様の地位にあり、また実質的に見ても被保険者本人に十分な資力がないが、連帯納付義務者には十分な資力があり、納付が期待できる場合が多いとも考えられるので、積極的に納入通知を送付し、債権回収に努めるべきである。マニュアルにも連帯納付義務者に対する督促、差押え等につき詳細に定められているのであるから（「収納マニュアル第13章」）、連帯納付義務者に対する請求を行わないことは職務怠慢に当たりかねない。

(2) 介護保険給付不正利得等返還金について

返還対象債権が納期限を経過しても納付がなされなかった場合は、15日以内の期限を指定して督促しなければならない（地方自治法231条の3第1項、税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例1条）。

平成16年度の未収分について、「平成18年6月納付月分について納付書を送付するも納期限になっても支払がなされなかった」ものにつき、同年12月に「損害賠償請求書」を送付して督促を行った。

介護保険給付不正利得等返還金は公債権であるから、督促をした場合には延滞金を徴収ができ（地方自治法231条の3第2項）、名古屋市においては、「納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、収入金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6%（督促をする前の期間又は督促状に指定した期限以前の期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する」（税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例3条）。

平成16年度の未収債権については、滞納者との分納計画案に基づく平成18年6月分の納期限から約半年も経過した後で督促を行っている。そして督促をしたにもかかわらず延滞金を徴収しないまま訴状送達後の遅延損害金約4万9000円を回収したに過ぎなかった。平成18年6月末に納付されなかった時点で速やかに督促をしていれば、未納金残額約3450万円に督促状に指定した期限以前までの期間は年7.3%、納期限の翌日以降は年14.6%の割合で延滞金が発生するのであるから、債権回収までに1年以上経過していたこの未収債権につき、450万円以上の延滞金が発生していたことになる。

介護保険給付不正利得等返還金是一件当たりの金額が多額であること、不正に給付金を利得したことに対する社会的責任を果たさせるべきであること及び公平の観点から、納付が遅滞した場合は、延滞金をも積極的に徴収するべきである。

6 意見

(1) 介護保険料について

ア 納税課との連携

監査の結果において指摘したように、滞納処分への積極的な取り組みが今後の課題となるが、これに関しては、納税課とのより一層の連携を図ることを提言する。

現在でも納税課との間で情報交換を行うなどの連携が図られている、ということであるが、それにしては滞納処分の件数が少なすぎる。名古屋市においては、滞納者の納税記録等からその者の所得等の情報が容易に得られ、かつ個人情報保護法の問題も生じないと考えられるのであるから、納税課とその情報を共有し合い、相互に協力し合って財産調査や滞納処分等を行えば、人的・時間的な効率化を図ることが可能となり、名古屋市全体での収納率の上昇につながるものである。

イ 未納催告書の発送回数

介護保険料においては、定型的な未納催告書の発送を8月、12月、3月の3回にしているが（「収納マニュアル第19章」）、これによる滞納繰越分の回収率は約0.37%、現年度分を合わせても約1%しかない。滞納者数は前年度とほぼ変わらないにもかかわらず、未収額が約1億3000万円も増加しているのは（【図表3-5】、【図表3-6】参照）、一人当たりの滞納額が増加している、つまり1度滞納した者が複数月の保険料を滞納しているものと考えられ、そうであれば、同一人物に対する未納催告書を定型的に年3回送付していることになる。

未納催告書を8月、12月、3月の3回に送付するのは、滞納者の家族からの納付が期待できることを理由とするものであるが、既に前年度以前から滞納している者については、その効果がなかったことが明らかな場合も多いのであるから、少なくとも滞納繰越分のある滞納者で、納付書発送月に分割金の支払等がない者については、一律に未納催告書が出力される8月、12月、3月に未納催告書を発送するという固定的対応ではなく、非定型文書による催告書の送付、電話や訪問等の面談等を行うなど個別的な対応によるべきである。年3回未納催告書を送付しても納付が期待できないのであれば、費用対効果を考慮して年3回に限定した意味もない。催告をしても納付がない場合は、速やかに滞納処分を行うべきである。

（2）介護保険給付不正利得等返還金について

介護保険給付不正利得等返還金の管理担当者によると、同債権の債権回収については、個別的な対応が必要なため、債権回収方法について書面化したマニュアルは存しない、とのことであるが、個別的な対応を要するといっても基本的には一般的な債権回収と変わらないこと、条例に規定されているにもかかわらず延滞金をこれまで徴収したことがなかったことなどを考慮すると、原則的な債権回収のマニュアルを作成するべきである。

また、納期限から督促を行うまでの期間が地方自治法上定められていないとはいえ、平成16年度の未収金について、約半年間も督促を行わず放置していたという状況は、未収金の早期回収の観点から妥当でない。従って、納期限から督促を行うまでの期間についての規定を条例等により設けるのが望ましい。

第4 健康福祉局（生活保護費返還金、徴収金）

平成19年度末の未収債権額

生活保護費返還金、徴収金

4億1548万7502円

1 はじめに

（1）生活保護制度の概要

生活保護制度は、憲法25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定された理念（生存権）に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として創られた制度であり、その具体的な内容は、生活保護法等で定められている。

それによれば、生活保護（以下、単に「保護」ともいう。）の要件、扶助の内容等は、以下のとおりである。

ア 保護の補足性

保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて同法による保護に優先して行われるものとされている（生活保護法4条）。

イ 申請保護の原則

保護は、要保護者本人、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づき開始するものとされる（申請保護）。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる（職権保護。以上同法7条）。

ウ 世帯単位原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされている（同法10条）。

エ 生活保護の種類

生活保護の内容としては、8種類の扶助があり、その内訳は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助で、要保護者の年齢、性別、健康状態等その個人または世帯の生活状況の相違を考慮して、これらのうちの1つあるいは2つ以上の扶助が行われる（同法11条以下）。

これら扶助のうち、医療扶助、介護扶助については、本人が医療や介護のサービスを受けて、福祉事務所が病院や介護サービス事業者に直接支払う、という本人への現物給付の形をとるのが原則であり、それ以外の扶助は本人への金銭給付によることが原則である。

オ 保護の実施機関

保護の実施機関は、都道府県知事、市長、及び福祉事務所を管理する町村長である（同法１９条）。

（２）名古屋市における生活保護の実施状況

ア 生活保護受給状況の推移

名古屋市における平成１２年度以降１９年度までの被保護世帯数、保護率（千分率：‰）の推移は、【図表４－１】のとおりであり、いずれも毎年徐々に増加しており、平成１９年度では、被保護世帯数が２万１５７６世帯（月平均）、保護率が１２．６９‰である。

【図表４－１】 名古屋市の被保護世帯数、保護率の推移（過去８年間）

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
被保護世帯数	13,286	14,413	15,994	17,980	20,060	21,762	21,797	21,576
保護率 (千分率)	7.96	8.64	9.65	10.91	12.09	12.94	12.89	12.69

※ 各年度月平均

※ 資料：生活保護統計

全国の政令指定都市１７市の中で比較すると、【図表４－２】【図表４－３】のとおり、名古屋市は、被保護世帯数では６番目、保護率（千分率）では、１２番目の位置にある。

なお、保護率の全国平均は、【図表４－３】のとおり１２．１‰であるので、名古屋市は、概ね全国平均の位置にある。

【図表４－２】 政令指定都市の被保護世帯数

(世帯)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
札幌市	21,510	23,060	24,681	26,314	28,191	30,317	32,048	33,460	34,465	35,467
仙台市	3,844	4,157	4,614	5,071	5,645	6,170	6,715	7,161	7,538	7,901
さいたま市						4,964	5,490	6,683	7,208	7,569
千葉市	3,166	3,586	3,996	4,480	5,342	6,236	6,982	7,638	8,263	8,615
横浜市	20,696	22,406	24,111	25,895	28,239	31,286	33,614	35,101	36,184	37,184
川崎市	9,783	10,832	11,721	12,767	14,213	15,439	16,169	16,686	17,103	17,394
新潟市										5,627
静岡市								3,586	3,862	3,999
浜松市										2,816
名古屋市	11,388	12,402	13,286	14,413	15,994	17,980	20,060	21,762	21,797	21,576
京都市	18,614	18,955	19,633	20,635	22,168	23,630	24,769	25,447	25,934	26,366
大阪市	41,940	45,806	50,425	56,113	62,182	70,210	75,738	79,671	83,202	86,214
堺市									13,207	13,614
神戸市	15,832	17,338	19,060	20,792	22,818	24,704	26,036	26,966	27,417	27,464
広島市	6,489	6,883	7,409	8,125	9,244	10,494	11,312	11,855	12,347	12,824
北九州市	10,207	10,054	9,904	9,882	10,062	10,291	10,375	10,218	10,214	10,801
福岡市	13,053	13,602	14,215	14,853	15,682	16,563	17,408	18,038	18,460	19,118

※ 各年度月平均

※ 資料：全国生活保護速報

【図表４－３】 政令指定都市の保護率

(%)

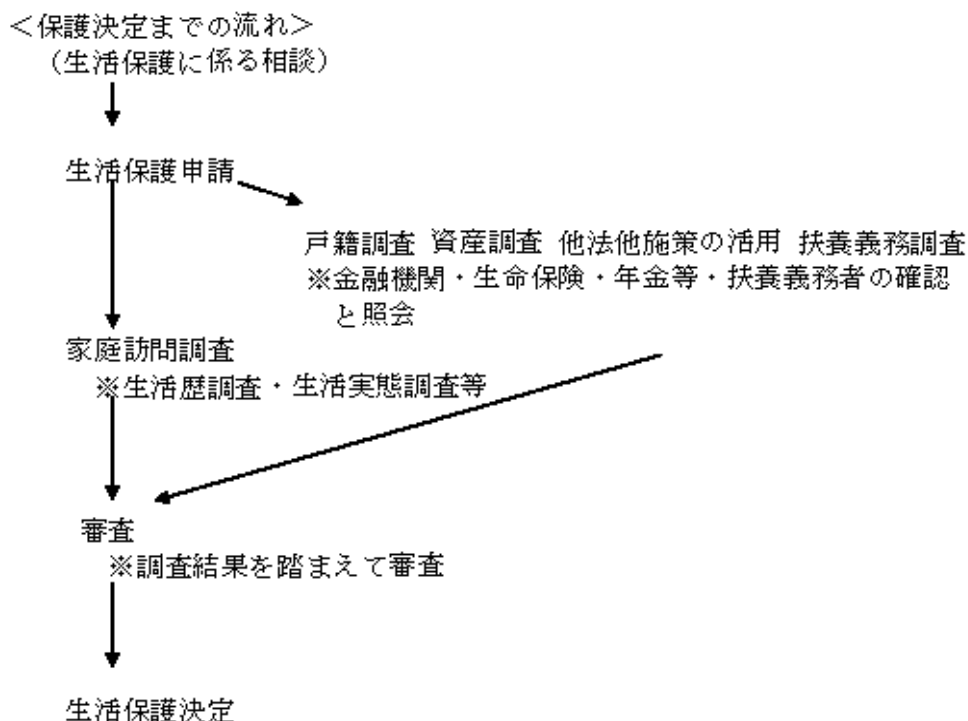
区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
札幌市	21.0	22.1	23.5	25.0	26.2	26.9	27.4	27.8
仙台市	6.9	7.5	8.2	9.0	9.7	10.3	10.7	11.1
さいたま市				6.8	7.5	8.3	8.8	9.1
千葉市	6.6	7.4	8.6	10.0	11.1	12.1	12.9	13.3
横浜市	9.5	10.2	11.1	12.2	13.0	13.5	13.8	14.0
川崎市	13.0	14.1	15.5	16.7	17.5	17.8	17.9	18.1
新潟市								9.9
静岡市						7.1	7.5	7.7
浜松市								4.5
名古屋市	8.0	8.6	9.7	10.9	12.1	12.9	12.9	12.7
京都市	20.2	21.1	22.7	24.2	25.3	25.8	26.2	26.6
大阪市	25.5	28.2	31.3	35.4	38.1	40.2	41.8	42.9
堺市							24.1	24.4
神戸市	19.1	20.6	22.8	24.7	25.8	26.5	26.7	26.4
広島市	9.6	10.5	11.9	13.6	14.5	15.0	15.5	15.9
北九州市	12.6	12.5	12.7	13.0	13.1	12.8	12.8	13.7
福岡市	15.8	16.3	16.9	17.6	18.3	18.6	18.7	19.2
全国	8.4	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1

※ 各年度月平均

※ 資料：全国生活保護速報

イ 生活保護決定までの手続

名古屋市における生活保護決定までの流れは次のとおりである。



(ア) 資産調査

保護申請時に申告している内容について確認するとともに、関係先調査（金融機関、生命保険等）を行っている。

保有している資産については、保有の可否を検討し、収入認定等適切な処理を行っている。

(イ) 他法他施策の活用

補足性の原則により、活用可能な他法は生活保護に優先するので、受給中の給付または受給可能な給付について聴取し、把握している。活用可能な他法他施策については、収入認定等適切な処理を行っている。また、必要に応じて、関係先調査を行っている。

(ウ) 扶養義務者

保護申請時に申告している扶養義務者の確認とともに、扶養義務者への照会も行っている。扶養義務調査については、その照会内容は、「精神的な支援の可否」、「金銭的な支援の可否・その方法程度」、「家族構成・収入・資産・負債」等について求めている。収入・資産・負債について、現況のわかる資料の提出を求めている。

そして、金銭的な支援が可能であるとの回答がなされれば、どの程度の支援が可能かを確認し、それを前提に、保護の可否・保護の程度を検討している。

平成15年度以降19年度までの間の保護申請受理件数、保護開始件数、保護廃止件数は、以下のとおりである。

(件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
保護申請受理件数	12,347	6,726	5,936	5,612	5,432
保護開始件数	12,903	7,134	6,373	5,488	5,306
保護廃止件数	10,122	4,983	5,464	5,989	5,107

※ 資料：全国生活保護統計

2 債権の管理、徴収の状況

(1) 債権の種類、性質

ア 債権の種類

対象とする債権は、以下の2種類である。

(ア) 生活保護費返還金（63条返還金）

前記のとおり、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則である（保護の補足性。同法4条1項）。

しかし、資産や権利があってもすぐに活用できないような場合には（例えば、年金の遡及支給、生命保険の解約返戻金、介護保険償還金等）、その間に限って、補足性の原則の例外が認められて、必要な扶助を受けることができる（同法4条3項）。

この場合には、保護を受けた者は、その資産等が活用できるようになった後すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（同法63条）。

これが生活保護費返還金である。

(イ) 生活保護費徴収金（78条徴収金）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる（同法78条）。

生活保護決定までの手続においては、申請の段階で、収入、資産調査はしており、また、保護決定後においても、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等には、すみやかに保護の実施機関等に届け出る義務がある（同法61条）。

生活保護地区担当員も、生活状況に応じてケース検討会議でAからDに分類した区分にしたがい、一定の頻度（Aは月1回以上、Bは2月1回以上、C1は3月1回以上、C2は4月1回以上、C3は6月1回以上、Dは年1回以上）で家庭訪問をして、その生活状況を把握することになっている。

しかしながら、現実には、申請段階で収入、資産を隠していたり、また、扶助費支給後に収入、資産に変化が生じて、その届出がなされない場合があり、最近でもそのような事例がマスコミの話題になったことがある。

このような場合に、同法78条に基づき支給した費用の全部又は一部の徴収をするのが生活保護費徴収金である。

イ 債権の性質

これら債権は、生活保護法で規定された権利であるので、公法上の債権ではあるが、強制徴収できる規定がないので、いわゆる非強制徴収公債権に属する。

したがって、消滅時効の期間は、5年である（地方自治法236条1項）。

(2) 債権の管理、徴収

ア これら債権の管理、徴収事務手続の流れは、以下のとおりである。

(ア) 63条、78条の決定

生活保護法63条、78条により返還又は徴収すべき事由が発生した場合、各福祉事務所におけるケース診断会議（月に1回程度開催される。）等において協議し、返還金等を決定する。

(イ) 調定及び納入通知

前記返還金、徴収金が決定された段階で決定通知を発送し、その後、すみやかに返還、徴収額の調定をし、納入通知書を発送する（地方自治法231条、同施行令154条）。

(ウ) 督促

納期限までに完納されない場合には納入通知書記載の納期限後90日以内に納期限日を指定して督促状を発行する（地方自治法231条の3第1項）。

督促状を発行したものは「債権管理簿兼調定繰越管理簿」へ登載する。

この督促は、絶対的な時効中断の効力を有する（同法236条4項）。

(エ) 催告

I 督促状を送付してもなお納付されない場合には、催告状を送付する。また、電話や訪問等による催告についても可能な限り行う。

この催告には、当然には時効中断の効力は認められていないが、判例によれば、民法153条の準用により時効中断の効力が認められるので、これら催告後6か月以内に訴訟等の同条所定の手続を取れば、時効の完成を阻止できる（最高裁判所昭和43年6月27日判決）。

名古屋市が定めた「措置費等徴収金滞納整理事務の手引」（平成元年4月）、「63条・78条の債権徴収及び滞納整理事務」には、督促をしても納付されない場合の収納努力として、①催告書（催告状）の送付、②電話による催告、③訪問による催告の3種が規定されている。

この催告については、前記「６３条・７８条の債権徴収及び滞納整理事務」では、「少なくとも月１～２回は行う」「債権管理簿に催告日付、内容等を記入する」と定められているが、催告をどの程度行っているかについての統計は取られていない。

この催告は、各区の経理担当が行うこととされているが、事務の膨大な区では通常業務に追われていてほとんど催告ができていないのが実情である。

催告状を送付している区は約半数程度であり、催告状を送付していない区では、口頭による催告を行っているところもあるが、通常業務に追われて催告事務を行えていない区もある。

訪問による催告も、これを行うほどの人員的な余裕がなく、危険でもあるということ、過去に行った実績は皆無に近い。

このため前記（ウ）の督促とこの催告を合わせた合計数は、各区において差があり、全市的には、年に１～１２回というわずかな頻度となっている。

なお、経理担当は徴収業務の専門家ではないため、催告状を送付したり、電話で催促しただけで相手から脅迫に近い脅しを受けたりすることもあるようである。

Ⅱ 前記「６３条・７８条の債権徴収及び滞納整理事務」には、催告の際、「納入誓約書（債務承認書）を徴取できる場合は、これを徴取する」とあり、これは、同書面を徴取することにより時効中断の効果が生ずることも考慮して定められたものであるが、現実に同書面を徴取した例は、単純債務承認について、

平成１５年度 １件

平成１６年度 １件

平成１７年度 ５件

平成１８年度 ５件

平成１９年度 ６件

だけである。

（オ）履行延期、分割納付

債務者が無資力またはこれに近い状態にあるときや、当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限の延長をすることが徴収上有利であると認められるとき等の要件を充たす場合には、債務者からの履行期限延長の申請を受けて、履行期限の延長を承認することができる（地方自治法２４０条３項、同施行令１７１条の６）。

また、履行期限の延長と同様な要件が認められる場合に、債務者から分割納付の申請があったときには、債務者の状況を確認したうえで、ケース診断会議の協議を経て分割納付を決定する（分割納付の決定は、履行期限の延長と同様のことである）。

（カ）訴訟、強制執行等の法的措置

前記「措置費等徴収金滞納整理事務の手引」では、以上の催告等の努力をしてもなお滞納する等の場合は、強制履行の措置（その前提として、訴訟等の法的措置を

含む。)を取ることに定められている。

しかし、名古屋市では、このような措置を取るか否かは、実施機関が不正受給金額、悪質性、不正受給期間等の諸般の事項を勘案して判断する、とされているが、未だかつてこのような法的措置が取られたことはない。

ちなみに、本債権の平成19年度末の滞納者数は1298人で、1人当たり平均滞納額は32万0098円、1人当たり滞納最高額は536万円であった。この最高額の事例は、就労収入の不申告によるもので、課税台帳を照会したことにより発覚したものである。

(キ) 時効

前記のとおり、消滅時効の期間は5年であり、時効中断の効力を有するのは、前記督促（初回のみ）、債務承認、一部弁済等である。

分割納付の特約をした場合の時効は、それぞれの返済期ごとに進行する。

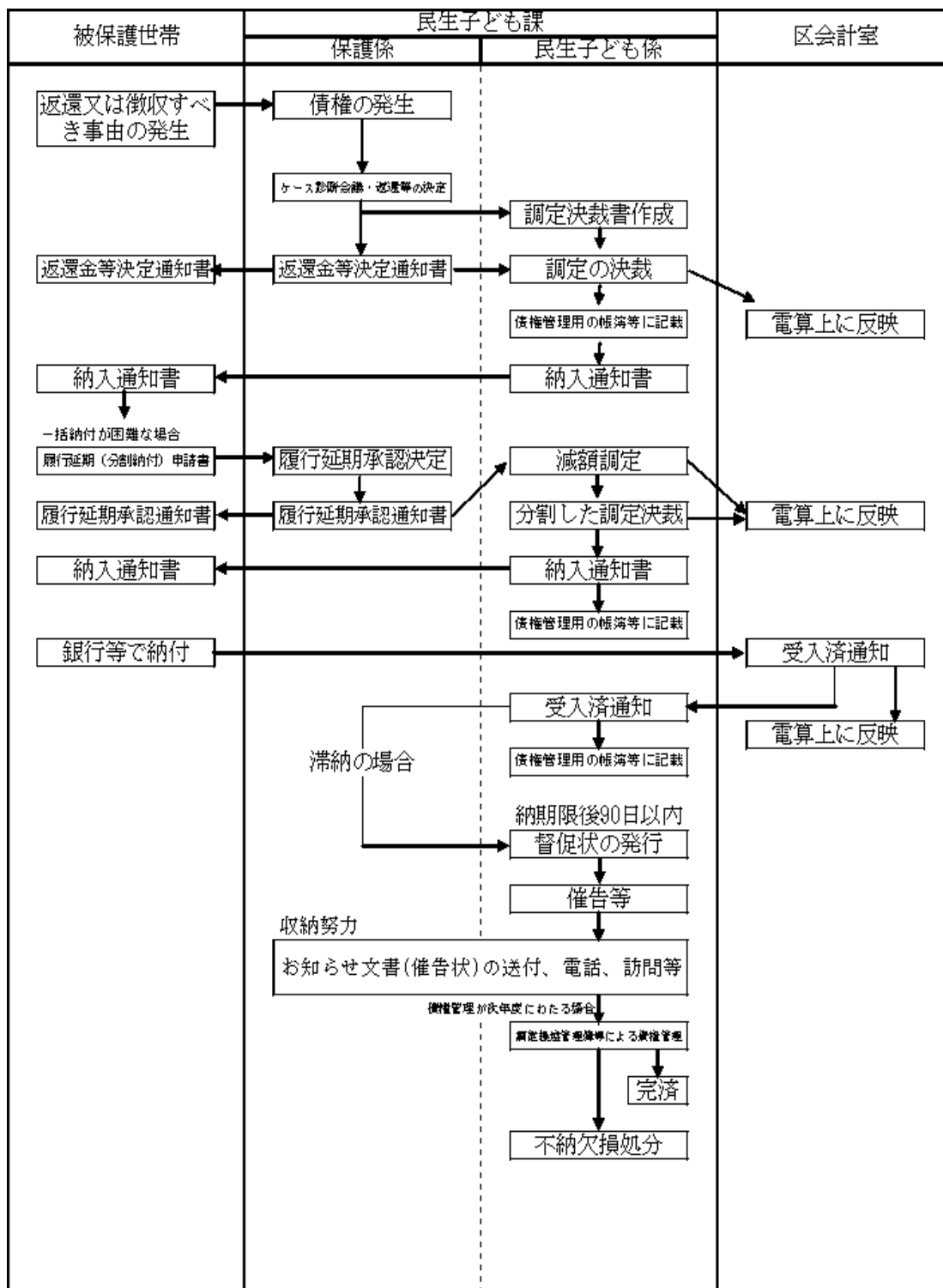
(ク) 不納欠損処分

時効完成後は、時効完成日の後、完成日の属する年度内に不納欠損処分を行う。また、地方自治法施行令171条の7の規定による債権の免除により消滅した場合にも不納欠損処分を行う。

これら債権管理、徴収の事務手続の流れを図にすると、【図表4-4】のとおりとなる。

なお、同図においては、催告等をして納付がない場合についての訴訟等の法的措置については何も記載されておらず、「調定繰越管理簿等による債権管理」の後、直ちに（直接に）不納欠損処分への流れが記載されている。

【図表４－４】 生活保護法６３条返還金、７７条徴収金及び７８条徴収金
徴収管理事務手続き



※ 調定、債権管理、徴収については、全て民生子ども係の生活保護経理担当が担当

※ ただし、徴収については、生活保護地区担当員も協力している。

イ 徴収業務の担当職員の体制

これら徴収業務を担当する各区の職員の体制は、以下の【図表４－５】のとおりである。

【図表４－５】 各区債権管理・回収（徴収）担当職員体制

名古屋市全体（16区）

（人）

区 分	民生子ども課長 （民生課長）	民生子ども係長 （民生福祉係長）	民生子ども係主事 （民生福祉係主事） ※中村区のみ２名
１５年度	１６	１６	１７
１６年度	１６	１６	１７
１７年度	１６	１６	１７
１８年度	１６	１６	１７
１９年度	１６	１６	１７

（ ）内は平成１５年度から平成１７年度の担当職名

ウ 徴収業務の実績

(ア) 平成15年度から19年度までの調定額、収入済額、未収額、不納欠損額、収納率の状況、推移は、【図表4-6】のとおりである。

【図表4-6】 生活保護費返還金・徴収金の収納状況

名古屋市		63条返還金	78条徴収金	過年度分	合計
15年度	調定額	264,035,347	76,369,623	143,769,874	484,174,844
	収入済額	245,930,169	38,068,580	2,354,833	286,353,582
	未収額	17,929,178	38,261,043	126,997,434	183,187,655
	不納欠損額	176,000	40,000	14,417,607	14,633,607
	収納率	93.1%	49.8%	1.6%	59.1%
16年度	調定額	254,552,293	104,919,794	168,796,408	528,268,495
	収入済額	239,087,344	48,017,964	6,334,641	293,439,949
	未収額	15,089,159	56,891,830	137,766,725	209,747,714
	不納欠損額	375,790	10,000	24,695,042	25,080,832
	収納率	93.9%	45.8%	3.8%	55.5%
17年度	調定額	301,446,043	130,835,389	210,051,131	642,332,563
	収入済額	281,762,609	60,147,151	5,746,902	347,656,662
	未収額	19,683,434	70,505,983	169,378,643	259,568,060
	不納欠損額	0	182,255	34,925,586	35,107,841
	収納率	93.5%	46.0%	2.7%	54.1%
18年度	調定額	332,118,338	148,430,638	259,568,060	740,117,036
	収入済額	311,850,415	73,587,007	6,748,710	392,186,132
	未収額	20,267,923	68,698,631	228,004,784	316,971,338
	不納欠損額	0	6,145,000	24,814,566	30,959,566
	収納率	93.9%	49.6%	2.6%	53.0%
19年度	調定額	364,136,964	160,806,791	316,971,338	841,915,093
	収入済額	321,848,875	71,468,738	11,112,136	404,429,749
	未収額	42,108,089	84,763,223	288,616,190	415,487,502
	不納欠損額	180,000	4,574,830	17,243,012	21,997,842
	収納率	88.4%	44.4%	3.5%	48.0%

※ 「過年度分」とあるのは、過年度の未収額を繰越した分

※ 平成17年度、18年度の63条返還金の欄が0となっているのは、現年度分の調定額に対する不納欠損がない、ということであるが、現年度分は5年の時効期間が満了していないため、0となるのが通常である。

例外的に、債務者の死亡や破産等の場合は、現年度で不納欠損されることがある。

I 上記の表でわかるように、平成15年度から19年度までの5年間で、63条返還

金の調定額は2億6403万余円から3億6413万余円へと約1.4倍増加し、78条徴収金の調定額は7636万余円から1億6080万余円へと約2.1倍増加しているが、合計未収額は1億8318万余円から4億1548万余円へと約2.3倍も増加している。

つまり、債権発生額の増加率よりも、未収額の増加率の方が大きいということは、それだけ収納率（収納実績）が低下している、ということである。

現に、合計未収額の収納率は、平成15年度は59.1%であったが、その後毎年度ごとに低下し、平成19年度は48.0%まで下がっている。

他方、合計未収額は、毎年度増加しており、減少した年度がない。

このように、毎年のように未収額が増加し、収納率が低下している原因としては、保護受給世帯が増加していることも一因であろうが、保護受給世帯の増加率は平成15年度から19年度までの間では約1.2倍に過ぎず、前記未収額の増加率約2.3倍よりはるかに少ない。

したがって、未収額増加、収納率低下の主たる原因は、前記のような督促以後の催告等の徴収業務の不十分さにあるものとし考えられない。

II なお、上記表で、63条返還金の収納率の方が78条徴収金のそれより倍くらい多いのは、63条返還金と78条徴収金は発生の性格が異なることに起因している。

具体的には、63条は、急迫の場合等で資力があるにもかかわらず保護を受けたときに適用される一方、78条は、不正受給の場合に適用される。

つまり、63条の適用ケースは、例えば、年金が遡及支給される場合、今後（本来なら当初から生活費の一部に充当してもらうことが前提）収入があることが分かっているが、現時点で保護を受給しなければ生活が送れない場合に保護を支給し、年金収入のあった時点でその分を返還するというものであって、被保護者が不正をしたわけではない。

これに対して、78条の適用ケースは、被保護者が他の収入を得ている（資力がある）のにその事実を故意に隠しているような場合で、不正をした被保護者が対象となる。

不正をしたわけではない人から返還してもらうのと、不正をした人に返還してもらう（徴収する）のとでは、当然、不正をした人からの方が困難であることは推測される。

また、78条徴収金の場合は、収入の事実を隠しているため発覚するまでそれなりの期間の経過があり、発覚したときには多額となる傾向がある。さらに、期間が経過しているため、既に収入を費消してしまっていることも多く、一度に返還することができないため、通常一括で返還される63条返還金に比べて徴収率は低くなる。

3 監査の結果

(1) マニュアルの遵守について

ア 催告等

前記のとおり、名古屋市が定めた「措置費等徴収金滞納整理事務の手引」（平成元年4月）、「63条・78条の債権徴収及び滞納整理事務」には、督促をしても納付されない場合の収納努力として、①催告書（催告状）の送付、②電話による催告、③訪問による催告の3種が規定されており、この催告については、「少なくとも月1～2回は行う」と定められており、この催告は各区の経理担当者が行うこととされている。

しかしながら、①の催告状を送付している区は半数程度にしか過ぎない。また、催告状を送付していない区では、口頭による催告を行っているところもあるが、通常業務に追われてそれすら行われていない区もある。

総じて、事務の膨大な区では、通常業務に追われてこのような催告はほとんどされていないのが実情である。

また、③の訪問による催告も、これを行うほどの人員的な余裕がない等の理由で、過去に行われた実績は皆無に近い。

このように、前記手引等で定められた徴収業務が十分に遵守、実行されていないことが、ひいては、前記のような本債権の未収額増加、収納率低下の主たる原因になっているものと考えられるので、すみやかにこれら徴収業務が前記手引等を遵守してなされるよう改善されるべきであると考えます。

なお、催告以後の業務として、納入誓約書（債務承認書）の徴取、分割納付等の措置もあるところ、前者の債務承認書については、平成15年度以降毎年1～6件程度しか徴取されていないが、これは後者の場合の分割納付として処理することが大半であるためであるとのことである。

これらの徴収業務のさらなる改善のためには、後記の人員体制の改善も必要である。

イ 法的措置

前記「措置費等徴収金滞納整理事務の手引」では、以上の催告等の努力をしてもなお滞納する等の場合は、強制履行の措置（その前提として、訴訟等の法的措置を含む。）を取ること、と定められている。

しかしながら、名古屋市では、未だかつてこのような法的措置が取られたことがない。

それは不正受給金額、悪質性等を勘案して判断された結果だ、とのことであるが、それでも長年の間に訴訟等の法的措置が1回もなかったということの理由には乏しいと思われる。本債権の債務者は、一時的必要による補足的受給者（63条返還金）又は不正受給者（78条徴収金）であるから、本来的には生活困窮者ではないので、全く資力がないというわけではないと思われるし、現に前記の1人当り滞納最高額536万円の事例は、課税台帳を照会したことにより就労収入が発覚したものである。

したがって、かかる現状では、前記手引が遵守されていないと判断せざるを得ない。

よって、この点についても、前記手引が遵守されるよう改善が必要である。

なお、前記手引等では、そのための具体的方策が全く示されていない。考えられる具体的方策としては、債務名義の取得方法として、書面審理だけで、かつ定型的処理で債務名義を取得しやすい支払督促の申立（そのための定型的な申立書式の作成等）等があるが、現実的には、費用対効果の問題も勘案して検討されるべきであろう。

（２）債権管理体制の強化について（職員体制の改善について）

本債権の調定、債権管理、徴収の業務については、各区の民生子ども係の生活保護経理担当者が１人で担当しているとのことである。

しかし、前記のとおり、徴収業務の中の初期段階での催告業務ですら不十分にしかなされていないのは、担当職員が通常業務に追われて徴収業務まで実行するだけの時間的、人的余裕が十分でないためであると考えられる。

職員の増員、民間委託等を始めとした債権管理体制の強化をすることが必要である。

４ 意見

悪質な不正事案についての刑事告訴

本債権の平成１９年度１人当たり平均滞納額は３２万００９８円であるが、前記のとおり、就労収入の不申告によって５３６万円もの不正受給をしていたことが発覚した事例もある。

このような不正受給が発生するのは、保護開始決定までの審査に問題がある可能性も考えられるが、本監査ではそこまで踏み込む時間的余裕はなかったし、また、不正受給の発生は、保護決定後の収入不申告による事案もあるので、その発生防止策のことまでは指摘することができない。

しかしながら、最近のマスコミでもこのような不正受給が話題になった例は少なくないので、発生してしまった不正受給事例の中で、このような悪質なものについては、一般予防の観点からも、積極的に刑事告訴をして刑事処罰を求めることが必要ではないか、と思われる。

第5 住宅都市局（市営住宅の家賃等）

1 はじめに

（1）住宅都市局の概要

本市の住宅都市局では、都市計画各種調査、（財）名古屋都市センターの運営、総合交通体系の形成、都市景観整備、建築指導、営繕、市営住宅及び定住促進住宅の建設及び管理等、定住促進住宅民間型の供給、子育て世帯に対する定住促進住宅等の家賃減額、高齢者向け優良賃貸住宅の供給、都心共同住宅供給事業、マンション管理対策、住まいの相談、国土利用計画法施行事務、都市再生の推進、民間等再開発事業、広小路ルネサンスの推進、栄交流コアの整備、徳重地区（駅前広場等）の整備、土地区画整理組合の指導及び助成等、都市防災不燃化促進助成、地区整備事業・住宅市街地総合整備事業、名古屋港の整備と、極めて多様な業務を行っている。

（2）今回の調査対象

今回の調査のテーマは名古屋市における債権管理であるため、各部局に対して行ったアンケート結果をもとに、以下の諸点について調査を行った。

- ・市営住宅等の家賃及び市営住宅等駐車場使用料並びに敷金の管理
- ・建物売払代金債権の管理
- ・住宅新築資金等貸付金債権の管理
- ・入札談合による損害賠償債権の管理
- ・土地売買契約に関する損害賠償債権の管理
- ・土地貸付料債権の管理
- ・土地区画整理事業清算金の管理

なお、ここでは市営住宅等の管理について記することとし、その他の債権については項を改めて報告することとする。

2 市営住宅等の家賃等の管理

（1）市営住宅についての制度の概要

市営住宅は、低所得者を対象として国の補助を受けて建設された住宅である。また、定住促進住宅は、中堅所得者層の市内定住を促進するため、国の補助を受けて建設された住宅である。住宅都市局では、住宅管理課において、市営住宅等（公営住宅、改良住宅等）及び定住促進住宅を管理し、管理戸数は平成20年4月1日現在で6万2972戸となっている。行っている業務内容は下記の通りであり、また、名古屋市住宅供給公社を管理代行者（市営住宅の管理の代行に関する協定書）、指定管理者（市営住宅及び定住促進住宅の管理運営に関する協定書）及び収納事務の委託者（市営住宅及び定住促進住宅収納事務委託契約書）とし、一部業務を行わせている。

ア 修繕業務

経常修繕事業として建物本体部分等の修繕工事を、また、計画修繕事業として屋内配水管改修、屋根防水等の工事を行う。

イ 募集事務

一般募集、空家待機者募集及び福祉向募集を行う。

ウ 家賃徴収及び家賃減額

口座振替制度を採用し入居者の利便を図るとともに、滞納者への督促など滞納整理を行う。また、家賃減額制度として福祉減額及び低所得者減額を実施する。

エ 収入超過者及び高額所得者の措置

公営住宅法の定めによる収入超過者に対しては、住宅の明渡努力義務を課し、高額所得者に対しては、住宅の明渡を指導する。

オ 不適正入居者の是正指導

長期不在等の不適正居住者に対し是正指導を実施し、市営住宅の適正管理に努める。

カ 法的措置の実施

滞納者、高額所得者及び不適正居住者に対する法的措置の迅速な実施に努める。

(2) 市営住宅等家賃の未収債権額

平成12年度から平成19年度までの各年度末の未収額についてアンケート調査を行ったところ、未収額は【図表5-1】の通りである。なお、駐車場使用料については後述する。平成16年度は平成12年度と比べて約50%増加しているが、過去3年は徐々に未収債権額は減少しつつある。

【図表5-1】 住宅管理課のアンケート結果 (円)

年度区分	市営住宅等家賃	駐車場使用料
平成12年度	464,757,802	-
平成13年度	474,932,253	-
平成14年度	539,373,488	-
平成15年度	619,597,918	-
平成16年度	679,733,948	-
平成17年度	671,239,840	-
平成18年度	641,307,669	11,397,622
平成19年度	629,647,244	13,013,175

※ 各年度末の金額

なお、滞納者の実人数は4 6 7 0人、1人あたりの滞納額の最高額は1 2 4万4 2 5 0円、1人あたりの平均滞納額は1 3万4 8 2 8円である。また、平成1 9年度の新規滞納者数は2 4 6 7人、平成1 8年度以前の滞納者で平成1 9年度に完済した者は2 5 3 6人である。

(3) 市営住宅使用料の地域別の徴収状況

ア 市営住宅の使用料については、名古屋市の委託を受けて住宅供給公社が行っている。具体的には、市内を4つの地域に分け、東部事務所、西部事務所、南部事務所、北部事務所が以下の通り各住宅を管理している。

(ア) 東部事務所

梅森荘、藤が丘荘、引山荘、やしろ荘、天神下荘、シティファミリー上社等7 8団地

(イ) 西部事務所

シティファミリー鴨浦、東稲永シルバー住宅、みなと東シルバー住宅、シティファミリー東稲永、神宮寺シルバー住宅、みなと西シルバー住宅等6 8団地

(ウ) 南部事務所

高坂荘、おおね荘、御前場荘、南相生荘、高宮荘、一つ山荘、土原荘、西入荘、等9 2団地

(エ) 北部事務所

前津荘、千早荘、若宮荘、大須荘、正木荘、シティファミリー丸の内、シティファミリー栄等6 1団地

なお、新栄荘、千種荘、鶴舞荘は北部事務所管轄の管理事務所である新栄団地管理事務所が管理している。

イ 平成1 9年度における各方面の具体的徴収状況は以下の通りである。

(ア) 東部事務所 7 8団地、管理戸数1万3 4 1 4戸

【 項 目 】	【 現 年 度 分 】	【 過 年 度 分 】
調 定 額	3,787,858,651 円	88,949,614 円
収 入 額	3,752,742,469 円	30,802,496 円
未 納 額	35,116,182 円	58,147,118 円
徴 収 率	99.07%	34.63%
未納人員	603 人	322 人

(イ) 西部事務所 68団地、管理戸数1万5793戸

【 項 目 】	【 現 年 度 分 】	【 過 年 度 分 】
調 定 額	5,241,602,190 円	193,009,398 円
収 入 額	5,177,023,198 円	60,149,609 円
未 納 額	64,578,992 円	132,859,789 円
徴 収 率	98.77%	31.16%
未納人員	825 人	614 人

(ウ) 南部事務所 92団地、管理戸数1万9854戸

【 項 目 】	【 現 年 度 分 】	【 過 年 度 分 】
調 定 額	5,852,274,052 円	184,464,090 円
収 入 額	5,806,892,713 円	34,290,550 円
未 納 額	45,381,339 円	150,173,540 円
徴 収 率	99.22%	18.59%
未納人員	731 人	778 人

(エ) 北部事務所 61団地、管理戸数1万3911戸

【 項 目 】	【 現 年 度 分 】	【 過 年 度 分 】
調 定 額	3,914,773,221 円	174,884,567 円
収 入 額	3,860,788,299 円	47,125,500 円
未 納 額	53,984,922 円	127,759,067 円
徴 収 率	98.62%	26.95%
未納人員	654 人	600 人

上記数値を見るに、各方面事務所のいずれについても現年度分については98%ないし99%台をおおむね維持している。

なお、現年度分に比べると、過年度分については極端に数字が下がっている。もともと市営住宅は低所得者層を対象とするものであるため、一旦滞納状態に陥った入居者からの回収が困難であることは想定できるところではある。しかしながら、納税者の公平感の観点からは、問題無しとしない。

過去3年間の調定額及び収納率は、【図表5-2】の通りである。

【図表５－２】 住宅使用料の過去３年間に於ける調定額及び収納率

(円)

年 度	調 定 額		収納率	現過年度調定額	収納率
平成 1 7 年	現年度	18,371,371,710	98.68%	19,051,133,158	96.24%
	過年度	679,761,448	30.29%		
平成 1 8 年	現年度	18,541,304,044	98.82%	19,212,577,084	96.39%
	過年度	671,273,040	29.38%		
平成 1 9 年	現年度	18,796,508,114	98.94%	19,437,815,783	96.56%
	過年度	641,307,669	26.88%		

※ 名古屋市住宅供給公社の数値

(４) 徴収事務の現状

ア 滞納賃料の回収・法的手続きに至る流れ

滞納賃料については、市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づき、以下の手続きが取られている。

(ア) 滞納１か月

収納課は、毎月翌月の１０日現在で滞納者一覧表を作成し、翌月２０日までに督促状を配布し、期限内納付を指導する。また、納付指導担当者は、電話・訪問して納付指導に努め、不在の場合にはそのつど、「未納家賃等の納付について」の文書を用いて催告する。納付指導の内容については、家賃滞納整理票に記載し、納付指導の経過を明確にする。

納付金額については、原則として納付期限の古い家賃から順次納付させる。

滞納者の事情によっては、分割納付を指導する。

(イ) 滞納４か月以上

家賃滞納整理票に滞納指導状況を記載の上、各方面事務所に引き継ぐ。

方面事務所は事務所に滞納者を呼びだし、滞納金納付誓約書（兼賃貸借契約解除処分猶予願）を提出させるなど納付指導を行う。

納付を約束した上で約束を守らない者については、保証人に文書・電話にて協力を依頼する。

(ウ) 滞納６か月以上

滞納金納付誓約書不履行者に対して電話、文書、訪問による納付を指導する。

(エ) 滞納８か月以上

公社収納課と協議の上、最終通告対象者を確定する。

最終通告書を速達にて発送する。

最終通告に応じない者については、市・公社収納課と協議し、最終的に市に引き継ぐ。

(オ) 市より契約解除通知発送

(カ) 住宅明渡等請求訴訟提起

上記の通り、未納に対しては要綱が作成され、これに従って処理されていることが認められる。

イ 長期滞納者等に対する法的措置の状況

平成17年度	即決和解申立件数	79件
	訴訟提起件数	100件（内不適正居住者に対するもの4件）
	強制執行申立件数	141件（内不適正居住者に対するもの6件）
平成18年度	即決和解申立件数	95件
	訴訟提起件数	90件（内不適正居住者に対するもの3件）
	強制執行申立件数	141件（内不適正居住者に対するもの3件）
平成19年度	即決和解申立件数	64件
	訴訟提起件数	126件（内不適正居住者に対するもの11件）
	強制執行申立件数	144件（内不適正居住者に対するもの6件）

ウ 家賃に関する不納欠損件数及び金額の推移

平成17年度	公営住宅	163件	4343万0246円
	定住促進住宅	3件	94万6630円
	計	166件	4437万6876円
平成18年度	公営住宅	206件	4940万4376円
	定住促進住宅	6件	246万7200円
	計	212件	5187万1576円
平成19年度	公営住宅	204件	3579万6406円
	定住促進住宅	8件	255万7299円
	計	212件	3835万3705円

エ 市営住宅の長期滞納者数の推移（滞納月数8ないし10か月の者）

平成17年度	911件
平成18年度	770件
平成19年度	559件

オ 過年度分の収納状況

平成17年度から平成19年度の過年度における各年度別収納状況は、【図表5－3】、【図表5－4】、【図表5－5】の通りであり、データ上は読み取りにくいですが、仮に平成11年分の未納金額について言えば、平成17年度の未納額は金2253万9873円であるところ、平成18年度の調定額は金2014万1006円である。この差額である金239万8867円が不納欠損処理された金額となる。

また、経過年数により、徴収率の落込みは、激しく、4年以前となるとほぼ、5%を下回り、回収の困難が増していることが理解できる。

【図表５－３】平成１７年度 過年度収納状況について（欠損前）

(円)

年度	調定額	収納額	未納額	収納率
16	246,958,356	166,738,233	80,220,123	67.52%
15	88,241,448	24,897,166	63,344,282	28.21%
14	61,933,825	8,346,600	53,587,225	13.48%
13	45,160,547	1,471,800	43,688,747	3.26%
12	35,466,340	1,134,700	34,331,640	3.20%
11	23,031,623	491,750	22,539,873	2.14%
10	14,818,971	175,250	14,643,721	1.18%
9	18,709,489	306,650	18,402,839	1.64%
8	17,411,672	405,050	17,006,622	2.33%
7	25,288,839	385,200	24,903,639	1.52%
6	28,059,848	132,800	27,927,048	0.47%
～5	74,652,990	1,382,900	73,270,090	1.85%
計	679,733,948	205,868,099	473,865,849	30.29%

【図表５－４】平成１８年度 過年度収納状況について（欠損後）

(円)

年度	調定額	収納額	未納額	収納率
17	241,750,867	164,543,172	77,207,695	68.06%
16	80,220,123	19,153,103	61,067,020	23.88%
15	63,344,282	6,803,750	56,540,532	10.74%
14	53,587,225	2,464,816	51,122,409	4.60%
13	33,264,312	1,346,850	31,917,462	4.05%
12	25,450,142	553,000	24,897,142	2.17%
11	20,141,006	419,300	19,721,706	2.08%
10	12,690,821	377,250	12,313,571	2.97%
9	17,063,239	370,350	16,692,889	2.17%
8	15,561,322	112,900	15,448,422	0.73%
7	15,033,922	77,000	14,956,922	0.51%
～6	41,261,003	928,250	40,332,753	2.25%
計	619,368,264	197,149,741	422,218,523	31.83%

【図表５－５】平成１９年度 過年度収納状況について（欠損後）

(円)

年度	調定額	収納額	未納額	収納率
18	219,158,046	138,729,445	80,428,601	63.30%
17	77,207,695	19,156,010	58,051,685	24.81%
16	61,067,020	4,695,950	56,371,070	7.69%
15	56,540,532	2,476,950	54,063,582	4.38%
14	35,534,448	2,475,450	33,058,998	6.97%
13	30,685,913	1,042,950	29,642,963	3.40%
12	24,847,142	872,400	23,974,742	3.51%
11	19,721,706	554,400	19,167,306	2.81%
10	12,313,571	249,900	12,063,671	2.03%
9	16,503,149	339,300	16,163,849	2.06%
8	10,591,550	310,800	10,280,750	2.93%
～7	38,783,192	1,464,600	37,318,592	3.78%
計	602,953,964	172,368,155	430,585,809	28.59%

カ 不納欠損の理由

不納欠損の理由は、平成１９年度においては、以下の通りであった。

- (ア) 所在不明（無断退去等により、職権で住宅の返還手続きを行ったもので、今後とも所在の確認が見込まれない者） 16件
- (イ) 所在不明（退去後ただちに、または納付指導中に転居等により所在不明となり、今後とも所在の確認が見込まれない者） 96件
- (ウ) 債権が少額で、その取り立てに要する費用に満たない者等 0件
- (エ) 以上合計 212件

各事由に基づく過去３年間の不納欠損の金額は【図表５－６】の通りである。

【図表５－６】 不納欠損の事由別件数及び金額

(円)

期間	欠 損 事 由	平成１７年度		平成１８年度		平成１９年度	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
五 年	１：職権（強制）退去	65	10,658,254	99	11,648,460	57	7,812,539
	２：転居先不明	34	3,288,080	41	5,894,766	93	9,465,311
	３：その他	0	0	0	0	0	0
	小 計	99	13,946,334	140	17,543,226	150	17,277,850
十 年	１：職権（強制）退去	67	30,430,542	65	30,545,750	59	20,000,355
	２：転居先不明	0	0	7	3,782,600	3	1,075,500
	３：その他	0	0	0	0	0	0
	小 計	67	30,430,542	72	34,328,350	62	21,075,855
合 計		166	44,376,876	212	51,871,576	212	38,353,705

（５）駐車場について

ア アンケート結果によれば、未収債権は、前述の記載どおり、平成１８年度及び平成１９年度の金額のみである。これは、平成１７年度の「名古屋市営住宅条例」および「名古屋市定住促進住宅条例」の改正により、それまでの本市から名古屋市住宅供給公社への一括貸付け（市営住宅敷地の目的外使用）から、個々の入居者への貸付けに変更され、従前の名古屋市住宅供給公社と個々の入居者の駐車場使用関係が、平成１８年４月１日をもって本市と個々の入居者との駐車場使用関係になっているためである。滞納者の実人数は１２３６人、１人あたりの最高額は８万４０００円、１人あたりの平均滞納額は１万０５２８円である。また、平成１９年度の新規滞納者数は１１０１人、平成１８年度以前の滞納者で平成１９年度に完済した者は９６３人である。

駐車場の管理は、名古屋市営住宅条例の４章の２および名古屋市定住促進住宅条例の２１条以下に定めがある。

イ 駐車場の滞納については、市営住宅等駐車場使用料滞納整理事務処理要綱が定められている。

（ア）滞納１か月

収納課は、毎月翌月の１０日現在で滞納者一覧表（駐車場）を作成し、翌月２０日までに督促状を配布し、期限内納付を指導する。また、納付指導担当者は、電話・訪問して納付指導に努める。

納付金額については、原則として納付期限の古いものから順次納付させる。

滞納者が家賃も滞納しているときは、特に厳しく指導する。

（イ）滞納３か月以上

名古屋市住宅供給公社収納課は、自動車駐車場明渡請求書発行名簿を作成し、

方面事務所に送付する。方面事務所は、右名簿に基づき、滞納者に対して「自動車駐車場明渡請求について」と題する書面を送付し納付を促す。なお、定住促進住宅、改良住宅、コミュニティ住宅における駐車場については市が明渡請求をし、それ以外は公社が行う。

(ウ) 市による契約解除

滞納者が前期納付指導に従わない場合、市は公社収納課を通じて契約の解除通知書を送付する。なお、その後、市が認めた場合は、解除の撤回をする。

(エ) 契約解除後

方面事務所は、駐車場の使用ができないように、当該駐車場に封印ブロックを設置し、駐車場が使用できないように措置を取る。

(オ) 敷金の処理

契約解除後は、新規契約者に対する契約手続きで望み、従前の契約による敷金は、未納の使用料の滞納に充当している。

ウ 平成18年度及び平成19年度の徴収状況は以下の通りである。

(円)

年 度	調 定 額		収納率	現過年度調定額	収納率
平成18年	現年度	1,859,703,894	99.39%	1,859,703,894	99.39%
	過年度	-	-		
平成19年	現年度	1,859,122,476	99.46%	1,870,547,818	99.30%
	過年度	11,425,342	74.63%		

なお、平成18年度の未納人員は1393人、平成19年度末の現年度分の未納人員は1304人、過年度分の未納人員は公社分を含め1005人である。

上記数値を見るに、住宅賃料に比して過年度分の徴収率が上がっている。これは、滞納した場合に迅速に契約が解除され、かつ当該駐車場が使用できなくなる措置が取られるため、駐車場使用の必要から過年度分を納めて駐車場を使用する者が存在するからではないかと推認される。また、1人あたりの滞納額が少ないのは、迅速に使用させない対応が取られているからではないかと思われる。

(6) 明渡後の債権回収について

ア 市営住宅においても、契約解除後明渡完了までは賃料相当損害金を請求できるし、請求するべきものである。また、明渡後といえども、それまでの滞納賃料については明渡がされた後においても支払い義務があることは当然である。また、中には、賃料を滞納したまま無断で退去している例もある。

イ こうした損害金・滞納賃料についても収入調定はされている。しかし、その回収については市営住宅に再度入居を希望した際に徴収しているというものであり、現時点では積極的な回収はされていない（現在民間回収業者に委託して回収させることを検討している、とのことである）。提訴前の任意退去者については、統計データ

そのものが無いとの回答であった。また、住宅の明渡を伴わない純粋の金銭債権については、元居住者・保証人らに対して訴訟を提起した事例もないとのことであるし、元居住者・保証人の資産調査を行った事例もないとのことである。

（７）敷金について

ア 敷金の性格について

敷金については、賃借人がその債務を担保する目的で、金銭の所有権を賃貸人に移転し、その賃貸借終了の際に、賃借人に債務不履行がないときは、賃貸人はその金銭を返済し、もし不履行があるときはその金銭の中より当然弁済に充当せられることを約して授受するものであり、賃借人の債務履行という条件の成就によって返還義務を負う所有権の移転であるとする考え方である。学説の多数意見（通説）であり、判例も同じである。公営住宅法１８条によれば、事業主体は、入居者から３月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができ、そしてこの敷金の運用益は、入居者の共同の利便のために使用すべきものとされている。

イ 敷金に関する本市の定め

本市においては、市営住宅及び定住促進住宅の入居者及びこれらの入居者が使用する駐車場の使用者からいずれも家賃又は使用料の３月分の敷金を徴収することができることとされ、明渡すときに還付することとされている。ただし、未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、これらの額を控除して還付することとされている。（名古屋市営住宅条例１６条、４３条（１６条を準用）、４５条の４、名古屋市定住促進住宅条例１２条の２、２３条）

また、名古屋市営住宅等敷金積立基金条例により、敷金は、基金に積み立てるものとする（３条）とあり、基金から生ずる収益は、住宅事業の資金に充てるため、支出するものとする（５条）とされ、基金は、敷金を返還する場合のほか、支出することができない（７条）と定められている。

ウ 敷金の会計処理について

敷金は歳入歳出外現金と解する考え方もあるが、敷金の効率的な運用を図る必要があり、本市においては、前項の条例の規定等により、敷金の徴収の処理は、一般会計の歳入、款「諸収入」、項「雑入」、目「敷金収入」、節「敷金収入」、細節で「住宅敷金収入（市営分）」、「住宅敷金収入（定住分）」、「駐車場敷金収入」で処理され、敷金の返還の処理は、一般会計の歳出、款「住宅都市費」、項「住宅費」、目「住宅管理費」、節「償還金利子及び割引料」で処理されている。

また、一般会計とは別に敷金を管理するための特別会計である住宅敷金積立基金会計においては、歳入で、基金運用益、入居者からの受入敷金、基金取崩（敷金返還用資金）が処理され、歳出で、一般会計繰出金（運用益の住宅事業資金の支出用、敷金返還用資金）、基金積立が処理されている。

一般会計における敷金に関する収入及び支出 (円)

項 目 又 は 科 目	17年度	18年度	19年度
【歳入】			
住宅敷金収入（市営住宅）	191,877,040	178,908,200	182,025,730
住宅敷金収入（定住促進住宅）	28,374,000	25,712,100	43,563,600
駐車場敷金収入		518,267,600	51,665,100
計	220,251,040	722,887,900	277,254,430
住宅敷金返還財源（市営分）	183,311,600	218,597,410	231,592,720
住宅敷金返還財源（定住分）	28,512,900	31,608,000	29,178,300
小計	211,824,500	250,205,410	260,771,020
団地内共同施設整備費財源（市営分）	14,765,036	16,955,355	26,908,987
団地内共同施設整備費財源（定住分）	1,570,980	1,780,065	2,608,654
小計	16,336,016	18,735,420	29,517,641
計	228,160,516	268,940,830	290,288,661
【歳出】			
償還金利子及び割引料の内敷金返金	211,824,500	250,205,410	260,771,020
償還金利子及び割引料の内のその他	453,600	860	0
小計	212,278,100	250,206,270	260,771,020
住宅管理費 繰出金その他	220,251,040	722,887,900	277,254,430
小計	220,251,040	722,887,900	277,254,430

住宅敷金積立基金会計における収入及び支出 (円)

科 目 又 は 項 目	17年度	18年度	19年度
【歳入】			
基金収入 住宅基金利子及び配当金	16,336,016	18,735,420	29,517,641
繰入金 住宅基金一般会計繰入金	220,251,040	722,887,900	277,254,430
基金積戻金住宅基金積戻金	211,824,500	250,205,410	260,771,020
合 計	448,411,556	991,828,730	567,543,091
【歳出】			
他会計繰出金一般会計繰出金	228,160,516	268,940,830	290,288,661
積立金 積立金造成費	220,251,040	722,887,900	277,254,430
合 計	448,411,556	991,828,730	567,543,091

(8) 現状における債権の管理方法等について

ア 住宅使用料、駐車場使用料の調定額及び収入額について

市における住宅使用料及び駐車場使用料の計上は、公社で操作出力される「市営住宅総合管理システム」の各種資料を収入調定資料として行われている。

また、収入額については、市においては、財務会計システムにより計上され、公社においては、市より送付される口座振替を含む納入済通知書（各データは、個人別、納期別等により作成された電磁データ）により、市営住宅総合管理システム（以下「シ

システム」という)に入金処理がされることとなっている。

しかしながら、【図表５－７】から【図表５－１０】に示すようにわずかな金額であるが、公社のデータと異なっている。住宅使用料の１７年度及び１８年度の過年度の差異は、調定額と収入額が同額であり、公社の「システム」の繰越処理のミスとのことである。１８年度の現年度の収入額の差額、３万５７００円及び駐車場使用料１８年度の差額、２万７７２０円については、過誤納還付処理がおくれたことが原因である。

【図表５－７】住宅使用料過去３年間の調定額の公社と市の比較

(円)

年度 \ 項目	調 定 額		差 額 (公社-市)
	公社計上額	市計上額	
現年度	18,371,371,710	18,371,371,710	0
過年度	679,761,448	679,733,948	27,500
１７年度計	19,051,133,158	19,051,105,658	27,500
現年度	18,541,304,044	18,541,304,044	0
過年度	671,273,040	671,239,840	33,200
１８年度計	19,212,577,084	19,212,543,884	33,200
現年度	18,796,508,114	18,796,508,114	0
過年度	641,307,669	641,307,669	0
１９年度計	19,437,815,783	19,437,815,783	0

【図表５－８】住宅使用料過去３年間の収入額の公社と市の比較

(円)

年度 \ 項目	収 入 額		差 額 (公社-市)
	公社計上額	市計上額	
現年度	18,129,620,843	18,129,620,843	0
過年度	205,895,599	205,868,099	27,500
１７年度計	18,335,516,442	18,335,488,942	27,500
現年度	18,322,145,998	18,322,181,698	-35,700
過年度	197,216,141	197,182,941	33,200
１８年度計	18,519,362,139	18,519,364,639	-2,500
現年度	18,597,446,679	18,597,446,679	0
過年度	172,368,155	172,368,155	0
１９年度計	18,769,814,834	18,769,814,834	0

【図表５－９】駐車場使用料過去２年間の調定額の公社と市の比較

(円)

年度 \ 項目	調 定 額		差 額 (公社-市)
	公社計上額	市計上額	
現年度	1,859,703,894	1,859,703,894	0
過年度	-	-	-
１８年度計	1,859,703,894	1,859,703,894	0
現年度	1,859,122,476	1,859,122,476	0
過年度	11,425,342	11,425,342	0
１９年度計	1,870,547,818	1,870,547,818	0

【図表５－１０】駐車場使用料過去２年間の収入額の公社と市の比較

(円)

年度 \ 項目	収 入 額		差 額 (公社-市)
	公社計上額	市計上額	
現年度	1,848,278,552	1,848,306,272	-27,720
過年度	-	-	-
１８年度計	1,848,278,552	1,848,306,272	-27,720
現年度	1,849,008,010	1,849,008,010	0
過年度	8,526,633	8,526,633	0

イ 住宅使用料等の口座振替の普及について

住宅使用料の口座振替は、入居者の申請により、当月分の家賃を毎月２７日に入居者の預金口座から振替引落され、滞納防止、徴収事務の合理化に役立っている。口座振替に関する点について、入居者募集総合案内には記載がなく、入居後のしおりには、「１.家賃のお支払方法、金融機関から自動的に引き落としする方法によって納めていただきます。」と記載され、かっこ書きで、納入通知書により納める方法もある旨の表示がされている。公平性の観点からはこのような記載が必要とは思われるが、管理コスト低減のためにも、ホームページ・入居者募集総合案内等にも口座振替の旨を記載すべきであると思われる。仮に、平成１８年、１９年の敷金返金者数が退去者及び新規入居者と同数であると仮定すれば、全員が口座振替を利用した場合には３．３４％～３．９４％の利用率の向上になると推測される。ピーク時の平成１０年から１１年の口座振替率７９．４％と比較した場合、平成１６年と１７年はそれぞれ７５．９％、平成１８年は７５．３％（１９年のデータは未入手）まで落込んでいる。家賃の現年度の収納率の向上の努力は認められるものの、更なる収納率向上と、業務の効率化のため、口座振替率向上の方策を検討されることを期待する。

ウ 税外収入の督促及び延滞金の徴収について

今回のアンケートで、市営住宅等家賃及び市営住宅等駐車場使用料について、いずれも「公法上の債権」としての回答があった。

税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例３条には、督促をした場合においては、延滞金を徴収する旨が定められており、滞納整理事務処理要綱による督促状には、「地方自治法第２３１条の３に基づき督促する」旨と「延滞金の計算方法」の記載がなされている。また、契約書の左側及び裏面に関係条文として、上記条例の３条の記載がされている。

延滞金の徴収については、過去の包括外部監査（平成１３年度）において指摘されたところであり、平成１６年度より、契約解除者について、延滞金を徴収しているとのことである。しかしながら、延滞金を徴収した例は明け渡し請求訴訟を提起した後に訴訟上の和解をした場合のみであり、延滞金について一律に徴収が行われているわけではない。また、同条例４条には、免除の規定が定められており、延滞金徴収対象者については、事務取扱により免除の対象者を定めている。しかしながら、徴収しない者に対して免除の手続きが一律に行われているものではないようである。

市営住宅の使用料については、公債権とする考え方と私債権とする考え方があるところ、仮に私債権とするならば、督促手続きは、地方自治法２３１条の３第１項の規定には該当せず、同施行令１７１条に該当し、延滞金の賦課徴収を行わないことは法に即したものである。しかしながら、督促状の記載文言等については、誤ったものと言わざるを得ないし、契約書における上記条例の記載も妥当なものとは言えなくなる。逆に、市営住宅使用料を公債権と考えるものであれば、法に則って延滞金についても徴収するべきである。

なお、市営住宅総合管理システムには、「延滞金計算」のメニュー項目はあるが、現在使用されておらず、パソコンソフトを利用して計算しているとのことである。

エ 不納欠損処理基準について

（ア）公営住宅の使用料等は、「公法上の債権」に該当するか否かについて

公営住宅の使用料について行政実例はこれを公の施設の使用料と解し、公債権であるとしており、本市も公債権として扱っている。

（イ）市営住宅等家賃についての本市における取扱いについて

上記の通り、市営住宅等家賃及び市営住宅等駐車場使用料に係る債権は「公法上の債権」と回答がされているが、公債権であるとしてもこれらについては強制徴収はできないものである。公債権とした場合に、時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする（法２３６条２項）とされ、同条３項には、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規

定を準用すると規定されている。

現行の不納欠損処分取扱いは、民法169条（定期給付債権の短期消滅時効）の5年、同法174条の2（判決で確定した権利の消滅時効）の10年の基準が採用されており、入居を継続している者については滞納金納付誓約書が徴収されており、これが債務承認に該当し消滅時効が中断されているとの考えからと思われるが、退去又は明渡しを行った者に対してのみ消滅時効の完成により債権が消滅したとして不納欠損処分が行われている。この消滅時効の期間は、上述の基準に従って処理されており、その他の個別事情の判断はなされていない。不納欠損処分は、毎年度3月に1回、5年前又は、10年前の2月分までの未納額を対象とされている。

入居を継続している者について滞納金納付誓約書を徴収して時効の中断を図ることについては特に問題とするべき点は認められないが、こうした取扱いをする以上は、退去してその後市営住宅等を使用していない元入居者についても同様の扱いを行わないと権衡を失するものと思われる。

なお、電話等により滞納金の支払いを約束する場合もあり得ると思われるが、債務承認の有無は債権の存続に関わる問題であり、後日の紛争を避けるためにも、債務承認の事実を明らかにする資料を残しておく方策も必要であると思われる。

（ウ）長期に渡る管理の問題点

上述の通り、現行の処理方法においては、未納者が入居している限り滞納家賃等については債権として管理せざるを得ない。【図表5－3】ないし【図表5－5】の過年度収納状況の表によれば、少なくとも10年以上も前の債権が管理されている。平成19年度でいえば、平成7年度以前の債権についてはまとめて計上されており、最長で何年分の債権を管理しているか表からは判明しないが、滞納者を含めた全体の市営住宅の平均入居期間は17年9カ月と聞いており、それに匹敵する古い債権まで管理している可能性も否定できない。また、平成19年度分の同表を見ても、古い債権の徴収率は2%ないし3%程度であり、債権管理上効率が悪いと判断せざるを得ない。適宜法的手段を活用するなどして、効率的な債権管理の方法を検討すべきと思われる。

オ 保証人への請求と契約書への保証人の連署について

市営住宅は、低所得者層を対象とし、保証人も、家族や職場の関係者等に限られ、保証した事実すら忘れられている事例もあるようである。このような状況のなかで、「市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」の取扱いも保証人に対する納付協力依頼をする程度の取り扱いしかされておらず、保証人に対する回収努力は尽くされているとは言えない状況にある。

ちなみに入居手続に際しての保証人に関する取扱いをみると、市営住宅は特別の事由がない限り保証人が付されているし、定住促進住宅においては、契約書に必ず連署することとされており、その契約書の文面には、「保証人は、乙に係る家賃その

他の債務を保証します。」と明確に記載されている。

一方、「市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」では、市営住宅と定住促進住宅の区別なく保証人の取扱いを定めている。また、駐車場の使用については「駐車場使用申込書」により取扱われているが、民間においては通常行われている保証人の取扱いの定めがない。

こうした状況をみると、少なくとも公平性の観点から、次のような点を検討される必要があると思われる。

- ① 契約書を作成するに際して保証人が連署した場合は、保証人にもその事実を認識させるため、契約書の写しを交付する、もしくは保証の事実の通知等を行う。
- ② 駐車場使用関係においても、保証人を駐車場使用の条件とする。また、口座振替を原則とする措置を採用する。

カ 駐車場使用料の納付指導について

平成19年度末において、公社の駐車場使用料の未納残高は、2387万円余りと推測される。

市営住宅等駐車場使用料滞納整理事務処理要綱の納付指導の通則（3）には、滞納駐車場使用料を納付させるにあたっては、納期限の古い駐車場使用料から順次納付させる旨が、定められている。

駐車場の使用関係については、平成18年4月1日をもって本市と個々の入居者との駐車場使用関係になっており、この日以前については公社と個々の入居者との使用関係になっていた。そのため、個々の入居者の立場からすれば、滞納分の使用料の支払い先が、公社か市かの区別がしにくい状態が想定されるし、この要綱どおり納付指導をした場合、市へ納入されるべきものが公社へ入金されるおそれもなしとしない。納入通知書は、市と公社は、別であるから混乱は起きないとの考えもあるかもしれないが、公社の各納付指導担当者についてもこの点を徹底するため、要綱に「名古屋市の納期限の古い」を追加した方が良いと思われる。

キ 明渡請求と損害金の管理及び損害金、滞納家賃の計上方法について

（ア）損害金の発生について

損害金は、市営住宅等の契約が解除された後現実の明渡しまでの賃料相当額であり、契約の解除までの滞納賃料とは区別されている。

市営住宅等において明渡しを請求するのは、次の場合である。

① 高額所得者に対する明渡請求

公営住宅については、収入に応じた低廉な家賃で提供しているため、家賃決定のため、収入の申告が義務付けられ、これにより、収入の額を認定し、当該金額を入居者に通知するとともに、家賃の金額が決定されることとなっている。第1段階として、認定した収入の額が入居資格の金額を超えたとき、入居後4年目以降が対象になるが、1年限りの措置で、家賃が公営住宅法施行令(以下この項で「令」

という)第8条第2項に規定する方法により算出され、明渡し努力義務が課せられる。第2段階として、認定した収入の額が、入居後6年目以降が対象になるが、2年間引き続き令9条に規定する金額を超えた場合は、高額所得者としての認定を行い、その旨を通知する。高額所得者には、6か月先の期限を定めて、明渡請求をすることができることとされており、期限が到来したときは、住宅を明け渡さなければならないことになっている。なお、明渡請求日より期限までの家賃は、近傍同種の住宅の家賃とされる。

明渡請求までの段階及び手続きがあるため、契約の解除にいたるケースは、少ないようである。

② 不正の行為等によって住宅に入居した者に対する明渡請求

明渡請求の事由は、不正行為によって入居したとき（不正入居、無断転貸等）、家賃を3月以上滞納したとき（使用権承継手続未了を含む）、正当な事由によらないで、15日以上使用しないとき（長期不在、無断退去、駐車場は対象でない）、住宅又は施設を故意に棄損したとき、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき、その他市長の指示又は命令に違反したときや管理上必要と認めたときが定められている。

市営住宅及び定住促進住宅の入居に関し、不正の行為により入居した場合やその他明渡事由に該当したときは、住宅の明渡しを請求することになっている。請求を受けた入居者は、速やかに明け渡す義務を負っている。住宅を明け渡さないときには、契約の解除の対象になる。なお、家賃は、不正行為による入居の場合は入居の日から明渡しの請求日までは、近傍同種の住宅の家賃とされ、その他の事由の場合は、入居中の家賃とされる。明渡請求の日の翌日から明渡しの日までは、家賃滞納による明渡請求については、家賃、その他の事由による明渡請求については、近傍同種の住宅の家賃の2倍の金額を請求することとなる。定住促進住宅の場合は、家賃相当額が損害金となる。

これらは、不適正案件として管理され、その推移は、【図表5-11】のとおりである。また、その処理について、「不正入居等是正処理要綱」、「不正入居等是正処理要領」、「無断退去取扱要綱」、「無断退去に関する事務取扱要領」が、定められている。家賃の滞納については、前述のとおりである。

不適正案件については、住基データを3か月に1回受入れ、平成16年頃より外国人データを受入れ、平成19年に市営住宅管理台帳との突合を開始したことにより、新規不正入居等が、60件発見された。不適正案件における提訴等の実績は、少なく前述のとおりである。不適正の状態が治癒されれば、契約の解除はしない方針で臨んでいる。

【図表 5－1 1】不適正案件数の推移

(件)

年度及び項目		不正入居・ 無断転貸等	長期不在 (無断退去)	使用権承継 手続未了	合 計
平成16年度	残案件数	1 5 0	2 6	3 1	2 0 7
平成17年度	発 生	7	2 9	1	3 7
	処 理	6 5	3 1	9	1 0 5
	残案件数	9 2	2 4	2 3	1 3 9
平成18年度	発 生	2 3	1	2 0	4 4
	処 理	6	1 5	1 6	3 7
	残案件数	1 0 9	1 0	2 7	1 4 6
平成19年度	発 生	1 1 9	4	3 2	1 5 5
	処 理	4 6	3	1 2	6 1
	残案件数	1 8 2	1 1	4 7	2 4 0

(イ) 損害金の管理方法及び滞納家賃の計上方法

契約解除後の賃料相当額については、損害金として扱い、その対象者を法的措置記録により管理し、損害金は、公社への収納委託ができないため、市において、手書で管理している。損害金の納入については、対象者の納付可能額についてのみ、市の発行する納入通知書を交付し、財務会計システムで収入調定を行い、納入させている。歳入科目は、諸収入（款）、雑入（項）、弁償金（目）である。退去者にかかる契約解除後の家賃相当額の損害金については、【図表 5－1 2】のとおりである。

明渡し対象者に滞納家賃があった場合において、明渡し後においては、回収が困難であるので、対象者が支払う意思を示した場合にのみ、その金額で、公社のシステムで納入通知書を発行して、受領の手続きを行っている。したがって、通常の家賃の収納と同じ処理となる。

なお、任意に退去した者に関し、損害金や滞納家賃があるときでも、明渡し後において損害金、滞納家賃に関して、即決和解をした事例はなく、元居住者である任意退去者又は保証人に対しての訴訟又は資産調査は行われていない。退去後の滞納家賃については、事実上回収が困難であるので、市営住宅へ再度入居を希望する場合があれば、その際、徴収に努めている。退去者については、滞納家賃の回収が困難であるので、このような債権の回収を民間債権回収業者に委託して、回収させることを現在検討している、とのことである。

滞納家賃の回収について、市営住宅へ再度入居を希望する場合があれば、その際、徴収に努めている、との取り扱いは、再入居希望者が当初の明渡しから5年放置された後の場合は徴収の根拠がなく、適法性に問題があると思われる。むし

ろ、こうした滞納分についても積極的に法的な措置を進めるべきではないかと思われる。

【図表５－１２】 退去者にかかる契約解除後の家賃相当額の損害金

(円)

款、項、目、節のうち細節の名称	１７年度	１８年度	１９年度
住宅都市局 契約解除後家賃相当額(市営分)	2,545,650	4,812,778	2,997,205
住宅都市局 契約解除後家賃相当額(定住分)	369,500	506,800	926,473
合 計	2,915,150	5,319,578	3,923,678

※ いずれの年度においても収入未済額は計上されていない

ク 市営住宅総合管理システムについて

(ア) 市営住宅総合管理システムについて

市営住宅総合管理システムは、平成５年４月に財団法人名古屋市住宅管理公社において本格的に稼働され、その後、平成１１年４月に旧名古屋市住宅供給公社と統合され、新しい名古屋市住宅供給公社として、現在にいたるまで、システムとしての機能を果たしてきたものと推測される。その間、相当なメンテナンスはあったと思われるが、システムの所有者は市であり公社ではなく、公社は協定書に基づき、業務の執行に必要な施設、設備及び備品についての使用を認められているにすぎないこととされている（代行１３条①、管理１３条①、収納１１条①）。協定書には、システムの運用管理に関する事項が記載され、システムの保守・改善事項等について、開発者と思われる業者等との契約が義務付けられている。したがって、システムの改善事項については、現実に運用を実施している公社単独で決定できる余地は、限られるかもしれないし、協定内容に及ぶ部分があるが、以下の点について、検討をする必要があると思われる。

(イ) システムの改善に関するメンテナンスの報告事項の取決めについて

協定書には、システムの保守・改善に関することが規定され、業務報告についても定められているものの、システムの改善に関する具体的な定めが規定されていないように思われる。

システムソフトについては恒常的にメンテナンスや改良の必要性が出てくることが多いことは想定するに難くない。これまで蓄積された膨大なデータベースの活用のためにも、システムの改良は必要である。従って、こうした点について協定書に明記しておくことが望ましいのではないかと思われる。

(ロ) システムの機能上の課題

① 敷金に関する集計機能について

システムには、個々の入居者の敷金のデータは保有されているにも関わらず、この集計機能がないため、敷金の入居者別の合計金額を把握することができない。

この点、システムに集計機能を追加し、定期的に敷金の総額を管理すべきもの
と考える。

② 入居者別残高管理の集計機能について

現在の未収家賃は、長いもので16年間となっている。滞納者一覧表があるものの、非常に長期間の滞納者については、不納欠損処理の履歴、損害金の表示が必要とされ、出力された滞納者一覧表において、合計が合わない表示の出力があった。入居者別残高管理の集計機能において、市へ引き継がれた債権の分別管理（過去の外部監査の意見項目）、駐車場使用料の公社分と市の駐車場使用料の分別管理、敷金等について入居者別合計金額を把握する機能、賃料相当額の損害金の分別管理、その他の機能についても将来的に追加することも検討されて良いのではないかとと思われる。特に駐車場使用料については、入金の消しこみに支障を生じる可能性があるため、分別管理の機能の必要性は高いのではないかとと思われる。

ケ 駐車場使用申込書について

名古屋市営住宅条例等には同居の承認、入居の承継の規定があり、その手続きについても定めがあるが、名古屋市営住宅条例施行細則の第30号様式、名古屋市定住促進住宅条例施行細則の第15号様式において、駐車しようとする自動車の記載については、契約当初段階のみを想定されているようである。自動車の場合は、買い替え等により使用する車両が変更される可能性が高いが、この手続き規定が明確ではないように思われる。名古屋市営住宅条例等には、無断転貸、使用の権利の譲渡等が禁止行為とされているし、駐車場における無断転貸事案を防止するためにも、車両の変更についても届け出することを明記する必要があると思われる。

3 監査結果

(1) 市営住宅等の家賃及び駐車場の債権の扱いについて

上述のとおり、本市においては、市営住宅等の家賃及び駐車場の債権については、公法上の債権として取り扱われている。しかし、公法上の債権として扱うのであれば、「税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に定められている延滞金の賦課及び免除の手続きにおいて、本条例に即した処理が行われていないと言わざるを得ない。

(2) 不納欠損処理の基準について

未納家賃に対する、現在の不納欠損処分への取扱いは、民法169条（定期給付債権の短期消滅時効）の5年、同法174条の2（判決で確定した権利の消滅時効）の10年の基準が採用され、退去又は明渡しを行った者に対してのみ消滅時効の完成により、債権が消滅したとして、不納欠損処理が行われている。これに対し、入居継続中の者に対しては、一切の個別事情を考慮することなく、納付誓約書による承認によって、時効の中断があるとの考えによって不納欠損処理を行っていない。この処理基準により実に1

6年分以上の未納家賃を管理しており、債権管理の効率性の観点から問題があると思われる。

(3) 退去者に対する損害金及び滞納家賃の回収について

低所得者等を対象とする市営住宅等においては、不正の行為等による住宅に入居した者について、入居継続より明渡による次の入居希望者のための住宅の確保に主眼がおかれており、明渡を求めた対象者及び任意退去者の退去後における損害金や滞納家賃については、前項の不納欠損処理の年限を迎えるまで、積極的かつ具体的な回収努力（保証人に対する訴訟や資産調査等）がなされているとは、認められなかった。少なくとも居住者の中には一定の資力がある者もいる可能性は否定できないし、また、保証人からの回収努力も尽くされているとは言い難い。転居先不明との理由についても、多くの場合は住民票などから捕捉が一定程度可能であるし、保証人の資力によっては、一定の回収が見込めるものもあると思われる。少なくとも回収の努力がされないと、真面目な居住者において不公平感を抱くことになり、ひいては徴収率の低下につながる可能性がある。この点の努力を尽くす必要があると思われる。現在民間の回収業者に委託することが検討されているとのことであり、実効のある対策を期待したい。

4 意見

(1) 市営住宅総合管理システムについて

市営住宅総合管理システムは、平成5年4月に財団法人名古屋市住宅管理公社において本格的に稼働され、その後、平成11年4月に旧名古屋市住宅供給公社と統合され、新しい名古屋市住宅供給公社として、現在にいたるまで、システムとしての機能を果たしてきたものと推測される。その間、相当なメンテナンスはあったと思われるが、通常業務のほか、不納欠損処理や滞納家賃の管理にとって重要なものであり、過去の膨大なデータベースを生かしつつ、現在の財政状況と管理代行制度、指定管理者制度の趣旨を考慮して、システムに次の機能を追加されることを期待する。

① 敷金に関する集計機能

② 入居者別残高管理の集計機能

なお、今回の監査対象ではないが、市営住宅管理システムには「延滞金計算」のメニューがありながらプログラムがうまく稼働せず、パソコンソフトを利用して計算しているとのことである。制度が変わって当初の設定では利用できなくなったのであればやむを得ないものと言えるが、プログラム上の問題に原因があるものであれば、作成業者に修補を求めるなどの措置が取られてしかるべきではないかと思われる。

(2) 名古屋市住宅供給公社との協定書及び委託契約書について

ア 住宅の入居者の募集から契約、敷金の納付、入居までの一連の手続において、「敷金

の受入れに関すること」が現在契約書に定めがない状態で運営されているようである。

従って、これらの協定書及び委託契約書において「敷金の受入れに関すること」（納入通知書の作成、市より通知の敷金のデータ入力等）を定め、敷金の受入れに関する業務とともに、前項のシステムの効率的運用を図るべきであると思われる。

イ 「収納事務処理基準」には、収入調定の資料の作成に関する事項についての定めがないようである。委託契約に記載すべきものとする。

ウ 協定書に次の事項に関する取り決めに検討するべきである。

- ① システムの改善に関するメンテナンスの報告事項
- ② 公社の業務にシステムを使用するときの定め

第6 住宅都市局（建物売払代金、住宅新築資金等貸付金、土地区画整理清算金等）

1 建物売払代金

平成19年度末の未収金額	駐車場売却代金	4961万3616円
	保留床処分金	609万0710円

（1）未収金の現状

ア 駐車場売却代金

納付すべき金額の合計は4億2390万9769円であり、そのうち平成19年度末までに3億0171万6000円が納入済みである。

平成19年度末の未納金額（納付期限が到来したにもかかわらず未納となっている金額）は4961万3616円となっている。

イ 保留床処分金

未収案件は2件ある。1件の未収金額は平成19年度末で325万5227円であるが、すでに債務者は破産免責となっている。ただし、連帯保証人が2名いる。

他の1件については、納付すべき金額の合計は2413万2360円、そのうち平成19年度末までに2129万6877円が納入済みである。平成19年度末の未納金額（納付期限が到来したにもかかわらず未納となっている金額）は283万5483円となっている。

（2）発生の経緯

ア 駐車場売却代金

名古屋市は、平成3年3月31日、Aビル駐車場を代金2億6000万円で売却した。

Aビルは複数の棟から成っており、名古屋市が施行した事業において建築された施設建築物である。本売買契約の対象となったのは、同ビルの附置義務駐車場として、名古屋市駐車場条例に基づき設置されたものである。

当初は各入居者に譲渡する計画であったが、駐車場の構造、及び各棟の完成時期のずれのために譲渡できる組織体制がととのわなかったことから譲渡が困難となり、名古屋市が区分所有者となって各棟の管理組合に賃貸していた。

平成元年5月以降、各管理組合と交渉を開始し、その結果、全棟の権利者全員による団地管理組合法人を設立して、同法人に駐車場を分譲することとなった。

イ 保留床処分金

Bビルは、名古屋市が施行した事業において建築された施設建築物であり、現

在売買代金が未納となっている物件は、いずれも公募等によって分譲されたものである。

(3) 未収金回収の現状

ア 駐車場売却代金

(ア) 売買代金の支払は、売買契約3条1項により、半年賦元利均等償還とされ、名古屋市会計規則36条に基づき、一括調定ではなく納期限ごとに当該納期に係る金額が調定されている。

※売買契約3条1項

乙は、前条の売買代金260,000,000円をこの契約締結の日の翌日から起算して20年をもって、年利率4.9%の割合による利子額163,909,769円とあわせて、半年賦元利均等(5年毎の傾斜式)により、別紙償還明細書の表示にしたがい、甲の発行する納入通知書により、甲に支払うものとする。

※名古屋市会計規則36条

収入調定者は、歳入(市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を除く。)について分割納入をさせる場合においては、納期の到来するごとに当該納期に係る金額について調定しなければならない。

(イ) 約定では、毎年2回、平成3年度から平成7年度までは、各887万4000円(合計10回)、平成8年度から平成12年度までは各1009万8000円(合計10回)、平成13年度から平成17年度までは各1132万2000円(合計10回)、平成18年度から平成22年度までは各1209万7404円(合計10回、最終回は1209万3133円)を支払うこととなっている。

(ウ) 普通財産の売買代金は、当該財産の引渡前に納付させるのが原則であり(地方自治法施行令169条の7第1項)、一時に納付することが困難な場合には、利息を付すとともに確実な担保を徴して延納の特約をすることができるとされている。

本契約においても、(ア)のとおり利息が付されているとともに、目的物件に抵当権が設定されている。

※地方自治法施行令169条の7

1項 普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない。

2項 前項の規定にかかわらず、普通地方公共団体の長は、普通財産を譲渡する場合において、当該財産の譲渡を受ける者が当該売払代金又は交換差金を一時に納付することが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、かつ、利息を付して、5年以内の延納の特約をすることができる。(以下略)

※売買契約7条

甲は、第3条に規定する甲の債権を保全するために、前条の所有権移転登記の嘱託と同時に、売買物件について次の各号に掲げる条件により第1順位の抵当権の設定登記を嘱託するものとし、これに要する費用は乙が負担する。

- 一 債権額 金260,000,000円
- 二 債務の履行期間及び利息 第3条記載のとおり
- 三 遅延損害金 年利率14.6%

(エ) 平成8年度より支払いに遅れがみられるようになっているが、毎年度2回、納入通知書による請求が行われており、毎年1774万8000円が納入されている。

イ 保留床処分金

(ア) 物件1について

- ① 同物件については昭和53年12月1日付けで売買契約が締結されており、代金は1536万4000円(売買契約2条)、その支払は、売買契約3条に基づき、元利均等月賦償還方式とされている。

また、アの駐車場代金の場合と同様、目的物件に抵当権が設定されることになっている。

※売買契約3条

1項 乙は、この契約締結の日から起算して15日以内に前条の売買代金のうち即納金として金4,609,200円を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

2項 乙は、前条の売買代金から前項の即納金を差し引いた残額金10,754,800円とこの契約締結の日から起算して20年間年利率7.8%の割合により計算した利子額金10,514,720円とをあわせた合計額金21,269,520円を元利均等月賦償還方式(月賦償還額金88,623円 240回払)で、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

- ② 昭和61年度から滞納が始まり、平成元年頃には年に1~2回の支払いとなった。平成3年8月から平成11年1月までは返済がなく、平成11年に2回、平成12年に12回の支払があった。

平成13年3月に競売を申し立て、平成14年6月に配当金702万円(手續費用43万8074円を含む)の支払いを受けた。なお、この間、平成13年4月に8万8623円の支払いがあり、これが最終入金となっている。

その後、買主は自己破産し、平成15年6月に免責決定が確定している。

競売による配当時の未納額は983万7153円であり、配当額658万1

926円を差し引いた325万5227円が未納となっている。

- ③ 買主に対しては、昭和63年度から平成10年度にかけて、合計89回文書による督促を行い、その間、計4回誓約書を受理している。

その後、平成12年に1回督促状を送付し、平成13年3月に競売申し立てとなった。

- ④ 連帯保証人に対しては、平成2～3年頃に接触し、平成12～13年及び平成15年にも督促状の送付等を行っているが、法的措置はとっていない。

また、平成12年度及び今年度に所有不動産の調査を行っている。

(イ) 物件2について

- ① 同物件については昭和55年8月22日付けで売買契約が締結されており、代金は2673万円（自己負担金1983万円、公庫借入金690万円、売買契約第2条）、その支払は、売買契約3条に基づき、元利均等月賦・半年賦併用償還方式とされている。この物件についても、抵当権が設定されることになっている。

なお、買主は3名である。

※売買契約3条

- 1項 乙は、前条の自己負担金のうち即納金として金8,019,000円を次のとおり分割して、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

(1) この契約締結の日から起算して15日以内に金4,019,000円

(2) 売買物件引渡の日に金4,000,000円

- 2項 乙は、前条の自己負担金から前項の即納金を差し引いた残額金11,811,000円とこの契約締結の日から起算して20年間年利率8.2%の割合により計算した利子額金12,321,360円とあわせた合計額金24,132,360円を元利均等月賦・半年賦併用償還方式（月賦償還額金57,820円 240回払）（半年賦償還額金256,389円 40回払）で、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

- ② 昭和61年頃から滞納が始まり、昭和63年度から平成10年度までの間に合計90回文書による督促を行っている。その間、2回誓約書を受理した。

平成11年度以降、電話、誓約書に基づく納付書の送付を行い、断続的な納付を得ている。平成19年度末における直近の入金は、平成20年3月28日のものである。

- ③ 連帯保証人に対する請求等を行われていない。今年度、連帯保証人の所有不動産を調査している。

2 住宅新築資金等貸付金

平成19年度末の未収金額 4939万1507円

(1) 未収金の現状

平成19年度末における住宅新築資金等貸付金の未収金は、26件、合計4939万1507円である。

そのうち、もっとも貸付年度が古いのは、昭和53年度貸し付けのもの、また、単独の契約で滞納金をもっとも高額となっているのは昭和56年度に貸し付けられた新築資金で、675万5123円である。なお、この滞納者は別途宅地取得資金を借り入れており、これもあわせると滞納額は982万8559円となる。また、債務者は異なるが、一家族で3件の借り入れがなされているものもあり、その滞納額は3件合計で1486万8392円にのぼる。

(2) 発生の経緯

名古屋市住宅新築資金等貸付要綱に基づき、一定の要件を満たす者に対し、自ら居住する住宅の新築・購入資金や、住宅改修資金、宅地取得資金を貸与するものである。

融資金額が300万円を超える場合には、対象物件に抵当権を設定することとなっている。

(3) 未収金回収の現状

滞納者に対しては、催告、納付指導、面談、自宅訪問等を行い回収の努力をしているが、滞納の原因の多くは生活困窮によるものであり、これらの方法が功を奏しているとは言い難い。

滞納案件26件中、19件に抵当権の設定があるが、実行されたのは1件である。

また、保証人より滞納者に対し償還を促すよう指導依頼したことはあるようだが、保証人に対する請求や法的手続は取られていない。

3 土地区画整理事業清算金

平成19年度末の未収金額

大曾根土地区画整理事業 2万2142円

新出来土地区画整理事業 92万0070円

(1) 未収金の現状

ア 大曾根土地区画整理事業清算金

清算金の徴収は平成17年度以降に行われており、平成20年9月17日現在で

2件、合計7万3524円が未収となっているが、うち1件は分割徴収の対象者であり、滞納者は1件のみとなっている。

イ 新出来土地区画整理事業清算金

清算金の徴収は平成16年度以降に行われている。当初2件の未収があったが、現在では5件の分割徴収対象者を除いて未納者はなくなっている。

(2) 発生の経緯

ア 大曽根土地区画整理事業清算金

① 大曽根地区は主要道路が集中するとともに名鉄瀬戸線が平面交差で近接しており、交通の難所とされていた。また、住宅が密集しており、土地利用の面、防災の面から憂慮されていた。そのため、名鉄瀬戸線の立体交差化・道路や広場等の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を目的として、昭和38年に土地区画整理事業が施行された。換地処分は平成16年に行われている。

清算金は、換地処分によって確定した各筆各権利別清算金明細書に基づき、宅地の所有者または宅地について存する所有権以外の権利を有する者ごとに集計され、名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業清算金規則2条の規定により徴収金と交付金の相殺を行ったうえ、各人について徴収または交付すべき額が決定され、清算金台帳に登載される（名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱要領第2第1項）。

※名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業清算金規則2条（清算金の相殺）

清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、法（※土地区画整理法）第111条第1項の規定により徴収すべき清算金と交付すべき清算金（法第112条第1項本文の規定により供託する場合を除く。以下同じ。）とを相殺するものとし、この場合における交付すべき清算金の宅地の各筆又は所有権以外の各権利について徴収すべき清算金に対する充当は、同一人が有する宅地の各筆又は所有権以外の各権利について金額の少ないものから順次行うものとする。

② 清算金を徴収するときは、清算金徴収通知書に清算金内訳書を同封して、徴収すべき期限の40日前までに、清算金を徴収される者（納付義務者）に送付する（名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱要領第3）。

③ 換地に伴い交付された清算金は1883件、合計1億0663万8985円（平成17年度）、徴収すべき清算金は778件（ただし分割徴収分は分納回数でカウント）、合計1億0668万7106円（平成17年度ないし平成20年度）となっている。

イ 新出来土地区画整理事業清算金

- ① 新出来土地区画整理事業は、東区新出来地区の快適で安全なまちづくりを目指し、道路・公園等の公共施設整備及び宅地の整備のため、昭和５８年度に施行された。平成１５年に換地処分が行われている。

清算金の決定方法及び徴収の決定通知は、大曽根土地区画整理事業におけるのと同様である。

- ② 換地に伴い交付された清算金は２１２件、合計６９７６万２５１９円（平成１６年度）、徴収すべき清算金は２２７件（ただし分割徴収分は分納回数でカウント）、合計７０１６万０９４５円（平成１６年度ないし平成２３年度）となっている。

（３）未収金回収の現状

ア 大曽根土地区画整理事業清算金

- ① 名古屋都市計画事業大曽根土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱要領は、納期限を過ぎても支払われない清算金について、次のとおり規定している。

第９（納付の督促等）

第１項 徴収金の納付義務者が、納入通知書により指定した期限までに徴収金の全額又は一部を納付しない場合は、納付期限の翌日から２０日以内に清算金催告書等により督促する。

第２項 前項の督促をしたにもかかわらず納付しない場合は、当初の納入通知書で指定した納付期日から４０日以内に督促状を送付する。この場合の指定納付期限は、督促状を送付した日の翌日から起算して１５日以内とする。なお、督促後においても必要と認めたときは、催告書により随時督促する。

- ② また、清算金については、土地区画整理法１１０条５項により、国税滞納処分の例により強制徴収することができることとなっている。

ただし、土地所有者等の理解と協力によって土地区画整理事業を行い、公共施設等の整備を進めてきた経緯もあることから、できる限り強制徴収の方法ではなく話し合いによる解決を図っているとのことである。

- ③ 対象となったのは７３２名であり、そのうち一括納付が７１４名、分割納付の申出があったのは１８名であった。一括納付についての支払状況は次のとおりであった。

い 平成１７年度

納付期限内に支払があったもの	６１７名
納期限以降催告状送付前に支払があったもの	２８名
催告状の送付を受け支払があったもの	３１名
督促状の送付を受け支払があったもの	３１名
不納欠損	１名

◇平成17年度末の滞納件数 6名 26万3079円

ii 平成18年度

督促状送付後さらに催促を重ね支払があったもの 3名

強制徴収 1名

◇平成18年度末の滞納件数 2名 7万8311円

iii 平成19年度

強制徴収 1名

◇平成19年度末の滞納件数 1名 2万2142円

- ④ 平成17年度の不納欠損は、破綻した法人1件について、事業再開の見込みがなく、不動産についても競売が実施され所有権も移転されていたことから、債権回収の見込みがないと判断したものである。この不納欠損額は16万0320円であった。

- ⑤ 平成18年度の強制徴収は、個人に対するものであり、督促状の受領を拒否されたため預金の差押えにより回収したという案件である。

また、平成19年度の強制徴収は、法人について、破産手続による交付要求と担保不動産の競売による交付要求を行ったというものである。破産手続における配当によって全額回収された。

その他、個人について担保不動産の競売に伴い交付要求を行ったが、要求期限を超えていたために交付要求を解除した。これが現在残っている滞納分である。

- ⑥ 現在の滞納者1名については、調査の結果、勤務場所が判明したため本人と接触を図り、一度は話ができたが、その後電話連絡するも接触できず、滞納分の納入について相談できない状態にあるとのことである。

イ 新出来土地区画整理事業清算金

- ① 納期限を過ぎても支払われない清算金の扱い、及び強制徴収が可能であることは、大曽根土地区画整理事業の場合と同様である。

- ② 対象となったのは89名であり、そのうち一括納付が70名、分割納付の申出があったのが19名であった。一括納付についての支払状況は次のとおりであった。

i 平成16年度

納付期限内に支払があったもの 68名

◇平成16年度末の滞納件数 2名 201万7890円

ii 平成17年度・平成18年度

平成16年度末の滞納分について、納入されることはなかった。

iii 平成19年度

催告状・督促状送付後さらに催促を重ね支払があったもの 1名

土地所有者が死亡しており、当該土地を相続により取得した法定相続人

から全額（１０９万７８２０円）が納付された。

◇平成１９年度末の滞納件数　　１名　　　　９２万００７０円

iv 平成２０年度

不納欠損　　　　　　　　　　　１名

この対象者は、登記簿上の地上権者であり、その者の戸籍・住居所を確認することができず、当該土地にも地上権の対象となる財産がないため、国税徴収法１５３条１項１号による「滞納処分を執行することができる財産がないとき」に該当するものと認められ、平成１７年に滞納処分に係る執行停止を行った。この停止が３年間継続したため納付義務が消滅し、不納欠損処理を行った。

その結果、現在では滞納者は存在していない。

※国税徴収法１５３条

１項 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。

４項 第１項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が３年間継続したときは、消滅する。

４ その他

その他、住宅都市局関連の債権のうち、平成１９年度末時点で未収金のあったものには、入札談合による損害賠償金、土地売買契約に関する損害賠償金、土地貸付料といったものがある（以下の未収金額はいずれも平成１９年度末の額である）。

（１）入札談合による損害賠償金　未収金額　　７０２６万４７８９円

これについては、訴訟が行われており、現在未収となっている３件のうち１件については訴訟上の和解により分割納付中である。その他２件については、いずれも対象者（法人）が解散し、清算終了している。確定判決により債権が確定しているため、不納欠損処理が可能か否か検討中とのことである。

（２）土地売買契約に関する損害賠償金　未収金額　　１９６７万８８１４円

これについても訴訟が行われており、現在も係争中である。

（３）土地貸付料　　　　　　　　　未収金額　　　　２０万１５８０円

臨海開発推進室が、平成１２年９月２９日付け「公有財産有償貸付契約書」により、賃料月額１０万０７９０円にて土地を貸し付けたものである。

契約締結後、借受人に対し納入通知書を交付し納付を求めているが、納付がなされ

ないためその督促を3回ほど実施した。しかし、平成12年11月17日、借受人が破産宣告を受け、平成12年10月分及び11月分の貸付料が未納となった。

名古屋市は債権届出を行ったが、その後の配当通知等がないため裁判所へ問い合わせたところ、破産手続が終結しており配当財源がないとの回答を得て、平成20年度において不納欠損処理手続を行ったものである。

5 監査の結果

建物売払代金のうち保留床処分金分及び住宅新築資金等貸付金については連帯保証がなされている。これらの連帯保証人に対しても、法的措置をとることも含め、積極的に回収を進めるべきである。

(1) 保留床処分金に関しては、連帯保証人への督促状送付等が行われている。しかし、これらは平成15年頃までのことであり、それ以降現在まで、5年間にわたり接触が行われたことはないようである。

積極的に連帯保証人への督促を行い、回収可能性の問題や費用対効果の問題はあるが、支払督促・訴訟等の法的手続を取ることも検討されるべきである。

(2) 住宅新築資金等貸付金については、連帯保証人に対し、債務者に弁済を促すよう依頼したことがあるのみで、連帯保証人自身に対する請求は行われていない。貸付契約の際にあえて連帯保証契約をする意味が失われている。

連帯保証人自身に対する請求や法的手続が検討されるべきである。

6 意見

(1) 普通財産の売買代金は、当該財産の引渡前に納付させるのが原則であり（地方自治法施行令169条の7第1項）、一時に納付することが困難な場合には、利息を付すと共に確実な担保を徴して延納の特約をすることができるとされている。建物売払代金に関しては、いずれも売買契約時に目的物件に抵当権を設定することとされている。

現在滞納となっている3件のうち、抵当権が実行されたのは1件のみである。

(2) 住宅新築資金の貸付においては、貸付額が300万円を超える場合には対象物件に抵当権が設定されることになっている。しかし、滞納案件において実際に抵当権が実行されたケースはほとんどない。

(3) 滞納案件については、長期間放置することによる抵当物件の価値下落を避けるため、任意の支払の可能性が低いと判断される場合には速やかに競売申立あるいは任意売却を進めることを検討してもよいのではないかとと思われる。

ただ、特に抵当権の対象が債務者の居住用不動産である場合や、滞納の理由が生活困窮という場合には、対象物件を処分するという方向での処理が困難であることも理解できる。事案に応じて、福祉と連携して対象者の生活の保持を図ったり、例えば市営住宅へ優先的に入居させるといった方法が検討されてもよいのではないかとと思われる。

第7 教育委員会（学校給食費）

1 学校給食制度の概要

（1）学校給食の位置づけと実施者について

学校給食は、学校給食法（以下単に「法」という）において、義務教育諸学校の教育活動の一環と位置づけられ、その実施にあたっては①日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと、②学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、③食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、④食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと、以上の4つの目標の達成に努めなければならないとされている（法2条）。そして、法は、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」また「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。」（法4条、5条）と定めており、市町村等の自治体は、これらの規定に基づき、その設置する義務教育諸学校で学校給食を実施しているものである。

なお、ここで義務教育諸学校というのは、学校教育法にいう小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部もしくは中学部をいう。

（2）学校給食に関する事務に対する教育委員会の管理執行権限について

教育に関する事務の管理執行については、独立行政委員会である教育委員会が職務権限を有する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下単に「地教法」という）は、教育委員会が管理執行権限を有する教育に関する事務を具体的に定めているが、学校給食に関する事務もその一つと定めている（地教法23条11号）。

ただし、教育に関する事務であっても、契約の締結、予算の調整執行、財産の取得管理等は、地方公共団体の長の権限に属し、教育委員会の職務権限から除かれる（地方自治法180条の6第1号、149条、地教法24条4号）、したがって、そうした措置が必要な場合は、別途、長と協議のうえ必要な措置をとってもらうことになる。

（3）学校給食の経費の負担について

学校給食の経費の負担は、法6条1項及び学校給食法施行令（以下単に「施行令」という）2条1、2項により、施設、設備及び人件費については義務教育諸学校の設置者が、法6条2項により、それ以外の経費は保護者が負担することになっている。それ以外の経費としては食材費と調理場の水道料、電気料、ガス料が考えられるが、これら光熱水費は「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について（昭48.6文部省体育局）」2-(5)-②に「光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいこと。」と明記されており、名古屋市においては、設置者である名古屋市が負担し（平成19年度の推計負担額は7億4135万8000円で、小学校管

理費の需用費に含まれる)、保護者が負担する学校給食に関する経費(以下「学校給食費」という)は食材費ということになる。

コラム

(1) 食材調達を財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団が行っている歴史的経緯
戦後の名古屋市の学校給食は、昭和21年4月に、みそ汁だけの給食によって再開した。昭和21年12月に、文部・厚生・農林の3省次官通達に基づき、連合軍の救援放出物資により、名古屋市の小学校98校9万5214人を対象として、学校給食が実施されることになった。

昭和22年8月に、政府物資の受け入れ・配送と、砂糖・魚・肉類等を調達する機関として名古屋市学校給食組合(以下「組合」という)が設立された。

組合の発足以前は、給食物資は、各学校が独自に民間業者に発注していたが、組合の発足により、組合が学校に代わって、物資の発注等をするようになった。

昭和24年6月に、文部省通達「学校給食の資材取り扱いについて」に基づき、学校給食実施校をもって、名古屋市学校給食連盟(昭和25年4月に、名古屋市学校給食会に改称、以下「給食会」という)が設立され、組合で取り扱っていた政府物資の小麦粉、脱脂粉乳等を取扱うようになり、組合はおかずを扱うことになった。

昭和30年12月に、給食用物資の取扱を2団体が行うことの煩雑さや無駄を省くため、組合と給食会を解散し、双方の業務を行うこと目的として財団法人名古屋市学校給食協会(以下「財協会」という)が設立され、協会本部(市教委内)で主食業務、協会支部(現学校給食課)でおかず業務を行うことになった。その後、学校給食用政府物資(脱脂粉乳等)は文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならないとされたことから、昭和34年に本部は財愛知県学校給食会支部の委嘱を受け、名古屋市支部として主食業務を行うことになった。

平成18年3月、名古屋市の策定した「外郭団体改革実行プラン」により、財協会が解散し、その事業を財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団(財事業団)が受け継いだ。したがって、現在、給食食材のうち、主食等(パン・米飯・めん・牛乳)を財愛知県学校給食会が、おかずを財事業団が取り扱っているが、窓口はいずれも財事業団であり、各学校は主食等の取扱につき必要な人数を知らせたり、その代金の支払いを財事業団を通じて行っている。

(2) 給食会計を財事業団が行っている歴史的経緯

昭和44年度から、財協会と学校の間で給食費の全額予納制学校別精算制が行なわれるようになった。これにより、政府物資代金とおかず代金を財協会が学校に代わって支払事務を行うようになった。昭和54年度には、教育委員会、校長会、財協会等により研究検討の結果、学校は徴収した給食費を全額財協会へ納入し、給食費予納制一括精算制方式を導入することにした。これに伴う実施大綱は、従来学校間に差のあったおかず物

資価額を全市同額とする、給食費月額毎月15日までに全額予納制とし、納入後の会計事務は財協会が全市分の処理を行うこと等を定めた。そして、現在、この財協会の給食会計の事務を財事業団が受け継いでいる。

2 名古屋市における学校給食の実施状況

(1) 学校給食実施状況について

名古屋市の設置する義務教育諸学校は、平成19年5月1日現在、小学校が261校（分校1校を含む）、中学校が110校、特別支援学校（訪問教育を除く）が4校であり、その全校において【図表7-1】の通り学校給食が実施されている。

【図表7-1】 (平成19年5月1日現在)

	実施校数 (校)	児童生徒 数(人)	種 別	内 容
小学校	261	118,003	完全給食	統一献立により、米食（パン・麺）、牛乳、おかずの給食を実施している
中学校	1	517	//	//
	109	52,207	// (スクールランチ)	ランチルーム用、教室用それぞれ2種類のメニューと家庭からの弁当を含めた選択式の給食を実施している
特別支援学校	4	739	完全給食	統一献立により、米食（パン・麺）、牛乳、おかずの給食を実施している
計	375	171,466		

(2) 小学校における学校給食の実施方法について………監査対象の学校給食について

小学校における給食は統一献立であるが、食材調達の関係から市内を5ブロックに分けブロックごとに同一献立とし、献立を5ブロックでローテーションさせ、一ヶ月で一巡させて統一献立としている。年間の給食実施回数は平成19年度では184回（但し年度により変更あり）である。平成19年度における学校給食費は【図表7-2】の通りであり、これは教育委員会が決定する。小学校の給食費は名古屋市内の小学校全校を一体としての収支勘定となっているので、1校に未納があると他の学校にも影響が及ぶ。今般、監査の対象とするのは、この小学校における学校給食費の管理回収である。

【図表 7－2】

(円)

	対 象 児 童	金 額
月額	一般児童	3,500
	牛乳を常に飲まない児童	2,794
1食あたりの精算単価	一般児童	208
	牛乳を常に飲まない児童	166

(3) 中学校における学校給食の実施方法について

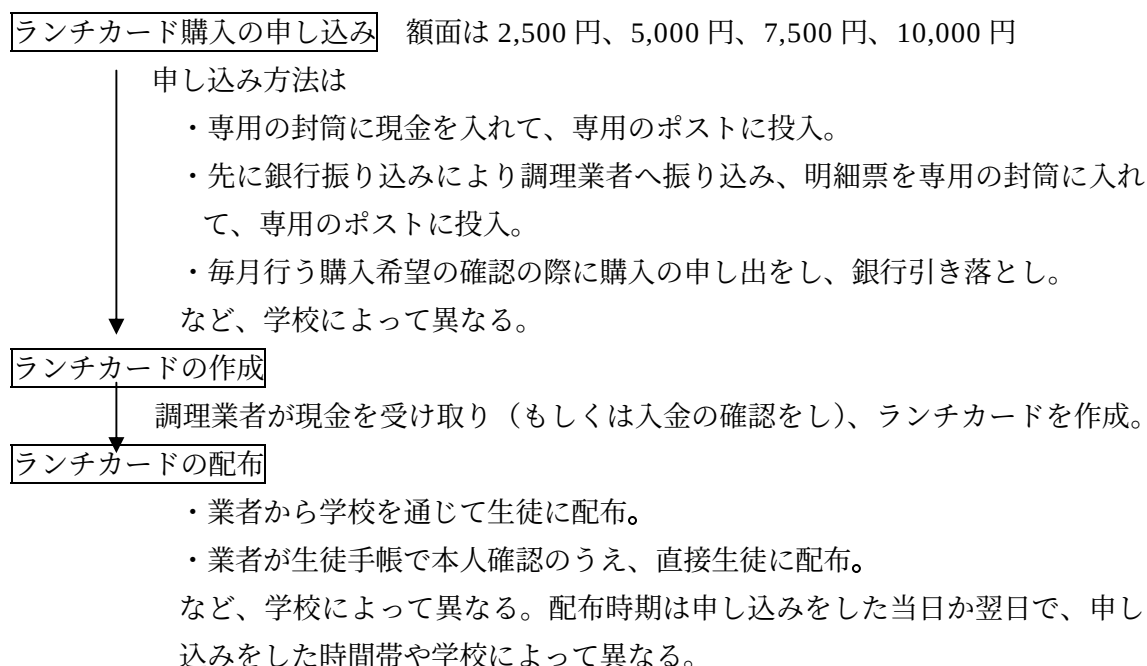
中学校においては、1校は小学校と同じ統一献立による学校給食を実施しているが、その余の109校は、家からの弁当とスクールランチの選択制になっている。スクールランチには、A、B、C、Dの4種のメニューがあり、AとBは、ランチルームで食べる時に選択できるメニューであり、カレーライス、うどん、ラーメン、丼ものなどが提供される。CとDは、教室で食べる時に選択できるメニューであり、ランチボックス形式となっている。スクールランチは1食あたり250円である。

スクールランチの献立は教育委員会で決められているが、調理はすべて外部業者に委託されている。スクールランチの調理委託業者は、現在、7社であり、教育委員会が指名競争入札で選定している。

スクールランチは予約制で、①マークシートでの月単位での予約、②一日単位での予約という二つの方法がある。①マークシートでの予約の場合には、食べたい月の3日前までにはデータを確定させなければならないが、学校毎に異なるものの概ね前月の20日～25日頃までに予約を受け付け、給食費は現金又は口座振替の方法でそのころ徴収される。マークシートはその後調理業者に送付され、調理業者によりマークシートの読み込み作業を行い、食券を発行し学校を通じて概ね25日～27日ころ生徒に配布される。給食費の支払方法として口座振替を選択していた生徒に振替不能が生じた場合には、予約は原則としてできない取り扱いである。

一方、②毎食1日単位で予約をする場合、生徒は3日前の午後4時までには予約をし、スクールランチ管理システムにより予約データを集計し、調理委託業者へデータを送付して発注するしくみである。給食費の決済はプリペイド式の「ランチカード」によって行われる。ランチカード使用の場合、給食費の徴収方法とランチカード購入の仕組みは【図表 7－3】のとおりである。

【図表 7-3】 ランチカード使用の場合の流れ



スクールランチには別に牛乳がつく。牛乳代は年度によって異なるが、1本につき、平成19年度は42,537円、平成20年度は43,0185円である。

名古屋市は、名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校に牛乳を供給するため、名古屋市、牛乳供給業者、財団法人愛知県学校給食会（以下単に「財愛知県学校給食会」という）及び愛知県学校給食牛乳協会の4者による学校給食用牛乳供給契約（以下単に「牛乳供給契約」という）を締結している。うち後2者は、名古屋市と牛乳供給業者の代金の支払いに関与するものとして、牛乳供給契約の締結に加わっている者である。

牛乳供給契約によると、代金の支払いは下記の通り定められている。なお、下記契約条項のうち甲は名古屋市、乙は牛乳供給業者をさしている。

記

第7条 牛乳代金の支払方法については、甲にあっては財団法人愛知県学校給食会（以下「丙」という）に、乙にあっては愛知県学校給食牛乳協会（以下「丁」という）に、その事務を委任する。

2 丙は、牛乳代金を牛乳納入の翌月1回、丁の適法な請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

上記条項7条によると、名古屋市は、財愛知県学校給食会に牛乳代金の支払事務を委ねていると読めるが、名古屋市と財愛知県学校給食会の間には契約書はなく、具体的に

代金支払事務の何を委ねているか不明である。実体としては、学校は、牛乳代を月ごと、学期ごと、1年分まとめてなど、学校ごとに異なるが、保護者から現金又は振込等、それぞれの方法、それぞれの時期と単位で徴収し、これを財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団（以下単に「財事業団」という）に納入している。これに対して、財事業団は、供給月の翌月に牛乳供給業者への支払を行っている。牛乳供給契約に記載された代金支払事務と実際の代金支払事務が食い違っているが、名古屋市と財事業団の間にも契約書がなく、何故このように契約と実際で異なる取り扱いがなされているか不明である。

学校と財事業団間の未納状況に関しては、財事業団からのヒアリングによると、平成17年・18年度については未納はなく、平成19年度については3000円程度の未納があるということである。学校と財事業団との関係で未納がないということと、生徒から学校に対して未納がないということとは別問題であるが、仮にそれがあったとしても額は多額ではないと思料され、監査の時間的な制約もあるため、今回の監査の対象からは除く。

（４）特別支援学校等における学校給食の実施方法について

中学校1校と特別支援学校4校が、小学校と同様の統一献立の給食を実施している。これらの学校は、個別に財事業団から食材を調達して精算しているが、財事業団との関係では未納はない。これも、学校と児童生徒の間で未納があるかどうかとは別問題であるが、中学校の牛乳代と同様の理由で監査の対象から除いた。

3 学校給食費の管理回収……「公会計」による方法と「私会計」による方法

学校給食費の管理方法としては、「公会計」と「私会計」による方法がある。

「公会計」による管理は、学校給食法によれば、学校給食の実施者が公立学校の場合は、自治体になるので、その実施に必要な費用は市の収入支出として歳入歳出予算に編入して管理すべきという考えに立つものである。

「私会計」による管理は、学校給食費は学校給食法による保護者の負担分を預かっているだけなので、これは公金あるいは公費というものではなく、したがって自治体の収入として取り扱う必要がなく、学校における私費として管理してよいという考えに立つものである。

後に述べるが、「公会計」と「私会計」による管理は一長一短であり、現在いずれによってもよいことになっており、各自治体の選択に任されている。

名古屋市では学校給食費を「私会計」で管理している。

4 市立小学校における学校給食費の徴収と管理方法

（１）一般児童の学校給食費の徴収と管理方法について

ア 徴収事務について

「私会計」の場合、その処理方法が各学校に任されている部分と、教育委員会からその処理の要領が示されている部分がある。

名古屋市においては、徴収方法は各学校にまかされている。ほとんどの学校では自校の口座のある金融機関に保護者にも口座を作るように要請し、前月末日から当月5日ころまでの間に、保護者の口座から学校の口座へ自動振替をして徴収する。

「私会計」で徴収するものには、学校給食費の外に教材費、修学旅行代、野外教育費、遠足代、PTA会費等があるが、自動振替の方法としては、これらを一括して学校の大元の口座に振り替え、その口座から学年ごとや費目ごとの口座に移す方法と、初めから学年ごとや費目ごとの口座に振り替える方法などがある。その振替合計金額については、振替の月の前月までの学年通信などで保護者に知らせている。

いずれにせよ自動振替で徴収された学校徴収金のうち学校給食費分は、給食費のみを管理する専用の口座に移される。

イ 管理事務について

徴収した後の学校給食費の会計事務に関しては、教育委員会が各学校に「学校給食会計事務について」というマニュアル的文書を配布し、「給食費徴収簿」、「給食費収入表」、「給食会計簿」等の帳簿を作成して管理するように指導している。

「給食費徴収簿」は、次の（２）に述べる要保護・準要保護児童以外の一般児童に対する徴収状況を把握するためのもので、毎月クラスごとに作成する。徴収した児童については当月に徴収したか、翌月あるいは翌々月に徴収したかを○をつけて区分する欄があるので、該当箇所に○印をつける。○印のない児童が未納をしていることになる。

「給食費収入表」は、月ごとに学校全体の徴収すべき金額、納入金額、未納金を一覧にまとめる表である。栄養職員がいればその職員が、いなければ給食主任の教員が、前記「給食費徴収簿」に基づいて、クラスごとの徴収すべき金額、徴収した金額、未納額を転記し、その合計額を出し、その外に教職員も給食をとるので、その徴収金額等を記入し、それらをすべて足し、その月の徴収金額を出す。後にのべる(財)事業団に提出する「給食費納入内訳書」はこれに基づいて作成されるべきことになっている。

「給食会計簿」は、お金の流れを記録しておく簿冊であり、日時の順に給食に関するすべての収支を記載する。給食に関するお金の出し入れをすべて給食費専用の口座を通す学校では、「給食会計簿」については、その口座のお金の出し入れと一致するはずである。

以上に対し、振替不能や未納が発生した場合の対処方法については、どこにも定められておらず各学校にまかされている。

ウ 「給食費徴収簿」の作成方法の改善点

「給食費徴収簿」は一般児童の徴収状況を把握するため、月ごとにクラスごとに

記入するものである。クラス全児童につき3ヶ所納入日を記載する欄があるが、学校によって、納入日を、給食費を給食費用口座に振り替えた日、あるいは、現金徴収分を給食費口座に入金した日とするなど、様々な取扱をし、かつ納入日欄に17日と記載しても、その後に徴収したものまで当該納入日欄に○を付けている学校もあった。この現状の取扱では「給食費徴収簿」をみても、それが口座振替による徴収か、現金による徴収か区別がつかず、また実際に何日に納入されたかわからないので、給食費口座との照合もできない。このような書式は徴収状況を把握するものとして不適切である。児童ごとに納入日を書く欄のある書式に改めるか、現金徴収分については納入日を具体的に記入するよう運用を改めるなどの改善が必要である。

(2) 要保護児童と準要保護児童について

児童のうち、要保護児童、準要保護児童の学校給食費については学校が徴収する必要はない。

生活保護法6条2項に規定する要保護者について、同法13条の教育扶助を受けている要保護児童については、原則として毎月1日、区民福祉部民生子ども課から学校の口座に給食費が振り込まれる。要保護者に準ずる程度に経済的に困窮しており、教育委員会において就学援助が必要と認定された準要保護児童については、市教育委員会学事課から約2か月遅れで学校の口座に給食費が振り込まれる。

名古屋市全体での要保護児童と準要保護児童の人数と児童総数に占める割合は【図表7-4】の通りである。

ただし、学校ごとにみると、平成20年3月1日現在、要保護児童、準要保護児童の合計が50%を超えている学校が2校、50%～40%の学校が4校、40%～30%の学校が9校あった。

【図表7-4】

(人)

年度	児童総数	要保護児童	準要保護児童	合計
17	118,141	1,256 1.06%	16,034 13.57%	17,290 14.64%
18	118,477	1,226 1.03%	14,496 12.24%	15,722 13.27%
19	118,003	1,218 1.03%	13,733 11.64%	14,951 12.67%

5 食材の納入と(財)事業団への学校給食費の支払

(1) 献立の決定について

献立は、調理研究会で検討された献立内容をもとに献立作成委員会で作成し、さらにこれを学校給食実施協議会において了承したものを教育委員会が決定し実施される。

(2) 食材の調達と配送について

名古屋市では、食材の調達と給食会計を(財)事業団が行っている。(財)事業団は、学校

が(財)事業団に報告する児童の人数に応じて、献立の実施に必要な食材を登録納入業者に発注する。食材のうち精肉類、冷凍食品等は納入業者から(財)事業団に収められ、これを(財)事業団が各学校に配送する。豆腐類、デザート等は納入業者が直接各学校に配送する。主食(パン、米飯、麺)と牛乳は、(財)愛知県学校給食会に発注し、その登録業者から各学校に配送される。

食材が配送されると、栄養職員や調理担当者が配送された食材が伝票通り正しく納入されているか、あるいは異常がないかを検収する。食材はその学校の未納の有無にかかわらず、児童の人数に応じ、レシピ通りの内容と量が配送される。

なお、学校給食を実施するための施設としては、各学校にそれぞれ施設を設置する単独調理場方式と、複数の学校のための共同調理場方式があるが、名古屋市は単独調理場方式をとっているため、食材は各学校に配送される。

(3) (財)事業団への学校給食費の納入と「給食費納入内訳書」の提出について

学校は、徴収した学校給食費を(財)事業団に納入する。(財)事業団は、自らが作成した「給食事務の案内」というタイトルの冊子の中で、「給食費は予納制です。毎月15日までに納入してください」と要請している。これに対して、学校は、(財)事業団に対し、学校給食費を毎月15日から25日までの間に適宜支払っている。

学校から(財)事業団に納入する学校給食費は、一般児童にかかるものだけでなく、要保護児童・準要保護児童等や教職員等の分や月によっては試食会などもあるため、それぞれの人数や納入額を記載した「給食費納入内訳書」を同時に(財)事業団に提出する。

未納がある場合は、右内訳書の右側の欄に、【図表7-5】のように前月までの繰越未納延人員と金額、うち当月に精算した延人員と金額、当月に発生した未納人員と金額を記載し、それに前月までの未納で当月に精算されなかった人数と金額を足して次月への繰越未納延人員と金額として記載する。その欄を見ることで当該小学校の未納延人員と金額が把握できる。【図表7-5】の例によると当月現在で延べ6人が2万1000円を未納していることになる。

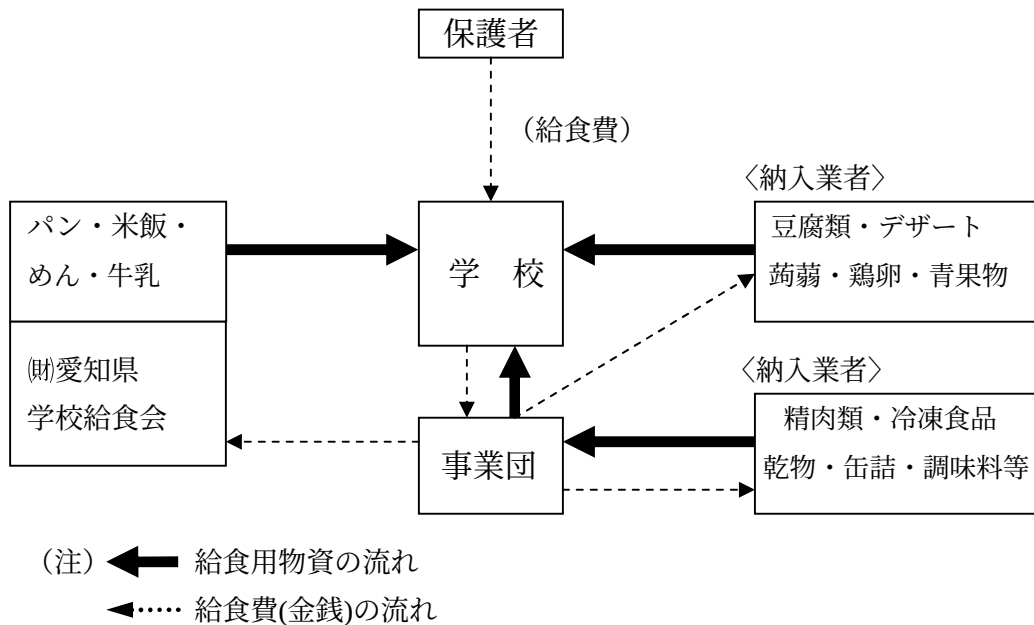
【図表 7－5】

1. 前月までの繰越未納延人員・金額	
8人	28,000 円
2. 当月で精算した延人員・金額	
5人	17,500 円
内 訳	(1)予納金欄で精算（当月で精算したという意味）
	5人 17,500 円
	(2)その他の徴収金欄で精算
	0人 0 円
	(3)要・準要保護に認定
	0人 0 円
3. 当月分未納延人員・金額	
3人	10,500 円
内 訳	(1)教職員
	0人 0 円
	(2)一般児童（3,500 円徴収者）
	3人 10,500 円
	(3)一般児童（牛乳アレルギー児童）
	0人 0 円
4. 次月へ繰越未納延人員・金額	
6人	21,000 円

（４）給食用食材と学校給食費の流れについて

（財）事業団は学校から納付された給食費から納入業者に支払いを行う。但し、主食（パン・米飯・めん）と牛乳については、直接納入業者に支払うのではなく、（財）愛知県学校給食会を通して支払をする。以上に述べた給食用食材と学校給食費の流れを図にすると、【図表 7－6】の通りである。

【図表 7－6】 給食用物資・給食費の流れ



(5) 4月分の学校給食費からの雑費の差し引きについて

(財)事業団は、4月分の学校給食費については、1年分の雑費を差し引いた額について支払をうける。雑費は50円×その学校の児童数で算出し、各学校は差し引いてもらった雑費を通常給食費納入の振込手数料、特別注文物資代（プリン、ゼリー、果物などの物資購入代金）、及び台ふきんなどの給食用消耗品に充てる。

(6) 未納額の確認と「給食費最終精算書」について

3月の学校給食費（3月15日締切）を送金した後、各学校はその年度末の未納金を確認し、精算するために(財)事業団へ「給食費最終精算書」を提出する。

(7) 「給食費納入内訳書」と「給食費最終精算書」について

各学校の「給食費納入内訳書」をみるとその未納額の各月の推移がわかり、「給食費最終精算書」によって年度末の未納額がわかる。その各書式は末尾に添付の通りである。

(8) (財)事業団と各学校の年度末精算について

平成19年度末の(財)事業団への各学校の未納額は平成20年3月31日現在、合計748万6488円である。ただ(財)事業団は年度をこえ最終支払日（3月15日）から2ヶ月半後である5月31日までに支払のないものをいわゆる未納と考えており、

その金額は金268万0714円であった（なお、教育委員会からは261万3882円との回答であった。学校が徴収したが(財)事業団へ送金が5月31日現在で未了の金額が6万6832円であったため、回答には差異が生じるとのことであった）。

(財)事業団は、3月下旬に5月末までの収入見込を立てた上で精算をする取扱いとしているが、例年未納金が発生していても執行残が生じるので、調味料の購入に充て、各学校の児童人数に応じて配り、精算をしている。調味料の按分は児童数により、各学校の未納の有無は関係ない。

平成19年度の執行残は約600万円であり、上記の方法により精算した。

また、(財)事業団としては、当該年度は精算済となっているが、年度経過後であっても各学校に未納分の納入を依頼し、学校から未納金の入金がある場合は、その年度の収入に計上している。

もう少し詳細に説明すると以下のとおりである。(財)事業団では、給食費は全額納入されるという前提で食材を購入する。右前提のもとで平成19年度末に確定した支出は、小学校に限れば【図表7-7】の支出欄の通りである。また、年度末での収入は同図表収入欄の通りである。

【図表7-7】

(円)

収 入		支 出	
現金収入	4,671,108,346	おかず	2,675,571,134
過年度分入金	671,390	調味料	6,145,777
一般児童未収額	7,486,488	主食	2,091,440,881
準要保護未納額	79,432,106	試食会支出	3,393,520
3月分納入遅延1校	1,457,714		
保存食補助金	10,249,491		
輸送負担金収入残	6,145,777		
計	4,776,551,312		4,776,551,312

上記の支出欄のうち、試食会支出とあるのは、毎年6年生の児童を対象とするスクールランチの試食会の代金を(財)事業団が入金された給食費の中からスクールランチ業者に支払ったものである。

また、収入のうち、輸送負担金収入残とあるのは、食材のうち精肉類、冷凍食品等については、納入業者が(財)事業団にこれを納め、(財)事業団が各学校に配送しているので、(財)事業団はこれらの食材の納入業者に食材費の5.2%を輸送費として負担することを求めている。しかし実際の輸送にかかる費用は、これより少なく剰余金が出る。平成19年度では輸送負担金収入は9799万8515円であり、剰余金は814万5777円であるが、剰余金のうち200万円は未納金に引き当てるので、残り614万5777円が輸送負担金収入残となる。この614万5777円によって、(財)事業団は年度末に調味料を購入し、各学校の児童数に応じて按分して配布する。配布は

児童数に応じて行い、各学校の未納の有無には関係がない。輸送負担金収入と支出を図表にすると【図表７－８】の通りとなる。

【図表 7－8】

(円)

収入		支出	
輸送負担金収入	97,998,515	運搬費	86,268,000
		荷さばき料等	3,584,738
		調味料等	6,145,777
		未納引当	2,000,000
合 計	97,998,515	合計	97,998,515

(9) 財事業団による未納引当てとその後の処理

財事業団では、給食費は全額納入されるという前提で食材を購入しているが、実際には年度末には未納が発生する。平成19年度末の未納金（準要保護児童を除く一般児童分）は748万6488円である。そのうち、各学校が平成20年5月31日までに財事業団に納入した額は480万5774円であったから、その時点での未納金は268万0714円（748万6488円－480万5774円）となる。

平成20年6月1日以後9月末までに各学校から財事業団に納入された未納金は26万1584円であり、9月末時点での未納金は241万9130円（268万0714円－26万1584円）となる。

未納金のうち200万円は納入されない可能性が高いとみなし、年度末に輸送負担金収入のうちから200万円を未納引当としているが、それでも計算上は41万9130円が不足していることになる。

ところで、財事業団では、支出については年度末までに給食費全額が納入されるという前提で使い切り確定している。したがって、もし41万9130円が最終的に納入されないとしたらどのように処理するか疑問が生じる。そこで、その点を財事業団に質問したところ「回収に努める」とのことで、現実には納入がなかった場合その処理をどうするかについては過去に例がなく、検討中であるとの回答であった。

また、仮に41万9130円を超えて今後納入があった場合の処理についても質問したが、それについては納付のあった年度の食材費の購入に充てているという回答であった。平成19年度では図表中の収入欄にある過年度分入金がこれにあたる。

(10) 財事業団の法的位置

財事業団は名古屋市内の全小学校につき一括して食材の調達と給食会計業務を行っているが、その業務について誰との間にも契約書がない。また、学校給食事業について名古屋市からは「名古屋市教育スポーツ振興事業推進補助金交付要綱」に基づき補助金1億1605万6000円を受取っている。

6 学校給食費の未納状況

(1) 文部科学省と愛知県教育委員会の調査について

昨今の学校給食費の未納問題の社会問題化から、文部科学省が平成17年度について、愛知県教育委員会が平成18、19年度について、各市町村の教育委員会に学校給食費の未納のある学校数、未納者数、未納額等についての調査を実施した。文部科学省の調査は平成18年11月10日付け18ス学健第20号（以下「文科省調査」という）で行われた。しかるところ、平成18年3月末で財名古屋市学校給食協会が解散し（財名古屋市学校給食協会は、平成18年8月で清算）、その事業を財事業団に統合するべく、清算事業を行う過程で、未納のある各校へ未納状況に関する聞き取り調査を行った。この調査の段階で、未納のある学校数、未納者数、未納額及び未納の原因を財事業団なりに把握していたことから、平成18年11月に文部科学省から全国調査実施通知がなされた際も、前述の調査により回答できる内容であるとし、改めて各学校へ調査などすることなく、学校保健課及び財事業団で回答を作成した。

愛知県教育委員会からの調査依頼に対しては、財事業団が未納状況を調査するための調査表を、未納のある各校へ送り、集計し、学校保健課から回答した。

これらの内容は【図表7-9】【図表7-10】のとおりであった。但し年間給食費総額については、転校、欠席、牛乳アレルギー児童などいて正確に算出することは困難であって、児童総数×3,500円×11ヶ月（一年＝12ヶ月から夏休みで給食が行われない8月の1ヶ月を除いた月数）の概算の数字である。

【図表7-9】 小学校の未納状況調査結果

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給食実施児童生徒数（人）	118,143	118,477	118,003
未納者数（人）	106	122	154
総学校数（校）	260	260	261
未納のある学校数（校）	50	49	52
年間給食費総額（円）	4,548,505,500	4,561,364,500	4,543,115,500
未納額（円）	2,272,521	1,790,255	2,613,882

【図表7-10】 中学校の未納状況調査結果

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
給食実施児童生徒数（人）	51,946	51,972	52,724
未納者数（人）	0	0	0
総学校数（校）	110	110	110
未納のある学校数（校）	0	0	0
年間給食費総額（円）	901,935,250	958,751,250	1,014,969,750
未納額（円）	0	0	0

※ 年間給食費総額に牛乳代は含まれていない（鳴海中学校を除く）。

(2) 最も未納額の大きい学校について

最も未納額の大きい学校は、平成17年度では29万0500円（未納者数11人）、平成18年度では29万0500円（未納者数10人）、平成19年度では30万1000円（未納者数11人）であった。

(3) 全国平均との比較について

平成17年度の文科省調査における全国平均と名古屋市の結果を比較すると、【図表7-11】の通りであり、名古屋市はいずれの比較においても良好となっている。

【図表7-11】

	全国平均	名古屋市
未納の児童のいた学校の割合	40.4%	19.2%
未納の児童数の割合	0.8%	0.1%
給食費総額中の未納額の割合	0.4%	0.05%

(4) 名古屋市のデータについて

しかし、名古屋市が文科省調査（平成17年度分）の際に文部科学省に提出したデータは、先にのべたとおり、(財)事業団の調査結果であり、愛知県教育委員会に提出したデータ（平成18年、19年度分）も(財)事業団が名古屋市の依頼によって実施した調査によって得られたものである。したがって、その結果得られるものは(財)事業団と学校間の未納状況については実態を反映するものであるかもしれないが、保護者の未納状況を正確に反映しているものとは限らないので、その実態を知るには(財)事業団のデータでは足りず、直接徴収の現場である学校での学校給食費の徴収方法や管理回収状況を調査する必要がある。

7 一般児童（保護者）の学校に対する学校給食費の未納状況の実態

(1) 検証の方法について

立替えや他費の流用の有無を検証する方法としては、各学校へのアンケートの実施などの方法を考えたが、よりの確な実態把握を行うため、いくつかの小学校へ直接出向き、ヒアリングの実施と会計帳簿類を調べることにした。

(2) サンプル調査をする学校の選択について

調査すべき小学校の選択にあたっては、(財)事業団に対する未納額や未納者の人数、小学校の規模、「給食費納入内訳書」や「給食費最終精算書」の記載内容から7校をサ

ンプル調査することが相当と考えた。ただし、小学校の特定を避けるため、選定理由の詳細は省略する。

(3) A小学校に対する調査について

ア 徴収方法について

A小学校では、毎月の給食費を、教材費、修学旅行代、野外教育費、遠足代、PTA会費等の他の学校徴収金と一括して前月末日に徴収している。

徴収金額は前月初めの学年通信で保護者に知らせ、徴収は原則としてゆうちょ銀行の口座振替によることを保護者に要請している。

ゆうちょ銀行に対しては毎月20日ごろまでに児童ごとのその月の引落とし金額を知らせる。

口座に徴収金額を振り替えるに足る金額がない場合は、全額について振替不能となる。振替ができた金額については、ゆうちょ銀行のA小学校協力会名義の口座に振り替えられ、給食費については更にA小学校給食会名義の口座（以下単に「A給食費口座」という）に移して管理する。

イ 未納金の管理回収について

振替ができない児童については、3～4日後にはゆうちょ銀行が振替不能であった分の一覧表（自動払込総括表）を送ってくるので、学校はそれにより振替が不能だった保護者を把握して、子供を通じて保護者に定められた書式で催告をし、その際、前月以前に累積している未納額については、別に定められた書式があるので、その都度その書式に未納期間と未納額を記入して一緒に保護者に交付して催告する。したがって、当月と前月分以前に未納があると2通の別の書式で催告することになる。再振替はしないので、保護者には現金を担当教員宛に持参してもらう。担当教員は、現金の受領と引き換えに領収書を交付し、学校には領収書の写しを残す。担当教員は、受け取った現金を、給食会の口座に入金する。多くの場合この催告で納付される。現在ゆうちょ銀行に口座を作っていない保護者が2人いるが、これら保護者については、振替が不能だった保護者と同様に毎月中旬頃までに担当教員まで現金を持参してもらう。現金を受け取った後は先に記載したところと同じである。

ウ 「給食費徴収簿」等への記入について

徴収した給食費については、教育委員会の作成した「学校給食の会計事務について」の要領通り、「給食費徴収簿」、「給食費収入表」、「給食会計簿」にそれぞれ所要事項を記入し、(財)事業団に対しては「給食費納入内訳書」を作成して送付するとともに、徴収した金額を納入する。

エ 調査結果について

(ア) 実際の給食費フローについて（平成20年3月分について）

以上の学校給食費の徴収と支払いについて、平成20年3月分の学校給食費を

サンプルに、適正に処理されているか否かについて監査したところ、【図表 7－1 2】のとおりであり、適正に処理されていた。

【図表 7－1 2】

(円)

	協力会口座入金額	うち給食会口座入金額
一般児童分	1,078,472	914,882
前月までの一般児童未納分	65,920	35,000
要保護児童分		21,000
準要保護児童分		196,588
非常勤講師分		10,400
教職員給与天引分		70,000
教職員現金持参分		17,500
合計		1,265,370

事業団への支払額		1,265,370
次月繰越未納金額		205,876

(イ) 平成 18 年度における立替について

平成 18 年度については、(財)事業団との関係では未納がゼロとなっていた。しかし、教員からのヒアリングの中で、平成 19 年 2 月分に金 1 万 4 0 0 0 円の立替えがあったことが判明した。立替金は給食会の口座に入金され、「給食費徴収簿」、「給食費収入表」、「給食会計簿」、(財)事業団に対する「給食費納入内訳書」も期限に徴収され未納がないという記載になっていた。

この教員による立替が発生していた保護者の 1 人については、その後平成 19 年度から調査月まで他の徴収金を含めて未納が続き、その金額は 20 万円を超えていたところ、調査の前々日である平成 20 年 9 月 10 日、それまでの未納分をすべて支払った。教員は領収書を渡して、受け取った現金のうち立替分に相当する金額は、職員室の金庫に保管し、未納給食費に相当する金額は給食会の口座に入金したということであった。そこで、金庫に保管してあった保管金（立替金）を確認しようとしたが、他に現金で持参した保護者の釣銭などの支払にこれを流用し、保管金とその後の現金徴収分が混同し、保管金（立替金）は特定できなかった。

(ウ) 平成 17 年度における立替の可能性について

平成 17 年度についても、未納はゼロとなっていた。平成 17 年度の担当教員は既に転勤し、平成 17 年 1 月から同年 10 月までの「引き落とし不能児童」一覧表と平成 17 年 11 月から同 18 年 3 月までの「自動払込総括表」のみが残されていた。そのうち平成 17 年 1 月の右一覧表の欄外には、手書きで「たてかえ」「6340」という記載があり、立替があったことをうかがわせた。また、その余の月の欄外にも、手書きで立替をしたとおぼしき児童の名前とその合計額が記載されていた。前任者からは引き継ぎもなく、右一覧表の外に資料が残されていないので、これら立替と思しき金員が回収されたのか、その他何らかの処理が為

されたか不明である。給食費徴収簿等は未納がない記載となっていた。

(エ) まとめ

A小学校については、平成19年度については適正に処理されていたが、平成18年度については立替があり、平成17年度については立替がうかがわれ、かつ、資料の保存がされていない点で不適切であった。

また現金について、教員個人の立替金と学校徴収金が金庫の中で峻別されないまま混然一体となっている事実が明らかとなり、改善されなければならない。

(4) B小学校に対する調査について

ア 徴収方法について

B小学校では、毎月の給食費を、教材費、修学旅行代、野外教育費、遠足代、PTA会費等の他の学校徴収金と一括して、当月5日ごろ徴収している。

徴収金額は、前月25日ごろまでに学年通信で保護者に知らせ、徴収は原則としてゆうちょ銀行の口座振替によることを保護者に要請している。振替先は各学年ごとに開設している徴収金の口座であり、そこから学校給食費相当分を名古屋市立B小学校という名義の学校給食費を管理する口座（以下「B給食費口座」という）に移して管理する。

イ 未納金の管理回収について

振替ができない児童については、約2日後にゆうちょ銀行が「自動払込総括表」を送ってくるので、以後の未納の管理回収はこの表の中に含まれる「不能分個別内訳表」に基づいて行う。

担任教員は、「不能分個別内訳表」にのっている児童の保護者に児童を通じ定められた書式で催告する。

再振替はしないので、保護者には児童を通じて現金を担任教員に届けてもらう。担任教員は現金を受け取ると、保護者に対し電話で受け取ったことを伝えるか連絡帳にその旨を記載する。しかし、領収書は発行していなかった。

担任教員は、受け取った現金を各学年に会計担当教員がいるので学年会計担当教員に渡す。学年会計担当教員は、現金を受け取ると、「不能分個別内訳表」の該当未納者に✓とか○をつけて徴収したことをわかるようにする。

受け取った現金はまず学年別口座に入金し、さらに学校給食費相当分はB給食費口座に移して管理する。

平成19年度には、ゆうちょ銀行に口座を作っていない児童が2人いたが、これら児童の徴収金については、「不能分個別内訳表」の末尾に手書きでその名前を付け加え、あとは振替不能児童と同様な方法で徴収し、管理する。

また振替不能が常態化している児童については、1回1回定められた書式で催告することなく、集金袋をつくり渡している。集金袋の表には請求日、摘要、金額、

領収印欄を書いた紙を貼り、児童が現金を担当教員に届け出ると担当教員が領収印欄にサインをしたり、判を押し、次回集金袋を渡すときに保護者に領収したことが分かるようにする。

ウ 「給食費徴収簿」への記入について

「給食費徴収簿」については、担当教員が所要事項を記入し、「給食費収入表」、「給食会計簿」、「給食費納入内訳書」は栄養職員と給食担当教員が作成し、(財)事業団へ徴収した金額の納入をする。

エ 調査結果について

(ア) 領収書を発行していない点について

振替不能であった保護者から現金で徴収した場合に、領収書を発行しないというのは保護者との間で「支払った」「支払わない」という争いを招きかねず、内部的に誰が何時いくら受け取ったか確認できず、不適切である。

なお、要・準要保護者への切り替えがあった場合、当月分の給食費を自動振替することがあるが、この学校ではそれを保護者に返還する場合には必ず保護者から領収書を徴し、また「集金袋」で集金する場合には領収した者が集金袋にサインあるいは押印して、保護者にも内部的にも受領したことが確認できるようになっている。

(イ) 「不能分個別内訳表」による未納金の管理について

学校給食費を含めた徴収金の未納については、「不能分個別内訳表」によって管理しているとのことであったので、平成19年度の内訳表を監査した。

この学校は(財)事業団に提出した給食費納入内訳書によると毎月30人から40人の未納者が発生しているが、翌月までにはほぼ全員が未納金を(財)事業団に納入し、平成19年度の未納は最終的にゼロになっていた。複数の教員や栄養職員から未納の管理回収状況の説明を受けたが、全員が未納者については当月末までには回収できるので、(財)事業団には翌月には支払を終えており、未納はないと説明した。

したがって「不能分個別内訳表」に記載された児童については、全員✓か○印などがしてあるはずだが、実際には✓も○印も付いていない児童や、月や学年によっては、✓も○も一切ない場合もあった。また、✓や○印はしてあっても、受領した日や金額については記載がなかった。

「不能分個別内訳表」で管理しているといっても、これを第三者がみると、本当に徴収できたかどうか確認ができず、不適切であった。

(ウ) 過年度分の「自動払込総括表(不能分個別内訳表を含む)」の破棄について

この「自動払込総括表(不能分個別内訳表を含む)」は1年経過すると破棄してしまっているということで、平成18年、17年度分については、調査できなかった。

(5) C 小学校に対する調査について

ア 徴収方法について

C 小学校では、学校給食費、PTA 会費、教材費その他（学校徴収金）の徴収を、口座振替と現金徴収の方法によっているが、後者は極めて例外であり、大半の児童は名古屋銀行に児童又は保護者名義の銀行口座を開設し、その口座から振り替える方法によっている。

学校徴収金の具体的な振替金額は、銀行に対しては前月のはじめ頃、保護者に対しては前月月末までに学級通信を通じて周知され、原則として毎月初旬（一学期に限り中旬）に当月分が 52 円の振替費用とともに銀行支店に開設された児童又は保護者名義の口座から引き落とされる。そして、その翌日には、学校給食費用の口座（「C 小学校給食会計〇〇」名義、以下「C 給食費口座」という）、PTA 会費用の口座、教材費その他用の口座に、銀行において振り分けて、学校側に入金される。

一方、現金徴収の場合は、口座振替が不能となった児童・保護者からの徴収方法と同様であるため、項を改めて「未納金の管理回収」に関連して、それに併せて説明する。

イ 未納金の管理回収について

もともと現金徴収の方法で納入する児童・保護者と、口座振替が不能であったために未納となった児童・保護者からの徴収とは、以下に述べるとおり同様の手続となる。

口座振替の結果は、振替日から 2～3 日後に銀行から送付される「学校納付金明細表」によって明らかとなる。同明細表は、クラス毎に全児童の氏名が名簿順に掲載され、現金徴収者及び口座振替不能者には＊印がつけられている。口座振替ができた児童については給食費（1 項目）、PTA 会費（2 項目）、教材費その他（3 項目）、振替費（5 項目）に分けられた学校徴収費の各金額が入力され、徴収された金額の合計が項目ごとにも明らかになっている。

この明細表は、学校に送付された後、一旦は該当クラスのページが各担任教員に渡されて、担任教員は振替不能となった児童、及び、現金徴収の児童の人数及び氏名とその合計金額を、給食費徴収袋の表に貼り付けた概ね【図表 7-13】のような用紙の当該月の行に記入する。氏名の欄には、複数の児童が対象であれば全員の氏名を一つの欄に記載している。担任教員によるこのような転記が終了すると、同明細表は再度会計担当者に返還され、会計担当者は同明細表を基に「給食実施人員・収入額調査票」を作成する。これは、「学校給食会計事務について」によって市立小学校に共通して作成することが教育委員会より求められているものではなく、C 小学校が独自に作成した表である。会計担当者は、これを基にしてさらに「給食費納入内訳書」を作成する。

一方で、それぞれの児童に対しては、「給食費徴収袋」に「() 月分集金未納のお知らせ」と題する短冊状の連絡文書を入れて児童に渡す。この「お知らせ」においては、児童のクラスと給食費、教材費、PTA会費の内訳金額が手書きできるような書式になっており、「それぞれの費用を別々の袋に分けて入れ、おつりのないようにお出し下さい。」と添え書きして、学校徴収金の小分けが容易に可能となるような協力を要請している。保護者は、費用項目毎にビニール袋又はティッシュペーパーに包むなどの工夫をして三種類の費用を「給食費徴収袋」に入れて児童に持たせるため、担任教員がこれを受領すると、①給食費徴収袋の表に押印する方法、②連絡帳に受け取った旨を記載する方法、③口頭で受領した旨を児童を通じて連絡する方法、又はこれらを複数行う方法などにより、保護者に対しては受領した旨を通知する。ただし、どの方法によるかは担任教員に委ねられている。児童を通じて又は保護者が持参することにより徴収できた場合には、それぞれの費用に対応して担任が用意した袋に小分けされ、給食費については全員分又は一定程度徴収ができた段階で、担任教員から会計担当者に渡され、さらに会計担当者においてC給食費口座に入金されることになる。

学校側で納入されたことの記録はどのようになされるのか確認したところ、①【図表7-13】の表中に記載した氏名のうち納入された児童の氏名に○をする、②集金袋が手許にくるから納入済みであることが分かる、③「給食費徴収簿」に○をするから分かる、④C給食費口座に入金して児童名を手書きするからよい、などの理由から、領収書その他、保護者と学校との間で金銭授受を客観的に証拠づけるための資料は特別に準備・作成していないとのことであった。

【図表7-13】

月	人数	氏 名	金額	
4月				
5月				
6月				
7月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

ウ 調査結果について

(ア) 領収書を発行していない点について

領収書を発行していないことが不適切であることはB小学校で述べたと同様である。

(イ) 一時的にも立替が生じていたケースについて

平成19年6月分給食費納入内訳書によれば、要保護・準要保護を除く未納の一般児童は43名、未納金額は15万0500円（3500円×43名）であった。そして、同年7月分給食費納入内訳書では、この一般児童43名を含む6月の未納者全員分の未納額が7月20日に学校から(財)事業団に対して送金されていた。

そこで、学校給食費用の保管口座への同年6月から7月上旬にかけての入金を確認したところ、7月4日付けで合計14万2912円（3500円×40+1872円+1040円）の入金は確認できたものの、7月20日に一般児童の6月未納分として送金したはずの15万0500円とは一致していなかった。

7月4日付けで保管口座に入金されていた合計14万2912円の成り立ちは、40人分の一般児童給食費3500円と転入児童の1872円、さらに転出児童の1040円を合計したものであるが、転入児童の1872円と転出児童の1040円は6月分給食費納入内訳書では6月21日に既に学校から(財)事業団に送金済みであり、6月21日から7月4日まで立替が発生していた可能性があった。そのため担当教員に確認したところ、転出・転入児童分はあらかじめ預かっていたが、保管口座への入金が遅れただけであるとのことであった。しかし、あらかじめ預かっていたことを証拠づける資料は存在しない。

さらに、6月分で未納となったはずの43人、15万0500円の中に、上記転出・転入児童は含まれていなかったのであるから、7月4日付けで保管口座に入金されたのは転出・転入児童分を除けば40人分14万円に過ぎず、3人分1万0500円は、7月20日の送金時点で、なお未納であったことが明らかとなった。これら未納児童は、要保護・準要保護に該当しない一般児童であることはもちろん、それら認定が予想された児童でもなく、明らかな立替が発生していたものである。

この同じ3名の児童は、7月分の給食費についても未納となったため、7月分及び8月分給食費納入内訳書では繰越未納として引き継がれたが、9月分給食費納入内訳書でも保護者から全額の納入があることを前提に、9月12日に学校から(財)事業団へ送金がなされたため、ここでも3人分1万0500円の立替が発生していた。この時点で、延べ6人分2万1000円の立替が生じていたことになる。

このような立替が可能になる背景には、保管口座に残高が生じていることが挙げられる。学校が集金したものをそのまま(財)事業団に送金するだけのシステムであれば、学校に残金が生じることはあり得ないし、集金した金額以上を(財)事業団に送金する際には、他の現金を流用するか、教職員が個人の現金で立替える必要があり、本来、流用や立替には一定のハードルが存在するはずである。ところが4月分給食費納入内訳書によれば、毎年4月の給食費として学校が(財)事業団に支

払うべき金額から、一定金額（人員数に50円を乗じた金額）が、「雑費」充当のため減額がなされる結果、保管口座には数万円の余裕があるため、結果として立替が可能になってしまうようである。雑費は、各学校で開設している給食会計口座（C小学校は名古屋銀行）から(財)事業団への振込口座である三菱東京UFJ銀行への振込手数料等（C小学校の場合840円）、の支払いに充てているとのことである。

なお、上記で立て替えられた延べ6人2万1000円の未納給食費は、10月12日に現実に支払われたとのことで、その日付で2万1000円が保管口座に入金され、鉛筆で未納児童の名が記載されていた。このケースでは、結果として未納給食費を回収できたため問題は表面化しなかったが、万一、未納が続けば、特定の児童の未納を雑費や他の保護者がカバーせざるを得ない状況になった可能性もあり、絶対に避けなければならない会計処理であったと言わざるを得ない。

また、平成20年3月に転入した児童は、14食の給食に対して2912円の給食費が発生した。平成19年度3月分給食費納入内訳書によれば、この転入児童の給食費も含めた359万6832円が3月15日に学校から(財)事業団に送金されたが、この時点では未納であった。実際に転入児童から回収できたのは3月25日であった。

わずか10日間とはいえ、立替が生じた例である。

(ウ) 保護者から徴収したが(財)事業団への支払いが未了であるケースについて

平成19年9月25日に転入したある児童については、4日分832円の給食費が発生していた。ところが、9月分給食費納入内訳書の上では、その児童の給食費は9月分以降の給食費納入内訳書に未納として計上されず、調査時点でもなお(財)事業団に対する関係で未払いであった。ところが、当該転入児童の保護者からは同年10月12日に832円が納入されていたことから、この金額は学校が保護者から預かったまま(財)事業団に支払われていないことが判明した。これについては、調査日の翌月に精算されることになった。

(6) D小学校に対する調査について

ア 徴収方法

学校給食費、PTA会費、教材費その他（学校徴収金）の徴収方法は、すべて口座振替であり、瀬戸信用金庫に開設された児童又は保護者名義のから振り替える方法によっている。

学校徴収金の具体的な振替金額は、銀行に対しては前月の半ば頃、保護者に対しては前月の25日までに学年だよりを通じて周知され、原則として毎月初旬（一学期に限り中旬）に当月分が児童又は保護者名義の口座から「名古屋市立D小学校校長〇〇」名義の口座に振り替えられる。そして、その月の半ばころ、給食費のみは、

学校給食費用の保管口座（「名古屋市立D小学校給食費〇〇」名義、以下「D給食費口座」という）に振り替える。口座振替の結果は、毎月10日ころに信用金庫から送付される学級ごとの一覧表のうち、「未納」の列に「1」が入力されることにより明らかになる。振替ができた児童については、毎月12～13日ころ、担任が「学校給食費徴収簿」の徴収日付の列に○をする。この徴収日付は、「名古屋市立D小学校校長〇〇」から「D給食費口座」へ振替が行われる日付が記入される。

イ 未納給食費の管理について

口座振替が不能であった児童については、毎月10日ころ、結果を示す一覧表が送付される際、保護者宛ての口座振替不能通知も信用金庫が作成して学校に送付するので、学校はこれを封筒に入れて児童を通じて保護者に送付する。しかし、未納者リストは銀行側で作成しないため、徴収担当が信用金庫作成の一覧表に基づき、未納者リストを作成する。

児童が徴収金を持参すると、連絡帳に「子供に持たせました」など記載した保護者に対しては、「確かに受け取りました」などと記載する。その外に現金を領収すると領収書を発行するとのことであるが、学校には控えは残されていないということで、未記載の領収書のフォーマットを確認した。また、領収した金額の内訳が複雑であるという理由で、説明を担当した教員がたまたま手元に残しておいたという領収書のコピーを確認した。

徴収金は一旦担任が受領して給食費は給食会計担当に、それ以外は学年会計担当に引き渡す。現金が集まると、その合計と未納者リストに記載された計算上の合計とが一致することを確認し、信用金庫への入金伝票を作成の上、「D給食費口座」に入金する。

徴収担当は、その後、口座振替の一覧表と、未納リストを給食会計担当に引渡し、給食会計担当においてこれら一覧表、未納リストの金額が口座に入金されていることを確認し、「給食会計簿」「給食費納入内訳書」「集金確認表」を作成する。前2者は「学校給食の会計事務について」に基づいて作成が必要とされる帳簿類であるが、後者は給食会計担当が独自に作成する覚書であり、イレギュラーな出入りを失念しないように工夫している。

ウ 給食費徴収簿の作成方法について

給食費徴収簿は、毎月半ばころに担任によって作成される。納入された場合には児童名の行の当該月の欄に○をする。D小学校では、その納入日は、保護者から学校への口座振替の日ではなく、「名古屋市立D小学校校長〇〇」から「D給食費口座」への振替日とする取り扱いであり、毎月17～18日ころ、場合によってはそれ以降となっている。そのため、口座振替によって納入した児童と、振替不能後に現金徴収した児童とが徴収簿の上では区別が付かない。しかも、実際には、毎月17～18日ころの「納入日」付以降になって納入されたケースでも、「納入日」の列に○

がなされていた。例外的に、「納入日」以降の日付に○がなされていたのは、転入児童など、信用金庫での口座開設が間に合わなかったケースのみであった。

要するに、納入がなされたとされた以上は、その納入に至る経緯は、帳簿上一切明らかにすることはできなかった。

エ 調査結果について

(ア) 未納者の管理について

平成19年5月分は、5月18日までに4年生の現金徴収が1人分3500円が多く口座に入金され、6年生の現金徴収が1人分3500円が不足していた。

同年5月21日に、児童の遅れ分として3500円が口座に入金されていることから、6年生の不足分は、やや遅れて納入済みとなったようであるが、複数存在した6年生の振替不能の児童のうち、どの児童が5月18日までに納入し、どの児童が5月21日に遅れて納入したのかは、資料のうえで全く明らかにならなかった。

一方、4年生の現金徴収が3500円多かったことについては、実査終了後、学校側でさらに調査したところ、この3500円は平成19年4月1日付けで本校に転入した児童であったが、5月の引き落としの際に、まだ口座開設ができていなかったため現金徴収となった学校給食費であるとのことであった。

このように、後日、第三者がみても徴収状況が明らかになるような取り扱いがなされていなかった点は問題である。

(イ) 現金管理されていた資金等による特別注文物資の購入について

平成19年度中には、2月7日、同19日、3月6日の計3回、特別注文物資が購入され、全生徒に支給されている。

このうち初回の6万5936円については、雑費が充てられたようであるが、二回目、三回目は帳簿上現金徴収されたかのような処理がなされていたものの、実際には保護者から徴収はなされていなかった。

その資金の出所を確認したところ、平成18年度末給食費残金13万5955円が財源であったとのことであるが、「D給食費口座」の平成18年度末残高は3842円であり、13万5955円とは相違した。結局、財源となったのは、平成18年5月10日に「D給食費口座」から出金され現金管理されていた13万5955円であった。このように出金した理由は、それまで「給食会計簿」の期末残高と預金通帳の期末残高に齟齬が生じている状況があり、その差額を口座から出金したものであるとのことであった。すなわち、平成17年度の「給食会計簿」のうえでの期末残高は3万2131円であったが、「D給食費口座」では16万8086円（平成18年4月5日）であったため、その差額13万5955円を繰越金として処理すべきであったところ、口座の残高を「給食会計簿」の残高に合致させるために13万5955円を口座から出金したというものであった。

そこで、上記１３万５９５５円という差額はどのようにして生じたのかについて、その背景を調査したので、項を改めて順次記載する。

(ウ) 残高の推移

預金通帳及び給食会計簿それぞれの期末残高、両者の差額、そして年度毎の差額の純増額を資料に基づいて一覧表にすると【図表７－１４】のとおりであった。

【図表７－１４】

(円)

	通帳残高	給食会計簿	差 額	純増額
平成１４年度期末	325,536	58,634	266,902	
平成１５年度期末	243,085	56,683	186,402	-80,500
平成１６年度期末	120,614	27,867	92,747	-93,655
平成１７年度期末	168,086	32,131	135,955	43,208
平成１８年度期末	3,842	3,842	0	-135,955
平成１９年度期末	1,991	1,991	0	0

そもそも「給食会計簿」は、給食費に関連する入出金の事実に基づいて記帳することが求められている帳簿であることから、このような差額が生じること自体に疑問が生じた。この疑問を解決するためには可能な限り過去に遡る必要があるが、通帳及び給食会計簿の両者が残っている中で、最も古い年度は平成１５年度であったので、同年度に遡って詳細に調査したところ、以下のような問題が存在した。

① 平成１５年度

平成１５年１０月２０日には、平成１４年８月引落分に対する教職員２５人分の返金が８万７５００円出金されていた。毎年８月は夏休みであって一回も給食がないため、給食費も発生しないが、愛知県費職員である教職員の給食費だけは給与から天引きされて８月にも通帳に入金される取り扱いである。通常は、当該年度末までに返金されているが、平成１４年度は年末までに返金されず同年度末には通帳にこの金額が含まれていたことになる。【図表７－１４】の平成１５年度末の純増額である－８万０５００円の大部分はこの出金に由来しているものと考えられる。そして、７０００円の差は、給食会計簿への記帳漏れが影響している。すなわち、平成１５年５月１６日に２名分の入金として７０００円が預金に入金されているにもかかわらず、給食会計簿にはその入金が記帳されていなかった。このように、平成１５年度には、預金通帳には８万７５００円の支出と、７０００円の入金があるにもかかわらず、給食会計簿にはこれらが記帳されていないため、合計８万０５００円だけ、預金残高と給食会計簿の残高の差が縮小している。

給食会計簿が通帳の入出金に基づいて正確に記帳されていないことは問題で

あるが、声を大にして指摘するほどの大きな問題ではない。

② 平成16年度

平成15年8月15日に「キョウイクゴジョカイ」名義で入金された県費9万8000円は、教職員の給与から天引きされて学校の給食用口座に振り込まれた教職員負担の給食費である。①で説明したように8月は給食費が発生しないので、教職員への返金のために同年10月20日に9万8000円が出金された。ところが、預金通帳から平成16年4月8日に「昨年度8月分返金7名分」として2万4500円が出金され、さらに平成16年4月28日にも「昨年度8月分返金21名分」として7万3500円が出金されている。これら4月8日と28日に行われた合計9万8000円の二重返金は、その後監査当日まで是正された形跡がない。

平成16年度末の純増額－9万3655円は、このように通帳の上では9万8000円が二重返金されたにもかかわらず、給食会計簿にはその記帳がなされていないことが最大の要因となっている。その差額4345円については、児童の欠席に伴う給食費の返金事務（平成16年度は1食単価211円）等で、通帳と給食会計簿との間に発生した差異であると思われる。

③ 平成17年度

平成17年6月分の「給食会計簿」「給食費納入内訳書」には「新規準要保護認定4、5月分13人7万0596円」が返金すべき金額として支出計上されている。ところが、通帳からは同年6月15日に「新規要準4月返金」という手書きとともに2万5096円が出金されているだけで、その差額4万5500円（3500円×13名分＝4万5500円）が通帳から出金された事実が認められない。ということは、4万5500円について、保護者への返金漏れが発生していることになる。

平成17年度末の4万3208円の純増額は、この4万5500円の返金漏れが最大の原因であり、これに②で説明した児童の欠席に伴う給食費の返金事務（平成17年度も1食単価211円）等のミスが加わった結果であると考えられる。

(エ) まとめ

平成18年5月10日に支出した13万5955円の成り立ちは、平成15年度に遡って調査しても、結局明らかにならなかった。

しかし、その調査の過程で、平成16年度に県費9万8000円が二重に返金されていた事実、平成17年度には4万5500円が保護者に返金されていなかった事実が明らかになった。これらの誤った処理がなかったとすれば、給食会計簿と預金通帳残高の差は、13万5955円よりもさらに5万2500円（9万8000円－4万5500円）拡大していたはずである。

このような誤った処理が積み重なって、預金残高と給食会計簿の期末残高の差額が生じたものと推察されるため、今後は、現在すでに取り組みがなされているように、給食会計簿の正確な記帳が望まれる。

(7) E 小学校に対する調査について

ア 徴収方法について

E小学校では、学校給食費、PTA会費、教材費その他(学校徴収金)の徴収を、保護者の選択により、①口座振替にする方法、②現金による徴収の2通りの方法によっている。口座振替する方法によるのが原則であり、現金徴収は例外的である。

口座振替の場合は、大垣共立銀行に開設された保護者の口座から振り替える方法によっている。

学校徴収金の具体的な金額は前月末の学年通信によって保護者に知らせ、毎月4日に当月分が保護者の口座から振り替えられる。振替先は、学校給食費は「名古屋市立E小学校給食校長名」(以下「E給食費口座」という)の、PTA会費はPTA会費専用の、教材費その他は学年別の口座にそれぞれ振り替えられる。振替料は無料である。

銀行は、毎月11日ごろまでにクラスごとに作成した「学費口座振替引落結果一覧表」により振替の結果を学校に通知する。

振替不能の場合は、右一覧表の不能コード欄に「フノウ」と記載され、また、口座はあっても学校給食費については現金納付している児童については「cash」と記載される。

ウ 未納金の管理回収について

「学費口座振替引落結果一覧表」が銀行から送られてくると、学校給食費についてはその当日か翌日に「給食費徴収一覧表」を作成する。この一覧表は、この学校が給食費の徴収状況を把握するため独自に作成した集計表の書式で、学年ごとに1枚の集計表を作成する。その集計表にはクラスごとに振替不能となった児童、現金で徴収する児童の名前、各自の徴収金額を書く欄や転入転出のため現金での徴収や精算となる児童の名前を書く欄があるので、クラス担任が所要事項を記載し、現金で徴収したり精算する児童を把握する。

一方クラス担任は、振替不能となった児童と現金徴収児童の保護者に対して、連絡帳か電話で、学校給食費を含めた当月分の徴収金額を連絡する。

その他振替不能児童の保護者については、銀行が保護者宛の「振替不能のお知らせ」の葉書を作成してきてくれるので、それを学校を通して児童へ配付する。

徴収金は、児童が自分の方で適宜用意した袋に入れて担任に渡す。クラス担任は徴収金を受取ると給食費については「給食費徴収簿」に○をうって納入があったことを明らかにする。ただし、後に記載するように、右徴収簿には児童ごとに納入日

を書く欄がないので、いつ領収したかはこの帳簿をみてもわからない。保護者宛の領収書は発行していない。

クラス担任は、クラス分を全部徴収すると学年会計担当教員に渡す。学年会計担当教員は学年分全部を徴収すると、そのうち給食費相当分を学校全体の給食会計担当教員に渡す。学校全体の給食会計担当教員は、毎月25日頃に学年ごとに徴収した学校給食費をE給食費口座に入れる。徴収した学校給食費は、翌月に(財)事業団に納入する。

学校の説明では当月分が当月中に集まらないということはほとんどなく、あったとしても翌月中には全員から徴収できているので、深刻な未納はないということであった。

エ 「給食費徴収簿等」の作成について

クラス担任は、「学費口座振替引落結果一覧表」が届くと、振替ができた児童については、「給食費徴収簿」の当該月に徴収したことを示す欄に○をする。振替不能や現金徴収の児童についても、集金できると「給食費徴収簿」に○をするが、給食費の徴収日は各児童ごとに異なるはずだが、徴収簿上にクラスの全児童につき、各月3か所しか納入日を記載するところがない。この学校では毎月25日ごろまでに振替不能や現金徴収の児童からの徴収を終え、給食会計担当教員が給食費の口座に入金するので、その日を納入日として記載する。そして当該月のその日までに徴収した児童については、当該月に徴収したことを示す欄に○をする。したがって、徴収簿上は振替によって納入した児童も現金で納入した児童も区別がつかないし、個別の児童の納入日もわからない。

平成19年度までは学校全体の徴収簿担当係の教員がクラス担任の作成した給食費徴収簿をみてその記載と実際の徴収に齟齬がないかどうかをチェックし、給食費収入表を作成した。その後給食費会計担当教員が(財)事業団に提出する「給食費納入内訳書」と「給食会計簿」を作成していた。

しかし、平成20年度からは、「給食費収入表」と「給食費納入内訳書」「給食費会計簿」を連動して作成させた方がよいということで、その作成はすべて学校事務職員が行っている。

オ 調査結果について

(ア) 領収書を発行していない点について

不適切であることは前に述べた小学校と同じである。

(イ) 「給食費徴収簿」の記入漏れについて

平成19年度の「給食費徴収簿」のうち6年生の児童1人につき、その3月分に徴収した印である○がなかった。しかしその児童については口座振替で徴収済みであり、徴収簿に○をつけ忘れたことが判明した。平成18年度の5年生の児童1人についても、給食費の口座に入金があるのに、○をつけていない事例があ

った。

(ウ) 一時的な立替えの可能性について

平成19年度の「給食費徴収簿」のうち4年の児童1人につき、その3月分に、徴収簿上3月27日に徴収したになっており、また給食費の口座にも右同日の入金となっているのに、(財)事業団には3月24日にこの児童の分も含めて送金がしてあった。

学校は3月24日より前にこの児童から徴収していたが、徴収簿への記入や入金処理が遅れただけかもしれないと説明したが、この説明を裏付ける資料はなく、雑費で立替えがあった可能性がある。

(エ) 保護者から徴収したが(財)事業団への支払が未了であるケースについて

給食費の口座の期首である平成19年4月1日の残高は8762円であり、期末である平成20年3月31日の残高は2万5742円であった。期末と期首では残高が㉠1万6980円(2万5742円－8762円)が増えている。

給食費の口座残高は、預かった給食費と(財)事業団への支払を除くと雑費として留保される5万3750円(50円×児童数1075名)と口座の金利1646円(平成19年8/20受取利息)、1731円(平成20年2/18受取利息)の合計5万7127円(5万3750円＋1646円＋1731円)につき増加する。なお、(財)事業団が差し引いてくれる雑費分は、通常振込手数料と特別注文物資代(プリン、ゼリー、果物など物資購入代金)に充てられる。平成19年度においてはこれを特別注文物資代3万2347円(平成20年2/14)と(財)事業団への振込手数料1万0920円(1回の振込手数料840円×13回)に使っている、その合計4万3267円(3万2347円＋1万0920円)については口座残高が減少する。

なお、振込回数が13回なのは、8月には給食はないが、7月分の未納を8月に送金しており、3月には通常の納入の外に最終精算書に基づく納入があるので、年間で13回の振込手数料がかかるからである。この増加分と減少分の差額は㉡1万3860円(5万7127円－4万3267円)である。

預かった給食費と(財)事業団への支払が一致しているならば、㉠と㉡の数字は一致しなければならない。しかし㉠の方が3120円(1万6980円－1万3860円)多いということは、預かったが支払が終わっていないか、誰かに返金しなければならないがその手続きが未了となっているかのいずれかの金員が3120円あるということである。

以上をわかりやすくするため計算式を下記の通り記載する。

記

H20. 3／31 残高	25,742 円	
H19. 4／1 開始残高	－ 8,762 円	
		①16,980 円
H19. 4月(財事業団の給食費からの雑費(特別注文物資代振込手数料)差引分	53,750 円	
H20. 2／14 特別注文物資購入代	－32,347 円	
H19 年度振込手数料(840円×13回分)	－10,920 円	
H19. 8／20 受取利息	1,646 円	
H19. 2／18 受取利息	1,731 円	
		②13,860 円
		①－②＝3,120 円

なお、平成19年度分の3120円の差異については、後日学校から下記の説明とこれを裏付ける資料が送付された。

記

- ① 3120円のうち2288円については、1月16日に転入した児童1人から1月分の給食費として受取り、1月31日にE給食費口座に入金した。
これは2月分の(財事業団への支払の際に一緒に支払うのが通常の取り扱いであるが、「給食費徴収一覧表」「給食費納入内訳書」に記入するのを忘れ、現在まで(財事業団への支払いが未納となっている。
平成20年11月に(財事業団へ支払う予定である。
 - ② 3120円のうち832円については、3月17日に転入した児童2人から同月24日に3月分の給食費として合計832円受取り、E給食費口座に入金した。そして右同日に(財事業団への3月分の支払をしたが、その際832円を支払うのを忘れ、4月25日に納入した。
- (オ) 平成18年度の(財事業団への過払い分と未払い分について
- (エ)と同様の方法で平成18年度分を検証したところ、期末預金残高が1381円につきあるべき残高より過少であった。この差異については、後日学校から①6年生児童1人について、修学旅行月分の現金徴収につき、3日分の627円を差し引いた2873円を保護者から徴収したのに、(財事業団には3500円を納入し、627円が過払いとなった ②2、3月分の準要保護児童給食費につき(財事業団に33万2352円を納入すべきところ、33万3188円を納入し、836円が過払いとなった ③牛乳を常に飲まない児童の4、5月分につき、(財事業団に誤って平成17年度の精算単価で計算した金額を納入し、82円が未払いとなっているためである、との説明があり裏付資料が送付された。計算式は下

記の通りである。

下記1381円は、平成20年11月分の給食費の納入の際、事業団との間で精算される予定である。

記

627 円(過払い)+836 円(過払い)－82 円(未払い)=1,381 円(過払い)

(8) F小学校に対する調査について

ア 徴収方法

学校給食費、PTA会費、教材費その他（学校徴収金）の徴収方法は、数名の例外を除き基本的に口座振替であり、ゆうちょ銀行に開設された児童又は保護者名義の貯金口座から引き落とし、「名古屋市立F小学校」名義の貯金口座に入金する方法によっている。

学校徴収金の具体的な金額は、保護者に対しては前月の下旬に発行される学年だよりを通じて周知され、原則として毎月1日に当月分が児童又は保護者名義の口座から引き落とされた後「名古屋市立F小学校」名義の口座に入金される。そして、そこからPTA会費については専用の預金口座へ、教材費は請求金額を出金して業者に支払い、給食費は校務主任（自動振替係）が引き落とされた給食費を計算して教頭に知らせ、教頭においてその金額を出金し、原則として小切手を介して三菱東京UFJ銀行の「名古屋市立F小学校給食費代表者〇〇〇〇」名義の普通預金口座（給食口座）に移し替える。

イ 未納給食費の管理について

口座引落が不能であった児童は、毎月上旬にゆうちょ銀行から「自動振込総括表」によって通知される。これに基づき、校務主任は全校の「未納一覧表」を作成する。この一覧表には、口座がないためもともと現金徴収の児童も手書きで書き込んで徴収に備える。同時に校務主任は「給食費徴収袋」に当月の徴収金額を記入し、これに納入を促す通知文を同封して、担任を通じて未納児童に交付する。そして、児童が現金を持参すると、担任を通じて教頭に交付され、教頭が徴収袋の金額の左に領収印を押印して、現金は教頭が保管し、徴収袋は校務主任に返還する。

一方、教頭は「未納一覧表」のコピーを校務主任から入手し、現金徴収できた児童の氏名は、マーカーで着色することで納入状況を管理し、当月分が一定程度集金できたところで現金を給食口座に入金するとともに、未納の状況を校務主任に伝える。未納が繰り返される児童については、校務主任が「給食費・教材費の納入のお願い」という督促文書を作成して、担任・児童を通じて保護者に交付し、納入を促す取り扱いである。

それでも納入がなされない場合は、担任が、ついで教頭が保護者に電話で督促し、必要に応じて文書又は自宅へ訪問する方法で納入を促している。

ウ 給食費徴収簿の作成方法について

給食費徴収簿は、毎月半ばころに担任によって作成される。納入された場合には児童名の行の当該月の欄に○をする。給食費納入内訳書は、給食会計担当者が作成する。財事業団への振込は、毎月20日前後となる。

エ 調査結果について

(ア) 平成19年6月20日の立替金について

まず、平成19年度給食会計簿を調査したところ、平成19年6月20日の摘要欄に「教頭先生に貸してもらう」との記載のもと、3000円の入金が認められた。同月学校から財事業団に送金すべき予納金の金額は121万9354円であったところ、上記3000円の入金がなされる直前の預金残高は121万6927円であり、2427円の資金ショートをしてきたため、その不足分を補って予納金を送金するための入金であると考えられる。念のため、「名古屋市立F小学校」名義の貯金口座、PTA会費の保管口座などを点検したが、この3000円の出所は不明であったことから個人の立替であったと考えられる。なお、この3000円については、同年度末までに給食口座から出金された形跡がなく、事実上立て替えられたままになっていた。

(イ) 平成18年10月の未納分の入金誤りについて

そもそも、給食費は、学校が預かった金銭を財事業団に送金するのであるから、(ア)で指摘したような資金がショートすること自体が問題である。しかも、毎年4月には、50円に給食実施人数を乗じた金額が「雑費」として学校に留保されるはずであるから、特別注文物資などを注文しない限り、資金はショートするどころか、残高が増加するのが普通である。

そこで、このように資金ショートする原因を調査したところ、平成18年10月分の給食費納入内訳書では、前月までの未納分として8万6170円を財事業団に送金する旨の記載がなされているが、これに相当する入金は、給食会計簿にも給食口座にも存在しないことが分かった。さらに、同年11月分の給食費納入内訳書には、同じく前月までの未納分として6万6500円が財事業団に送金する旨の記載がなされているのに、給食会計簿及び給食口座に入金されているのは3万1500円にとどまり、差額3万5000円はやはり入金されていなかった。これに対して財事業団への送金は、これら未納分も含む金額が予納金とともに送金されていた。

要するに、12万1170円(8万6170円+3万5000円)は給食口座に入金されていないのに財事業団へ送金されていたことになる。そして、調査日まで上記不足金額が給食口座に入金された事実は認められなかった。

この入金漏れが資金ショート最大の原因であると考えられる。

(ウ) 平成18年度末の立替金について

18年度3月分給食費納入内訳書によれば、平成19年3月末時点の一般児童未納は44名分15万5254円であった。そして、平成19年度給食会計簿及び給食口座によれば、この未納額は同年4月27日までに預金口座に入金され、同年5月8日に(財)事業団へ送金された。要するに、この時点で、平成18年度の給食費は、保護者と学校の間、学校と(財)事業団の間のいずれにおいても、全部納入されて平成18年度の未納問題もすべて解消したはずであった。

ところが、平成19年5月、7月に至るも、学校は3名の保護者に対して合計5万2500円の給食費を含む学校徴収金を請求しつづけていた。

つまり、平成19年4月27日までに徴収されて給食口座に入金されたはずの15万5254円のうち、少なくとも5万2500円は保護者と学校の間ではなお未納であり、(財)事業団に対する送金に際しては立替が発生していた。

これも、(イ)で指摘した未納分の入金誤りに端を発する資金ショートが原因で、保護者から未納の給食費を未納のままとしたのでは、平成18年度学校給食費最終精算書に基づいて送金しなければならない一般児童未納分15万5254円の送金ができないため、やむを得ず教職員が立て替えたものと考えられる。

(エ) 平成17年度の立替金について

平成17年度学校給食費最終精算書及び同年度給食会計簿によれば、平成17年度の未納金は平成18年12月28日までにすべて徴収して、(財)事業団に送金し精算したことになる。

これに先立ち同月1日、教育委員会学校保健課長と(財)事業団学校給食課企画調整専門監の連名で、平成17年度の納入遅延4万9000円について送金を促す文書「平成17年度給食費の納入遅延について」が学校に交付されていた。学校では、この文書を受けて、児童Kの保護者に対し、平成18年12月4日付「給食費・教材費等の納入のお願い」を発送し、平成16年度の給食費1万4000円と、平成17年度の給食費1万4633円を含む学校徴収金の納入を促そうとしたものである。ところがこの文書は、転居先不明により学校に戻されたため、学校は以後Kの保護者に対する請求を断念したとのことであった。

以上の経緯にもかかわらず、平成18年12月28日までに、学校がKに関する未納分も含めてすべての給食費を徴収して、(財)事業団に送金したことになっているということは、少なくとも、Kに関する1万4633円は教職員により立替がなされたものと考えられる。

(オ) 平成15年度の未納6万3000円について

平成19年6月25日付けで、教育委員会と(財)事業団の連名の「平成15年度給食費の納入遅延について」と題する書面で、6万3000円の納入を促す文書が発送されているが、調査日現在、未だに未納であった。

そのうち少なくとも2万8000円は、児童Kに関する未納が占めていたよう

であり（それ以外の金額は未納者の氏名すら不明となっていた）、その保護者に対しては平成18年12月4日まで請求が続けられていたが、同日発送の「給食費・教材費等の納入についてお願い」が転居先不明により送達できなくなってから、請求していないことは既に指摘したとおりである。

なお、平成15年ころ、当時の教頭がKの保護者に宛てたと見られる文書には「月々の集金が上記のように滞っていますが、学級担任が立て替えていて、非常に困っています。至急納入下さい。また、電話が家庭にも携帯にも通じず、〇〇（児童名）さんに何かあった場合、緊急連絡ができません。連絡方法を教えてください。」という添え書きがなされ、17年度の引継ぎ用と見られる付箋には、「15年度16年度も給食費教材費も回収不能でした。（2回面接しましたが・・・）」と記載されているなど、学校教職員が給食費等を徴収する際にかけざるを得ない大変な苦労が垣間見られた。

（カ）平成19年度末の未納額18万2660円について

平成20年11月11日の調査日現在、平成19年度の未納額18万2660円は一切回収できていないとのことであった。そのうち3名の保護者に関する7万2044円は、在校又は兄弟が在校している児童に関する未納金であり、これらの児童に対しては毎月給食袋に「給食費・教材費等の納入のお願い」を入れて督促する際、過年度分についても明記して納入を促していた。しかし、それ以外の児童分11万0616円については、現在の教頭は引き継ぎを受けておらず、誰の未納分であるかも分からない状態であった。

したがって、過年度分の未納金が適切に管理回収されているとは到底認められない状況であった。

（キ）まとめ

いかに督促しようとも支払わない保護者と、未納問題を解消するべく文書により納入を促す教育委員会・(財)事業団との間に板挟みとなる学校という関係がこの調査を通じて明らかとなった。仮に学校側にながしかのミスがあったにせよ、資金ショートを生じるような事態に至った場合には、送金資金が存在しない以上、何らかの方法で立替をしない限り給食費納入内訳書に記載したとおりの給食費を予納することは不可能である。

給食費を管理するための帳簿類は非常に複雑であり、これをミスなく作成し適切に給食費を管理するにはある程度の習熟が必要であるが、(財)事業団によるこの点のフォローが不十分である。また、未納の場合の取扱等について教育委員会は具体的な指示を行っていない。F小学校で生じた上記のミス、立替、不適切な未納金管理は、このような教育委員会・(財)事業団の対応が原因であると考えられる。

(9) G 小学校に対する調査

ア 徴収方法

学校給食費、PTA会費、教材費その他（学校徴収金）の徴収方法は、すべて口座振替であり、ゆうちょ銀行に開設された児童又は保護者名義の口座から学校の引落専用口座（学校口座）を経由して「G小学校給食部会」名義の貯金口座（部会口座）に振り替える方法によっている。

学校徴収金の具体的な振替金額は、毎月下旬、給食会計担当（集金係）が各児童の引落金額の詳細を入力した「郵便局提出用自動払込データフロッピー明細」を作成してフロッピーディスクに登録し、ゆうちょ銀行に通知する。保護者に対しては月半ばに発行される「〇〇月の集金のお知らせ」により周知される。そして、原則として毎月末日に翌月分が児童又は保護者名義の口座から引き落とされ、一旦学校口座で保管された後、毎月中旬に教頭が集金係の計算に基づいて算出された給食費相当額を部会口座に資金移動する。

イ 未納給食費の管理回収について

口座振替が不能であった児童については、毎月上旬にはゆうちょ銀行から「自動払込総括表」によって通知される。同総括表には、総件数、引き落とすべき金額、引き落とされた金額、引落できなかった「処理不能」件数が一覧表となっている。そして、次の頁には「不能分個別内訳表」がつづられ、引落できなかった口座の通帳名義が学年順に表示され、不能であった金額、不能の理由が記載されている。

未納の情報は、学年会計から担任に通知され、引落できた児童については、担任が給食費徴収簿の最初の列に○をするとともに、引落できなかった児童については、未納分を現金徴収するべく徴収金額を明示した集金袋に「学校集金のお願い」と題する文書を同封し、担任を通じて児童に交付し保護者の納入を促す。これに応じて児童又は保護者が現金を持参すると、担任が受け取って集金袋の受領印欄に押印し、学年会計を経由して、集金係に学校徴収金全部が交付され、ある程度貯まったところで教頭に連絡があり、教頭が現金徴収された給食費を部会口座に入金する。

一方、集金係は、月毎に給食費未納者リストを、学期毎に未納者一覧を作成し、納入がある毎に赤ペンで線を引き、納入日をメモする方法で管理している。

未納が繰り返される保護者に対しては、主として担任経由で、口頭、文書により過去分を含めて請求する、電話することはあるが、記録には残していない。家庭訪問については、これを行ったことを示す記録は見いだせなかった。過年度分については、過年度の未納者が在校生、又はその兄弟が在校している場合には、過年度分も徴収している。一方、卒業して兄弟も在校していない未納者に対しては、4月に請求の通知をした以降は具体的な請求行為はしていないとのことであった。

ウ 調査結果について

(ア) 平成19年度給食会計簿の作成漏れについて

給食会計簿は給食会計主任が作成すべきものであり、平成17、18年度は作成されているが、平成19年度は年度終了後までこれが作成されていなかった。調査日においては、平成19年度給食会計簿は存在したが、それは、平成19年度終了後に貯金通帳を参照して作成したものであるとの説明であった。このように平成19年度中を通して給食会計簿が存在しなかったことも影響してか、同年度中の処理には、以下に指摘する様々なミスが認められた。

(イ) 学校口座からの借り入れについて

部会口座には、平成20年3月28日に200円の入金が行われていた。この直後、(財)事業団への送金が行われた段階での部会口座の貯金残高は、0円であったことから、上記200円の入金は貯金の残高不足を補う目的で入金されたものであることは明らかであった。保護者から預かった給食費を(財)事業団に送金するという建前からすれば、このような資金ショートは起こりえないはずである。

そもそも、平成18年度給食会計簿の期末残高は2万7919円であり、平成19年4月にはこの残高が繰り越された上、さらに雑費が2万5150円あるので、1回140円の振込手数料が12回分（この学校は、平成19年度は8月に送金していないが、3月に通常の給食費の送金と最終精算書による送金をしているため、年間で12回の送金となる）で合計1680円出金されていることを考慮しても、平成19年度期末の残高は5万1389円となるはずである。ところが、平成19年度期末残高は4906円しかなく、4万6483円（5万1389円－4906円）だけ明らかに資金ショートを起こしていた。

なお、平成19年3月28日に通帳に入金された200円は、同年度給食会計簿によれば、「一般会計より借り入れ」として処理され、翌月23日には返金のため口座から出金されていた。

(ウ) 二重出金について

部会口座からは、平成19年7月13日に準要保護認定等による給食費返還として5万2412円が出金されている。そして、同月中の日付で、計19枚の保護者名義の領収書が存在し、その領収金額を合計したところ、5万2412円であったことから、出金された金員は保護者に返金されたことが確認できた。

ところが、給食費納入内訳書を見ると、平成19年度7月分の精算欄にこの返金の事実が記載されなかったため、本来であれば給食費納入内訳書の精算欄に同金額を記入し、同金額を控除した172万1570円を(財)事業団へ送金すべきであった。5万2412円のうち3万1988円については、平成19年度5月分の一般児童の給食費を減額して(財)事業団に納入していた。さらに、残額のうち12円については牛乳アレルギー者返金として平成19年度5月分の納入内訳書で、また1420円については要保護認定に伴う返金分として平成19年度7月分の納入内訳書で、それぞれ返金処理をしていた。その結果、残額の1万8992円

は保護者に返金されると同時に(財)事業団へも送金され、二重に出金されたことになる。

このような二重出金は、部会口座の残高にショートを来す重大な要因であると考えられた。

(エ) (財)事業団への送金金額の誤りについて

平成19年9月19日には124万8168円が学校口座から部会口座に資金移動されている。そのうち一般児童及び転入児童の給食費は124万4668円であった。ところが、平成19年度9月分給食費納入内訳書には、徴収済み一般児童及び9月途中転入児童の合計として129万3668円が計上され、この金額をもとに(財)事業団への送金がなされている。これにより、4万9000円が過払いとなった。その原因は、集金係は14名の未納児童が存在することを前提として適切に計算し、教頭もこれに基づく金額を資金移動したにもかかわらず、納入内訳書を作成した給食会計主任が、未納の一般児童が存在しない前提で計算された金額を給食費納入内訳書に記載し、(財)事業団への送金金額を算定したことになった。

学校口座から部会口座に資金移動する金額を決定する集金係と、(財)事業団への送金金額を決定する給食会計主任が別人であることから、その齟齬に気づかなかったものである。

また、平成20年2月には、125万4382円の資金移動に対し、徴収済みの一般児童分が124万3882円であることを前提に給食費納入内訳書が作成され、(財)事業団への送金金額が決定されていた。これについても未納者リストなどを参照したところ、資金移動された125万4382円が(財)事業団に送金すべき正しい金額であったと考えられ、ここでも1万0500円の送金金額の誤りが発生していた。

(オ) 資金ショートの原因について

要するに、以上の処理はいずれも不正確・不適正であり、上記(ウ)で指摘した1万8992円の(財)事業団への二重出金に、(エ)の4万9000円の(財)事業団への過大送金を加え、1万0500円の過小送金額を差し引いた5万7492円の出金に、その他諸々の細かなミスが積み重なって、最終的には(イ)で指摘した、4万6483円の資金ショートとなったものである。

(カ) (財)事業団への過払いと教職員への不払い

学校では、毎年5年生の中津川野外教育活動引率及び6年生の修学旅行引率のため、教職員が3日にわたって給食を摂らない時期がある。しかし、その間の教職員の給食費は、給与から天引される給食費に含まれているので、平成19年度で言えば8112円(208円×13名×3日間)は、本来引率した教職員に返金すべきであった。ところが、教職員に対する返金はなされておらず、給食費

納入内訳書の精算欄にその旨の記載もされていないので、教職員に返金すべき金額を(財)事業団に送金してしまった。資金不足とは直接の関係はないが、支払先についてミスが生じた例である。

(キ) まとめ

既に指摘したように、資金移動の金額を算出する集金係と、納入内訳書を作成する給食会計主任が別人であることから、部会口座に入金される金額と、部会口座から(財)事業団へ送金される金額の間に、繰り返し誤差が生じ、ときに多額のミスが関与した結果として、平成19年度末には預金残高不足となって、200円を一時的に学校口座の貯金残高から借り入れなければならない事態にまで及んだものである。さらに、納入内訳書を作成する給食会計主任は、急な転任等の理由により、18年度からやむを得ず1年交替の状況になっている。ただでさえ、給食費に関する帳簿類の作成方法は複雑で習熟するのに時間を要するのに、わずか1年で別の教職員が新たに帳簿類の作成責任者となる場合、2年以上継続して帳簿類の作成業務に従事する場合と比較して、誤解やミスを生じ易いことは否定できない。本学校の場合、このような人的要因が多発するミスの主要な原因であると考えられた。

8 名古屋市全体での監査結果

(1) 契約書等の作成の必要性

名古屋市立小学校の給食食材の調達と給食会計は、(財)事業団が一手に担っている。また、給食費の具体的な徴収は学校が行っている。しかし、教育委員会、(財)事業団、学校関係のいずれも、3者間にいかなる法律関係が存在し、どのような法的根拠に基づいて(財)事業団が上記業務を担い、学校が給食費を徴収しているのかを明確に意識しておらず、3者間の法律関係を明らかにする条例・規則はもちろん、要綱・要領、さらには契約書すら存在しない。

(財)事業団の行っている業務は、コラム欄に記載した通り、戦後の学校給食の歴史の中でその時々状況に合わせて次第に形成されてきたものであり、当事者間で法的な関係が意識されず曖昧になっている点があったとしても、一概に非難はできない。一方、学校が給食費の徴収をしている現状は、昭和31年6月5日文部省管理局長通知219号「学校給食の実施について」に、「学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が、計画し、管理し、職員を指揮監督して行う」とされていることが根拠とされているようである。

しかし、徴収事務が滞ったとき、最終的に法的権限を行使しうる主体が何所であるかに関して言えば、一義的に明確ではない。この際、相互の法律関係を整理し、契約書等により書面化すべきである。

（２）契約書等の内容について

学校給食法６条２項によれば食材費は保護者が負担することとされる一方で、(財)事業団は、主食及び牛乳については(財)愛知県学校給食会を通じて、それ以外については「学校給食用物資売買契約書」に基づき各食材納入業者に直接、食材費の支払いを行っている。

しかし、保護者と(財)事業団を繋ぐ法律関係が曖昧である。

学校給食に関しては、名古屋市から(財)事業団に対して、「名古屋市教育スポーツ振興事業推進補助金交付要綱」に基づき、１億１６０５万６０００円（小学校給食に関する平成１９年度決算額）の補助金が支給されていることや、教育委員会と(財)事業団の関係などから考えると、(財)事業団は名古屋市からの実質的な委託に基づいて一部食材の配送業務や、給食費の回収と支払いを行っていると考えられる。そうであれば、名古屋市と(財)事業団との間で学校給食運営業務を中心とする委託契約を締結するのがもっともふさわしい。そして、名古屋市がこのような契約関係に立つてこそ、学校が保護者から給食費を徴収している根拠（上述の「学校給食の実施について」に基づき「教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が、計画し、管理し、職員を指揮監督して行う」）の位置づけが明確なものとなる。

（３）契約と実態の齟齬

牛乳については名古屋市と牛乳供給業者の間で「学校給食用牛乳供給契約書」が交わされており、契約書上名古屋市は牛乳代を(財)愛知県学校給食会を通じて支払うこととされているが、実際には(財)事業団が(財)愛知県学校給食会を通じて支払っている。

この点でも名古屋市は(財)事業団に牛乳代金の支払いに関する事務を実質的に委託していると考えざるを得ないので、名古屋市と(財)事業団の間に存在する法律関係を明確にするべく、委託契約を締結するべきである。

仮にそうでないならば、「名古屋市は牛乳代を(財)愛知県学校給食会を通じて支払う」という契約文言に合わせるべく、実際の取り扱いを変更するべきである。

（４）保護者の未納状況に関する実態把握の必要性

学校給食費の徴収問題は、給食に関する事務に関することとして、教育委員会がその管理執行権限を有する（地教法２３条１１号）。したがって、教育委員会は学校給食費の徴収が適切に行われるように各学校を指導すべき義務がある。

しかしながら、教育委員会は、平成１７年度の文科省調査には(財)事業団のデータをそのまま使用し、また平成１８、１９年度の愛知県教育委員会の調査に提出したデータも、(財)事業団に調査を依頼して得たもので、保護者の学校に対する未納状況を正確に反映しているとは限らない。

実際に、７校に対するサンプル調査の結果によると、Ａ小学校では平成１７、１８年

度について(財)事業団との関係では未納はないということになっていたが、平成17年度については、(財)事業団に対する支払につき、教員が立替えを行っていた可能性が濃厚であり、平成18年度については、現実に教員が立替えを行っていた。

また、F小学校においても、平成15、17、18年度について、(財)事業団に対する支払につき教職員が立替えを行っていた。

このようにサンプル調査の結果で、(財)事業団のデータは、必ずしも保護者の未納問題の実態を正確に反映するものではないことが明らかになっている。

早い機会に自らの手で調査を行うことが望まれる。

9 意見

(1)「公会計」方式の導入

名古屋市では、「私会計」で学校給食費を管理している。この場合、市にとっては簡易であるが、①教員に管理回収について多大な労力をかけさせストレスを与える、②立替えや他費の流用が起りやすくなる、③未納が多額になった場合、填補がないので給食の質や量を落とさざるをえなくなる、④法的手続を利用して回収する場合の主体に問題があるなど、難点が存在する。

一方、「公会計」で学校給食費を管理する場合、①教員が管理回収業務に労力や時間をとられることが少なくなる、②立替えや他費の流用がおきない、③未納があっても填補されるので、質や量をおとさず給食を実施できる、④「公会計」であれば、法的手続をする場合の原告は市町村であることに疑いはないなどメリットがある。

この場合、市にとっては事務が煩雑となることは否めないが、上記メリットを考えれば、「公会計」方式が優れているし、法が学校給食の実施者は自治体であるとしていくことから、「公会計」で処理するのが相当である。

現在の運営では徴収できた金額の範囲内で食材を調達しているので、結果的に未納児童の給食費をその他の児童で負担しており、未納のある学校の給食費を、未納のない学校が負担していることになる。また、未納のない児童や学校が、もっと質量ともに充実した給食が受けられたはずという不満や不公平感を持つ可能性がある。

「公会計」で徴収すれば、未納分は予算で填補されるためそうした不満や不公平感は生じなくなる。

ただ、未納児童については、とりあえずその給食費分を税金で賄うということになるので、その徴収は強化しなければならない。

(2) 未納給食費の徴収強化

教育委員会は、平成16年1月23日の校長会において、立替えをしてはならない旨を口頭で周知した。一方で、教育委員会は、未納のある学校長に対して、年2回、「名古屋市教育委員会学校保健課長」と「事業団学校給食課企画調整専門監」の連名で支払

を促す文書を送付している。保護者の中には、学校が請求しても、なかなか支払に応じない者がいるが、そうすると学校は、保護者からは支払を受けられず、教育委員会と財事業団からは支払を求められるという立場におかれる。立替えはこのような行き場のない状況で行われるものであって、立替えをした教員を責めることは酷である。

教育委員会としては、立替えがいけないというならば、同時に、未納問題が発生した場合の適切な対応を指導し、最終的には名古屋市が徴収責任を負うようにしなければならない。

具体的な未納問題の対応としては、保護者の経済的理由による未納の場合は要保護・準要保護の制度を保護者に紹介し、保護者の責任感や規範意識に問題のある未納の場合は、もし3か月以上未納が続くと解消が困難になると考えられるため、その時点で校長名で催告をし、面談のうえ支払方法につき誓約書を徴すべきである。

誓約書が守られなかったならばあらためて教育長名と校長名と連名で催告し、さらに2か月以上未納が続くならば、名古屋市で法的手続を検討し、学校を未納問題から解放すべきである。

過年度や児童卒業後の未納金については、各学校によって管理が区々であって、適切に管理されているといえない状況にあったが、しかるべき時期に名古屋市が徴収事務を引き継げば、こうした状況が改善されると思料される。

(3) 給食費管理のための専門職員配置の必要性

学校給食費の徴収は、イレギュラーな入金や精算処理が多く複雑である。例えば、振替不能による現金徴収、転入・転出・長期欠席による現金徴収や返金、天引きされた教職員の8月分給食費の返金、要・準要保護認定があった場合の申請時に遡っての返金、修学旅行・野外教室時の精算等々である。

このような複雑な徴収事務をミスなく行うには相当な経理の知識・経験が必要である。サンプル調査したいずれの学校も徴収や財事業団への納入過程で、相当数のミスをしてしたが、やむを得ぬことである。経理の知識がない教員が、教育という本来の業務の傍らで行えるような事ではない。サンプル調査校のうち1校で市職員が徴収事務を担当していたが、すべての学校に徴収事務を扱える市職員を配置し、教員を徴収事務から解放するのが望ましい。予算措置が必要な事項であるので、作業量を把握した上、複数校に1人の配置であってもよいであろう。

「公会計」にした上で、給食費徴収事務を専門に行う市職員を配置するのが望ましいが、仮に「公会計」に移行することが直ちに叶わぬ場合であっても、市職員の配置はそれとは別に実施することを考えても良いことである。

(4) 現金徴収システムを整備する必要性

徴収方法は口座振替によるのが一般的であるが、サンプル調査では、少ないところ

で月10件、多いところでは月70件を超える振替不能が発生していた。振替不能の場合、保護者から現金で徴収することになる。振替不能の外、9（3）に記載するように、保護者との間でイレギュラーな現金の入出金が頻繁に発生する。サンプル調査した学校では、これら現金徴収の過程で、相当数の経理ミスがあった。教育委員会としては、これらの保護者との間の現金によるイレギュラーな入出金の徴収事務につき、管理回収のマニュアルを作成すべきである。

現状では、保護者から現金を徴収しているにもかかわらず、7校のうち5校は保護者に領収書を発行していなかった。残る2校は領収書を発行していたが、うち1校は控えを残していない。そのため、領収書の控えを残している学校以外では、徴収済みと説明があっても確たる心証をいただけなかった。

現金の授受をした場合には、対保護者との関係でも内部的記録の意味でも領収書を交付し、控えを残しておくべきである。ただし、イレギュラーな現金による入出金の件数が相当数ある現状に鑑みると、領収書の発行は煩雑であるかもしれない。第三者でも、時を経ても、一見してその徴収状況を確認できるようにするために、イレギュラーな入出金について、一覧表を作成し、どの保護者との間で何時いくら授受をしたかを記載する方法を採用してもよい。教育委員会においては、現状を把握の上、しかるべき方法を考えられたい。

添付資料－給食費納入内訳書 書式

[記入例]

(財)名古屋市教育局スポーツ振興事業団
学校給食課 行

平成19年度 11 月分給食費納入内訳書

(11 月 14 日振込)

1. 給食実施人員

教職員	一般児童		要保護児童		準要保護児童		合 計	非常勤講師
	3,500円徴収者	アレルギー児童	3,500円徴収者	アレルギー児童	3,500円徴収者	アレルギー児童		
15	139	1	9	1	19	1	185	2

2. 予納金、補助金等

予納金		摘要		人員	納入金額		
予納金	前月までの未納分			2	7,000		
	教職員	当月分		15	52,500		
	一般児童	当月分(3,500円徴収者)		133	463,000		
		当月分(牛乳アレルギー児童)		1	2,794		
		小計		156	545,294		
補助金	要保護児童	当月分(3,500円徴収者)		8	28,000		
		当月分(牛乳アレルギー児童)		1	2,794		
	準要保護児童	学期精算分					
		9月分(3,500円徴収者)		19	66,500		
		9月分(牛乳アレルギー児童)		1	2,794		
小計			29	100,088			
その他の徴収金	非常勤講師・その他講師	人員	延食数	単価	4,160		
		2	20	208			
		①中途転入	1	5		208	1,040
		②要保護廃止	1	9		208	1,628
		③欠席後出席	1	6		208	1,248
	④牛乳アレルギー児童旅行等食費かんじョース	1	1	42	42		
	特別注文物資 (10 月 24 日分)	延食数		単価	6,448		
		188		34.3			
		試食会	(11 月 2 日分)			単価	6,300
			30			210	
希望に応じた献立を実施した場合に記入→			延食数	単価			
実習生	希望に応じた献立を実施した場合に記入→	延食数	単価	210			
		延食数	単価				
		延食数	単価				
小計		計		20,866			
合計 (A)				666,248			

3. 中途転出、欠席、修学旅行、中津川野外教育等の精算

摘 要		人員	延食数	単価	金 額
返 金	欠席	1	5	208	1,040
	修学旅行	30	90	208	18,720
	転出	1	10	208	1,420
合 計 (B)					21,180

←給食費集金日以降、転出した場合は、
延食数×単価＝金額にはなりません。
[記入例 3,500円－208円×10食＝1,420円]

区名	学校コード	学校名	校長	教頭	給食主任
〇 〇 区	× × × ×	〇 〇 小学校	㊟	㊟	㊟

4. 教職員・一般児童未納

内 訳	1. 前月までの繰越未納延人員・金額		3 人	10,500 円
	2. 当月で精算した延人員・金額		2 人	7,000 円
	(1)予納金欄で精算		2 人	7,000 円
	(2)その他の徴収金欄で精算		0 人	0 円
内 訳	(3)要・準要保護に認定		0 人	0 円
	3. 当月分未納延人員・金額		1 人	3,500 円
内 訳	(1)教職員		0 人	0 円
	(2)一般児童(3,500円徴収者)		1 人	3,500 円
	(3)一般児童(牛乳アレルギー児童)		0 人	0 円
	4. 次月へ繰越未納延人員・金額		2 人	7,000 円

5. 要保護・準要保護未納

内 訳	1. 要保護児童未納延人員		1 人	
	当月分		1 人	
	前月からの繰越		0 人	
	2. 準要保護児童未納延人員		40 人	
内 訳	11 月分		20 人	
	10 月分		20 人	

6. 本月納入金額

(A)－(B)	645,068
---------	---------

添付資料一学校給食費最終精算書 書式

〔記入例〕

(財)名古屋市教育スポーツ振興事業団
学校給食課 行

平成19年度学校給食費最終精算書

名古屋市立 ○ ○ 小学校長

公印

氏 名 △ △ △ △

摘 要				金 額
予 納 金 ・ 補 助 金 等	1	教 職 員	延 0 名	0
		一 般 児 童	3,500円徴収者 延 5 名	17,500
			牛乳アレルギー児童 延 1 名	2,794
	2	要 保 護 児 童	学期精算分	
			3,500円徴収者 延 1 名	3,500
			牛乳アレルギー児童 延 0 名	0
	3	準 要 保 護 児 童	2・3 月分	
			3,500円徴収者 延 38 名	133,000
			牛乳アレルギー児童 延 2 名	5,588
	4	非 常 勤 講 師 ・ 中 途 転 入 等	延 1 名	1,040
			延 5 食	
返 金	5	特 別 注 文 物 資 代	2 月 26 日 使用 品 名 ビーチバー	8,290
	6	中 途 転 出 ・ 欠 席 等	延 2 名 延 10 食	▲ 2,080
平成19年度給食費精算額 合 計				169,632

* 提出後の金額訂正はできません。

区名	学校コード
〇〇 区	XXXX

会計担当者氏名	△ △ △ △	印
---------	---------	---

第8 病院局（城北病院の診療報酬債権）

平成19年度末の未収金額 6994万7706円

1 市立病院の概要（城北病院の位置づけ）

- (1) 所在地 名古屋市北区金田町2丁目15番地
- (2) 敷地面積 10,688.39 m²
 病院敷地面積 8,542.14 m²
 看護宿舎敷地面積 2,146.25 m²
- (3) 構造 本館 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階
 西館 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
- (4) 建物延床面積 本館 9,643.47 m²
 西館 2,929.90 m²
- (5) 許可病床数 一般病床 251 床
 本館 201 床
 西館 50 床
- (6) 診療科 19科
 第一内科 第二内科 第三内科 第四内科 第一小児科 第二小児科 外科 小児外科 整形外科 皮膚科 泌尿器科 第一産婦人科 第二産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科口腔外科
- (7) 職員数（平成20年4月現在）

【図表8-1】 職員数 (人)

職 種 別	定 員	現 員
医師（歯科医師含む）	37	38
看 護 師	185	189
薬 剤 師	7	7
診療放射線技師	8	8
臨床検査技師	10	10
そ の 他	30	31
計	277	283

(8) 患者数（平成19年4月～平成20年3月）

【図表8－2】 患者数 (人)

区分 科別	入 院		外 来	
	延患者数	1日平均 患者数	延患者数	1日平均 患者数
内 科	22,033	60.2	35,496	144.9
小児科	15,647	42.8	25,389	103.6
外 科	9,179	25.1	8,960	36.6
整形外科	10,170	27.8	14,612	59.6
皮膚科	312	0.9	11,287	46.1
泌尿器科	4,395	12	11,634	47.5
産婦人科	14,044	38.4	17,271	70.5
眼 科	1,398	3.8	13,394	54.7
耳鼻咽喉科	0	0	4,473	18.3
放射線科	0	0	4,154	17
歯科口腔外科	1,121	3.1	5,744	23.4
麻酔科	0	0	972	4
合 計	78,299	213.9	153,386	626.1

(9) 特色

名古屋市における市立病院は、東市民病院、守山市民病院、城北病院、城西病院、緑市民病院の5病院が設置されている。この中で城北病院は、名古屋市北部に位置し、総合病院として地域における中核病院の機能を果たすほか、平成10年度から始まった愛知県の周産期医療ネットワーク化事業における地域周産期母子医療センターの認定を受けるなど、周産期医療（妊娠22週から生後一週間になるまでの期間を中心に出生前後の様々な危険から母体・胎児・新生児を守る医療のこと）を充実させている点に特色がある。患者は北区・西区の住民が多い。

名古屋市が平成15年に策定した市立病院整備基本計画に基づき、平成23年度中に地域の中核的医療、本市の周産期、小児科医療等を中核的に担う病院として再編される予定である。

(10) 沿革

S16. 7 北区田幡町（現在の城見三丁目13番地）に産婦人科、小児科

	病床30床として開設
S45. 3	北区金田町2丁目15番地（現在地）にて診療開始 病床220床となる 診療科目に産婦人科・小児科等5科増設
S57. 3	診療棟西館増築
S58. 6	本館改築し、病床251床となる
H7. 12	診療予約システム開始
H10. 7	地域周産期母子医療センター認定
H14. 6	小児科の二次救急医療の拡充（すべての土曜・日曜・祝日・年始・年末に実施）
H15. 10	管理型臨床研修病院指定
H20. 4	名称が「名古屋市立城北病院」から「名古屋市立西部医療センター城北病院」に変更
H23年度中	名古屋市が平成15年に策定した「市立病院整備基本計画」に基づき「西部医療センター中央病院」（仮称）として移転新築予定

2 病院の収益の種類と発生等について

病院の収益は、大きく分けて、医業収益、医業外収益、特別利益があり、医業収益は、入院収益、外来収益及びその他医業収益（室料差額収益・その他収益）からなる。医業外収益とは、受取利息及び配当金（預金利息）、一般会計補助金、国庫補助金、県補助金、その他医業外収益からなる。これらの関係を図表にしたのが【図表8-3】である。

5つの市民病院においては、全収益のうち医業収益の占める割合が82.77%ないし91.34%（5つの市民病院の合計額では86.48%）であること（【図表8-4】参照）、医業収益は病院の本来業務である診療から発生する収益であり回収業務が不可欠であること、医業外収益と特別利益には未収が発生する可能性がないか極めて小さいこと等から、未収金の管理回収という観点で問題になるのは、主に医業収益である。

医業収益の発生原因の中心は、診療契約に基づいて市立病院が患者に対して行う診療行為に対する対価としての、診療報酬である。診療報酬は、民法の準委任契約の一種であると考えられるので、診療報酬債権は、私法上の債権である（最高裁判所第2小法廷平成17年11月21日判決・最高裁判所民事判例集59巻9号2611頁参照）。本監査が対象とするのは、この診療報酬債権である。

【図表 8－3】

病院の収益	医業収益	入院収益
		外来収益
		その他医業収益
	医業外収益	受取利息及び配当金
		一般会計補助金
		国庫補助金
		県補助金
		その他医業外収益
	特別利益	

3 市立病院の経営状況

名古屋市立病院の経営は、平成14年度から同16年度にかけて純損失を計上し、同16年度には累積欠損金が（赤字が生じた場合に、繰越利益剰余金等によってもなお補填できなかった各事業年度の赤字額が累積したもの）64億円余りに上った。この赤字経営の状況から脱却するため、名古屋市健康福祉局病院事業本部（以下「病院事業本部」という）は、従来の病院経営のあり方を見直し、より効率的な病院経営を強く推し進めるべく、平成15年12月、「名古屋市立病院整備基本計画」を策定し、その着実な推進を図るため平成18年3月、「名古屋市立病院中期経営プラン」を策定した。

しかし、それにもかかわらず、名古屋市立病院の平成19年度の純損失は、39億1220万円余、累積欠損金は、119億8472万円余と増加の一途を辿っている。特に平成19年度は東市民病院と緑市民病院において、医師・看護師不足が原因で各病院の1病棟を休止した影響により医業収益が落ち込み、前年度の純損失11億7900万円余から約3倍に赤字が膨らんだ。

病院事業本部は、上記「名古屋市立病院中期経営プラン」を策定したものの、上述したように、累積欠損金は増加の一途を辿り、病院の経営状況改善の効果が認められなかったが故、更なる改革に向けて上記プランの見直しを進めている。

なお、名古屋市立病院の収益等を病院毎に比較したのが【図表 8－4】である。城北病院において、許可病床数が市立病院全体の1554床のうち251床と16.15%である割には、入院収益が21.36%を占めている。また、医業収益から医業費用を差し引いた医業利益の額が、どの市立病院も大幅な赤字となっているが、その中にあっては、城北病院の医業利益率がマイナス14.28%と最も赤字の率が低く、効率的な運営をしていることを読みとることができる。

【図表 8－4】

19年度名古屋市民病院事業（平成19年4月1日から平成20年3月31日）

(円)

	東市民病院	守山市民病院	城西病院	城北病院	緑市民病院	計
医業収益	6,142,562,091	1,951,553,612	3,165,153,901	3,827,840,343	2,910,971,078	17,998,081,025
収入割合	34.13%	10.84%	17.59%	21.27%	16.17%	100.00%
入院収益	4,649,779,441	1,386,058,491	2,226,001,411	2,773,047,643	1,945,517,319	12,980,404,305
外来収益	1,371,736,878	511,382,015	857,680,503	1,017,032,032	910,925,459	4,668,756,887
その他医業収益	121,045,772	54,113,106	81,471,987	37,760,668	54,528,300	348,919,833
医業費用	8,567,327,026	2,920,239,912	4,104,712,813	4,374,600,739	3,843,709,068	23,810,589,558
給与費	4,680,801,223	1,869,234,041	2,631,966,603	2,716,122,963	2,326,365,704	14,224,490,534
材料費	1,932,091,197	351,713,882	694,156,202	867,626,377	693,095,523	4,538,683,181
経費	1,064,222,555	456,440,358	483,868,794	548,456,308	503,115,413	3,056,103,428
一般管理費	75,689,254	28,295,048	44,328,909	41,499,404	45,979,453	235,792,068
減価償却費	748,924,430	193,897,450	221,742,204	166,639,696	245,671,427	1,576,875,207
資産減耗費	6,775,083	1,053,041	2,380,954	2,753,038	3,608,528	16,570,644
研究研修費	49,219,903	15,426,616	20,840,195	25,796,048	20,548,687	131,831,449
一般会計負担金	9,603,381	4,179,476	5,428,952	5,706,905	5,324,333	30,243,047
医業利益（損失）	-2,424,764,935	-968,686,300	-939,558,912	-546,760,396	-932,737,990	-5,812,508,533
医業利益率	-39.47%	-49.64%	-29.68%	-14.28%	-32.04%	-32.30%
医業外収益	1,144,946,159	405,994,777	442,998,915	505,275,389	275,703,437	2,774,918,677
受取利息および配当金	87,567	32,735	51,285	48,012	53,195	272,794
一般会計補助金	1,073,825,774	392,957,064	425,201,606	484,216,858	266,778,419	2,642,979,721
国庫補助金	16,978,000			3,178,000		20,156,000
県補助金	9,843,000		557,000	1,148,000	1,250,000	12,798,000
その他の医業外収益	44,211,818	13,004,978	17,189,024	16,684,519	7,621,823	98,712,162
医業外費用	331,398,525	123,124,944	108,929,830	137,491,246	125,126,794	826,071,339
支払利息及び企業債取扱諸費	185,272,811	83,561,956	49,126,146	67,034,611	65,205,912	450,201,436
患者外給食材料費	901,888	582,802	1,089,876	52,667	653,790	3,281,023
雑損失	145,223,826	38,980,186	58,713,808	70,403,968	59,267,092	372,588,880
経常利益（損失）	-1,611,217,301	-685,816,467	-605,489,827	-178,976,253	-782,161,347	-3,863,661,195
経常利益率	-26.23%	-35.14%	-19.13%	-4.68%	-26.87%	-21.47%
特別利益	39,126,095	130,341	309,477	144,740	224,246	39,934,899
過年度損益修正益	1,436,072	130,341	309,477	144,740	224,246	2,244,876
その他特別利益	37,690,023					37,690,023
特別損失	33,612,425	6,944,518	18,905,752	15,179,006	13,837,311	88,479,012
過年度損益修正損	33,612,425	6,944,518	18,905,752	15,179,006	13,837,311	88,479,012
当年度純利益（損失）	-1,605,703,631	-692,630,644	-624,086,102	-194,010,519	-795,774,412	-3,912,205,308
純利益率	-26.14%	-35.49%	-19.72%	-5.07%	-27.34%	-21.74%
許可病床数（19年4月1日現在）	498	200	305	251	300	1,554
病床数割合	32.05%	12.87%	19.63%	16.15%	19.31%	100.00%

4 債権管理と未収金の状況

（1）組織体制

債権の管理・回収は、管理課医事係の4名が担当しているが、未収金発生管理回収については、1名の担当者のみで行っている。もっとも、未収債権回収業務の一部は業者（日本医療事務センター）に委託されており（以下「委託業者」という）、入院費用については、未収のお知らせや分割納入の相談等を、外来診療費用については、電話での納入依頼等を委託業者が行っている。

（2）債権管理システム

会計(財務)上の管理として、入院診療料金については、発生した全ての診療料金が未収金として一旦計上され、医事電算システム（診療行為の入力・診療料料金の確定・未収者のリストの作成等を行うコンピューターシステム）及び財務電算システム（日付及び科目毎に未収金を入力するコンピューターシステム）で管理している。

外来診療料金については、入院診療料金とは取り扱いが異なり、診療終了後、翌月20日までに支払がなされなかったもののみが未収金として計上され、財務電算システムで日付及び診療科目毎に未収金を管理し、診療行為・入金等について医事電算シ

システムにより管理している。

一方、未収者ごとの個別の管理としては、医事電算システムから出力される未収金リストを基に整理し、後述の未収金整理カードで管理している。

そして、城北病院の滞納整理事務は、滞納金事務処理取扱要綱（平成19年4月1日施行、以下では単に「要綱」という）というマニュアルに基づき行われている。

（３）未収金の状況

ア ５病院の比較と城北病院の特色

平成19年度末における未収金の状況につき、５病院合計と城北病院とを比較した表が【図表８－５】である。19年度末滞納者数累計における、城北病院の５病院全体に占める割合は約21％であり、19年度新規滞納者数においては約26％である。もっとも、城北病院の19年度末における未納件数は1163件、19年度新規滞納件数は416件であるから、一人の滞納者が複数の診療料金を滞納していることになる。この原因の一つとして、周産期医療を充実させている城北病院において、産婦人科の患者数が比較的多く、産婦人科においては、妊婦とその子供に対する診療料金が発生することが多いことによると考えられる。

例えば、城北病院における、18年度末（19年3月分を含む）の未収金残高の件数と金額は、

全件数：649件 このうち産婦人科：242件

全金額：7496万6032円 このうち産婦人科：4018万8495円

であり、未収金全体のうち産婦人科が占める割合は、件数にして37％、金額にして54％である。城北病院の入院・外来患者数全体に占める産婦人科の入院・外来患者の割合が約13.5％であることからすると（【図表８－２】参照）、産婦人科の未収債権の占める割合がかなり大きくなっている。

イ 入院診療料金

19年度における未収金の18年度末及び19年度末（3月分を除く）の入院及び外来の各未収金残高の年度ごとの内訳は【図表８－６】であり、これに基づき回収金額と回収率を表にしたのが【図表８－７】である。

19年度の入院診療料金は、上述したように発生と同時に未収となるが、ここでは、滞納整理事務を要することになった未収金、つまり未収が確定した金額（以下「確定未収金」という）のみを「19年度発生」として記載している。

城北病院における19年度の未収金発生額は５病院全体の約33％、19年度末未収額総額では、その割合は約36％であることからすると、５病院における城北病院の未収金の占める割合は比較的高いといえる。

確定未収金の発生を回避するべく、市立病院においては、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の受取代理制度（出産育児一時金等の受取代理制度とは、出産にかか

った費用を出産時に支給する出産育児一時金の中から３５万円を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金等を請求し、受け取る制度をいう）を早期に導入するなどの対策を講じてきた。名古屋市国民健康保険の同様の制度（請求は被保険者、受取りだけを代理）の利用については、平成１３年度より対応しており、社会保険に関しては同制度導入時の平成１８年１０月から対応している。

このような取り組みにもかかわらず、上述したように、城北病院において、産婦人科の確定未収金の割合が高い状況にあり、上記制度が妥当しない患者の診療料金回収が課題となっている。

城北病院における未収金の回収率は、１９年度確定未収金が３９．２５％と４割程度で、他方、過年度分については、１８年度分が約３３％と健闘しているが、１７年度以前については、約１％から約６％程度とかなり低いため、過年度分合計の回収率は１１．４％にとどまっている。

ウ 外来診療料金

外来診療料金については、診療終了後、翌月２０日までに支払がなされなかったものののみが未収金として計上されるので、【図表８－６】の「外来未収」の「１９年度発生」に記載された金額は、その計上された未収金である。

現年度分の未収金の回収率は、４３．４％と入院診療料金と同様約４割程度である。過年度分については、１８年度が１７．５７％であるが、１７年度は、０．３７％とほとんど０に近い値となっており、過年度分合計の回収率は８．７％にすぎない。

エ １９年度未収金の各年度における未収金繰越の内訳

１９年度未収金の年度毎の各未収金繰越理由内訳は、入院診療料金について【図表８－８】、外来診療料金について【図表８－９】に記載したとおりである。１９年度に回収できないまま次年度に未収金を繰り越す理由としては、入院・外来診療料金ともに、「支払能力なし」がほとんどであり、外来診療料金に至っては、人数にして約９１．６％が「支払能力なし」と判断されていることになる。この「支払能力なし」との判断が各未収者の資産につき相当な調査を経たものであるとすると、その回収はほとんど不可能であろう。

【図表８－５】 １９年度末未収金総額等

	城北病院	５病院合計
１９年度末未収金総額	約 69,948,000 円	約 195,638,000 円
１９年度の未収金発生額	約 16,172,000 円	約 49,428,000 円
１９年度末滞納者数累計	814 人（1,163 件）	3,845 人
１９年度新規滞納者数	273 人（416 件）	1,041 人

【図表８－６】 １９年度末未収リスト

(円)

		１８年度末残	１９年度発生	回収	欠損処理	１９年度末残
入院未収	１３年度以前	14,607,870	0	377,080	3,432,910	10,797,880
	１４年度	9,183,250	0	351,940	3,527,820	5,303,490
	１５年度	11,341,240	0	125,000	5,622,430	5,593,810
	１６年度	8,092,920	0	285,240	1,316,000	6,491,680
	１７年度	11,386,885	0	670,275	0	10,716,610
	１８年度	20,353,867	0	6,727,605	0	13,626,262
	１９年度	0	25,011,288	9,817,724	0	*15,193,564
小計		74,966,032	25,011,288	18,354,864	13,899,160	67,723,296
外来未収	１６年度以前	742,020	0	50,250	83,570	608,200
	１７年度	281,680	0	1,050	0	280,630
	１８年度	433,420	0	76,140	0	357,280
	１９年度	0	1,728,580	750,280	0	978,300
小計		1,457,120	1,728,580	877,720	83,570	2,224,410
合計		76,423,152	26,739,868	19,232,584	13,982,730	69,947,706

＊ 平成２０年３月分を除く。

【図表８－７】 平成１９年度の未収金回収率

(円、％)

年 度	入院未収金回収額	入院未収金回収率	外来未収金回収額	外来未収金回収率
１３年度	377,080	2.58		
１４年度	351,940	3.83		
１５年度	125,000	1.10		
１６年度	285,240	3.52	50,250	6.77
１７年度	670,250	5.89	1,050	0.37
１８年度	6,727,605	33.05	76,140	17.57
１９年度	9,817,724	39.25	750,280	43.4

【図表 8－8】 19年度未収金の繰越の内訳（入院診療料金）（件、人、円）

		16年度以前			17年度			18年度			19年度		
		件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額
繰越の内訳	居所不明	5	4	567,210	2	1	100,000	4	3	423,570	1	1	1,050
	支払能力なし	155	95	17,284,960	83	50	7,168,980	88	63	8,626,160	100	75	7,531,830
	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	237,160
	その他	47	26	10,334,690	18	11	3,447,630	45	27	4,576,532	148	112	14,671,143
	分娩（再掲）	75	60	13,481,650	28	23	5,759,460	38	29	6,520,950	47	44	10,974,005

※ 19年度は、3月分（確定未収金ではない）の75件、71人、724万7619円を含む

【図表 8－9】 19年度未収金の繰越の内訳（外来診療料金）（件、人、円）

		16年度以前			17年度			18年度			19年度		
		件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額
繰越の内訳	居所不明	0	0	0	0	0	0	1	1	6,730	2	1	22,410
	支払能力なし	105	94	573,620	73	64	280,630	119	100	341,470	142	122	511,300
	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	210
	その他	1	1	34,580	0	0	0	1	1	9,080	111	45	503,170

※ 19年度は、3月分（未収金ではない）の16件、15人、5万8790円を含む

（4）未収金の推移

城北病院における未収金額と未収件数の推移は【図表 8－10】のとおりである。19年度末の未収件数が570件以上増加しているのは、19年度から外来患者に対する未収債権も調定し、管理し始めたことによる。それ以前の外来患者に対する未収債権については、会計上は取り扱わず、年度毎に箱に入れて保管し、電算上で、患者毎の覚書欄に未収ありとの情報を記載して管理していた。滞納者が支払った場合はその都度調定を上げ、会計上も処理するというを行っていた。

19年度における入院未収件数は623件であり、540件が外来未収である。未収件数は増加傾向であるが、未収金額としては、ほぼ横ばいで推移している。

【図表 8－10】 未収金の推移 (円、件)

	未収額	未収件数
平成16年度末	62,835,080	456
平成17年度末	70,044,230	503
平成18年度末	70,196,288	592
平成19年度末	69,947,706	1,163

※ 平成19年度より外来未収調停開始

5 債権の管理状況

入院収益・外来収益の各債権発生とその管理状況につき以下述べる。

(1) 伝票「計算書兼入金票」の取扱

要綱によれば、「入院収益にあっては納入通知書発行年月日の翌月20日までに入金のないものについて、外来収益にあっては診療日の翌月の20日までに入金のないものについて、未収金整理カードを作成する。」とされていることから、未収金整理カード作成の時点で、「滞納が確実になった」といえ、滞納整理事務が始まることになる。ここで、「納入通知書」という文言が出てくるが、城北病院管理課医事係担当係員によれば、これは、「計算書兼入金票」と同じであるとのことであった。「計算書兼入金票」の発行とその後の処理については以下のとおりである。

(2) 入院患者について

ア 発行時期

入院患者が退院する場合は、委託業者の担当者が、退院に至るすべての診療行為を医事電算システムに入力し、診療料金の明細が印字された三枚複写の「計算書兼入金票」（1枚目は「計算書兼入金票」、2枚目は「領収書」、3枚目は「計算原符」となっている。以下では、三枚複写一体となったものを単に「伝票」という）を出力する。

なお、この「計算書兼入金票」（1枚目）は、毎月発行される取扱であり、一か月を超えて入院する入院患者の場合は、退院しなくても毎月月末までの料金分を翌月10日前後までに打ち出すこととなっている。

イ 各伝票の取扱

(ア) 退院時の発行のとき

入院患者が退院する場合、患者は、会計窓口から伝票を受け取り、これに基づき入院費用の支払いを済ませた上で退院となるのが一般的であり、2枚目「領収書」は、入院費用の支払いと引き換えに患者に渡されるが、1枚目「計算書兼入金票」及び3枚目「計算原符」は医事係に残ることになる。

(イ) 入院中の発行のとき

他方、月末を超えて入院中の患者に対しては、翌月10日前後に打ち出された伝票のうち1枚目「計算書兼入金票」は病棟を通じて入院患者に交付され、入院患者がこれを持参して会計で入院費用を支払えば、「計算書兼入金票」と引き換えに「領収書」を患者に渡すことになる。つまり、支払いがなされれば、「計算書兼入金票」は医事係で保管される。

(ウ) 計算原符について

3枚目「計算原符」は、打ち出された翌日にその前日分が委託業者の担当者から医事係未収金管理担当者に交付される。

ウ 入院診療料金の収益計上

未収金管理担当者は、入院については、「計算原符」を通番で管理しており、その日のうちに記録整理し、「計算原符」記載の「合計請求額」を手計算により集計する。集計にあたっては診療科毎の合計を算出した上で、さらにこれらを合算し、その日の総合計額を計算している。

ただし、未収金管理担当者は、これを直ちに財務電算システムに入力する訳ではなく、「計算原符」は束にしてまとめておいて、これを後日、収入管理担当者に渡す。収入管理担当者は、翌月中頃から月末にかけて、この「計算原符」を基に1件1件、診療科目や「合計請求額」等のデータをアクセスベースの収入システムに入力していく。さらに、このアクセスベースの収入システムデータに基づいて、収入管理担当者は、「合計請求額」の日付及び診療科目毎の合計金額を財務電算システムに入力する手順となる。財務電算システム上では、「計算原符」の発行日毎に未収金が発生する処理方法となっているため、財務電算システムに入力された段階で、全ての入院診療料金について未収が一旦は発生する処理形式となっている。

エ 入金処理

「計算原符」は入金管理にも使用する。

未収金管理担当者が「計算書兼入金票」にもとづいて、医事電算システムにも金額を入力し、入力後は束ねて保管する。一方で紙ベースでの確認も行っており、入金の確認ができれば、未収金管理担当者が「計算原符」にも「入金」された旨を手書きで書き込んでいく。

その他、分割払いの場合は「計算原符」の下の方に手書きで「分割納入」とその

時点の残金を記載する。

分割納入の場合は、退院日に患者に分割払いの「誓約書」を書いてもらい、未収金整理カードを作成し、以後はこのカードで管理を行う。伝票のうち「計算書兼入金票」、「領収書」は同カードと一緒に保管されるが、「計算原符」は、調定のため同一発行日の他の「計算原符」と一緒にまとめて保管される。その後分割払いがなされるとその都度「計算原符」を作成（領収書は患者に渡し、計算書兼入金票は当日の他のものと一緒に管理し、計算原符はカードと一緒に保管する）し、「合計請求額」欄にその日支払われた金額を手書きで記入し、未収金整理カードとともに保管する。この2回目以降の分割金の支払いに際しても、「計算書兼入金票」を作成し、これに基づき医事電算システムに入力する。

（3）外来患者について

外来の場合、「計算書兼入金票」（1枚目）と「領収書」（2枚目）が複写式で二枚綴りとなった伝票が使用される。外来診療が終わったあと、診療内容の伝票をみて、委託先の外来診療科計算担当者が診療内容を入力し、伝票が印字されるシステムとなっている。

これをもとに外来患者を呼び出し、診療費用を支払ってもらう。患者が支払うと、「領収書」は患者に渡され、「計算書兼入金票」は委託業者の担当者から未収金管理担当者に交付され、未収金管理担当者は、「計算書兼入金票」に基づき医事電算システムに入力する。

外来患者が支払わない場合は、これら伝票が二枚とも医事係に残ることになるので、「計算書兼入金票」に赤色のゴム印で「未収」の印を押して、コピーを取り、入院患者の場合に発行される「計算原符」の代わりにそのコピーの束を一ヶ月まとめて翌月の中旬から下旬にかけて財務電算システムに入力し、システム上も「未収金」として計上されることになる。

なお、外来未収金を管理し始めたのは、平成19年4月からである。診療日を基準として平成19年3月以前に発生した外来診療報酬は、すべて平成19年4月に調定してあるが、発生時期を基準とした年度で管理している。

6 未収債権の管理・回収

（1）電話等による催促

要綱には「入院収益、外来収益ともに滞納が確実となった時点から電話により納付を促すよう努めることとする。」とされている。

実際には、外来患者が会計窓口に呼んでも来ることなく、支払がなされなかった場合には、その日のうちに委託業者の担当者が電話で納入依頼をする。

入院患者は時間内の退院であれば、支払後に退院となる取扱のため、金額などはその

日のうちに知らせて納入依頼をする。支払いが困難な場合は、その場で猶予・分割納入の相談を行う。

休日退院でも、次の開院日に伝票が印字され、その日のうちに電話で一報する。

すなわち、いずれの場合でも「滞納が確実」という以前に電話連絡等するのが通常である。

従って、「滞納が確実」（要綱）とは、以上の電話連絡等をしていても支払いがない場合を意味するのであり、医事係において領収書の残存を確認し、会計担当者が患者に電話などの方法で納入依頼をした後、それでも支払いがなされない者に対しては、会計担当者から引継を受けた未収金管理担当者が改めて「電話催促」をするなどの「努力義務」が課されていることになる。

さらに、要綱には「未収金整理カードを作成したその月内に最低一度は電話催告を行うこととする。」とある。前述の電話による催促の努力義務にとどまらない、電話による催告が手続的に明記された形となっている。

（２）未収金整理カード

要綱には、入院の場合「納入通知書」の発行の翌月２０日、外来の場合、診察日の翌月２０日までに、入金がなければ、未収金整理カード（外来収益にあっては、未収金整理リストによって代用することもできることとするが、未収金整理リストは滞納が発生した年度中に未収金整理カードに作り替えなければならない、とされており、整理リストは事実上利用されていないとのこと）を作成することとなっている。

未収金管理担当者は、以後この未収金整理カードに基づき、個々の未収者ごとに未収金を管理する、つまり、滞納者に対する督促状、催告書等の送付、訪問の有無、面談内容、入金状況などを随時記録する。未収金が入金された場合は、財務電算システムにも入力するため、決算時に未収金整理カードに基づく入金の集計と財務電算システムとを照合し、未収金残金が電算上と合致していることを確認する。

（３）督促状

私法上の債権も督促は必要的であり（地方自治法施行令１７１条）、未収金整理カード等を作成した月の翌月の１０日頃に発送することが規定されている（要綱）。督促状の発送件数について統計がないため、発送件数は判明しなかった。

（４）催告書

要綱では、「督促状を送付しても納付等がないものについては、催告書を発送する。催告書の発送時期は、概ね督促状を発送した月の翌月の１５日頃とし、期限を当該月の末日とする。」と定められている。

催告書を発送しても納付等がない場合について、要綱は、一定の要件（①滞納金額が

20万円以上（一人当たりの金額とする）であること、②督促状又は催告書が返戻されていないこと、③文書を受け取る者、保証人等が日本語を理解できること、④名古屋簡易裁判所の管轄（名古屋市、日進市、西春日井郡等）に住所地が存すること、⑤その他支払督促を行うことに適さない事由がないこと。以下「支払督促の要件」という）を満たすものについては支払督促の手続きに移行する処理となり、その他これら要件に該当しないものについては、適宜電話催告、文書催告、臨戸徴収等を行うこと、さらにそれでも納付等がないものについては、最低年1回は催告書による催告又は臨戸徴収を行うことと定められている。

未収金管理担当者によれば、督促状、催告書の送付以降、さらに未納が続いている滞納者一人に対し、更なる催告書の送付や電話催告は、平均して1年に1回から2回程度行っているとのことである。

また、居所不明等で催告書等が返戻された場合、「住民登録の調査」を行うこととされているが（要綱）、平成19年度に不納欠損処分をしたもののうち、住民票を取得していなかったものは、19年度に2件、18年度は0件、17年度は3件であった。

（5）臨戸徴収

要綱には、催告書によっても未納の場合は、支払督促の要件を満たす場合、その前提として、支払督促の申立を行う月の二ヶ月前までに臨戸徴収することとされ、また、支払督促の要件を満たさない場合であっても、適宜、電話催告等とともに臨戸徴収を行うことが定められている。

臨戸徴収は、未収金管理担当者と医事係長とで行う。19年度に城北病院において行われた臨戸徴収は30件で、これは全て（6）で記載する徴収強化期間にのみ行われたものである。

（6）徴収強化の取組み

市立病院では、徴収強化期間を設け、その期間は、電話催告や臨戸徴収の密度を上げるなどの対応を取っている。具体的には、19年度においては、10月から12月を徴収強化期間と定め、未収金管理担当者による催告状送付の件数を増やすほか、電話催告については、未収金管理担当者のみならず、医事係長や管理課長も行い、臨戸徴収については未収金管理担当者に同行する者として医事係長のみならず、本庁職員を動員するなどの徴収活動を行ったということである。

城北病院における19年度の徴収強化期間の成果としては、催告状発送件数が48件、電話催告件数が129件、臨戸徴収が30件であった。

（7）強制執行等

19年度の要綱改正により、支払督促の要件を満たす場合には、臨戸徴収等を行い、

「なお納付等がないものについては、特別催告書を内容証明郵便によって発送する。」「特別催告書を送付しても納付等がないものについては、名古屋簡易裁判所に支払督促の申立てを行う。」と定められた。

19年度の特別催告書発送件数は5病院合計で26件、このうち城北病院の発送件数は8件である。

18年度以前は、支払督促を行ったことは1件もなく、19年度における支払督促件数は5病院合計で19件、これにより回収できたのは24万6360円であり、支払督促を行ったことにより分割納付を開始することができたものが4件あった。城北病院のみでは支払督促の申立件数が5件で、回収金額は0円であった。5病院全体として、これまでに支払督促以外の民事訴訟手続きを取ったことはない。

(8) 保証人に対する請求

城北病院においては、診療料金支払義務者に分割納入誓約書を記入してもらう際、その配偶者の氏名を保証人欄に記入してもらうことが多くある。支払義務者と保証人欄に記載された者とが家計上同一であることが多いため、支払義務者に催告等行った場合に、その保証人と交渉することも行っている。もっとも、保証人欄に記載された者への催告書等の送付、電話催告をどの程度行っているかについては、統計がなく不明である。

7 時効の起算点

病院の診療料金等は、病院と患者との間の合意に基づき発生するので、私債権であり、時効期間は3年間である（民法170条1号）。時効の起算点は、原則として、診療後に対価の請求を行った日、それ以後に一部納入、分割納入誓約があれば、納入日、誓約日とされている（要綱）。

しかし、平成18年度以前は「公債権」として取り扱われており、その当時は、督促をすれば民法153条の規定にかかわらず、時効中断の効力がある（地方自治法236条4項、以下「時効中断の絶対効」という。）と考えられ、督促の納入期限日を時効の起算点とする取り扱いをしていた（滞納金事務処理取扱要綱平成17年10月1日付）。

8 不納欠損処分

(1) 不納欠損処分の推移

「時効の起算点より3年を経過したものは、再度調査の上、不納欠損処分の手続きを行う」（要綱）。同事務手続きは、未収金管理担当者が行う。

不納欠損処分された件数及び金額の推移は【図表8-11】のとおりである。

平成19年度に不納欠損処分件数が飛躍的に増加したのは、同年度以降、時効消滅期間をそれまでの5年から3年として取り扱いを変更したことによる。

19年度に不納欠損処分された金額は、1398万2730円で、この未収債権の発

生時の金額は、不納欠損処理の決裁に添付された「平成１９年度不納欠損処分一覧表」によると、１７７２万１３９０円であるから、このうち３７３万８６６０円が分割納入されたものであり、最終的に不納欠損処分されるまでの間に納入された未収金は２割程度にすぎない。

そして、この不納欠損処分数額（１３９８万２７３０円）は、１８年度末の未収額７０１９万６２８８円【図表８－１０】参照）の約２割にあたることから、１８年度における過年度分の未収金の約２割が不納欠損処分されたことになる。

１９年度に不納欠損処分された１２０件のうち、入院診療料金が１０３件、外来診療料金が１７件であり、診療科としては、産婦人科の診療料金が６９件で、全体の約５７％であり、産婦人科の未収金の不納欠損に至る割合が高いことが分かる。

不納欠損に至った理由の一覧が【図表８－１２】である。支払意思がないため回収されることなく不納欠損に至った件数と人数が８４件、６４人と全体の約半数を占めている。

【図表８－１１】 不納欠損処分の推移 (件、円)

区 分	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
件 数	51	57	120
金 額	5,081,140	12,452,840	13,982,730

【図表８－１２】 不納欠損に至った理由（平成１９年度） (件、人)

区 分	居所不明	本人死亡	資力なし	支払意思なし
件 数	30	5	1	84
金 額	22	3	1	64

（２）不納欠損処分後の管理

未収金整理カードには、不納欠損処分をしたものであることは表示せず、そのまま管理を続ける。不納欠損処分をした未収金整理カードは、不納欠損処分決裁としてそのまま管理している。

時効の起算点から３年経過した未収債権であっても、時効の援用がされなければ消滅しないため（民法１４５条）、不納欠損処分後も滞納者が時効を援用しない限り未収債権は債権として残り、そのため簿外にて管理される。簿外管理された以降に入金されたのはこれまで２件あり、合計７万３９１０円が入金された。

９ 預かり金の管理

預かり金とは時間外受診等の際に医療費の計算を行うことができないときなどに医療

費患者負担額を概算で暫定的に預かることをいうが、その管理は市立病院における預かり金取扱要領に基づき行われている。預かり金は会計処理せず、すべてが簿外である。預かり金取扱要領の「出納簿」の作成は、医事係収入管理担当者が作成している。平成20年3月末の預かり金残額は50万3550円である。アクセスベースのデータを作成して適切に管理している。

10 監査の結果

(1) 未収金回収状況について

ア 回収業務

城北病院における滞納者数は19年度末で814人、件数にして1163件とかなり多数であるのに対し、未収金の管理・回収を担当しているのは一人で、かつその担当者は債権管理回収業務の他にも診療録管理等の業務も行っているため、未収金の回収業務にかけることのできる時間は限られている。この現状からすると、平成19年度の外来未収金の回収率が約43%、入院未収金の回収率が約39%（【図表8-7】参照）であるのは、現在の未収金管理担当者が回収業務にある程度時間をかけ、回収の努力を行っていることが看取できる。

未収金管理担当者が債権回収をどの程度行っているのかは、回収率のみならず、未収金管理担当者が記録した未収金整理カードの内容からも明らかとなる。本監査の実地調査の結果、未収金整理カードの記載内容から、ある年度から翌年度にかけて、債権回収がほとんど行われていなかったことが判明した。この間の催告状の発送件数、電話催告件数等の統計は明らかにされていないが、未収金整理カードの記録内容から判断すると、催告状すらほとんど発送されておらず、電話催告もごく少数散見されたにすぎない。未収金管理担当者の債権回収努力は未収金整理カードの記載から一目瞭然となる。現在の要綱は、平成19年4月1日施行であるが、それ以前に施行された要綱においても「滞納確定となった未収金整理カードをもとに、督促状を発送する」「少なくとも年1回は催告状を送付する。」との規定があるから、要綱に違反していたことが明らかである。

イ 強制執行等の法的手続きの利用

納期限までに納付しない者に対し督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、一定の場合を除いて担保の付されている債権については、担保の処分、競売その他の担保権の実行手続きをとり又は保証人に対して請求すること、債務名義（確定判決、仮執行宣言付支払督促等・民事執行法22条各号）のある債権については強制執行の手続きをとること、債務名義のない債権については訴訟手続等による履行を請求することが義務づけられている（地方自治法施行令171条の2）。

平成19年度における未収金管理担当者の未収金回収努力は、上記のようにある程度評価できるが、未収件数が1000件を超えるにもかかわらず、未収者に対する臨

戸徴収を年間30件しか行っておらず、また、支払督促を前提とした特別催告書の送付が8件、支払督促の申立件数が5件にとどまっている現状では、未収金回収努力は不十分としかいいようがない。かかる状況は、地方自治法施行令171条の2に基づき、支払督促の要件を満たすものについては、順次、臨戸徴収、特別催告書の送付を経て支払督促の申立を行う旨規定されている要綱に準じているとは言い難い。例えば、本監査の実地調査の結果、城北病院において、未収金額が20万円以上の未収者は各年度において少なくとも10件以上（滞納理由が居所不明、分割納入中等を除く）、合計20件以上が認められた。これだけ支払督促の申立につき検討可能な滞納者がある程度存在するのであるから、支払督促の申立に一定の要件が必要であることを考慮しても、その申立件数が5件しかないのは明らかに少ない。不納欠損処分に至った理由として「支払意思なし」が約半数を占めていることからしても（【図表8-12】参照）、資力があるにもかかわらず、支払を免れている滞納者が多く放置されていることが明らかであり、このような現状を継続することは許されるべきでない。

さらに、過去に強制執行手続きを一度もとったことがないという経過からすると、地方自治法施行令171条の2の義務を遵守しているとは到底いえない。

従って、今後、支払督促の申立等により債務名義を取得し、さらに資力のある滞納者に対しては強制執行手続きを行うことができる体制をつくり、当該手続きを進めることを検討するなど、積極的に未収金の回収に努めるべきである。

（2）不納欠損処分に至る調査について

要綱によれば「督促等すべき相手の所在が不明となった場合は、市区町村長に対して住民登録状況調査書により住民登録の調査を依頼する」として、住民票の取得を義務づけ、さらに「時効の起算点より3年を経過したものは、再度調査のうえ不納欠損処分の手続きを行う。」とされている。この「再度調査」とは住民登録の調査を意味するということであるので、居所不明を滞納理由とするものや居所不明を理由として不納欠損処分に至ったものは、住民票が取得された旨が未収金整理カードにて記録がされているか、住民票が未収金整理カードと一緒に保管されているはずである。しかし、実地調査では、居所不明を理由として不納欠損された滞納者の未収金整理カードにつき、住民票を取得した旨の記載がなされていないものや、住民票が未収金整理カードと一緒に保管されていなかったものが一部存在した。住民票の取得は容易であることからしても、居所不明を理由として不納欠損処分するには、住民票の取得は必須である。

なお、上述のように、要綱には、「時効の起算点より3年を経過したものは、再度調査のうえ不納欠損処分の手続きを行う。」と定められているが、時効の起算点より3年を経過してから住民票を取得して滞納者の住所を探し出したとしても、既に時効消滅しているのであるから、滞納者から時効を援用されてしまうと元も子もない。

従って、時効の起算点より3年を経過する以前に、催告書等が返戻された都度、住民

票を取得する旨の規定に改訂すべきである。

1.1 意見

(1) 未収金の管理について

ア 書面での管理

城北病院においては、個別の未収金の管理は未収金整理カードを利用しているが、このカードは未収金毎に作成するので、入院未収と外来未収とを別々に管理することになり、同一人物にそれぞれの未収があっても、未収金整理カードとしては別々に管理している。そのため、同一人物が他にも未収がある場合は、メモに自分の覚えで記載しておくのみで、未収金管理担当者が異動する際に口頭で次の担当者に引き継ぎを行っているが、かかる取扱いではメモの記載漏れや担当者間での行き違いが生じるおそれが高く、書面の管理として不十分な態勢といえる。

しかも未収金整理カードは、未収金発生の年度毎にファイルされてはいるが、五十音順でもなく、未収金管理担当者以外の人間からはどの滞納者がどこにファイルされているのかを容易に見つけるのは困難な状況であった。

未収金担当者によれば、現年度分については、督促状、催告書の送付時期を把握する必要があるため、診療料金の発生順に並べて保管しており、過年度分についてもそのままの状態管理しているとのことであった。

確かに、現年度分については、督促状や催告書の発送等を要綱に従って行うべく、診療料金の発生順に管理するのが合理的といえる。しかし、過年度分については、適宜催告書の送付等を行うのであるから、診療料金の発生順に管理する必要性がなく、むしろ、滞納者から連絡があった場合に、未収金管理担当者が不在であっても、担当者以外の者が速やかに滞納者と折衝できるような管理体制をとるべきである。そうすると、過年度分については、誰でも未収金管理カードを即座に見つけられるようにするべく50音順に並べておくのが望ましいといえる。

また、未収金管理担当者が異動した場合でも速やかに次の担当者が業務に取りかかることができるようにすべきとの観点からも、現在の未収金整理カードの管理方法について再考するべきである。

イ 電算システム

(ア) 城北病院は平成23年には、「西部医療センター中央病院（仮称）」として移転新築予定であり、それに伴い、債権管理システムはより合理化されるものと思われる。いかなるシステムが導入されるか定かではなく、また予算にも限りがあるが、とりあえず作業の効率化、迅速化の観点から次のような提言をしたい。

(イ) まず、現在のシステムの不都合性について述べる。

診療料金の請求書を出力する医事電算システム、入金の都度これを記録するレジ、及び未収金額を把握する財務電算システムとは連動されておらず、それぞれ個別に

入力する必要がある。これら電算システムは、もともと滞納者の管理のために作成されたものではないので、これら電算システムを用いて直接滞納者の管理を行うことは不可能である。そのため、滞納者ごとの個別の未収金管理は、未収金整理カードで行っている。しかし、未収金整理カードへの記載忘れや誤記載もあるため、その正確性を電算上も担保する必要がある。そこで、医事電算システムで出力される未収金リスト（滞納者の氏名、未収金額等が記載されている）が利用される。このリストには、書損、交通事故、労災、出産育児一時金等の受取代理制度対象者等といった、本来未収でないものも記載されるため、それらを除外する作業を要する。この作業は手作業で行い、時間もかかるため毎月行う余裕はなく、現在の未収金管理担当者は、年度末に決算の準備のため、未収金リストを出力し、その中から本来未収でないものを除外した滞納者のリストを独自にパソコンで作成し、あくまで自分のメモとして滞納者の管理に利用している。未収金リストにあがっている未収が、除外されるべき理由がなく本来の未収であることに間違いがないが、それに該当する未収金整理カードが存在しない場合には、これを作成し、また誤記載があれば、これを訂正するなどする。

未収金管理担当者は、訂正等が終了した未収金整理カードの未収金の全合計金額を手計算で行う。この金額と財務電算システムの未収金とは、当然合致していなければならない。1年もの間、未収金整理カードの未収金の合計金額と電算システム上の未収金額とを合わせる作業を行わないことからすると、これを合致させるべく、不一致の原因を突き止めるのは相当の作業量を要すると考えられる。

以上のように、現在の未収金管理の実情は作業量が多く、1名の未収金管理担当者のみが行うには負担が大きく、未収金回収業務にも支障が生じる。

(ウ) そこで、まず入金を記録するレジ、医事電算システム及び財務電算システムが全て連動されており、レジに入金された情報が全て、電算システム上に反映され、収入管理担当者や未収金管理担当者が個別に入金等の処理をすることなく、しかも本来の未収金のみを滞納者ごとに閲覧できるシステムがあれば、作業の省力化を図ることができる。

また、書面での管理、つまり未収金管理カードを利用することなく、上記電算上の画面に入金状況が即座に反映されていれば、滞納者の直近の入金による催告書等の行き違いを防止でき、また、その画面上に滞納者との折衝状況等の情報を入力し、滞納整理状況を一覧できるのであれば、滞納者との交渉が迅速かつ効率的に行うことができる。また、担当者以外の者でも容易にその滞納者との交渉の経緯を把握することができる。

ただ、未収金整理カードのような紙ベースでの管理方法がなくなると、手元にパソコンがなければ滞納整理状況を一覧することができず、一旦その情報を印刷しなければならなくなる。通常滞納整理状況は刻々と内容が変化するものであるから、

滞納者が分割納入の相談に来所した場合や、臨戸徴収など、滞納整理状況を確認しながら滞納者と応対する場合は、その都度紙にその情報を印刷しなければならなくなり、紙の消費が増えることになる。担当者にノートパソコンが支給されたとしても、情報の管理強化のためパソコンを持ち歩くことができない取り扱いがなされることが多い。そこで、情報の管理を維持しつつ、担当者が手元で滞納整理状況をパソコン上確認できるようなコンピューターシステムを導入することが望ましい。

（２）保証人について

城北病院においては、産婦人科の診療料料金の未収の占める割合が高く、診療料金支払義務者の配偶者の氏名を分納誓約書の保証人欄に記載してもらうことがある。この診療料金支払義務者の配偶者である夫が、その家計において、主に収入を得ている者であれば、この者との間で保証契約を締結し債務の履行を求めるべきである。本監査における聞き取り調査において、この場合の保証人は、身元引受人程度の認識であるとのことであったが、保証人と身元引受人とは別個の概念であり混同すべきでない。冒頭「３ 市立病院の経営状況」において述べたごとく、市立病院の経営状況は悪化の一途を辿っており、未収金の回収率を上げることもその経営状況改善の一手段として積極的に取り組むべきである。特に城北病院では、滞納繰越の内訳として「分娩」の占める割合が相当高いのであるから（【図表８－８】参照）、これに対応した回収努力をするべきである。そこで、産婦人科においては診療料金支払義務者の配偶者（夫）を連帯保証人とし（民法４５４条以下）、診療料金支払義務者の支払が滞った場合には、連帯保証人に対し、積極的に督促、催告書の送付等を行うなど回収業務に努めるべきである。

（３）消滅時効の起算点について

病院の診療報酬債権は私債権であるから、時効の起算点は「原則として診察後に対価の請求を行った日とするが、それ以降に一部納入、分割納入誓約等があった場合は、当該納入日、誓約日等とする。」（要綱）と規定されており、督促状の送達による時効中断の絶対効が考慮されていない内容となっている。しかし、地方自治法２３６条４項は、「法令の規定により普通地方公共団体がする」「督促は、民法１５３条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。」と規定しており、私債権であっても法令の規定により名古屋市（普通地方公共団体）が行うのに変わりはないことから、その督促についても地方自治法２３６条４項の適用があると解されている（行政事例（自治省管轄部局の通達・回答・通知等）昭和３９年１２月１９日、同昭和３９年３月３日）。

実質的にみても「地方公共団体の金銭債権について民法の規定による時効中断の手続きを必要とすることは、事務手続上極めて煩雑になり、地方公共団体の歳入を確保出来ないおそれを生ずる反面、地方公共団体の職員が法定の規定に従ってした納入通知又は督促について時効中断の効力を認めないのは不合理でもあるので、特に民法１５３条に

対する特例を定めた」(実務地方自治法講座8財務(二)・240頁、松尾尊編集)ものといえる。

従って、原則として、督促状により定められた期限の翌日を時効の起算点とするのが妥当である。

本監査の实地調査において、要綱に基づき診療料金の請求日を時効消滅の起算点として不納欠損処理されているものがいくつかあるが、かかる取り扱いを定めた要綱を改正することが相当と考える。

(4) その他一不納欠損処分に関連して

19年度において、不納欠損に至った理由の第1位は「支払意思なし」で「資力なし」は1名にすぎない(【図表8-12】参照)。これに対し、未収金の各年度の滞納繰越の理由では、「支払能力なし」がほとんどである(【図表8-8】、【図表8-9】参照)。この「支払能力なし」の内容として、「支払意思なし」をも含むものであるかは明らかでないが、その文言からすると「資力なし」と同義であると思われる。そうであるとすると、20年度の不納欠損の理由の第1位は「資力なし」ということになりそうである。しかし、たった1年で、1名にすぎなかった不納欠損理由が圧倒的多数を占めることになるのは不自然である。そもそも、この「支払能力なし」とはいかなる調査を行った結果であるのか。臨戸徴収を30件しか行っておらず、また資産調査らしい調査を行った形跡もない現状において、滞納者に資力がないことをどのようにして把握したのであろうか。確かに、滞納繰越内訳表は、決算書類に添付するものではなく、本監査において職員の方の好意で提出頂いたものではあるが、その判断に疑問を挟まざるを得ない。滞納繰越の理由は、将来的には不納欠損処分の理由となる可能性が高いものであるから、その調査は十分に行うべきである。

また、要綱には、不納欠損処分の決裁において、必要に応じて未収金整理カード、住民登録状況調査書、不納欠損処理報告書等の書類を添付することとする、と定められているものの、本監査の調査において、不納欠損処分の決裁は「資力なし」等の理由に至る経緯がはっきりとわかるような状態とはなっていなかった。

しかし、時効期間を漫然と経過したこと等による不納欠損処分を回避するため、「支払意思なし」、「居所不明」、「資力なし」を理由とする場合には、その調査内容を明らかにするべく、その理由に対応した書類を不納欠損処分の決裁における必要的添付書類とするか、その理由に至った根拠と経緯を未収金整理カードに記載しておくべきである。

第9 公立大学法人名古屋市立大学（名古屋市立大学病院診療報酬債権）

平成19年度末の未収金額 8558万9076円

1 名古屋市立大学病院の概要

（1）沿革

名古屋市立大学病院は、昭和6年に名古屋市民病院として開設され（9診療科、230床）、昭和25年には現在の名称である名古屋市立大学病院となり、その後昭和41年に現在の場所に移転した（15診療科、624床）。

平成15年の診療科再編により現在27診療科を擁しており、また平成16年には病棟・中央診療棟が、平成19年には外来診療棟が開院している。なお、平成18年には、名古屋市立大学が地方独立行政法人法の適用により法人化されたため、名古屋市立大学病院は名古屋市に属する組織ではなくなったが、公立大学法人名古屋市立大学は名古屋市の100%出資法人である。

（2）組織

名古屋市立大学病院は、診療科・中央部門・看護部門・管理部門から成る。

債権管理は管理部門の管理部医事課が担当しており、医事課には平成20年7月1日現在38名の職員が所属している。収入・未収金管理は4名が担当しており、うち1名は収入担当、3名が未収金管理にあっている。

（3）規模

（1）のとおり、名古屋市立大学病院は現在27診療科を擁し、ベッド数は平成20年4月1日現在、794床（集中治療部、急性心臓疾患治療部を除く）である。

平成19年度の入院患者数及び外来患者数は次のとおりである。

【図表9-1】

平成19年度の入院患者数				(人)	
新入院患者数	12,594	退院患者数	12,615	患者延数	245,920
平成19年度の外來患者数					
新来患者数	26,118	再来患者数	375,807	患者延数	401,925

2 名古屋市立大学病院の収入

名古屋市立大学病院の収入は、①運営費交付金 ②自己収入 ③受託研究収入等 ④施設整備費補助金の4つに大きく分けられる。

このうち②の自己収入には、診療収入とその他の雑収入が含まれ、診療収入はさらに入院料金と外来料金に分けられる。入院料金と外来料金には、それぞれ、医療保険か

ら後納される部分、患者が負担すべき診療費及び慣行料金（差額ベッド料、文書料等）が含まれる。

平成１９年度決算によれば、以上の項目ごとの収入額は次のとおりである。

【図表９－２】

(円)

病院総収入額	18,585,365,181
① 運営費交付金	1,738,331,040
② 自己収入	16,140,546,151
i 診療収入	
入院	
窓口現金	1,354,057,381
保険後納	9,739,557,930
慣行料金	642,384,557
外来	
窓口現金	855,101,263
保険後納	3,227,884,645
慣行料金	55,378,830
ii 雑収入	266,181,545
③ 受託研究収入等	248,491,556
④ 施設整備費補助金	457,996,434

診療収入は合計で１５８億７４３６万４６０６円であり、病院収入の約８５％を占めている。以下では、この診療収入、特に患者負担分について述べることとする。

３ 未収金額及び不納欠損

（１）未収金額

平成１９年度末における未収金は、２０７５名分、合計８５５８万９０７６円であり、その内訳は次のとおりである。なお、この未収金は、診療収入のうち、保険後納分を除いた患者負担分である。

【図表９－３】

(人・円)

事由	入院		外来	
	人数	金額	人数	金額
生活困窮	194	27,608,024	1,581	7,289,562
分割納入中	154	29,370,046	48	1,745,040
住居等不明	11	1,467,428	24	352,630
交通事故	14	10,810,950	37	1,160,740
その他	10	5,771,016	2	13,640
合計	383	75,027,464	1,692	10,561,612

督促等に応じず、支払のない場合を「生活困窮」として扱っている。

「交通事故」とあるのは、保険会社との間で金額を調整中のものを指している。

また、「その他」は支払拒否のケースである。支払拒否の事例としては、手術をする予定で入院したが、別の疾患の存在や、集中治療室が確保できないという理由により手術が中止になったため支払を拒否するケースや、治療に不満を述べて支払を拒否するケース等がある。

アンケート結果によれば、このうち1人あたりの滞納の最高額は436万1210円である。

また、各年度末時点における未収額の推移は次のとおりとなっている。

【図表9－4】

(円)

年度	金額
平成12年度	80,560,622
平成13年度	90,119,183
平成14年度	104,961,187
平成15年度	107,330,285
平成16年度	107,569,107
平成17年度	134,840,041
平成18年度	88,161,301

(2) 不納欠損

平成12年度ないし平成19年度の不納欠損額は次のとおりである。

【図表9－5】

(円)

年度		金額
平成12年度		980,550
平成13年度		11,083,003
平成14年度		10,370,843
平成15年度		9,987,010
平成16年度		17,601,470
平成17年度		9,402,271
平成18年度	債権放棄	30,515,103
	債権償却	24,680,567
平成19年度	債権放棄	5,084,891
	債権償却	10,146,711

平成18年度には、独立法人化に伴い新たに債権管理規程が策定され、これに基づ

いて債権放棄・債権償却が行われるようになった。

また、従来、公立病院における診療報酬債権は公法上の債権として消滅時効期間は5年と解されてきたが、平成17年11月21日に最高裁が消滅時効期間について、3年との判断を示した。

平成18年度に多額の債権放棄及び債権償却がなされているのは、上記の債権管理規程の策定及び最高裁判決によるものと思われる。

※最判平成17年11月21日

「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。」

4 診療収入に関する徴収事務の流れ

診療収入の徴収事務は、「収入事務処理要領」に基づいて行われている。

(1) 徴収事務管理のためのシステム

名古屋市立大学病院の徴収事務管理には、医事システム（HOPE/X-Win）、連携システム（市立大学財務連携オプション）、及び財務システム（名古屋市立大学財務会計システム）の3つのシステムが用いられている。

平成16年1月の電子カルテ導入後、順次各システムを導入し、上記のようなシステムで未収金管理を行うようになったのは平成18年の法人化のときからである。

(2) 請求及び収納手続

診療収入には保険後納分と窓口収納分があり、区分して収入管理が行われている。

ア 保険後納分医療費（収入事務処理要領第1章I）

保険後納分医療費として扱われているのは、診療報酬・公費負担医療費・職員健康診断費用である。

(ア) 社会保険診療報酬支払基金・愛知県国民健康保険団体連合会

- ① 診療報酬請求書に患者ごとの診療報酬明細書（レセプト）を添付し、原則として診療月の翌月10日までに、審査支払機関に提出する。
- ② 収入担当者は、診療報酬請求書をもとに連携システムへ請求情報（調定日、請求先、請求日、勘定コード、請求額及びコメント）を入力する。
- ③ 審査支払機関は、審査委員会においてレセプトの審査を行い、支払額決定のうえ支払期日までに指定口座に振り込む。
- ④ 収入担当者は、ファームバンキングにより入金確認ができれば、振込通知書及び査定・返戻通知等をもとに、連携システムへ入金情報（入金日付、入金額、入金方法及び調定日）及び査定・返戻情報（日付、金額及び査定・返戻

種別)を入力する。

なお、労災保険による請求及び公害診療報酬の請求についてもほぼ同じ手続である。

(イ) 公費負担医療費

公費負担医療費は、国又は地方公共団体が特定の対象者に対し公費によって医療に関する給付を行う制度であり、法令等に基づくもの及び実施機関との委託契約に基づくものがある。いずれも、請求書を請求期日までに審査支払機関あるいは実施機関に提出して支払を受けるというもので、上記(ア)と同様の手続である。

(ウ) 職員健康診断

年度末にまとめて処理する。

イ 窓口収納分医療費(収入事務処理要領第1章Ⅱ)

(ア) 請求日及び支払期限

窓口で支払うべき診療報酬は、病院を利用するつど支払わなければならないとされている(名古屋市立大学病院における諸料金規程第4条第1項本文)。

ただし、入院料金については、月の1日(月の途中で入院したときはその入院の日)から末日(月の途中で退院し又は入院中死亡したときは、その退院又は死亡の日)までの期間(算定期間)について算定したうえ、その翌月の10日までに請求するものとし、20日が支払期限とされている(同条第2項、第3項)。

(イ) 請求事務

実際の請求事務手続は次のように行われる。

① 外来料金

診療後、電子カルテに実施された医療行為が入力され、費用に関係のある部分が医事システムに送られる。

↓

計算受付窓口で、患者から診療予定票を受領、オーダー及び会計内容を医事システムで確認、請求書作成。

↓

患者に請求金額を通知、自動精算機による料金支払を案内。

② 入院料金

診療行為を医事システムで確認、請求書出力。

↓

定期請求の場合は翌月10日に、退院時請求の場合は退院日に病棟へ持参し患者に交付。

(ウ) 収納事務

窓口における収納方法には、現金及びクレジットカードによる方法(それぞれ

れ、会計窓口によるものと自動精算機によるものがある。)がある。

また、来院予定がないなどの理由により、会計窓口での医療費の支払が困難な場合には、患者からの申し出により、口座振込によって収納するケースもある。

収納後、医事システム又は自動精算機から領収書を出力して患者に交付し、その日の集計後に医事システム上の収納金額と照合する。

5 未収金の管理

未収金の管理も、上記の請求・収納手続と同じく「収入事務処理要領」のほか、「公立大学法人名古屋市立大学債権管理規程」に基づいて行われている。また、主に上の3つのシステムのうち、連携システムによって未収金管理がなされている。

つまり、医事システムへ入力された請求情報、入金情報等は連携システムへ転送される。医事システムへの入金情報の入力と同時に連携システムでの消し込みが行われ、未収金の管理が行われる。

また、連携システムでは、未収入金管理台帳において患者ごとに滞納金や督促履歴の管理が行われているほか、通知文などの文書作成も行われている。

(1) 督促手続（収入事務処理要領第5章ⅠⅡ）

ア 現年度分

支払期限（外来料金については受診日、入院料金については診療月の翌月20日又は退院日）を徒過したものについて、次のような督促処理が行われている。

(ア) 電話連絡

入院料金は、請求書発行年月日の3週間後までに入金のないものについて連携システムから未収入金管理台帳を1週間単位で作成する。

その中から、理由なく入金ないものを選び出し、電話連絡による督促を行う。最初に電話連絡がつかなくても、時間や日をかえて3回ほど試みるとのことである。

また、外来料金は、前日に発行された請求書の収納台帳を出力し、診察日の翌日になっても理由なく入金のないものについて、電話連絡を行う。

(イ) 通知文

入院料金は、電話連絡がつかないもの、電話連絡はできたが、その際患者が約束した支払予定日を過ぎても入金が確認できないものについては、通知文を送付する。

また、外来料金は、請求書発行日から1か月を経過しても理由なく入金のないもの、及び電話連絡ができた際に約束した支払期日を経過しても入金のないものに対し、入院料金の場合と同様通知文を送付する。

この通知文が住所不明等で返戻されたときは、住民登録の照会を行う。

なお、通知文には支払期限をもうけていない。

(ウ) 督促状（名古屋市立大学会計規程 18 条、債権管理規程 11 条）

通知文を送付後、1 か月経過しても入金がない場合には、支払期限を設定して督促状を送付する。この支払期限は、発送日から 1 か月としている。

期限を経過しても入金のない場合には、繰り返し督促状を送付するなどして督促を続けている。

イ 過年度分

過年度となった請求書で理由なく入金のないものについては、年 1 回以上催告状の送付又は臨戸徴収等を行うこととなっている。

ウ 分納

滞納者から分納の申出があるときは、保証人をたてさせて分割誓約書を作成する。

支払状況については、連携システムで約定の内容を、医事システムで入金履歴をそれぞれ確認する必要がある。約定通りの支払が行われていない場合には、適宜上記の督促処理を行う。

(2) 債権償却（債権管理規程 14 条 2 項、収入事務処理要領第 5 章 IV 2）

請求書発行（本人が債務承認したときはその日）から 3 年を経過した債権については、年度末に経営企画課長（経理総括責任者）の決裁を受けて償却処理をすることができる。

発生、又は債務承認から 3 年経過したものを一律に償却するわけではなく、通院状況等の事情から回収可能性も検討し、償却を行っている。

また、償却処理された債権は、簿外にて管理され、理由なく入金のないものについては、年 1 回以上の催告状の送付を行うこととなっている。

(3) 債権放棄（債権管理規程 13 条・14 条 1 項、収入事務処理要領第 5 章 IV 1）

次のいずれかにあたる債権については、年度末に債権放棄の手続を行う。請求書発行（本人が債務承認したときはその日）から 3 年経過し、かつ、

- ① 本人の住所又は居所が不明であるとき。
- ② 本人が破産により債務を免れたとき。
- ③ 本人が死亡し、かつ保証人が付されていないとき。

放棄された債権は、償却債権と異なり簿外管理はなされず、完全に帳簿上の管理から外されることになる。

(4) 徴収不納引当金の設定（債権管理規程 15 条ないし 19 条、収入事務処理要領第 5 章 IV 3）

未収金の徴収不納による損失に備えるため、年度末に徴収不能引当金を設定することになっている。

徴収不能引当金の金額は、債権の区分毎に算定されている。

ア 債権は次のように区分されている。

① 一般債権（債権管理規程16条2項1号）

経済状態等に重大な問題が生じていない債務者に対する債権であり、次の②③以外の債権をいう。

さらにこれを次の3つに分類している。

i 現年度分で保険が付されているもの

ii 新規発生分（期末前3か月間に発生したもの）

iii 当年度4月～12月に発生したもののうち、分割返済による入金があったもの。

② 貸倒懸念債権（同項2号）

経営破綻等の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権。

さらにこれを次の2つに分類している。

iv 当年度4月～12月に発生したもののうち、分割返済による入金がなかったもの。

v 過年度分のうち、前年度4月以降に分割返済による入金があったもの。

③ 破産更生債権等（同項3号）

破産、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

さらにこれを次の2つに分類している。

vi 過年度分のうち、前年度4月以降に分割返済による入金がなかったもの。

vii 自己破産、行方不明、本人死亡で保証人なしなどの理由が存在するもの。

イ 徴収不能引当金額は、未収金合計額に実績率を乗じた金額とされている。

実績率は、一般債権実績率と懸念債権実績率に分かれる。それぞれ、次のように算出する。

一般債権実績率＝前年度は一般債権だったが当年度に貸倒懸念債権又は破産更生債権等となった額/前年度一般債権額

懸念債権実績率＝前年度に貸倒懸念債権で当年度も貸倒懸念債権のまま又は破産更生債権等となった額/前年度貸倒懸念債権額

つまり、前者は、前年度一般債権で当年度に貸倒懸念債権又は破産更生債権等になった割合、後者は前年度貸倒懸念債権で当年度も貸倒懸念債権のままか、破産更生債権等になった割合である。

実際に徴収不能引当金額を算出する際に未収金合計額に乘じるのは、過去3年間の実績率の平均値であり、また上記iの区分については0、vi及びviiの区分については1とされている。

ウ 平成19年度徴収不能引当金見込み額は平成20年3月31日現在、8675万2286円となっている。

その具体的な内容は次のとおりである。

【図表 9－6】

債権区分	債権の種類	未収金合計額	実績率	徴収不能引当金額
i	一般	20,560,700	0	0
ii		75,529,774	0.2795	21,110,572
iii		6,761,893	0.2795	1,889,949
iv	懸念	9,944,948	0.7282	7,241,911
v		34,107,540	0.7282	24,837,111
vi	破産	26,165,922	1	26,165,922
vii		5,506,821	1	5,506,821
合計	-	178,577,598	-	86,752,286

なお、上記未収金合計額は、支払期限未到来分が含まれているため、冒頭に示した未収金額とは異なっている。

(5) 消滅時効

診療報酬債権の消滅時効（3年）の起算点は、債権管理規程等に記載はないが、請求書の作成日又は債務承認の日としている。

債務承認は、分割納付の約定の場合もあれば、電話連絡等をした際に口頭で支払の約束等がなされる場合もある。債務承認はできる限り書面の形で残しておくことが望ましいが、この点、分割納付の約定については書面にしており、口頭での承認があった場合にはパソコン上の処理で年末一覧表に記録を残しているとのことである。

6 未収金管理の問題点

(1) 督促処理の実情

平成19年度の、債務者に対する電話・書面による請求及びそれに対する入金状況は下記のとおりである。

【図表 9－7】

	請求件数	入金件数
電話または 通知文の送付	電話 5,278件 通知文 948人	488人
督促状の送付	228人	95人
催告状の送付	299人	73人

上記のうち、通知文・督促状・催告状の送付対象について、未収金の発生年度ごとにまとめると次のようになる。

【図表９－８】

(通知文)		(督促状)	
(人)		(人)	
受診年度	人数	受診年度	人数
平成１８年度	136	平成１８年度	71
平成１９年度	812	平成１９年度	157
合計	948	合計	228

(催告状)	
(人)	
受診年度	人数
平成８年度	1
平成９年度	1
平成１０年度	1
平成１１年度	1
平成１２年度	3
平成１３年度	14
平成１４年度	21
平成１５年度	16
平成１６年度	68
平成１７年度	63
平成１８年度	110
合計	299

また、上記のような電話・書面による請求に対し何らの回答もなかった債務者について、自宅を訪問した件数は５６人であり、そのうち１３人から入金があったとのことである。

ところで、平成１９年度末における、平成１７年度以降の未収金の内訳は次のとおりとなっている。

【図表９－９】

	入院		外来		合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成１７年度発生分	62	16,266,548	351	2,574,150	413	18,840,698
平成１８年度発生分	96	13,334,361	581	3,163,342	677	16,497,703
平成１９年度発生分	138	23,879,832	687	3,488,320	825	27,368,152

前述のとおり、収入事務処理要領では、過年度となった請求書で理由なく入金のないものについては、年１回以上、催告状の送付又は臨戸徴収等を行うこととされている。

【図表９－９】によれば、平成１９年度末において、平成１７年度に発生した未収

金は合計４１３人分、平成１８年度発生分は合計６７７人分ということになる。

また、【図表９－３】にあるように、平成１９年度末における未収金は２０７５名分であり、このうち【図表９－９】にある平成１９年度発生分合計８２５人を差し引くと、過年度分の未収金は１２５０人分となる。

これに対し、【図表９－８】にあるとおり、平成１９年度において、過年度分未収金について行われた書面による請求は通知文が１３６人分（平成１８年度分）、督促状が７１人分（平成１８年度分）、催告状が２９９人分（平成８年度ないし平成１８年度分）であり、合計５０６人分にすぎない。

上に述べた過年度分未収金の中には、交通事故や分割納入中など理由のあるケースも含まれていると考えられる。しかし、平成１９年度末の未収金２０７５名分中、分割納入中・住居等不明・交通事故との理由があるものは２８８件にすぎないことを考えると、過年度分未収金についての通知・督促・催告件数は過少との印象を受ける。

以上のとおり、過年度分については収入事務処理要領に従った処理が行われていない可能性がある。特に、平成１８年の法人化以前の未収金については現在のようなシステムがなかったため、管理・回収の基礎となるデータが完全ではなく、限界があるようである。

（２）不納欠損処理の際の調査

平成１７年度ないし１９年度の不納欠損額は表９－５に示したとおりであるが、人数としては次のとおりである。

平成１７年度	４５人
平成１８年度	１，５８２人
平成１９年度	３２５人

不納欠損処理をするにあたり、債務者との面談や資産調査を行ったケースは存在しない。

（３）法的手続の利用

今回同時に監査を行った城北病院では、支払督促手続を利用した例があるとのことであったが、名古屋市立大学病院では支払督促手続を含め法的手続を採ったことはないとのことであり、また未収金管理・回収について定めた債権管理規程や収入事務処理要領にも、法的手続について言及した箇所はない。法的手続に対し消極的な理由としては、費用をかけても回収の可能性が低いと考えられることが大きいようである。

（４）保証人に対する請求

名古屋市立大学病院においては、入院患者に対し未収金が発生した場合に備え保証人をつけることは求めている。

滞納者が分割支払の約定をする際には身内を連帯保証人としている。分割支払が約定通りに履行されなくなった場合、連帯保証人に対して請求し、実際に回収につながるケースもあるとのことであった。

【図表９－８】は、患者とは別に連帯保証人に対して請求した場合も含んでおり、連帯保証人に対する書面による請求の数は次のとおりとなっている。

【図表９－１０】

(人)	
文書種別	人数
通知文	2
督促状	3
催告状	26
合計	31

(５) 償却債権の管理

５ 未収金の管理 (２) (３) のとおり、消滅時効期間経過等の事由がある債権については、債権償却と債権放棄の２通りの処理方法が予定されている。債権償却は年１回催告状を送付しながら簿外管理を継続するものであるのに対し、債権放棄は帳簿上から抹消するものである。

償却済債権については、次のような入金実績がある。一部の入金でも認めざるを得ない場合がほとんどとのことである。これらの入金は、雑収入として扱われている。

【図表 9-11】

平成19年度 (円)						
	入院		外来		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	2	5,000	2	2,090	4	7,090
5月	1	5,000	0	0	1	5,000
6月	1	5,000	2	6,650	3	11,650
7月	0	0	1	2,430	1	2,430
8月	1	5,000	2	4,460	3	9,460
9月	0	0	2	9,910	2	9,910
10月	1	3,000	0	0	1	3,000
11月	1	3,000	0	0	1	3,000
12月	1	3,000	2	3,520	3	6,520
1月	2	6,000	1	420	3	6,420
2月	1	3,000	1	5,000	2	8,000
3月	0	0	3	3,350	3	3,350
計	11	38,000	16	37,830	27	75,830

平成20年度 (円)						
	入院		外来		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	1	3,000	1	5,900	2	8,900
5月	1	3,000	0	0	1	3,000
6月	1	3,000	1	1,040	2	4,040
7月	1	87,400	12	63,400	13	150,800
8月	1	3,000	14	32,000	15	35,000
9月	0	0	18	49,830	18	49,830
10月	1	3,000	7	8,040	8	11,040
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計	6	102,400	53	160,210	59	262,610

7 監査の結果

名古屋市立大学病院では債権管理のための会計システム及び人員は整っているが、これを十分有効に活用して未収金回収を行っているとは言いがたい。

償却済債権についても請求を行い入金の実績があるといった努力は認められる。しかし債権回収は、長期にわたって継続するよりも、未収金発生後、短期間で集中的に行うほうが効率的である。早期の段階でできる限りの未収金回収方策を講じたうえで、未回収となったものについてはすみやかに回収可能性を確定し、処理すべきである。

(1) 未収の原因や債務者の財産状況についてできる限り客観的な資料を集めたうえで、法的手続きも含め、積極的な回収措置を講ずるべきである。

ア 未収の理由の多くは「生活困窮」である。これは、督促等に応じず支払がない場合

を指すとのことであるが、「生活困窮」に分類するにあたっては、資産状況等の調査は行われていない。したがって、本当に生活が困窮しているために支払ができないのかという点については確認がなされておらず、実際には単なる支払拒否というケースが存在する可能性もある。

収入や資産がないために支払うことができないのか、それとも支払能力があるにもかかわらず支払わないのか、例えば収入についての資料の提出を求めたり、不動産の登記簿謄本を取り寄せるなどして、できる限り透明性・客観性のある方法で判断し、その後の回収方針を決定すべきである。

イ 電話・通知文・督促状・臨戸徴収等により、一定程度の回収の成果はあがっているようである。これらの方法により回収できない未収金については、積極的に支払督促や訴訟といった法的手続をとることを検討すべきである。現在未収金管理にあっている職員は3名であり、決して不十分な態勢ではないとのことであるが、困難な事案については弁護士等に委任することによって職員の負担を軽くし、回収業務の効率を上げるという効果も期待できる。

ただし、費用対効果の検討は必要である。可能な限り資産・支払能力の調査を行い、どの程度回収可能性があるか、どの程度のコストを要するかを判断することが必要である。この点に関し、複数の滞納者をまとめて法的手続の対象にすることによりコストを削減することも可能なので、このような方法についても検討することが有効であると思われる。

ウ 債務者が分納の約定をする場合には、身内を連帯保証人に立てさせ、滞納となった場合に連帯保証人に対し請求を行っている。

連帯保証人に対しても、本人に対する場合と同様、法的手続を含め積極的な債権回収策がとられるべきである。

(2) 不納欠損処理を行う前に、資産調査等を行うべきである。

平成18年度、19年度はいずれも多くの不納欠損処理が行われているが、これに先立ち、債務者に対する面談や資産調査は行われていない。

これもまた上記(1)に関わることであるが、不納欠損処理を行うに際しては、債務者との面談や資産調査を行い、債務者の支払意思・能力についての情報を得たうえで、処理方針を決定すべきである。

債権放棄の対象とされている、①請求書発行あるいは債務承認の日から3年経過し、かつ本人の住所又は居所が不明であるとき ②破産免責 ③本人が死亡し、かつ保証人が付されていないとき には、そのような調査が不可能かあるいは回収可能性がないと考えられる。

他方、債権償却は、督促状を送付しても支払がない場合に、年に1回以上の催告状送付・臨戸徴収を行い、それでも支払のないまま3年経過する場合に行われる。この

3年の間に、債務者の支払意思・能力についての調査を試みることも可能であると思われる。調査不能の場合、あるいは調査の結果、支払意思も能力もないと判断される場合には不納欠損処理もやむを得ない。しかし、いずれかがある場合には、債務承認や法的手続によって回収をはかるといった方策を積極的に講じたうえではじめて、不納欠損処理を行うべきである。

8 意見

(1) 保証人の確保について

名古屋市立大学病院では、入院に際し保証人を立てさせていないとのことであったが、債権回収という観点からは、今後入院時に保証人を確保することも検討されてよいのではと考える。

(2) 未収金の実態把握について

名古屋市立大学病院では、診療収入について収納率のデータは取っていない。病院の収入は多岐にわたるため、データの取り方が難しいという面があるようである。

ただ、収納率についてのデータは、未収金額とともに、未収金の状況を把握し回収方針を検討するうえでの基礎的かつ重要なデータである。また、実際に行われた回収方法の効果を見るうえでも必要不可欠である。

今後、未収金の実態や回収方策の効果を把握するためのデータ作りの方法について検討されるとよいのではないかと思う。

(3) 債権償却（簿外管理）について

不納欠損処理には債権償却と債権放棄があり、前者は簿外管理を続けるものであるのに対し、後者は帳簿上から完全に抹消するものである。

前述のとおり簿外管理されている償却済債権に対する弁済も一部認められるが、その額は償却済債権全体からみれば少額にとどまっている。償却対象となる債権は、もともと回収可能性が低いものが多いと思われる。回収可能性が低く、今後の納入が見込まれないのであれば、一律に債権放棄として帳簿から抹消してもよいのではないか。ただし、その前提として、監査の結果で述べたとおり、回収可能性の有無を調査等により厳格に判断するとともに、可能な限りの回収の方策は尽くすべきである。

第3章 外部監査全体を通じての総括的な意見

監査対象とした特定の事件（監査のテーマ）を個別に調査した結果は第2章の第1ないし第9において報告したとおりであり、その結論部分を「監査の結果」と「意見」として記載した。

これらの調査を実施した結果、監査対象に共通する問題を把握することができたので、今回の外部監査に基づく総括的な意見として記載する。

- 1 監査対象とした債権及びこれを管理する部局等は、名古屋市が有する債権及び機構のごく一部に過ぎないが、各債権はいずれもその発生根拠を異にし、金額にも大きな差があり、個々の部局ごとに債権の管理や回収を適切に行うことは容易ではないことが痛感された。
- 2 これら債権は、いずれも公債権か私債権かに大別されるものであり、いずれであるかによって消滅時効期間を異にしているうえ、私債権の消滅時効期間は債権の内容により細かく別れている。また、公債権か私債権かを区別することが容易とはいえない債権も多数存在する。
- 3 このような多種多様な債権を消滅時効にかからしめないように管理したり、未収債権を回収するために資力調査を行い強制執行手続きを実行するなどの業務を的確に行うためには、民法・商法・民訴法等の法的知識を必要とするばかりか、実務的な経験を積む必要もある。
- 4 債権の管理及び回収は、基本的に債権の発生に深く係わりを有する部局ごとに行われており、担当人員や管理システムも整っているとはいえない中で、消滅時効期間の経過により債権を放棄せざるを得なくなったり、資力がないとはいえない債務者に対して的確な債権回収策がとられていない事例も散見された。

このような結果が生じている理由として、市全体の基準となるような債権管理・回収を具体的に定める規範が存在せず、回収困難な各種債権について対処すべき全市横断的な組織が存在していないことがあげられる。

- 5 このような実情を改善するため、次のような対応策をとることが望ましいと考える。
 - ① 債権管理・回収の具体的な規範となる条例あるいは規程の策定を行うこと。
 - ② 回収困難な債権の回収を実効的に行うことを目的とした全市横断的な組織を設置すること。
 - ③ ①②を実現するため、関係部局から人員を選抜して研究会等の検討組織を立ちあげること。

1 未収債権の現状について

(1) 債権の種類

名古屋市の収入となるべき債権（国、県、個人、法人のいずれに対するものか、また、金額の多寡は問いません）としてどのようなものがありますか。すべての種類につき各シートに1種類ずつ記載してご回答下さい（シート数が不足する場合は、適宜シートを挿入して下さい）。なお、以下の質問は、当該債権の種類についてご記入願います。

(2) 平成19年度末の未収総額はいくらですか

円

2 未収債権の法的根拠等について

(1) 本債権は公法上の債権・私法上の債権のいずれにあたりますか。

(2) 本債権の発生根拠（法令、条例、要綱・要領等についてはそれぞれの名称と条文、契約であればその名称）を具体的に教えてください。

法等の名称

条文

条

法等の名称

条文

条

法等の名称

条文

条

(3) 本債権の回収・徴収根拠（法令、条例、要綱・要領等についてはそれぞれの名称と条文、契約であればその名称）を具体的に教えてください。

法等の名称

条文

条

法等の名称

条文

条

法等の名称

条文

条

(4) 本債権について、強制徴収制度はありますか。ない場合は次の「無」の右に、「1」と入力してください。また、ある場合は次の「有」の右に「1」と入力して根拠法令と条文をご記入下さい。

無

有

法令の名称

条文

条

法令の名称

条文

条

3 未収債権の回収の方法について

(1) 本債権について督促（請求・督促・催告等、名称は問いません。）していますか。しているときは次の「している」の右に「1」、していないときは「していない」の右に「1」を入力して下さい。

している

していない

(2) 督促の頻度はどの程度ですか。

全体で

年に

月に

週に

回程度

回程度

回程度

回程度

(3) 本債権について、法的措置（公法上の強制徴収、私法上の訴訟・調停・支払督促・即決和解・強制執行等）をとったことはありますか。ない場合は次の「無」の右に、「1」、また、ある場合は次の「有」の右に「1」と入力して根拠法令と条文をご記入下さい。

無

有

法令の名称

条文

条

法令の名称

条文

条

(4) 法的措置をとったことがあるとすれば、相手方の人数、措置の種類、種類毎の件数を、平成17年度から平成19年度（申立日を基準）までの実績で教えてください。

平成17年度	相手方人数	件数
強制徴収(公法)		
訴訟		
調停		
支払督促		
即決和解		
強制執行		

平成18年度	相手方人数	件数
強制徴収(公法)		
訴訟		
調停		
支払督促		
即決和解		
強制執行		

平成19年度	相手方人数	件数
強制徴収(公法)		
訴訟		
調停		
支払督促		
即決和解		
強制執行		

(5) (4)の法的措置以外に、債権回収・徴収の目的でとった措置はありますか。

無	
有	

(6) (5)が「有」の場合、その措置は何ですか。ex. 任意退去、任意弁済、任意売却、債権譲渡など

措置の名称	
-------	--

(7) 回収のためのルール、基準などは整備されていますか。しているときは次の「整備している」の右に「1」、していないときは「していない」の右に「1」を入力して下さい。

整備している	
していない	

(8) 回収のために作成された条例、要綱・要領、マニュアル、ガイド、その他の書面があれば名称を教えてください。

書面の名称	
-------	--

4 未収債権の状況について

(1) 本債権の滞納者の実人数（平成19年度末）

	人
--	---

(2) 上記(1)のうち1人あたりの滞納の最高額

	円
--	---

(3) 上記(1)につき1人あたりの平均滞納額

	円
--	---

(4) 平成19年度の新規滞納者数

	人
--	---

(5) 平成18年度以前に滞納となって19年度に完済した者の実人数

	人
--	---

(6) 平成12年度以降の本債権の各年度末時点における未収額の推移

平成12年度		円
平成13年度		円
平成14年度		円
平成15年度		円
平成16年度		円
平成17年度		円
平成18年度		円

5 本債権の管理方法として採用している方法を下記ア～オのうちから選び、右の該当する欄に「1」を入力して下さい。

- ア サーバー・クライアントのコンピューターシステムによる管理
 イ 個々のパソコン上ソフト（エクセル、アクセス等）による管理
 ウ 台帳等の紙媒体のみによる管理（エクセル、アクセスを印字したものは、上記イ）
 エ 台帳等なし
 オ その他 具体的に

--

回答欄

未収のある債権の概要

(資料2)

回答部局	債権の種類	平成19年度末の未収総額(円)	公法上・私法上の債権の別	主な発生根拠(法等の名称)	滞納者実数(人)	未収最高額(円)	平均未収額(円)
財政局	市税	10,526,985,497	公法	地方税法	76,420	101,007,840	137,752
財政局	修正申告による配当割額等の返納請求金	85,404	公法	地方税法	10	24,490	8,540
財政局	不申告加算金(特別土地保有税)	48,400	公法	地方税法	1	48,400	48,400
財政局	税務証明手数料	6,500	公法	地方自治法	17	1,000	383
市民経済局	同和緊急生活資金貸付金	15,863,000	私法	名古屋市同和緊急生活資金貸付要綱	106	500,000	149,651
市民経済局	国際展示場借入金	1,556,461	私法	名古屋市国際展示場条例	6	663,605	259,410
市民経済局	中央卸売市場施設使用料(北部市場)	895,703	私法	名古屋市中央卸売市場業務条例	1	895,703	895,703
市民経済局	地域改善対策大学奨学金貸付金	598,000	私法	名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例	1	598,000	598,000
市民経済局	公設市場使用料	523,950	私法	名古屋市公設市場条例	2	298,350	261,975
市民経済局	中小企業振興会館借入金	235,967	私法	名古屋市中小企業振興会館条例	4	207,477	58,992
市民経済局	中央卸売市場借入金(北部市場)	126,287	私法	名古屋市中央卸売市場業務条例	1	126,287	126,287
環境局	路上禁煙違反の過料	3,169,000	公法	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例	1,585	2,000	2,000
環境局	北区火災こみ行政代執行費用	4,866,080	公法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1	3,150,000	3,150,000
環境局	こみ処理手数料(事業系こみ収集(納付券))	1,671,285	私法	事業系一般廃棄物処理手数料収納業務委託	6	605,195	278,548
環境局	給与等の戻入	1,253,569	私法	職員の給与に関する条例	4	505,639	313,392
環境局	仮設便所・尿処理手数料	32,500	私法	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	9	10,000	3,612
環境局	再利用粗大こみ払収入	21,000	私法	リユース家具購入決定通知書	2	10,500	10,500
環境局	猪子石工場及び五条川工場の新築焼却設備工事入札談合事件の損害賠償請求	4,476,184,520	私法	民法	2	2,259,007,397	2,238,092,260
健康福祉局	生活保護法返還金徴収金	415,487,502	公法	生活保護法	1,298	5,360,000	320,129
健康福祉局	生活保護費戻入金	40,279,998	公法	民法	611	272,990	65,925
健康福祉局	国民健康保険料	11,465,333,503	公法	国民健康保険法	74,998	2,530,787	152,875
健康福祉局	国民健康保険 不当利得	111,522,585	私法	民法	4,924	3,679,641	22,650
健康福祉局	国民健康保険第三者行為損害賠償金	607,129	私法	国民健康保険法	7	190,000	86,733
健康福祉局	名古屋市看護修学資金	7,774,000	私法	名古屋市看護修学資金貸与条例	8	1,920,000	971,750
健康福祉局	災害援護資金貸付金	326,561,921	私法	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例	565	2,477,900	600,170
健康福祉局	職員の給与	40,766	公法	職員の給与に関する条例	2	23,347	20,383
健康福祉局	身体障害者福祉法徴収金	11,071,122	公法	身体障害者福祉法(平成十二 法——改正前)	37	4,740,015	299,219
健康福祉局	居宅生活支援費の不正利得返還請求債権「有」ハウス」	64,430,000	公法	障害者自立支援法	1	64,430,000	64,430,000
健康福祉局	居宅生活支援費の不正利得返還請求債権「有」ウェルフェア」	10,046,916	公法	障害者自立支援法	1	10,046,916	10,046,916
健康福祉局	知的障害者福祉法徴収金	6,518,450	公法	知的障害者福祉法(平成十二 法——改正前)	43	867,000	151,591
健康福祉局	自立支援 食費等収入	615,092	公法	名古屋市知的障害者援護施設条例	2	578,062	307,546
健康福祉局	自立支援 利用者負担金収入	166,556	公法	名古屋市知的障害者援護施設条例	2	129,056	83,278
健康福祉局	支援費 雑入(短期入所食費)	39,920	公法	名古屋市知的障害者援護施設条例(平成15年3月26日条例第27号)	2	35,110	19,960
健康福祉局	心身障害者扶養共済事業掛金	13,616,660	私法	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例	122	1,371,000	111,612
健康福祉局	特別障害者等手当の過払い	11,572,395	公法	地方自治法	47	945,850	246,221
健康福祉局	名古屋市総合リハビリテーションセンター診療収入	10,822,320	私法	診療報酬の算定方法 平成20年厚生労働省告示第59号	62	976,670	142,180
健康福祉局	名古屋市総合リハビリテーションセンター障害者自立支援施設利用者負担金	323,691	公法	障害者自立支援法	5	198,679	64,738
健康福祉局	名古屋市総合リハビリテーションセンター介護収入	139,321	私法	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 平成12年厚生省告示第19号	33	5,783	2,805
健康福祉局	成年後見制度審判申立費用	61,340	公法	非訟事件手続法	1	61,340	61,340
健康福祉局	ねたきり高齢者等介護手当過払分返還	99,200	公法	名古屋市ねたきり高齢者等介護手当支給要綱	2	79,200	49,600
健康福祉局	指定介護療養型医療施設自己負担金(サービス費、特定診療費、居住費、食費)	843,180	私法	介護保険法	3	662,862	281,060
健康福祉局	保険医療機関一部負担金(本人負担医療費、食事・生活療養費)	574,280	私法	民法	36	153,430	15,952
健康福祉局	指定介護老人福祉施設自己負担金(サービス費、居住費、食費)	71,679	私法	介護保険法	1	71,679	71,679
健康福祉局	短期入所療養介護自己負担金(サービス費、特定診療費、滞在費、食費)	44,962	私法	介護保険法	2	40,482	22,481
健康福祉局	生活保護施設一部負担金(過年度分)	1,545,518	私法	民法	30	197,150	51,517
健康福祉局	老人福祉施設一部負担金(過年度分)	100,066	私法	民法	3	84,438	33,355
健康福祉局	霊園高場使用料(墓地管理料)	3,561,287	公法	名古屋市立霊園・斎場条例	349	52,000	10,204
健康福祉局	斎場使用料	92,500	公法	名古屋市立霊園・斎場条例	2	46,500	45,750
健康福祉局	介護保険料	793,672,457	公法	介護保険法	12,012	244,020	29,920
健康福祉局	介護保険給付不正利得等返還金	33,605,979	公法	介護保険法	3	30,390,585	11,201,993
健康福祉局	老人福祉法第28条第1項による徴収金(養護老人ホーム)	21,314,342	公法	老人福祉法	83	1,871,000	256,799
健康福祉局	経費老人ホーム使用料	2,313,650	公法	名古屋市老人福祉施設条例	5	1,197,200	462,730
健康福祉局	老人福祉法第28条第1項による徴収金(やむを得ない特養への措置)	505,934	公法	老人福祉法	5	186,101	101,187
健康福祉局	シルバーハウジング生活援助員派遣事業利用者負担	217,400	公法	シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱	8	124,500	27,175
健康福祉局	軽費老人ホーム電気器具使用料	600	公法	軽費老人ホーム入所者の電気器具使用に係る電気料金徴収取扱基準について	1	600	600
健康福祉局	老人保健法における損害賠償金	35,098,575	公法	老人保健法	9	10,545,920	3,899,842
健康福祉局	福祉医療にかかる高額療養費返還金	26,178,630	私法	障害者医療助成、乳幼児医療助成、ひとり親家庭等医療助成、小学生医療助成各条例	320	1,008,371	81,808
健康福祉局	老人保健法における不当利得返還金	24,020,111	私法	民法	53	20,000,000	453,210
健康福祉局	福祉医療にかかる不当利得返還金	3,855,058	私法	障害者医療助成、乳幼児医療助成、ひとり親家庭等医療助成、小学生医療助成各条例	95	1,530,000	40,580
子ども青少年局	児童福祉施設徴収金(保育所)	34,875,460	公法	児童福祉法	431	555,960	80,918
子ども青少年局	母子寡婦貸付金 貸付債権	612,150,319	私法	母子及び寡婦福祉法	1,780	5,799,500	343,905
子ども青少年局	児童手当返還金	14,830,000	公法	地方自治法施行令	270	640,000	54,926
子ども青少年局	児童扶養手当返還金	11,894,910	公法	地方自治法施行令	78	148,260	152,499
子ども青少年局	ひとり親家庭手当返還金・遺児手当返還金	1,889,250	公法	地方自治法施行令	66	242,200	28,625
子ども青少年局	子育て支援手当返還金	1,398,000	公法	地方自治法施行令	28	280,000	49,929
子ども青少年局	児童福祉施設徴収金(児童施設)	40,853,786	公法	児童福祉法	204	658,800	198,845
子ども青少年局	児童福祉施設徴収金(障害児施設)	35,675,000	公法	児童福祉法	176	409,200	202,699
住宅都市局	土地貸付料	201,580	私法	公有財産有償貸付契約	1	201,580	201,580
住宅都市局	土地売買契約に係る損害賠償金	19,678,814	私法	民法	1	19,678,814	19,678,814
住宅都市局	新出来土地地区画整理事業清算金	920,070	公法	土地地区画整理法	1	920,070	920,070
住宅都市局	大曽根土地地区画整理事業清算金	22,142	公法	土地地区画整理法	1	22,142	22,142
住宅都市局	住宅新築資金等貸付金償還金	49,391,507	私法	住宅新築資金等貸付制度要綱(国)	20	9,828,559	2,469,576
住宅都市局	市営住宅等家賃	629,647,244	公法	名古屋市営住宅条例	4,670	1,244,250	134,828
住宅都市局	市営住宅等駐車場使用料	13,013,175	公法	名古屋市営住宅条例	1,236	84,000	10,528
住宅都市局	建物売却代(駐車場売却代金)	49,613,616	私法	建築施設部分売買契約書	1	49,613,616	49,613,616
住宅都市局	建物売却代(保留床処分金)	6,090,710	私法	建築施設部分売買契約書	5	1,627,614	1,218,142
住宅都市局	入札談合による損害賠償	70,264,789	私法	民法	3	40,188,985	23,421,596
緑政土木局	道路占用料	70,083,360	公法	道路法	2,600	1,452,800	26,955
緑政土木局	都計八熊線における不法放置物件撤去等に係る代執行費用	1,870,370	公法	行政代執行法	1	1,870,370	1,870,370
緑政土木局	みどりが丘公園墓地管理料	1,399,000	公法	名古屋市みどりが丘公園条例	163	66,500	8,582
緑政土木局	公園使用料(設置管理許可)	1,047,120	公法	都市公園法	2	630,000	523,560
緑政土木局	水路等使用料(使用許可、占用許可)	991,000	公法	河川法	4	496,000	247,750
緑政土木局	公園使用料(行為許可)	327,900	公法	名古屋市都市公園条例	70	66,000	4,684
緑政土木局	道路の損害事故による原因者負担金	192,601	公法	道路法	1	192,601	192,601
緑政土木局	工事請負契約解除に伴う前払金余剰額に対する返還利息	89,243	私法	名古屋市工事請負契約約款(B)	1	89,243	89,243
緑政土木局	公園使用料(占用許可)	65,900	公法	都市公園法	3	40,800	21,967
緑政土木局	市道渥江町線支線第1号電線共同溝設置工事に伴う建設負担金	32,080	公法	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	1	32,080	32,080
緑政土木局	自転車等撤去保管手数料	1,500	公法	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	1	1,500	1,500
緑政土木局	互助会等負担金の返納金	384	公法	名古屋市職員互助会条例	1	384	384
教育委員会	名古屋市奨学金	12,917,720	私法	名古屋市奨学金規則	126	316,800	102,500
教育委員会	体育施設目的外使用料	2,576,300	公法	地方自治法	3	1,100,600	858,767
教育委員会	体育施設目的外使用にかかる弁償金	849,104	私法	名古屋市公有財産規則	3	606,848	283,035
教育委員会	高等学校授業料	520,900	公法	地方自治法	9	115,200	57,800
教育委員会	名古屋市入学準備金	393,000	私法	名古屋市入学準備金条例	3	300,000	131,000
教育委員会	学校施設災害にかかる賠償金	362,045	私法	民法	6	165,000	60,341
教育委員会	幼稚園授業料	58,900	公法	地方自治法	3	39,600	19,600
教育委員会	生涯学習施設使用料	6,000	公法	地方自治法	2	5,000	3,000
上下水道局	下水道使用料	4,238,522,535	公法	下水道法	582,146	19,474,311	7,281
上下水道局	水道料金	3,203,433,259	私法	水道法	370,495	23,375,407	8,646
上下水道局	工業用水道料金債権	36,177,641	私法	工業用水道給水条例	0	0	0
上下水道局	浄化槽廃止貸付金及び(み)取り改造貸付金	3,011,000	私法	名古屋市上下水道局浄化槽廃止工事資金助成規程	21	660,000	139,190
交通局	行政財産の目的外使用料	29,805	私法	地方自治法	1	29,805	29,805
病院局	使用料及び手数料	195,637,701	公法	名古屋市立病院条例	3,845	2,240,000	50,881
公立大学法人名古屋市立大学	名古屋市立大学病院における診療収入債権	85,589,076	私法	公立大学法人名古屋市立大学会計規程	2,075	4,361,210	41,248
		計	37,927,465,534				

※上下水道局の下水道使用料、水道料金の「平成19年度末の未収総額(円)」には、3月に検針・測定したもので、未だ納入期限が到来していない料金及び未だ請求されていない料金も含まれている。また、「滞納者実数(人)」は人数ではなく、それぞれの未収の期別件数を記載している。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 2月 4日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

服部本山ビルディング

名古屋市千種区末盛通 5丁目12番地

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

No	小売業者	開店時刻		閉店時刻	
		変更前	変更後	変更前	変更後
1	(株)ピーコックストア	午前 9時00分	変更なし	地下 1階及び1階については午後12時00分、2階及び3階については午後 7時30分	地下 1階及び1階については午後12時00分、2階及び3階については午後 8時00分
2	(株)しいがる	午前10時00分	午前 9時00分	午後 8時00分	午後 9時00分
3	(株)服部本山ビル	午前10時00分	午前 7時00分	午後 7時30分	午後 8時00分

3 変更の日

平成21年 3月 1日

4 変更しようとする理由

顧客の利便性を高めるため

5 届出の日

平成21年 1月20日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び昭和区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 2月 4日から平成21年 6月 4日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成21年 6月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第 4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農政部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成21年 2月 4日

名古屋市農業委員会農政部会長 小川 鐘敏

1 開催日時

平成21年 2月 9日（月曜日） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議事

第 1号議案 都市農業の振興について